

平成 27 年 9 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月7日】

代表質疑

1 尾崎邦洋（緑風会） 35～44ページ

議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 総括について
 - (1) 今回の決算をどのように受け止めているのか
 - (2) 今後の予算編成にどのように活かしていくのか
 - (3) 主要事業の進捗状況について
- 2 財政運営について
- 3 第1次亀山市行財政改革大綱の評価と検証について

議案第68号 平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 1 総括について
 - (1) 今回の決算をどのように受け止めているのか
 - (2) 今後の予算編成にどのように活かしていくのか

議案第70号 平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 総括について
 - (1) 赤字について
 - (2) 病院事業管理者について

代表質疑

2 中村嘉孝（新和会） 44～57ページ

議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 決算の評価について
- 2 決算収支について
 - (1) 実質収支と実質単年度収支について
 - (2) プライマリーバランス（基礎的財政収支）について
 - (3) 市税収入の減少について
- 3 財政分析指標について
 - (1) 経常収支比率と財政力指数について
 - (2) 公債費負担比率について
- 4 財務書類4表について
 - (1) 総務省による統一的な基準による地方公会計の整備促進について
- 5 今後の財政運営について

代表質疑

3 西川憲行（ぽぷら） 57～71ページ

議案第70号 平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について

- 1 地方公営企業会計の会計基準の見直しによる変化について
 - (1) 決算報告書について
 - (2) 損益計算書について
 - (3) 貸借対照表について
- 2 医業収益が減少している要因について

議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について及び報告第14号 決算に関する附属書類の提出について

- 1 財政指標について
- 2 基礎的財政収支について
- 3 経常収支比率について
- 4 受益者負担の見直しの成果について
- 5 亀山市独自の政策について
- 6 基金の運用について
- 7 行政経営に係る施策評価シートについて

4 新 秀隆（公明党） 71～79ページ

議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部改正について

- 1 改正による変化点について
- 2 改正の必要性について

議案第59号 亀山市手数料条例の一部改正について

- 1 料金設定について

議案第61号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業について

報告第30号～報告第33号 専決処分の報告について

- 1 専決処分の内容について
 - (1) 請求方法と経緯について
 - (2) 改善策について

5 豊田恵理（創政クラブ） 79～87ページ

議案第61号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路維持修繕費5,000千円の増額及び第4目 道路舗装費25,000千円の増額について

議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 平成26年度決算をどのように評価しているのか
- 2 プライマリーバランスについて
- 3 基金について
- 4 税収と滞納額について
- 5 今後の財政運営について

議案第68号 平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 1 資金が減少しているが、今後の運営をどのように考えているのか

6 今岡翔平（ぽぶら） 87～95ページ

議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 第10款 教育費、第5項 社会教育費、第7目 文化振興費、かめやま文化年事業について

7 宮崎勝郎（緑風会） 95～103ページ

議案第57号 亀山市認定こども園条例の制定について

- 1 条例制定の意義、目的について尋ねる
- 2 なぜ今亀山市立関認定こども園アスレに変えるのか
- 3 幼稚園児と保育園児とを一緒に教育、保育ができるのか
- 4 利用者負担額について

議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部改正について

- 1 社会保障・税番号制度が導入されることによる条例の一部改正の内容について尋ねる
- 2 今回、条例の一部改正を行うが、新たな条例制定の考えはなかったのか

議案第61号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第2目 道路維持修繕費5,000千円の増額について
- 2 第8款 土木費、第2項 道路橋梁費、第4目 道路舗装費25,000千円の増額について
- 3 第9款 消防費、第1項 消防費、第3目 消防施設費34,226千円の事業名及び財源内訳の変更について

8 岡本公秀（新和会） 104～109ページ

議案第71号 工事請負契約の締結について

- 1 直近1年間において、衛生公苑で処理している生し尿と浄化槽汚泥の量と比率について
- 2 過去3年間の運転状況と鈴鹿川への放流水の水質について
- 3 二酸化炭素排出削減対象機器に関する交付金の金額と二酸化炭素の排出量の削減程度について

いて

- 4 電力量の削減について
- 5 設備改良後の鈴鹿川への放流水の水質について
- 6 将来、生し尿処理量が0になっても設備・機器に支障はないのか
- 7 下水道の普及により、衛生公苑の設備が過大になることはないのか
- 8 今回の設備改良により、管理委託費の削減に繋がるのか

9 福沢美由紀（日本共産党） 109～116ページ

議案第57号 亀山市認定こども園条例の制定について

- 1 認定こども園への移行を国は強制をしていないが、関乳幼児センターアスレから認定こども園へ変えなければならない理由は何か
- 2 市町村が児童福祉法第24条第1項の規定で市町村が保育の実施責任を負うのは保育所のみだが、認定こども園を設置する以上、市はどのように実施責任を負うのか
- 3 認定こども園の設置主体が市町村であるか民間であるかで、保育の質の担保をするのに大きな違いがあるが、将来的に引き続き市が設置・運営を行っていくつもりはあるのか
- 4 生活リズムの異なるこどもたちが同じクラスになることによる支障はないのか
- 5 定員はどうなるのか
- 6 関幼稚園で行っていた預かり保育はどうなるのか
- 7 モデルケースとのことだが検証はいつ、どのようにされるのか

質 疑 内 容 （通告要旨）

【9月8日】

1 櫻井清蔵（ぽぶら） 121～130ページ

議案第57号 亀山市認定こども園条例の制定について

- 1 条例設置について
- 2 定義について
- 3 亀山市子ども・子育て支援事業計画に認定こども園の導入を位置づけているが、今後「アスレ」以外についての市長の見解を知りたい

議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 平成26年度は7億2,545万円の黒字決算となっているが、市長としての見解を知りたい

報告第23号～報告28号 専決処分の報告について

- 1 市道川崎白木線における車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて
 - (1) これまでの同様の事案の件数を知りたい
 - (2) このような事案について、たびたび定例会に専決処分の報告がされているが、過去の経緯をどのように認識しているのか、また担当室にどのような指示をしているのか、市長の姿勢を知りたい

2 服部孝規（日本共産党） 130～138ページ

議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部改正について、議案第59号 亀山市手数料条例の一部改正について及び議案第61号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

- 1 亀山市個人情報保護条例の一部改正で、個人情報の流出やなりすまし犯罪を完全に防ぐものになるのかについて

議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 1 リニア基金は平成26年度決算で15億円にもなるが、積立てが市民要求に沿ったものかについて

質 問 内 容 (通告要旨)

【9月8日】

1 福沢美由紀（日本共産党） 142～154ページ

学童保育（放課後児童クラブ）について

- 1 昼生小学校区放課後児童クラブの移転改築について
- 2 ひとり親家庭への助成について
- 3 放課後児童支援員等処遇改善等事業について
- 4 待機児童について

認定こども園について

- 1 そもそもアスレ建設時の幼保合築のメリット、デメリットはどうであったのか

2 新 秀隆（公明党） 154～165ページ

安心・安全対策について

- 1 亀山市の安全対策について
 - (1) 児童の登下校時の安全対策について
 - (2) 児童の市内での安全対策について
 - (3) 児童の安全指導策について
- 2 災害時の安全対策について
 - (1) 避難所運営について
 - (2) 災害時の情報伝達について
 - (3) AED配備先の周知について

ICT環境整備について

- 1 ICT環境の充実について
 - (1) 小中学校のICT環境の現状について
 - (2) 公衆無線LANの環境の整備促進について
 - (3) テレワークス活用のワークスタイルについて

3 豊田恵理（創政クラブ） 165～173ページ

空き家に関することについて

- 1 空き家の現状について
- 2 他市の動きについて
- 3 予防措置対策の必要性について

NPO等の他団体との連携について

- 1 NPO等の他団体と亀山市の現状について

2 連携の必要性について

4 今岡翔平（ぽぷら） 174～186 ページ

若い世代の意見を市政に反映する仕組みづくりについて

- 1 12月議会で質問したが、その後どういった取り組みが行われたのか
- 2 「まち×デザi nかめやま」の実施について
 - (1) 8月9日に開催されたワークショップの内容について
 - (2) 市職員が参加者の半数近くを占めているように見えたが、参加者の集まり具合は予定通りだったのか
 - (3) 集約された若い世代の意見は具体的に市政のどの部分に反映されるのか
 - (4) 参加者から柔軟な発想が出るように主催側はどのように工夫したのか
 - (5) 今後このような取り組みを続ける必要性を感じているか

経営会議について

- 1 経営会議の概要について
- 2 経営会議の役割分担について
 - (1) 経営会議における副市長の役割について

5 高島 真（緑風会） 186～194 ページ

市道川崎白木線（フラワー道路）の道路改良について

- 1 現在の現状について
- 2 騒音調査について
- 3 道路改良に向けて

防犯カメラの必要性について

- 1 現状について
- 2 通学路に設置することの重要性について

防災井戸設置について

- 1 井戸設置の取り組みについて

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月9日】

1 中崎孝彦（新和会） 196～206ページ

生活困窮者の自立支援について

- 1 生活困窮状態の市民への対応について
 - (1) 過去3年間の相談件数について
 - (2) 相談後の対応とその成果について
- 2 市民のSOSをどのように把握していくのか
- 3 市が行う必須事業と任意事業について
- 4 相談窓口となる社会福祉協議会への支援をどのように行っていくのか

子どもの貧困対策について

- 1 児童扶養手当について
 - (1) 受給可能な世帯数と受給世帯数について
 - (2) 満額支給対象の世帯数について
- 2 児童扶養手当以外のひとり親家庭に対する福祉制度の主な事業と現状について
- 3 シングルマザーの就労支援対策について
- 4 新たな給付型の奨学金制度の創設について
- 5 経済的に塾に通えない子どもたちに無料で勉強を教える場を提供できないか

2 服部孝規（日本共産党） 206～218ページ

デリバリー方式による中学校給食について

- 1 デリバリー方式がスタートする直前の伊東靖男前教育長の議会答弁について
- 2 平成20年9月の市立幼稚園及び小学校における学校給食の実施方針について
- 3 旧関町と旧亀山市が合併して10周年を迎えるのになぜ中学校給食だけは別々なのかについて

棕川流域で進む宅地開発について

- 1 この十年間の棕川流域での宅地開発について
- 2 宅地開発により棕川への排水がどれだけ増えたのかについて
- 3 宅地開発を進めることで空き家がさらに増加するという認識はあるのかについて

3 西川憲行（ぽぷら） 219～232ページ

亀山市の将来像について

- 1 文化振興ビジョンについて
 - (1) 市の施策における文化振興ビジョンの重要性と優先順位について確認するとともに「亀

山市歴史的風致維持向上計画」との整合はどのように図られているのか、また、市民力を生かしたまちづくりの中で文化と伝統の継承を今後どのように発展させていくのかを問う

2 亀山市定員適正化計画について

(1) 地方創生を掲げ、独自の政策が大切になっていく中で、今後の職員の仕事量は増加していくと思うが、定員適正化計画に掲げる定員の根拠と現状の仕事量に対する定員の妥当性について、また、将来の亀山市の職員数はどのようにイメージされているのかを問う

3 亀山市の広報のあり方について

(1) 市の広報は、市民の目線に立って行われているのか、広報紙の配布や、ホームページの閲覧に工夫はされているのか、また、今後の市広報のあり方について問う

4 国民宿舎関ロッジについて

(1) 検討委員会の進捗状況と今後の方向性について問う

4 尾崎邦洋（緑風会） 2 3 2～2 4 1 ページ

主要事業評価シートについて

1 評価について

全国学力・学習状況調査（学力テスト）について

- 1 亀山市の結果について
- 2 結果からみた課題・問題点について
- 3 今後の取り組みについて

5 櫻井清蔵（ぽぶら） 2 4 2～2 5 3 ページ

ザ・点検～亀山モデル～について

- 1 亀山市事務事業点検制度のあり方について知りたい
 - (1) 検討結果の効果の検証について
 - (2) 判定による齟齬について
 - (3) 判定委員への事業内容の説明のあり方について

関ロッジについて

1 施設の現状について知りたい

次世代の子どもたちに市長はどのような方針で臨むのかについて

1 川崎小学校の新築において空調機設置を判断されたが、他の未設置の施設の今後の対応について知りたい

亀山市の行事について

1 行政の関与する事業がたびたび重複することが見受けられるが、庁内でどのように調整されているのか知りたい

開発事業について

1 開発申請における亀山市の判断基準について知りたい（羽若町地内）

教育行政について

- 1 大阪府寝屋川市での中学生誘拐事件を教育委員会としてどのように受け止めているか
- 2 岩手県の中学生自殺問題を教育委員会としてどのように受け止めているか
- 3 児童・生徒の通学路整備の進捗状況について
- 4 学校施設整備について
 - (1) 川崎小学校への空調設備の導入が報告されているが、他の学校はどうするのか
 - (2) 学校グラウンドの芝生化について、南小学校の経過と今後の芝生化をどうするのか
- 5 家族交換日記、家庭約束手帳の取り扱いについて
- 6 全国学力テストの結果をどのように受け止めているのか
- 7 歴史博物館での夏休み企画の成果について
- 8 亀山市子ども条例制定の考えはあるのか

高齢者生活支援について

- 1 亀山QOL支援モデル事業について
- 2 高齢者敬老手帳について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月10日】

1 小坂直親（緑風会） 268～280ページ

関ロジについて

- 1 経過と検証について
- 2 現状と今後の対応について

公共関連事業について

- 1 主要幹線道路の整備について
- 2 防災関連事業について

2 前田耕一 280～291ページ

スポーツ施設の充実について

- 1 天皇賜杯第70回全日本軟式野球大会の開催について
 - (1) 具体的な開催内容と認識について
 - (2) 開催に向けての会場整備について
- 2 西野運動公園野球場の現状とこれまでの改修経過について
- 3 第76回国民体育大会「三重とこわか国体」に向けての施設の改修計画について

質 問 内 容 （通告要旨）

【9月25日】

1 服部孝規（日本共産党） 322～329ページ

亀山市国民宿舎関ロッジの今後の方針について

- 1 今回の事態に至った経緯や原因の検証について
- 2 指定管理者制度の導入は誤りではなかったのかについて
- 3 今後の見通しについて

2 西川憲行（ぽぷら） 329～338ページ

亀山市国民宿舎関ロッジの今後の方針について

- 1 あり方検討委員会の意見書と市長の思いは同じだったのか。今までの議論で積み上げてきたものは何か。市長が持続可能な経営を目指して努力した結果に責任はないのか。

3 宮崎勝郎（緑風会） 338～342ページ

亀山市国民宿舎関ロッジの今後の方針について

- 1 亀山市国民宿舎関ロッジ在り方検討委員会からの提言をどのように受け止めたのか
- 2 国民宿舎関ロッジの再生について

4 櫻井清蔵（ぽぷら） 342～349ページ

亀山市国民宿舎関ロッジの今後の方針について

- 1 今回の方針について、市の決定イコール市長の決定と理解してよいか
- 2 関ロッジについては、運営を継続しないものとするとは、施設の指定管理を行わないということか
- 3 ブルートレインについては、早期に売却等の処分を進めるとあるが、「等」とは何か
- 4 観音山公園の位置づけを検討とあるが、どのようなことか
- 5 市により更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行うとともに、併せて、民間事業者による現施設の活用についての募集を行うとあるが、募集期間はどの程度を考えているのか
- 6 公園整備などについて検討するとあるが、山の中に公園を造るのか

平成27年8月27日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成27年8月27日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第57号 亀山市認定こども園条例の制定について
- 第 6 議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部改正について
- 第 7 議案第59号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 8 議案第60号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第61号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 10 議案第62号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第64号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 13 議案第65号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 14 議案第66号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 15 議案第67号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 16 議案第68号 平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 17 議案第69号 平成26年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 18 議案第70号 平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 19 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 第 20 議案第72号 財産の取得について
- 第 21 議案第73号 市道路線の認定について
- 第 22 議案第74号 市道路線の認定について
- 第 23 議案第75号 市道路線の認定について
- 第 24 議案第76号 市道路線の認定について
- 第 25 報告第14号 決算に関する附属書類の提出について
- 第 26 報告第15号 健全化判断比率の報告について
- 第 27 報告第16号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 28 報告第17号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第 29 報告第18号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について
- 第 30 報告第19号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
- 第 31 報告第20号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

- 第 32 報告第21号 平成26年度亀山市一般会計継続費精算報告について
 - 第 33 報告第22号 専決処分の報告について
 - 第 34 報告第23号 専決処分の報告について
 - 第 35 報告第24号 専決処分の報告について
 - 第 36 報告第25号 専決処分の報告について
 - 第 37 報告第26号 専決処分の報告について
 - 第 38 報告第27号 専決処分の報告について
 - 第 39 報告第28号 専決処分の報告について
 - 第 40 報告第29号 専決処分の報告について
 - 第 41 報告第30号 専決処分の報告について
 - 第 42 報告第31号 専決処分の報告について
 - 第 43 報告第32号 専決処分の報告について
 - 第 44 報告第33号 専決処分の報告について
-

●本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	豊 田 恵 理 君	8 番	福 沢 美由紀 君
9 番	森 美和子 君	10 番	鈴 木 達 夫 君
11 番	岡 本 公 秀 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻 井 義 之 君	副 市 長 広 森 繁 君
企画総務部長 山 本 伸 治 君	財 務 部 長 上 田 寿 男 君
市民文化部長 石 井 敏 行 君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事 伊 藤 誠 一 君
環境産業部長 西 口 昌 利 君	建 設 部 長 高 士 和 也 君

医療センター 事務局 長	落 合 浩 君	危機管理局長	井 分 信 次 君
文化振興局長	広 森 洋 子 君	関 支 所 長	坂 口 一 郎 君
子ども総合 センター 長	若 林 喜美代 君	上下水道局長	草 川 博 昭 君
財務部 参事	松 本 昭 一 君	市民文化部参事	深 水 隆 司 君
健康福祉部参事	水 谷 和 久 君	会 計 管 理 者	西 口 美由紀 君
消 防 長	中 根 英 二 君	消 防 次 長	服 部 和 也 君
消 防 署 参 事	平 松 敏 幸 君	教育委員会委員長	肥 田 岩 男 君
教 育 長	伊 藤 ふじ子 君	教 育 次 長	佐久間 利 夫 君
監 査 委 員	渡 部 満 君	監査委員事務局長	宮 崎 吉 男 君
選挙管理委員会 事務局 長	松 村 大 君		

●事務局職員

事務局 長	松 井 元 郎	議事調査室長	渡 邊 靖 文
書 記	山 川 美 香		

●会議の次第

(午前10時00分 開会)

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから平成27年9月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

3番 高 島 真 議員

12番 宮 崎 勝 郎 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月25日までの30日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

会期は本日から9月25日までの30日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件が、また教育委員会から平成26年度教育に関する事務の点検・評価報告書が提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成27年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済につきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、緩やかに回復していくことが期待されるものの、中国経済を初めとした海外景気の下振れなど、景気を下押しするリスクにも留意が必要な状況となっております。

政府においては、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、去る6月30日に経済財政運営と改革の基本方針2015を閣議決定されました。

この方針は、経済再生なくして財政健全化なしという基本哲学のもと、取り組むべき今後の経済財政運営の方針を示したものであり、経済の好循環を拡大させ、潜在的な成長力を強化し、まち・ひと・しごとの創生等によって財政健全化を実現しようとするもので、本市の地域経済や行財政運営にも大きく影響いたしますことから、引き続き情報収集を行うなど、その動向に注視してまいります。

一方、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度につきましては、平成28年1月からの制度開始が近づく中、本市におきましても、来る10月5日から市民へ通知カードを発送いたしますとともに、希望者への個人番号カードの交付手続の受け付けを開始いたします。これに伴い、個人情報の適正な取り扱いを確保するためなど、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

この制度の運用により、社会保障制度・税制度の効率性・透明性が高まり、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現につながるものと期待されておりますことから、円滑な導入に向けた諸準備を進めるとともに、市民への周知を図ってまいります。

さて、平成26年度一般会計の決算につきましては、後期基本計画を着実に進めるとともに、限られた財源を有効かつ適切に活用し執行してまいりまして、歳入総額が210億8,508万円、歳出総額が201億9,831万円となり、実質収支は7億2,545万円の黒字決算となったところであります。

全体といたしましては、財政調整基金を5億2,735万円取り崩しましたことから、実質単年度収支は前年度の1,179万円の黒字から7億8,964万円の赤字に転じるとともに、基礎的財政収支、プライマリーバランスは9億7,670万円から2,233万円へと大きく黒字が減少しております。

一方、財政指標等については、公債費の減少などから、経常収支比率や公債費負担比率は前年度より好転しており、実質公債費比率などの健全化判断比率も、国が定める基準を大幅に下回っております。

さらに、自主財源の根幹である市税収入は、前年度比で約4億円の減収となったものの、財政調整基金は前年度とほぼ同水準となる約4億5,000万円を確保し、市債残高についても6年連続で減少しており、厳しい財政状況下にあいながらも、一定程度の財政健全性は確保できたものと考えております。

しかしながら、中期的には多額の財源不足が見込まれる厳しい財政状況でありますことから、新たに策定した第2次亀山市行財政改革大綱を着実に進め、持続可能な行財政運営の確立に取り組んでまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適な都市空間の創造」についてでございますが、にぎわいの場の創造・商店街の活性化のうち、亀山市プレミアム付き商品券発行事業につきましては、ウェルカム商品券の予約申込方法や市内取扱店等について市民へ周知を図り、商品券の予約受け付けも終盤を迎えているところであります。来る10月1日からは、商品券の利用が開始されますので、地域における消費喚起や市内商業の活性化に向け効果的な取り組みとなるよう、事業主体である亀山商工会議所とさらなる連携を図ってまいります。

次に、農林業の振興につきましては、認定農業者15件、営農組織4件を含む200件の経営所得安定対策の申請がなされ、主食用米の価格低下の影響などから、飼料用米の作付への申請が増加しているところであります。こうした国の制度などを活用し、引き続き、担い手農家の経営安定化の取り組みを支援してまいります。

次いで、上下水道の整備のうち、流域関連公共下水道事業につきましては、本年度から事業認可区域の第6負担区内の整備工事に着手し、平成28年3月末に一部供用開始する予定となっておりますことから、同負担区における受益者負担金を定めるため、本議会に関係条例の改正を提案いたしております。

次に、道路網の整備のうち、野村布気線整備事業につきましては、難航しておりました用地について、去る6月30日に売買契約を締結いたしましたことから、長田池から西側区間の工事着手を見込める状況であり、平成28年度からの本線工事の着手に向け、鋭意取り組んでまいります。

また、市道川崎白木線につきましては、近年の交通量の急激な増加により舗装のひび割れなどの損傷が進んでいることから、早急な対応を行うため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次いで、公共交通機関の整備のうち、地域生活交通再編事業につきましては、現行の東部ルートを路線再編し、来る10月1日からJR井田川駅へのアクセス等を含む新たな運行を開始いたしますことから、円滑に移行できるよう諸準備に万全を期すとともに、市民への周知や利用促進に努めてまいります。

また、JR下庄駅前につきましては、駐輪スペースを確保するため、140台分の駐輪用ライン引き工事を行い、来月1日から自転車置き場として供用開始いたします。管理においては地域の協

力を得ながら行うこととしており、かねてよりの課題でありましたJR下庄駅の利用環境の改善につながるものと考えております。

続きまして、「市民参画・協働と地域づくりの推進」についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地区コミュニティセンター充実事業につきましては、本年6月に関南部地区コミュニティセンターの建設に係る工事請負契約を締結いたしましたところであり、本年度末の竣工に向け着実に進めてまいります。

次に、市民参画・協働と交流の場の創造のうち、市民活動応援事業につきましては、平成25年度及び平成26年度に地区コミュニティ等へ交付いたしました応援券に対する初めての交付金を交付いたしました。市が最初に応援券を交付した地区コミュニティ等では、総交付枚数5万7,255枚のうち50.8%となる2万9,104枚を利用いただき、そのうち約87%に当たる2万5,330枚分が市民活動団体からの交付金申請につながり、全体として44.2%を活用いただいたところであります。今回の結果を踏まえて課題を整理し、審査検証委員会での検証を行ってまいります。

次いで、人権の尊重につきましては、一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例に基づき策定作業を進めてまいりました亀山市人権施策基本方針について、今日18日に亀山市人権施策審議会への諮問を行い、近く答申を受ける予定であります。審議会からの意見等を踏まえ、9月からのパブリックコメントの実施に向け諸準備を進めてまいります。

続きまして、「健康で自然の恵み豊かな環境の創造」についてご説明申し上げます。

まず、健康づくりの推進につきましては、先月28日、29日の両日、愛媛県八幡浜市で開催されました第11回健康都市連合日本支部総会及び大会へ、地域まちづくり協議会の方々とともに参加いたしました。大会においては、他都市の取り組みに触れるとともに、全国から集まった健康づくりに携わる団体の方々と交流を深めていただいたところであります。今後も、健康都市間のネットワークを生かしながら、地域が取り組む健康づくり活動を支援するなど人に優しい健康都市の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、循環型社会の形成・エコシティの実現のうち、衛生公苑し尿処理施設につきましては、農業集落排水処理施設等の浄化槽汚泥に対応した処理機能の改善と主要な設備等の老朽更新を行い、施設の長寿命化を図るべく改良工事に着手してまいります。このほど、基幹的設備の改良工事に係る仮契約を締結いたしましたので、本議会に工事請負契約の締結を提案いたしております。

また、刈り草コンポスト化センターにつきましては、平成29年度のし尿処理施設の統合により関衛生センターの廃止を予定しておりますことから、そのあり方を検討いたし、効率的・効果的な運営に資するため、民間への運営移譲を図ることといたしました。今後は、事業者の選定方法の検討など、諸準備を進めてまいります。

次いで、自然との共生のうち、中山間地域等直接支払事業につきましては、本年度より第4期対策が始まっており、地域へ事業説明を行ったところ、事業の継続を中止した集落がある一方、取り組み面積の拡大や新規に取り組む集落がありましたことから、計画以上の取り組み面積となったところであります。そのため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。

次に、防災力の強化につきましては、来る11月22日に亀山東小学校を会場に、総合防災訓練を実施いたします。この訓練は、防災関係機関と市民が一体となった実践的な訓練として、特に、

亀山東小学校を指定避難所とする31自治会の方々には徒歩による集団避難訓練を行っていただき、地域特性を再認識していただくことで地域防災力の向上につなげてまいります。

次いで、消防力の充実・強化につきましては、大規模災害発生時に迅速かつ確かな活動を展開できるよう、来る10月23日、24日の両日、桑名市をメイン会場として開催されます三重県総合防災訓練及び緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練に参加いたします。この訓練では、三重県と連携した他県の緊急消防援助隊の受け入れなどの図上訓練や、県内応援隊としての実動訓練を行ってまいります。この訓練を通じて、三重県や緊急消防援助隊との連携を確認するとともに、事後検証を十分に行い、より実効性の高い応援・受援体制の確立に努めてまいります。

また、先月19日に北東分署を会場に開催いたしました市消防操法大会におきましては、日ごろより地域の安全・安心を確保するため、各分団が地道な訓練を精力的に重ねられた成果を十分に発揮いただいたところであります。

続きまして、「生きがいを持てる福祉の展開」についてご説明申し上げます。

まず、スポーツの推進のうち、平成33年開催予定の三重国体につきましては、先月27日に開催された三重県準備委員会第4回総会において、愛称が「三重とこわか国体」と決定されたところであり、本市といたしましては、本年度予定されております中央競技団体視察への対応準備を進めているところであります。

次に、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、来月からの5カ月間にわたり、シャープ株式会社を代表団体とする共同事業体による実証実験事業、亀山QOL支援モデル事業が本市において行われます。この事業は経済産業省の公募委託事業であり、高齢者が住みなれた地域で安心して生き生きと生活できるよう、民間事業者とシルバー人材センターが連携し、一定の利用者負担をいただきながら、健康相談や買い物支援等の生活支援サービスを提供するヘルスケアビジネスモデルを実証するものであります。

本市も協力団体としてこの事業に参加しておりますことから、まちづくり協議会等地域の団体への説明や利用者の募集等に協力しているところであり、引き続き事業主体である共同事業体との連携を図り取り組んでまいります。

次いで、障がい者の社会参加の促進のうち、障がい者職場実習事業につきましては、2年間の試行を経て本年度から本格実施いたします。本事業は、一般就労に向けた支援として、障がい者1名を総合保健福祉センターなど市の施設へ受け入れ、事務補助などの軽作業を行っていただくものとして、来月からの3カ月間で実施いたします。こうした実習を契機に一般就労へつなげてまいりたいと考えております。

次に、社会保障の充実のうち、臨時福祉給付金につきましては、申請受け付け期間を来月1日から来年1月29日までとして、今月末には対象となる可能性のある方への申請書等が届くよう進めているところであります。また、市内21カ所で申請に関する相談会の開催を予定しており、円滑な給付に向けて制度の周知に努めてまいります。

一方、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、約3,700名から申請書を受理したところであり、来る10月に給付を予定しております。未申請の方に対しましては、通知を行うなど制度の周知を図るとともに、適切な支給に努めてまいります。

さらに、生活困窮者自立支援事業につきましては、支援に直接携わる亀山市社会福祉協議会の職

員に専門的な知識・技術を習得していただくなど支援体制の強化を図っており、先月末までに目標や支援内容について4件のプランを決定したところであります。引き続き、亀山市社会福祉協議会と連携しながら、支援を行ってまいります。

また、戦後70周年に当たる特別な機会を捉え、国として弔意の意をあらわすため戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給につきましては、前回の受給者の半数以上の申請を受け付け、三重県に送付しております。請求の期限は平成30年4月2日までとなっており、時効による失権者が生じることのないよう請求手続の周知を図るとともに、円滑な事務に努めてまいります。

続きまして、「次世代を担う人づくりと歴史文化の振興」についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、関幼稚園及び関保育園を平成28年度から認定こども園へ移行することといたしました。移行に当たりましては、市民の方々に施設や制度に関する理解を深めていただくため、昨年度に引き続き2回目のシンポジウムを先月開催し、151名の方々にご参加いただいたところであります。これに伴い、本議会に関係条例の制定を提案いたしております。

なお、今回のケースをモデルとして、認定こども園の運用における課題等の検証を行ってまいります。

一方、里親制度等につきましては、先月、県の里親説明会が開催され、制度について詳細な話し合いが行われたところであります。親の病気や養育困難等により、保護者と一緒に暮らすことができない子供など、里親のもとで養育されるケースも少しずつ増加しており、引き続き、社会的養護が必要な子供たちを地域が一体となって育てることができるよう、取り組んでまいります。

次に、文化芸術の振興につきましては、市制施行10周年記念事業として、「亀山薪能」を今月29日に亀山西小学校グラウンドにて開催いたします。多くの市民の方々がすぐれた文化芸術に触れることで、感性や心の豊かさを育み文化力の向上につなげられるよう進めてまいります。

次いで、歴史文化の継承につきましては、来る10月10日から歴史博物館において、市制施行10周年記念事業となる秋の企画展を開催いたします。これまで国史跡指定に向けた発掘調査を行ってまいりました鈴鹿関跡をテーマに、文献資料と発掘調査の成果を展示することとしており、諸準備を進めてまいります。

続きまして、「行政経営」についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進のうち、入札・契約制度の改革につきましては、入札参加者の選定における格付等級の改定とあわせ、10月1日より一般競争入札の対象拡大を図り、適切な運用に努めてまいります。

次に、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、先月23日に第2回亀山市地方創生会議を開催するなど、庁内外での検討を進めているところであります。今月9日には、若者ワークショップ「まち×デザi nかめやま」を開催いたし、市内の未婚の男女29名に参加いただき、結婚や子育てに関する率直な意見を聞かせていただく機会となったところであります。

また、市内の事業所約200社を対象としたアンケート調査を実施しており、先に行いました中学生・高校生アンケートもあわせ、把握した市民意向を総合戦略等の策定に生かしてまいります。

一方、休館中となっております国民宿舎関ロッジにつきましては、現在、外部委員による亀山市国民宿舎関ロッジ在り方検討委員会及び庁内調査研究グループを設置し、今後のあり方について検討を進めているところであります。今月10日に開催いたしました第1回の委員会に続き、来月に

も委員会を予定しており、その検討結果を踏まえ、今後のあり方についての方針を決定してまいりたいと考えております。

さて、本年は、5年ごとに実施される国勢調査の実施年でありますことから、当該調査の基準日である10月1日に向け、亀山市実施本部を中心に、諸準備を進めているところであります。今回の調査においては、調査困難世帯や外国人世帯への対応として実施本部に關係部局で構成する協働会議を設置し、全庁的に取り組んでまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年5月21日から8月15日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育委員会委員長に教育行政の現況について報告を求めます。

肥田教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（肥田岩男君登壇）

おはようございます。

平成27年9月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。本年3月に学習指導要領の一部が改正され、それに伴い、中央教育審議会の特別部会や専門家会議の中で、小・中学校における学習評価の観点の見直しや、考え、議論する道徳への転換に向けて検討がなされています。特に、道徳については、いじめの問題への対応や生命のとうとさ、国際理解・国際親善、社会参画、よりよく生きる喜びなどの内容項目の充実が図られます。子供たちの道徳性を育むために、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から教科書を導入した道徳科の授業が始まることとなっております。

次に、県の情勢であります。本年6月にリーフレット「三重のキャリア教育の推進のために」が県教育委員会から小・中学校教職員、経済団体や事業所等に配付されています。子供たちが働くことや職業についての理解を深め、将来自立した社会人として積極的に社会に参画できるよう、地域の教育力を活用したキャリア教育の推進が図られております。

また、10月31日、11月1日には、県営サンアリーナをメイン会場として、工業・商業高校等の生徒による学習成果の発表の場として、第25回全国産業教育フェア三重大会も開催されます。

一方、本年度、三重県子ども条例に基づく取り組みの一環として、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の目指すべき社会像の実現に向け、子供や保護者、地域の大人等の意識や生活実態を把握するため、みえの子供・家庭白書（仮称）の作成が予定されております。

このような情勢を踏まえ、教育委員会といたしましては、教育を取り巻く環境の変化を的確に見きわめつつ、各種計画における事業を着実に進展させるとともに、平成29年度からの亀山市学校

教育ビジョン及び亀山市生涯学習計画の次期計画の策定準備を進めてまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、この夏も猛暑に見舞われ、児童・生徒の安全確保や健康保持につきましては、熱中症や食中毒等に関する注意報及び警報発令時の対応等について注意をしております。命にかかわるような事故報告もなく、子供たちが保護者や地域の皆様に支えられながら、有意義な夏休み生活が送れておりますことに、深く感謝を申し上げます。

次に、児童・生徒の通学路につきましては、本年度、PTAから改善要望のありました59カ所について、先月下旬から今月上旬にかけて、警察や道路管理者、学校代表者等、関係者の方々と合同現場確認を行いました。この結果を受けまして、子供たちの交通安全対策について、各関係機関で協議を進めてまいります。

次いで、学習支援事業につきましては、今月24日から生活困窮者自立支援制度による学習教室を開始いたしました。亀山中学校区の公共施設を活用して、講師・スタッフに登録のあった方々を計画的に派遣し、生徒の学びを支援しております。11月ごろからは、中部中学校区、関中学校区におきましても学習支援を開始してまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、先月に開催されました平成27年度鈴亀地区中学校総合体育大会の結果でございますが、団体の部で、亀山中学校の軟式野球、ハンドボール男女、剣道男女、柔道女子、中部中学校の剣道男女が県大会出場を果たしました。個人の部では、テニス男子、ソフトテニス女子、水泳男子、器械体操男子、剣道男女、柔道男女の8種目で13名が県大会へ進み、そのうち、水泳競技男子飛び込み種目では、見事優勝を果たして全国大会へ出場しました。

また、第61回中学校通信陸上競技三重大会への出場者のうち、男子1年1,500メートル種目で3位に入賞し東海大会へ、女子走り幅跳び種目では標準記録を突破しての2位に入賞し、全国大会へ出場しました。各大会での選手の健闘をたたえるとともに、今後も生徒が活躍できるよう支援を行ってまいります。

次に、生徒指導につきましては、岩手県矢巾町の中学生在いじめを苦にした自殺の事案を重く受けとめ、先月13日、教育委員会から各学校に対して、アンケートや個人ノートの内容、面談の記録などからいじめの兆候をいち早く把握するとともに、学校全体で情報を共有し、組織的に対処していくことを徹底するよう指示いたしました。

また、いじめやその他の悩み相談に対する教育委員会や関係諸機関による相談窓口について、夏休み前に児童・生徒及び保護者へ改めて周知をいたしたところです。今後も、いじめ問題及びその他の問題行動につきましては、教育委員会と学校が連携を図りながら、未然防止と早期把握・早期対応に向けた組織体制の充実を図り、子供たちが安心して学校生活を送ることができるように努めてまいります。

次いで、児童・生徒の学力向上につきましては、本年実施のレディネステストの結果から、小学校においては多くの学年で目標値を達成し、小・中学校ともに無解答が減るなどの改善が見られました。しかし、国語における書く力や算数・数学における考える力に課題がありました。

今後は、全国学力学習状況調査の結果もあわせて課題を明らかにし、教職員全体での共通認識を持つとともに、保護者にもお知らせして、家庭の協力を得ながら、学力向上に向けた授業改善と学

習習慣の定着を図るための取り組みを進めてまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、川崎小学校改築事業につきましては、本年10月の設計完成に向けて実施設計に取り組んでいるところであります。空調機に関しましては、設計業務の中でさまざまな設備の導入による効果を検討するとともに、学校環境のあり方、気候状況などを総合的に勘案した結果、全ての普通教室に設置することとして設計を進めております。また、来年度に予定している校舎改築工事に向け、新規取得用地の造成工事発注の準備も進めているところであります。

次に、中部中学校クラブハウス建設事業につきましては、本年6月から順調に工事を進めており、現在、基礎工事を施工しているところで、来年3月に完成する予定であります。

また、非構造部材の耐震化対策といたしまして、市内学校施設の屋内運動場のうち、つり天井を有する加太小学校屋内運動場について、その改修工事を先月から実施しており、来月に完成する予定であります。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

「亀山っ子市民宣言」の趣旨である子供たちのために大人が何をなすべきかの具現化に向けて、この夏休み期間に関係の諸団体によりサマーキャンプや宿泊体験、ソフト・キックボール大会などのさまざまな行事を実施していただき、多くの子供たちが各種体験活動に参加いたしました。

また、家族交換日記、家庭約束手帳を夏休み前にご希望のご家庭に配付して、子供の基本的生活習慣や居場所の確立に家庭が果たす役割を再認識する取り組みを実践していただいているところであります。

続きまして、図書館でございますが、学校の夏休み期間中には、子供たちを中心に大勢のご利用をいただいております。これからも、利用者にとって楽しむ読書から調べ学習まで、幅が広く、奥の深い市立図書館となるよう、さらなるサービスの充実を図ってまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

教育委員会委員長の現況報告は終わりました。

説明の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時44分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第57号から日程第44、報告第33号までの40件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第57号亀山市認定こども園条例の制定についてでございますが、市では、亀山市子ども・子育て支援事業計画に、認定こども園の導入を位置づけ、設置を推進することとしております。平成28年4月から関幼稚園及び関保育園を新たに認定こども園とするため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目といたしまして、市は、認定こども園を設置することを定めます。

2つ目といたしまして、条例における用語の意義を定めます。

3つ目といたしまして、新たに設置する認定こども園の名称を「亀山市立関認定こども園アスレ」とし、その位置及び類型を定めます。

4つ目といたしまして、認定こども園の利用者負担額は、政令で定める額を限度として規則で定める額といたします。

5つ目といたしまして、認定こども園において教育または保育を受けた子供の支給認定保護者から、利用者負担額を徴収することとし、月の中途に入園し、または退園した場合は日割りで徴収することなどを定めることといたします。

6つ目といたしまして、市長が特別の理由があると認めるときに、利用者負担額を減額し、または免除することができることといたします。

7つ目といたしまして、認定こども園において延長保育を受けた子供の支給認定保護者から、規則で定める延長保育料を徴収することといたします。

8つ目といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めます。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、附則において認定こども園への入所申し込み等の必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができることなど経過措置を設けることといたします。また、関認定こども園アスレの設置に伴い、亀山市関乳幼児センターアスレ条例を廃止するなど関連する条例の整備を行うことといたします。

次に、議案第58号亀山市個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、社会保障、税及び災害対策分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、これに基づく社会保障・税番号制度が導入されます。

番号法において、地方公共団体は、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとされております。また、地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされております。これらに対応するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、番号法において定義されている「特定個人情報」「情報提供等記録」などの用語について、番号法と同様の定義を行います。また、「個人情報」などの用語について、番号法と整合を図るため意義を改正いたします。

次に2つ目といたしまして、実施機関は、新たに特定個人情報ファイルを作成し、または取得しようとするときは、あらかじめ特定個人情報ファイルの名称、特定個人情報の利用目的等の事項を市長に届け出なければならないことといたします。また、市長は、当該届け出に係る事項を記載した帳簿を作成し、一般の閲覧に供するものといたします。

次に3つ目といたしまして、特定個人情報の目的外利用と提供については、従来の個人情報より

も厳しく制限を行う規定を設けることから、個人情報の目的外利用等の制限については、特定個人情報を対象外とすることといたします。また、実施機関は、個人情報の目的外利用等を行うときは、本人または第三者の権利利益を不当に侵害してはならないことといたします。

次に4つ目といたしまして、特定個人情報の目的外利用については、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときに限ることといたします。

次に5つ目といたしまして、特定個人情報の外部提供を原則として禁止し、番号法第19条各号に規定する場合にのみ提供できることといたします。

次に6つ目といたしまして、何人も、自己を本人とする保有特定個人情報について、自己を本人とする保有個人情報、以後、自己情報と申し上げますが、これと同様に開示などを請求することができることとし、本人、法定代理人及び任意代理人による請求を認めることといたします。また、何人も、番号法に違反している場合に、特定個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止を請求することができることといたします。

次に7つ目といたしまして、特定個人情報に係る自己情報の開示、自己情報の記録の訂正などの請求は、当該請求があった日から30日以内といたします。また、やむを得ない理由により期間内に決定することができないときは、請求があった日の翌日から起算して60日を限度として延長することができる旨を明記いたします。

次に8つ目といたしまして、実施機関は、自己情報の記録の訂正または削除をした場合において、必要があると認めるときは、当該記録の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものといたします。また、情報提供等記録の訂正または削除をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者または情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものといたします。

次に9つ目といたしまして、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示を拒否することができることといたします。

最後に、番号法において特定個人情報は、情報提供等記録の閲覧ができるため、他の制度との調整の規定を適用しないことといたします。

なお、施行日は平成27年10月5日といたします。ただし、用語の定義の改正規定については公布の日とし、情報提供等記録の改正規定については、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日といたします。

次いで、議案第59号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成27年10月から亀山市に住民登録がある市民全員に通知カードの交付による個人番号の通知が行われ、平成28年1月から個人番号カードの取得を希望する方に個人番号カードの交付が行われることとなります。

通知カード及び個人番号カードの初回の交付については無料となりますが、再交付については有料となることから、通知カード及び個人番号カードの再発行に係る手数料について、所要の改正を行うものでございます。

また、個人番号カードの交付を開始することに伴い、住民基本台帳カード、いわゆる住基カード

であります。これについては交付を終了することから、住基カードに係る手数料について、あわせて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず第1条関係でございますが、手数料を徴収する事務に通知カードの再交付の規定を加え、その手数料の金額を500円とすることといたします。

次に、第2条関係でございますが、1つ目といたしまして、手数料を徴収する事務に個人番号カードの再交付の規定を加え、その手数料の金額を800円とすることといたします。

2つ目といたしまして、住基カードの交付を終了することにより、住基カードの交付及び再交付に係る手数料の規定を削ることといたします。

なお、施行日は、第1条関係については平成27年10月5日とし、第2条関係については平成28年1月1日といたします。

次に、議案第60号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてでございますが、公共下水道事業の受益者負担金については、現在、下水道法第4条の規定により事業計画を定めた区域を第1負担区から第6負担区までに区分し、第5負担区までについて負担金額を定めております。今回、新たに平成28年3月末から順次供用を開始する第6負担区について、負担金額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、第6負担区の単位負担金額を1平方メートル当たり520円と定めます。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第61号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ7,927万4,000円を追加し、補正後の予算総額を208億7,952万4,000円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容からご説明申し上げます。

総務費では、社会保障・税番号制度による個人番号カード交付に係る経費を計上いたし、民生費では、入所枠の拡充及び障がい児支援を行うため保育所費を増額いたしました。

農林水産業費では、補助対象面積の拡大に伴い中山間地域等直接支払事業を増額いたし、土木費では、市道川崎白木線の道路舗装事業を増額いたしました。

教育費では、県委託事業の言語活動実践研究事業を計上いたし、災害復旧費では、農林水産業施設の復旧費等を計上いたしております。

一方、歳入でございますが、国庫支出金では、個人番号カード交付事業費補助金や子ども・子育て支援交付金を計上し、県支出金では、関南部地区コミュニティセンター建設に係る森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金を計上いたしました。

そのほか、補正財源といたしまして、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議案第62号平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入を720万円増額し、補正後の予定額を9億5,810万円といたし、また資本的収入を774万2,000円減額し、補正後の予定額を14億2,701万8,000円といたしております。

一方、収益的支出を720万円増額し、補正後の予定額を9億5,810万円といたしております。

主な補正内容は、納付税額の確定により消費税及び地方消費税を増額いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び企業会計補正予算の主な内容でございます。
なお、詳細につきましては、副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第63号平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額210億8,508万2,836円に対し、歳出総額は201億9,830万6,398円となり、歳入歳出差し引き額は8億8,677万6,438円となっております。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、1億6,132万8,600円を差し引きました実質収支額は7億2,544万7,838円の黒字となっております。

また、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により、3億7,000万円を財政調整基金に繰り入れております。

次に、議案第64号平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額48億558万5,757円に対し、歳出総額は47億3,773万1,837円となり、歳入歳出差し引き額は6,785万3,920円の黒字となっております。

次に、議案第65号平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額8億6,544万9,217円に対し、歳出総額は8億6,355万6,151円となり、歳入歳出差し引き額は189万3,066円の黒字となっております。

次に、議案第66号平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額7億8,533万753円に対し、歳出総額は7億8,070万6,081円となり、歳入歳出差し引き額は462万4,672円の黒字となっております。

次に、議案第67号平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額15億3,067万8,301円に対し、歳出総額は14億415万2,001円となり、歳入歳出差し引き額は1億2,652万6,300円となっております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、73万5,000円を差し引きました実質収支額は1億2,579万1,300円の黒字となっております。

なお、歳入歳出差し引き額1億2,652万6,300円は、公共下水道事業特別会計について、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により財務規定等が適用されたことに伴い、公共下水道事業会計へ引き継ぎいたしました。

以上が、平成26年度の一般会計並びに各特別会計の決算の状況でございます。

詳細につきましては、会計管理者から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第68号平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は13億6,471万9,068円、同支出は12億4,589万954円で、消費税を差し引いた当年度純利益は9,877万1,701円となり、前年度繰越利益剰余金6,713万5,519円及び地方公営企業会計制度の見直しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額26億8,903万7,235円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は28億5,494万4,455円となっております。

なお、その他未処分利益剰余金変動額26億8,903万7,235円については、資本金に組み入れ、残余を繰り越すものといたします。

また、資本的収入の決算額は6,308万8,200円、同支出は5億611万5,899円で、収支差し引きで不足する額4億4,302万7,699円については、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第69号平成26年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は8,030万6,943円、同支出は6,914万6,866円で、消費税を差し引いた当年度純利益は1,116万77円となり、前年度繰越利益剰余金2,548万9,020円及び地方公営企業会計制度の見直しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額1,639万8,428円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は5,304万7,525円となっております。

なお、その他未処分利益剰余金変動額1,639万8,428円については、資本金に組み入れ、残余を繰り越すものといたします。

また、資本的収入はなく、同支出の決算額は5,433万8,883円となっており、収支差し引きで不足する額5,433万8,883円については、過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしました。

次に、議案第70号平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定についてでございますが、収益的収入の決算額は15億2,832万5,909円、同支出は17億933万1,646円で、消費税を差し引いた当年度純損失は1億7,931万2,176円となり、前年度繰越欠損金2億9,171万231円及び地方公営企業会計制度の見直しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額422万6,087円と合わせて、当年度未処理欠損金は4億6,679万6,320円となっております。

また、資本的収入の決算額は3,786万8,360円、同支出は8,813万1,608円となっており、収支差し引きで不足する額5,026万3,248円については、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、各企業会計決算の詳細につきましては、所管するそれぞれの担当部・局長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第71号工事請負契約の締結についてでございますが、亀山市衛生公苑し尿処理施設基幹的設備改良工事について、平成27年7月21日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は事後審査型一般競争入札で、契約の金額は7億956万円、契約の相手方は愛知県名古屋市中区葵一丁目25番1号、浅野環境ソリューション株式会社、名古屋営業所所長 山之内福正でございます。

次に、議案第72号財産の取得についてでございますが、消防力の充実・強化を図るため、小型動力ポンプつき水槽車の取得につきまして、平成27年8月3日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

取得の方法は指名競争入札で、取得価格は3,422万5,200円、契約の相手方は津市岩田2番8号、株式会社山口商会、代表取締役社長 山口久彦でございます。

次に、議案第73号から議案第76号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である田村23号線、田村24号線、鷲山起し2号線及び徳原35号線の市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告第14号決算に関する附属書類の提出についてでございますが、決算の認定に関連いたしまして、地方自治法及び同法施行令の規定により、主要施策の成果報告書など附属書類をあわせて提出いたしておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第15号健全化判断比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率とされる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をご報告するものでございます。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支額、資金不足額ともに赤字となっておりますので、指標なしとなっております。

また、実質公債費比率は、元利償還額及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をあらわし、3.2%となっております。

さらに、将来負担比率は、将来負担額に対し、充当可能財源等が上回るため、指標なしとなっております。

このように、平成26年度決算に基づく健全化判断比率は、早期財政健全化及び財政再生の両基準に対して、十分に余裕を持った指標となっております。

次に、報告第16号から報告第20号までの資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業各会計の資金不足比率をご報告するものでございます。

平成26年度決算に基づく資金不足比率は、資金不足額の営業収益に対する割合をあらわしており、各会計ともに資金不足が生じていないため、全て指数なしとなっております。

次に、報告第21号平成26年度亀山市一般会計継続費精算報告についてでございますが、平成24年度から平成26年度の3カ年継続事業として実施いたしましたごみ溶融処理施設長寿命化整備事業が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

続きまして、報告第22号専決処分の報告についてでございますが、総合環境センター場内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成27年8月13日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第23号から報告第28号までの専決処分の報告についてでございますが、市道川崎白木線において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成27年8月13日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次いで、報告第29号専決処分の報告についてでございますが、関消防署訓練施設管理により発生した物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成27年7月31日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので

ございます。

次に、報告第30号から報告第33号までの専決処分の報告についてでございますが、市営鹿島住宅、市営羽若住宅、市営和賀住宅及び市営住山住宅の市営住宅に係る建物明け渡し請求及び滞納家賃請求の訴えの提起について、平成27年8月11日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、本議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成27年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

それでは、今議会に提出をいたしました補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

補正予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為補正の東名阪自動車道跨道橋点検業務616万7,000円につきましては、平成28年度の東名阪リフレッシュ工事にあわせまして、東名阪自動車道をまたぐ農道橋の点検を実施するに当たり、本年度中の協定締結が必要となりましたことから、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、第3表 地方債補正でございますが、農林水産業施設災害復旧事業を追加いたしております。それと、緊急防災事業及び防災対策事業につきましては、限度額を変更いたしております。詳細につきましては、後ほど歳入でご説明を申し上げます。

続きまして、予算に関する説明書の歳出から説明欄をごらんいただきながら、順次ご説明いたします。

補正予算書の17ページをお開きいただきたいと思います。

第2款総務費の下段、個人番号カード交付事業1,890万円につきましては、国の補助金を財源といたしまして、社会保障・税番号制度の施行によりまして、本年10月に市民全員に対し個人番号を通知するとともに、平成28年の1月から希望者の方に対しまして個人番号カードを交付するための経費を計上いたしております。

次に、19ページでございますが、中ごろの第3款民生費、施設管理費300万円につきましては、あいあい南側隣地の宅地開発に伴いまして、白鳥の湯露天風呂に目隠しを追加する工事が必要となりましたので、今回計上をさせていただきました。

次に、21ページをお願いいたします。

中ほどの児童家庭支援事業174万8,000円につきましては、子ども支援室の正規職員産休による代替といたしまして、心理相談員を任用する賃金を計上いたしました。

次に、23ページをお開きいただきたいと思います。

上段の母子生活支援施設措置費297万6,000円につきましては、新たに施設へ入所措置を

したことから、措置費用を増額いたしました。

次に、一般管理費 729万1,000円につきましては、正規職員の産休代替及び関保育園のゼロ・1歳児入所枠の拡充に伴う保育士の賃金を計上いたし、次の障がい児支援事業178万7,000円につきましては、障がい児の入所により加配する保育士及び介助員の賃金を計上いたしました。

次に、25ページをお願いいたします。

下段の第6款農林水産業費の中山間地域等直接支払事業222万4,000円につきましては、県補助金を財源といたしまして、集落で取り組む補助対象面積が拡大されたために増額をいたしてございます。

次に、27ページでございます。

中段の第7款商工費の施設管理費80万円につきましては、観音山公園内排水路に堆積をいたしました土砂等の撤去費用を計上いたしてございます。

次に、下段の第8款土木費の道路維持修繕費500万円及び次の道路舗装事業2,500万円につきましては、舗装の損傷が進んでおります市道川崎白木線の舗装復旧工事費などを増額いたしたところでございます。

次に、29ページでございます。

下段の第9款消防費の一般管理費のうち、消耗品費120万円につきましては、勸奨退職等によりまして来年度の新規採用が増加したことから、被服等の購入費を増額いたしてございます。

次の車両整備費につきましては、小型動力ポンプつき水槽車の購入について、より有利な財源が活用できる緊急防災事業の対象になったことから、防災基盤整備事業より組み替えをするものでございます。

次に、33ページでございます。

下段の第10款教育費の言語活動実践研究事業115万4,000円につきましては、亀山東小学校及び中部中学校を拠点校として、言語活動を重視した指導の充実を図るための実践教育に取り組むもので、県の委託事業として計上をいたしてございます。

次に、35ページでございます。

上段の第12款諸支出金の市民まちづくり基金積立金10万円につきましては、自治振興のためにご寄附をいただきましたので、基金に積み立てするものでございます。

次に、下段の第14款災害復旧費の農業用施設等災害復旧事業150万円につきましては、去る8月6日の豪雨で被災をした関町新所地内の農地復旧に係る工事請負費を計上いたしました。

次の観光施設災害復旧事業148万9,000円につきましては、これも同様に去る8月6日の豪雨により、観音山公園内の災害復旧工事現場が引き渡し前に損害を受けたために、工事請負契約書条項に基づきまして、その損害額の補償をするものでございます。

続きまして、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いいたします。

上段の第12款分担金及び負担金の農林水産業費分担金につきましては、三寺農道舗装事業に係ります補助メニューの変更によりまして組み替えを行うものでございます。

次に、中段の第14款国庫支出金の母子生活支援施設措置費負担金148万8,000円につき

ましては、母子生活支援施設への入所措置に対する国庫負担金を計上いたしてございます。

次に、下段の個人番号カード交付事業費補助金1,727万8,000円及び個人番号カード交付事務費補助金156万1,000円につきましては、社会保障・税番号制度の施行に伴う個人番号カード等の交付経費に対する国の補助金を計上いたしました。

次に、その下の民生費国庫補助金でございますが、子ども・子育て支援新制度がスタートしたことから補助金等に変更が生じてございます。

まず、地域子ども・子育て支援等事業補助金1,805万4,000円の減額につきましては、地域子育て支援センターの運営等が、下段でございますが、子ども・子育て支援交付金の対象として移行をしたことから、その全額を減額いたしております。

次に、子ども・子育て支援交付金3,891万4,000円につきましては、先ほどの地域子ども・子育て支援等事業補助金からの移行に加えまして、これまで県補助金でございました放課後児童健全育成事業費補助金が当交付金の対象に移行したことから新たに計上するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

上段の農業基盤整備促進事業補助金1,250万円の減額につきましては、先ほどの分担金と同様に補助メニューの変更により県補助金に移行をしたため、全額を減額し、新たに県補助金で計上をいたしてございます。

次に、下段の第15款県支出金の森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金3,200万円につきましては、関南部地区コミュニティセンターを木造公共施設として整備することに対し、新たに県補助金の交付決定がございましたので、計上するものでございます。

次の放課後児童健全育成事業費補助金4,505万4,000円の減額につきましては、9ページ下段の子ども・子育て支援交付金及びその下段の地域子ども・子育て支援等事業補助金2,086万円のほうに移行をいたしましたことから減額をし、予算を組み替えしているものでございます。

次に、安心こども基金保育基盤整備事業補助金176万6,000円の減額につきましては、めくっていただきまして13ページ上段の障がい児保育環境改善事業費補助金171万5,000円に移行をいたしましたことから、減額をいたしました。

次に、高度水利機能確保基盤整備促進事業費補助金1,250万円につきましては、三寺農道舗装事業の補助メニューの変更によりまして、国庫補助金から移行したものでございます。

次の地域づくり支援補助金82万2,000円につきましては、亀山薪能の開催に対しまして県補助金の交付決定があったため、計上をいたしてございます。

次に、中段の言語活動実践研究委託金115万円につきましては、亀山東小学校及び中部中学校を拠点校とした言語活動を重視した指導の実践研究の委託金を計上いたしました。

次に、下段の第17款寄附金の自治振興費寄附金につきましては、自治振興のため、ご寄附をいただいた10万円を計上いたしましたものでございます。

次に、15ページをお開きをお願いいたします。

上段の第19款繰越金の前年度繰越金でございますが、今回の補正予算の財源といたしまして2,767万1,000円を計上いたしました。

次に、中段の第20款諸収入のスポーツ振興くじ助成金108万円の減額及び公共スポーツ施設等活性化助成金170万7,000円の減額につきましては、それぞれ助成対象事業の制約などか

ら、いずれも採択をされなかったということで減額をするものでございます。

次に、下段の第21款市債の消防債につきましては、小型動力ポンプつき水槽車整備の財源として、交付税算入率の高い市債の活用を図るため、防災対策事業債から緊急防災事業債に変更しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、公共下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

41ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の収益的収入でございますが、資本費繰入収益774万2,000円につきましては、会計基準に基づきまして、裏面の下段のほうに資本的収入で計上をいたしました県補助金から収益的収入に組み替え計上したものでございます。

次に、41ページ下段の収益的支出では、固定資産の確定により有形固定資産減価償却費を229万円増額するとともに、消費税の納付額確定により、消費税及び地方消費税491万円を増額計上いたしております。

次に、42ページをごらんいただきたいと存じます。

資本的収入の企業債及び国庫補助金につきましては、下水の枝線管渠の整備が本年度から国の補助対象外となったことから、国庫補助金8,780万円を減額するとともに、その代替財源といたしまして公共下水道事業債を同額増額いたしてございます。

以上をもちまして、補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田 稔君）

副市長の補足説明は終わりました。

次に、平成26年度各会計決算について補足説明を求めます。

まず、会計管理者に平成26年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。

西口会計管理者。

○会計管理者（西口美由紀君登壇）

それでは、議案第63号から議案第67号までの平成26年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

先ほど市長から提案理由の説明がございましたが、私からは歳入の主なものと、歳出は主要事業の中から主なものについて決算状況のご説明をさせていただきます。

お手元の一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書並びに決算の附属書類の一般会計歳入歳出決算事項別明細書の36、37ページをごらんください。

まず、一般会計歳入の主なものでございますが、第1款市税は、個人及び法人市民税が増収となったものの、固定資産税、償却資産の減収により調定額117億8,439万782円に対しまして、収入済額は109億3,032万4,042円、不納欠損額は3,172万5,249円、収入未済額は8億2,234万1,491円で、調定額に対します収納率は92.7%でございます。

また、市税の主な税目の収納率は、市民税は92.6%、固定資産税は94.4%、軽自動車税は86.7%、都市計画税は94.3%でございます。

なお、一般会計及び国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の市税等の収入済額には、備考欄に記載しておりますが、還付未済額が含まれた額となっております。

次に、40、41ページをごらんください。

第10款地方交付税の収入済額は15億2,524万2,000円でございます。

次に、46、47ページ下段をごらんください。

第14款国庫支出金の収入済額は20億6,761万5,779円で、主なものは社会資本整備総合交付金及び臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金事業費などの補助金でございます。

次に、52、53ページ下段の第15款県支出金の収入済額は10億9,198万7,390円で、主なものは障がい者自立支援給付費などでございます。

次に、64、65ページ、第18款繰入金の収入済額は7億6,187万5,386円で、主なものは財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、66、67ページ、第19款繰越金の収入済額は6億4,274万8,346円で、前年度繰越金でございます。

次に、74、75ページ、第21款市債の収入済額は19億4,780万円で、主なものといたしましては、臨時財政対策債を初め一般廃棄物処理施設整備事業債、北東分署整備事業に伴います合併特例債、緊急防災事業債などでございます。

同ページ下段の歳入合計は、予算現額210億2,217万5,457円に対しまして、調定額は221億7,548万6,706円で、収入済額は210億8,508万2,836円でございます。

また、不納欠損額は3,185万1,249円、収入未済額は10億5,855万2,621円でございます。

続きまして、一般会計の歳出についてご説明させていただきます。

第2款総務費でございますが、101ページ下段をごらんください。

地区コミュニティセンター充実事業は、神辺地区コミュニティセンターの改築工事費及び関南部地区コミュニティセンター建設用地費などに要した経費で、103ページの繰越明許費を含め9,129万2,274円、また105ページ下段の行政事務システム管理費の住民情報系システム事業で1億220万1,285円、107ページの内部情報系システム事業で6,428万7,669円などが主なものでございます。

次に、第3款民生費でございます。

125ページ下段をごらんください。

臨時福祉給付金給付事業で9,615万3,280円、127ページ、子育て世帯臨時特例給付金給付事業で7,228万3,162円、また129ページ、福祉医療費助成事業の心身障がい者医療費などで1億8,392万7,964円が主なものでございます。

続きまして、第4款衛生費でございます。

157ページ上段をごらんください。

がん検診推進事業で9,130万1,152円、169ページ下段の施設長寿命化事業は、総合環境センター溶融施設基幹的設備改良工事費に要した経費、3億3,700万7,500円が主なものでございます。

次に、第6款農林水産業費でございます。

179ページ上段をごらんください。

有害鳥獣対策事業は、獣害被害防止対策事業で補助金等に要した経費1,753万6,526円、185ページ、林業総合センター費、施設管理費で林業総合センター復旧工事費等に要した経費7,655万6,117円が主なものでございます。

次に、第7款商工費でございます。

189ページ中ほどをごらんください。

地域生活交通再編事業は、さわやか号などの運行等に要した経費1億880万9,902円などが主なものでございます。

次に、第8款土木費でございます。

203ページ下段をごらんください。

社会資本整備総合交付金事業は、道野12号線整備事業で、繰越明許費を含め3,895万2,039円、また205ページの名越7号線整備事業で、繰越明許費を含め3,678万1,205円などが主なものでございます。

次に、第9款消防費でございます。

223ページ下段をごらんください。

合併特例事業の北東分署建設事業で、用地購入費及び工事請負費等で5億9,501万9,328円、また225ページ、緊急防災事業の消防救急無線デジタル化整備事業で2億8,427万648円が主なものでございます。

次に、第10款教育費でございます。

231ページをごらんください。

下段の学校整備事業は、川崎小学校改築事業の設計等委託料など3,148万9,122円、東小学校教室増設等事業で3,713万400円、233ページ、合併特例事業、白川小学校耐震化事業で工事請負費など1億883万4,900円、また259ページ中ほどの文化振興事業のかめやま文化年事業で1,629万8,528円などが主なものでございます。

次に、第11款災害復旧費でございます。

277ページ下段をごらんください。

現年発生補助災害復旧事業の農業用施設等災害復旧事業で、工事請負費等3,003万3,720円、林業施設災害復旧事業で繰越明許費を含め3,501万4,640円、また単独災害復旧事業の農業用施設等災害復旧事業で5,979万161円が主なものでございます。

次に、第12款公債費でございます。

281ページ上段をごらんください。

元金償還金が22億227万8,785円、利子償還金が1億9,591万6,111円でございます。

次に、第13款諸支出金でございます。

財政調整基金ほか10基金への積立金で1億916万1,875円でございます。

284、285ページ下段をごらんください。

歳出合計は、予算現額210億2,217万5,457円に対しまして、支出済額は201億9,830万6,398円、継続費逓次繰越は568万円、繰越明許費は2億5,287万9,396円、

事故繰越は7,761万2,348円、不用額は4億8,769万7,315円でございます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計でございます。

まず、歳入でございますが、288、289ページをごらんください。

第1款国民健康保険税の収入済額は9億5,665万3,269円、不納欠損額は3,745万4,803円、収入未済額は5億2,971万6,093円で、調定額に対します収納率は62.8%でございます。

290、291ページ中ほどの第3款国庫支出金の収入済額は9億3,476万3,406円、292、293ページ中ほどの第6款前期高齢者交付金の収入済額は12億4,607万721円、第7款共同事業交付金の収入済額は7億2,377万3,332円で、第8款繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で3億1,141万7,371円でございます。

296、297ページ下段の歳入合計をごらんください。

予算現額48億1,883万6,000円に対しまして、調定額は53億7,275万6,653円、収入済額は48億558万5,757円、不納欠損額は3,745万4,803円、収入未済額は5億2,971万6,093円でございます。

一方、歳出でございますが、300、301ページ中ほどをごらんください。

第2款保険給付費の支出済額は30億6,215万8,832円、304ページ中ほどの第3款後期高齢者支援金等の支出済額は5億6,575万5,187円、306ページ下段の第7款共同事業拠出金の支出済額は7億2,882万43円でございます。

310、311ページ下段の歳出合計は、予算現額48億1,883万6,000円に対しまして、支出済額は47億3,773万1,837円、不用額は8,110万4,163円でございます。

次に、後期高齢者医療事業特別会計でございます。

314、315ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料の収入済額は3億3,940万3,631円、不納欠損額は28万6,186円、収入未済額は327万6,525円で、調定額に対します収納率は98.8%でございます。

第3款繰入金は一般会計からの繰入金で、収入済額は4億9,731万1,000円でございます。

歳入合計は、下段でございますとおり、予算現額8億8,624万9,000円、調定額は8億6,901万1,928円、収入済額は8億6,544万9,217円、不納欠損額は28万6,186円、収入未済額は327万6,525円でございます。

一方、歳出でございますが、316、317ページ下段をごらんください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金が支出の大半を占めており、その支出済額は8億2,131万2,180円でございます。

歳出合計は、318、319ページ下段でございますとおり、予算現額8億8,624万9,000円に対しまして、支出済額8億6,355万6,151円、不用額は2,269万2,849円でございます。

次に、農業集落排水事業特別会計でございます。

322、323ページをごらんください。

歳入でございますが、第2款使用料及び手数料は、施設使用料などで、収入済額は9,630万

4,924円、不納欠損額23万8,180円、収入未済額は119万8,531円で、調定額に対します収納率は98.5%でございます。

第3款県支出金の収入済額は1億1,816万円でございます。

第5款の繰入金は、一般会計及び基金からの繰入金で、収入済額は3億727万7,000円でございます。

歳入合計は、324、325ページ下段にございますとおり、予算現額7億9,334万7,000円に対しまして、調定額7億8,676万7,464円、収入済額7億8,533万753円、不納欠損額23万8,180円、収入未済額は119万8,531円でございます。

一方、歳出でございますが、第1款事業費では、327ページ下段の処理施設維持管理費に要した経費1億9,670万6,739円、329ページ下段の昼生地区整備事業に要した経費3億3,849万817円が主なものでございます。

歳出合計は、330、331ページ下段にございますとおり、予算現額7億9,334万7,000円に対しまして、支出済額は7億8,070万6,081円、不用額は1,264万919円でございます。

最後に、公共下水道事業特別会計でございます。

334、335ページをごらんください。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金の収入済額は6,137万3,440円、不納欠損額は64万3,400円、収入未済額は1,148万4,125円で、調定額に対します収納率は83.5%でございます。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料等で、収入済額は3億5,423万8,118円、不納欠損額517万787円、収入未済額は4,506万3,833円で、調定額に対します収納率は87.6%でございます。

第3款国庫支出金の収入済額は2億7,311万円、収入未済額は、繰越明許費に伴う未収入特定財源635万円で、歳入合計は、336、337ページ下段にございますとおり、予算現額16億1,319万円に対しまして、調定額は16億1,817万4,446円、収入済額は15億3,067万8,301円、不納欠損額は581万4,187円、収入未済額は8,168万1,958円でございます。

一方、歳出でございますが、第1款事業費は、341ページ下段の施設整備事業で井田川・能褒野処理分区下水道管渠布設工事及び東部処理分区下水管渠布設工事、小野北部処理分区下水管渠布設工事などに要した経費で、繰越明許を含む5億5,684万1,105円が主なものでございます。

342、343ページ下段の歳出合計は、予算現額16億1,319万円に対しまして、支出済額は14億415万2,001円、繰越明許費は4,058万5,000円、不用額は1億6,845万2,999円でございます。

なお、歳入合計15億3,067万8,301円から歳出合計14億415万2,001円を差し引いた1億2,652万6,300円は、地方公営企業法第2条第3項及び地方公営企業法施行令第1条第2項の規定により財務規定等が適用されたことに伴い、公共下水道事業会計へ引き継ぎを行いました。

また、346ページから350ページにかけましては、一般会計及び各特別会計の実質収支に関

する調書でございます。各会計は黒字決算となっており、一般会計実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定により財政調整基金への繰入額は3億7,000万円でございます。

なお、351ページ以降の財産に関する調書、別冊の一般会計及び各特別会計決算資料については、ごらんおきいただきたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、平成26年度亀山市一般会計及び各特別会計決算についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

会計管理者の補足説明は終わりました。

説明の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、上下水道局長に平成26年度亀山市水道事業会計決算について及び平成26年度亀山市工業用水道事業会計決算についての補足説明を求めます。

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

それでは、議案第68号平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましてご説明申し上げます。

平成26年度亀山市水道事業会計決算書の3ページ、4ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入、第1款水道事業収益の決算額は13億6,471万9,068円となっております。

第1項営業収益の決算額は11億9,331万5,397円で、その大半が給水収益でございます。

第2項営業外収益の決算額は1億6,242万4,987円で、主なものは水道事業施設を工業用水道事業が一部利用していることに対する使用料や会計基準の見直しにより、長期前受金戻入分を収益に計上しております。

一方、支出につきましては、第1款水道事業費用の決算額12億4,589万954円となっております。

第1項営業費用の決算額は11億4,516万1,393円で、主なものとして県企業庁への受水費や水道施設の維持管理費などに要した費用でございます。

第2項営業外費用の決算額は9,416万7,085円で、主なものは企業債利息でございます。

次に、5ページ、6ページの資本的収入及び支出でございますが、まず収入、第1款資本的収入の決算額は6,308万8,200円となっております。

第1項工事負担金の決算額は5,520万8,520円で、主なものは公共下水道事業及び農業集落排水事業に伴う配水管移設工事及び舗装の工事負担金でございます。

第2項負担金の決算額は787万9,680円で、主なものとして消火栓設置に伴う一般会計からの負担金でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は5億611万5,899円となっております。

第1項建設改良費の決算額は3億2,819万6,708円で、16ページから18ページに記載の工事を施行いたしております。

第2項企業債償還金の決算額は1億7,791万9,191円でございます。

以上により、資本的収入から資本的支出を差し引きし、不足する額4億4,302万7,699円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,962万3,248円、過年度分損益勘定留保資金7,733万6,407円、当年度分損益勘定留保資金2億9,206万1,627円及び建設改良積立金5,400万6,417円で補填いたしております。

次に、8ページの平成26年度亀山市水道事業損益計算書につきまして、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間における状況を示しているものでございまして、この経理期間における純利益は、下から4行目に記載の9,877万1,701円でございます。

次に、9ページ、10ページの上段、平成26年度亀山市水道事業剰余金計算書につきましては、会計基準の見直しにより借入資本金制度、固定資産のみなし償却制度、組み入れ資本金制度が廃止となったことから、借入資本金及び償却資産に係る資本剰余金が負債の部に移動し、その他未処分利益剰余金変動額が発生しております。

同じく、9ページ下段の平成26年度亀山市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金28億5,494万4,455円のうち、固定資産のみなし償却制度及び組み入れ資本金制度の廃止に伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額26億8,903万7,235円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものでございます。

次に、11ページの貸借対照表につきましてご説明申し上げます。

まず、資産の部ですが、1. 固定資産のうち有形固定資産合計額は98億6,260万8,173円となっており、これらの詳細につきましては、27ページ、28ページに記載のとおりでございます。

2. 流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で、合計額は9億5,031万2,523円で、資産合計108億1,472万5,996円でございます。

12ページ負債の部につきましては、4. 固定負債の企業債及び5. 流動負債の企業債につきましては、29ページから32ページの企業債明細書により、1年以内に償還する分が流動負債であり、残りが固定負債となっております。

6. 繰延収益につきましては、会計基準の見直しにより、固定資産のみなし償却制度が廃止となったことから、新たな科目として40億7,119万844円を計上しております。

また、同様に資本の部、7. 資本金が前年度より減少となり、8. 剰余金の利益剰余金合計が31億6,211万5,486円と増加しております。

以上、負債資本合計108億1,472万5,996円となり、11ページの資産合計と一致しております。

なお、水道事業会計の平成26年度決算では、純利益が9,877万円となっておりますが、長期前受金戻入など現金を伴わない収入もあり、現金預金は22ページのキャッシュフロー計算書の下から3行目のとおり、前年度から1億2,519万1,972円減少している状況でございまして、

今後も同額程度の減少が見込まれるものと考えております。

以上が、議案第68号平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明でございます。

続きまして、議案第69号平成26年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましてご説明申し上げます。

平成26年度亀山市工業用水道事業会計決算書の3ページ、4ページをお開きください。

まず、収益的収入でございますが、第1款工業用水道事業収益の決算額は8,030万6,943円となっております。

第1項営業収益の決算額は7,298万5,067円で、2事業所からの給水収益でございます。

第2項営業外収益は、会計基準の見直しにより長期前受金戻入分を収益に計上しております。

次に、収益的支出でございますが、第1款工業用水道事業費用の決算額は6,914万6,866円となっております。

第1項営業費用5,896万4,569円は、施設の維持管理等に要した経費でございます。

第2項営業外費用1,018万2,297円は、企業債利息及び借入金利息でございます。

次に、5ページ、6ページの資本的支出でございますが、決算額は5,433万8,883円で企業債償還分でございます。

資本的収入額の決算額ゼロに対しまして、資本的支出額に不足する5,433万8,883円につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,529万171円及び当年度分損益勘定留保資金1,904万8,712円で補填いたしております。

次に、8ページの平成26年度工業用水道事業損益計算書につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間における損益の状況を示してありまして、純利益は、下から4行目に記載の1,116万77円となっております。

次に、9ページ、10ページ上段の平成26年度亀山市工業用水道事業剰余金計算書につきましては、会計基準の見直しにより借入資本金制度、固定資産のみなし償却制度、組み入れ資本金制度が廃止となったことから、借入資本金及び資本剰余金が負債の部に移動し、その他未処分利益剰余金が発生しております。

同じく9ページ下段の平成26年度亀山市工業用水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金5,304万7,525円のうち、固定資産のみなし償却制度及び組み入れ資本金制度の廃止に伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額1,639万8,428円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものでございます。

次に、11ページの貸借対照表につきましては、資産の部、1. 固定資産の有形固定資産合計額は5億6,397万3,021円となっております。詳細につきましては、決算書の21ページ、22ページに記載のとおりでございます。

2. 流動資産は、現金預金及び未収金で、合計は1億5,116万3,774円で、資産合計は7億1,513万6,795円でございます。

12ページの負債の部につきましては、3. 固定負債の企業債及び4. 流動負債の企業債につきましては、23ページ、24ページの企業債明細書により、1年以内に償還する分が流動負債であり、残りが固定負債でございます。

5. 繰延収益につきましては、会計基準の見直しにより、新たな科目として1億8,599万2,202円を計上しております。

また、同様に資本の部の資本金がゼロとなり、6. 剰余金の利益剰余金合計が1億3,404万7,525円となっております。

負債資本合計額は7億1,513万6,795円となり、11ページの資産合計と一致しております。

以上が、議案第69号平成26年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての補足説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

上下水道局長の補足説明は終わりました。

次に、医療センター事務局長に平成26年度亀山市病院事業会計決算についての補足説明を求めます。

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

それでは、議案第70号平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

平成26年度亀山市病院事業会計決算書の1、2ページをごらんください。

まず、収益的収入及び支出のうち収入につきましては、第1款病院事業収益の決算額が15億2,832万5,909円で、その内訳は第1項の入院・外来等の医業収益決算額12億3,366万1,069円と、第2項の他会計負担金や補助金等の医業外収益決算額の2億9,466万4,840円でございます。

支出につきましては、第1款病院事業費用の決算額が17億933万1,646円で、その内訳は、第1項医業費用として、給与費、材料費、施設維持管理費等の決算額が16億672万576円と、第2項医業外費用として、企業債支払利息等の決算額が6,022万1,246円、第3項の特別損失決算額が4,238万9,824円となっております。

次に、3、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出のうち収入につきましては、第1款資本的収入の決算額が3,786万8,360円で、その内訳は第1項出資金の企業債償還金に対する他会計出資金3,714万8,360円と、第2項長期貸付金返還金72万円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出の決算額が8,813万1,608円で、第1項建設改良費の医療センター給湯配管改修工事や防災アンプ更新工事などで2,520万9,068円となっております。

第2項企業債償還金は5,572万2,540円で、第3項投資の決算額720万円は、看護師の修学資金貸付金でございます。

これを収支いたしますと5,026万3,248円の不足が生じ、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

次に、5ページの平成26年度亀山市病院事業損益計算書をごらんください。

ここからは、法定書式によりまして消費税抜きで記載しております。

1の医業収益は12億3,023万4,199円で、これに対し2の医業費用が15億7,881万1,912円となり、差し引きしました医業収支は3億4,857万7,713円の医業損失となります。

一方、3の医業外収益は2億9,411万9,514円で、4の医業外費用が8,246万8,993円でありますので、医業外収支におきましては2億1,165万521円の利益となっております。

したがって、医業損失と医業外利益を差し引きいたしました1億3,692万7,192円が経常損失となり、そこに特別損失4,238万4,984円を算入いたしますと、平成26年度の純損失は1億7,931万2,176円となります。

これに、前年度繰越欠損金の2億9,171万231円と、会計基準の見直しにより、その他未処分利益剰余金変動額422万6,087円を合わせますと、当年度未処分欠損金は4億6,679万6,320円となっております。

続きまして、6ページの平成26年度亀山市病院事業剰余金計算書をごらんください。

表の資本金欄、自己資本金は、政府債償還金元金の3分の2を補填いただく他会計出資金3,714万8,360円を加えまして、34億5,452万2,902円となっております。

借入資本金は政府債の残高であります。会計基準の見直しにより負債に計上することとなったため、当年度末残高はゼロとなっております。

次に、剰余金欄、資本剰余金につきましては、同じく会計基準の見直しによりまして、補助金等により取得した資産のみなし償却廃止に伴う805万1,611円が減少しまして、1,777万8,170円を計上しております。

利益剰余金につきましては、当年度純損失1億7,931万2,176円と、その他未処分利益剰余金422万6,087円を計上し、利益剰余金の当年度末残高がマイナス4億6,679万6,320円となり、資本合計は30億550万4,752円となっております。

次に、下段の平成26年度亀山市病院事業欠損金処理計算書につきましては、当年度の処分額がありませんでしたので、当年度末残高と処分後残高に変更はございません。

最後に、7、8ページの平成26年度亀山市病院事業貸借対照表をごらんください。

まず、資産の部ですが、1. 固定資産につきましては、土地、建物、構築物、器械備品等の有形固定資産と電話加入権の無形固定資産及び長期貸付金、投資有価証券、長期前払消費税の投資で、合わせまして29億5,953万7,653円となっております。

2. 流動資産は、現金預金、未収金、薬品・診療材料の貯蔵品等で、合計5億4,510万84円となっております。

3. 繰延勘定の控除対象外消費税額につきましては、会計基準の見直しにより、1. 固定資産の投資において長期前払消費税に計上することとなったため、ゼロとなっております。

以上、資産合計は35億463万7,737円となっております。

次に、8ページの負債の部ですが、4. 固定負債の企業債につきましては、これも会計基準の見直しにより資本から負債に計上することとなり、平成27年度償還元金を除く債務2億6,835万408円を計上しております。

5. 流動負債の企業債につきましても、会計基準の見直しにより資本から負債に計上することと

なりまして、平成27年度償還元金5,915万4,134円を計上しております。

また、引当金につきましては、賞与引当金4,950万円を計上し、未払金及びその他の流動負債と合わせて2億2,739万2,522円となっております。

6. 繰延収益につきましては、補助金等により取得した資産のみなし償却廃止に伴い新たに設けられたもので、339万55円を計上しております。

以上、負債合計は4億9,913万2,985円となっております。

次に、8ページ下段の資本の部ですが、7. 資本金は、自己資本金34億5,452万2,902円となっております。

なお、借入資本金の企業債は、会計基準の見直しにより資本から負債に計上することとなったため、ゼロとなっております。

9ページの8. 剰余金は、資本剰余金1,777万8,170円と欠損金が4億6,679万6,320円で、合計がマイナス4億4,901万8,150円となり、資本の合計は30億550万4,752円となっております。

そして、負債資本の合計は35億463万7,737円となり、資産の合計額と合致しております。

以上、議案第70号平成26年度亀山市病院事業会計決算の補足説明とさせていただきます。

なお、10ページ以降の附属書類も、あわせてご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

医療センター事務局長の補足説明は終わりました。

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いて、お諮りします。

あす28日から9月6日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

あす28日から9月6日までの10日間は、休会とすることに決定しました。

次の会議は9月7日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時24分 散会）

平成 2 7 年 9 月 7 日

亀山市議会定例会会議録（第 2 号）

●議事日程（第2号）

平成27年9月7日（月）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第57号 亀山市認定こども園条例の制定について

議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部改正について

議案第59号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第60号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第61号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第62号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第69号 平成26年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第70号 平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第71号 工事請負契約の締結について

議案第72号 財産の取得について

議案第73号 市道路線の認定について

議案第74号 市道路線の認定について

議案第75号 市道路線の認定について

議案第76号 市道路線の認定について

報告第14号 決算に関する附属書類の提出について

報告第15号 健全化判断比率の報告について

報告第16号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第17号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第18号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第19号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第20号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第21号 平成26年度亀山市一般会計継続費精算報告について

報告第22号 専決処分の報告について

報告第23号 専決処分の報告について
報告第24号 専決処分の報告について
報告第25号 専決処分の報告について
報告第26号 専決処分の報告について
報告第27号 専決処分の報告について
報告第28号 専決処分の報告について
報告第29号 専決処分の報告について
報告第30号 専決処分の報告について
報告第31号 専決処分の報告について
報告第32号 専決処分の報告について
報告第33号 専決処分の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
16番	服部孝規君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（1名）

15番 前田稔君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長(兼) 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君

文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○副議長（鈴木達夫君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日は、議長の都合により、副議長の私が議長の職務をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が2件提出されておりますので、ご報告します。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めらるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようにご注意をお願いします。

通告に従い、順次発言を許します。

5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

緑風会の尾崎でございます。

5年目にして初めて議会の質疑、トップバッターということで、光栄に感じながら、また緊張しております。

それでは、通告に従いまして、質疑をさせていただきたいと思ひます。

今回は、議案第63号平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてと議案第68号

平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第70号平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について、これをこの順序で行いたいと思います。

まず、平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

平成26年度は、後期基本計画第1次実施計画の最終年度であるとともに、市制施行10周年の節目の年であり、市税の減収など、厳しい財政状況の中にあっても、第1次総合計画後期基本計画の着実な推進、行財政改革大綱の強力かつ着実な実践、中期財政見通しとの整合、基金の有効活用による財源確保の4点を重点的事項として掲げ、予算編成され執行されたものであります。

また、平成26年度の行政経営の重点方針では、戦略プロジェクトの推進力と地域医療再生への取り組みの強化、行財政改革推進本部を核とした行財政改革の実行、コミュニケーション・スピード・透明性の質的充実と考働の定着の3つの方針を掲げるとともに、新年度を「創意の年」と位置づけ、具現化に向け職員一人一人が深く考え、英知を結集して取り組んでいくとされております。

そのような中で、一般会計決算では、歳入が210億8,500万円、歳出が201億9,800万円、差し引き額が8億8,700万円で、翌年度への繰越財源1億6,100万円を除いた実質収支は7億2,500万円となり、25年度と比較すると2億6,700万円の減少となっていますが、さまざまな財政指標を見ますと、財政の健全化はある程度確保されていると思います。また、今後の財政状況については、中期財政見通しを見ますと、毎年10億円強の財源不足が見込まれ、向こう5年間で55億円の財源不足が生じるなど、これまで以上の厳しい財政運営を強いられることが見込まれております。

このようなことから、今後の財政運営は消費税率の引き上げや社会保障制度改革などの国の動向、経済情勢等を十分に見きわめながら、第2次行財政改革大綱の具現化、施策・事業等の選択と集中による見直しを進めるとともに、26年度決算の黒字部分についても長期的な視点に立ち、効果的に活用する必要があるかと考えます。また、本年度からは合併に伴う普通交付税の特例措置が段階的に縮小されておりますが、こういったことから今後の財政運営はますます難しいものになることが想定されることから、将来を見据えた予算編成が求められます。

そこでお伺いします。「創意の年」と位置づけられ、行政経営をされた平成26年度決算をどのように受けとめているのかお聞かせください。

○副議長（鈴木達夫君）

5番 尾崎邦洋議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

尾崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回の決算をどのように受けとめ、総括をされるのかということのお尋ねでございます。

平成26年度一般会計決算の総括であります。行政経営の重点方針において、「創意の年」と位置づけて創意工夫を図りながら後期基本計画を着実に進めるとともに、持続可能な行財政構造を構築するため、財政の健全化に全力で取り組んだ1年でもございました。その結果、北東分署の建設事業、白川小学校の耐震化、神辺地区コミュニティセンターや亀山東小学校のグラウンド改修などのハード事業、一方で市制施行10周年記念事業、放課後児童クラブ整備事業やかめやま文化年

事業などのソフト事業など、第1次実施計画事業はおおむね計画どおりの進捗を図ることができたと考えております。

なお、当初の予算編成の段階におきまして、約2億9,000万円の経常的経費を削減するとともに、これは議会でもご議論をいただきましたが、白鳥の湯の入浴料など、受益者負担の一部見直しなど、徹底した行財政改革を推進してまいりました。

一方で財務指標でございますが、少しお触れもいただきましたけれども、経常収支比率は87.0%と前年度から1.5ポイント好転し、公債費負担比率についても1.4ポイント好転した14.5%となりました。また、財政調整基金につきましては、前年度とほぼ同水準となる約44億5,000万円を確保し、市債残高も6年連続で減少しておりまして、厳しい財政状況下でありながらも一定の財政健全化を確保できた、そんな1年であったというふうに考えておるものであります。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど総括していただきましたけれども、先ほどの話にはなかったんですけども、いつも次年度の予算編成をつくっていくについては、決算の評価・検証を行った上で次年度の予算編成に反映、つなげていきたいというようなご答弁を聞きますが、来月には後期基本計画の最終年度に当たり、平成28年度予算の編成が始まると思いますけれども、この26年度予算をどのように生かして、どのようにつなげていくのか、その基本的な考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この26年度決算を28年度の予算編成にどうつなげていくのかというご質問でございますけれども、平成28年度予算につきましては、第1次総合計画の最終年度となりますことから、これを踏まえまして行政経営の重点方針を定めた上で予算編成に取り組んでまいりたいと基本的に考えるものでございます。

また、先ほどのご質問でもございました平成26年度決算におきましては、一定の財政の健全化は確保できたものの、中期的には多額の財源不足が見込まれる厳しい財政状況でございますので、引き続き行財政改革を推し進めて、持続可能な行財政運営の確立に取り組んでまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、これらの決算を踏まえて次年度以降にしっかりと将来を見据えて展開をしていきたいというふうに現時点で考えておるものであります。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

財政運営については、この後質問させていただきますけれども、とりあえず平成26年度は後期基本計画の中間年、また第1次実施計画の最終年度であります。そのような中で、提出されている主要施策の成果報告書の施策評価シートを見ますと、35の基本施策のうち32の基本施策がB評価であり、わずかに3個の基本施策がA評価という結果です。このような成果で、あと2年を切っ

た後期基本計画の具現化ができるのか危惧します。市長は、選択と集中と言われておりますが、財政も厳しさを増す中で、あれもこれもといったわけにはいかないと思います。今後、こういった考えでどのような施策を重点的に進めていかれるのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

今、尾崎議員ご指摘のとおり、主要施策の成果報告書におけます評価シートの中で、A評価が3つ、B評価が32ということでございまして、現在A評価となっておりますのは、新たな国土軸の形成、歴史文化の継承、歴史的なまちなみ保存整備の3つでございまして。この総合判定の中でAというのは順調に進んでいる、Bはまずまず順調に進んでいる、Cは余り進んでいない、Dは進んでいない、この4段階に分類しておりまして、今回、全ての基本施策がAもしくはBの総合判定ということでございまして、おおむね順調に進捗しているものと考えているところでございます。

一方で今後の後期基本計画推進の考え方といたしましては、本年度から議員ご指摘のとおり、後期基本計画の最終2カ年を期間とする実施計画を策定しておりまして、後期基本計画のさらなる施策推進を図ってまいりたいと考えております。具体的な施策としましては、亀山駅周辺整備計画の策定事業や、西野公園運動施設、合併特例債を活用した和賀白川線及び野村布気線の整備事業、また川崎小学校の改築事業などにも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどから財政運営についての答弁をいただいて、説明もいただいておりますが、財政構造指標を見てみますと、先ほどお話がありました、財政力指数は市税収入が約4億円減収したものの、0.976であり、また経常収支比率は昨年度より1.5%改善し、87%となっております。公債費負担比率においても昨年度より1.5%改善し、14.5%となっております。基金残高については2億547万円減少したものの、25年とほぼ同額の101億5,000万円を保持しております。このような財政指標の数字を見る限りでは、財政の健全化は確保されているように見えますが、経常収支比率や公債費負担比率は大きな事業に充てた市債の償還が終わったことによるものであり、消費的経費が増加していることから、特に削減努力をされての改善ではないと考えます。

今後、市の財政は中期財政見通しのとおり、交付税の段階的縮減、扶助費などの消費的経費の増加も見込まれ、厳しさを増してくるものと考えられます。そこで今後持続可能な健全財政を進めていくためには、施策・事業の選択、見直しを厳しく行うとともに、行財政活動全般にわたる一層の効率化等に取り組まなければならないと考えます。

そこでお尋ねしますが、このような厳しい財政状況におかれていても、財政悪化を理由に消極的な行財政運営に陥ることは許されないと思います。26年度の財政運営の総括を踏まえて、今後の財政運営はどのように考えておられるのかお聞かせください。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の財政運営についてどのように考えるのかということですが、先ほども議員ご指摘をいただきました、例えば平成27年度から合併算定がえによります地方交付税の増加分が縮減されると、これに加えて市税の減収傾向が見込まれております。先ほどご指摘のさまざまな状況変化も想定できるところでございます。これらをしっかり見据えて、行財政運営を進めてまいりたいというふうに考えておるものでございます。

また、平成26年度決算におきましては、財政調整基金は前年度とほぼ同水準となります44億5,000万円の確保ができましたものの、例えば本年度、平成27年度の当初予算におきまして、10億9,200万円の基金からの取り崩しを予算計上させていただいて、本年度の事業展開をしておるといってございます。当然、あれもこれもからあれかこれか、選択と集中の視点は大変重要であろうと思って事業展開を進めてまいりたいと考えておりますが、いずれにいたしましても限られた財源を有効に活用しまして、後期基本計画の具現化に向けた取り組みでありますとか、市民生活に密着をした行政サービスを安定的に提供することは極めて重要な視点であろうというふうに考えてございます。

いずれにいたしましても、削減努力をしてきてこれにつながっておるのではないというようなご指摘もいただきましたが、例えば26年度決算においては予算編成の段階で、先ほど申し上げました2億数千万円の経常経費の削減でありますとか、ここ3年にわたりまして予算編成段階において約6億を超える経費の削減を果たしてきておるところでございますが、今後におきましても将来をしっかりと見据えて、計画的かつ持続可能な財政運営を行うことが肝心でございますので、平成28年度は第1次総合計画の最終年度ということもございまして、この必達に向けてしっかりと財政運営に取り組んでまいらなくてはならないというふうに現時点で考えておるものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

監査委員の審査意見書を見ますと、全庁を挙げた行財政改革に取り組まれ、持続可能な自治体経営を目指し取り組まれないとありますが、26年度を最終年度とする第1次行財政改革大綱の評価と検証をなされたのか。また、それを27年度以降の第2次行財政改革大綱にどのようにつなげていかれるのかお聞かせください。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

私のほうから第1次行財政改革大綱の評価・検証を行ったのかということについてお答えをさせていただきます。

第1次亀山市行財政改革大綱につきましては、平成22年度から26年度までの5カ年において、

透明な市政運営の推進、効果的・効率的な行政システムの構築、財政改革の推進の3つの政策を掲げ、開かれた市政の推進と行財政運営の強化を目標に取り組んでまいったところでございます。この5年間の評価でございますが、実施計画に上げました延べ59の実施事業のうち完了、または計画どおり実施された事業は45事業でございます、76.3%の達成率でございます。これまでに市税のコンビニ収納の開始、行政評価の拡大や「一室一事務改善」による職員の意識改革、受益者負担の見直しなどに取り組み、さらには平成25年4月に市長を本部長とする行財政改革推進本部を設置し、改革のスピードを加速させてきたところでございます。

一方で、予算編成改革やイベントのあり方の見直し、補助金の適正化など、課題の整理に時間を要するものや見直しによる影響が大きい14事業につきましては、一部未完了となっております。これらの実施事業につきましては、第2次行財政改革大綱を策定するに当たり、各部署へのヒアリングも行いながら、1事業ずつ検証を行い、担当部署で推進していくもの、第2次行財政改革大綱へ引き継ぐものを整理しております。今後につきましては、本年2月に策定をいたしました中期財政見直しでもお示しをしておき、ますます財政運営は厳しさを増すと予測をいたしておりますことから、行財政改革推進本部を中心に全庁一丸となって、持続可能な行財政運営が確立できるよう、さらなる改革に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

行政運営には財政の健全性といったことが重要で、現在、総合戦略や第2次総合計画の策定に取り組んでおられると思いますが、すばらしい計画や戦略を立てられても、予算の調整ができていなければ絵に描いた餅になってしまうようなことがありますので、どうか第2次行財政改革大綱の実行、断行といった取り組みを進めていただき、持続可能で健全な財政を堅持していただきたいと思っております。

では続きまして、議案第68号平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑に入ります。

監査委員から提出されております審査意見書を見ますと、事業収益が約12億8,000万円、総費用は約11億8,000万円、差し引き当年度純利益は約1億円となっておりますが、これは地方公営企業会計基準の見直しにより繰延収益の長期前受金を収益化した長期前受金戻入1億6,000万円を収益として計上したためとあります。今回の決算について、どのように受けとめているのかお聞かせ願うとともに、長期前受金戻入1億6,000万円とは何か、この2点についてお聞かせください。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

おはようございます。

今回の水道事業会計決算をどのように受けとめているのかということでございますが、平成26年度亀山市水道事業会計の決算につきましては、まず給水収益は有収率が前年度より0.6ポイン

ト上昇したものの、近年節水型の給水設備の普及等により、前年度より6万7,000立方メートル減少し、収益も438万円程度減少しております。一方、営業費用につきましては、水道ビジョンに基づき野登配水池、第3水源、第4水源地の送水ポンプの取りかえ工事などの維持経費、県企業庁への受水費や値上がりする電力使用料などの支出により、前年度より2,670万円程度増加しております。

また、経営内容といたしまして、平成26年度の水道1立方当たりの給水原価、これは費用でございますが、年々増加傾向にあり、昨年度より4.1円増の134.2円でございます。一方、供給単価、これは収益でございますが、昨年度とほぼ同額の115.7円となり、給水原価が供給単価を18.5円上回っている状況でもございます。その結果、会計処理上では公営企業会計制度の見直しにより、現金を伴わない長期前受金戻入1億6,061万円を収益として計上したため、当年度純利益は9,877万円でございますが、現金預金の状況をあらわすキャッシュ・フロー計算書では、前年度より1億2,519万円減少しております。平成26年度末の現金預金残高は7億8,269万円と年間の運転資金として少なくとも3億円程度必要となりますので、この状況が続きますと、あと数年で現金預金が底をつき、水道事業の運営が困難となることを見込まれますので、危機感を持って事業経営を行っていく必要があるものと受けとめております。

それから、長期前受金につきましてご質問いただいております。

長期前受金でございますが、平成25年度までは補助金、工事負担金等の収入を資本剰余金として取り扱っていましたが、会計制度の見直しにより、平成26年度からは長期前受金として取り扱うこととなりました。この長期前受金戻入でございますが、補助金、工事負担金等の収入を固定資産の償却年数で分割して、各年度に収益として計上するものでございまして、会計処理上現金を伴わない収益でございます。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

先ほど、長期前受金については、現金収入を伴わないということでお聞きしました。これは現金収入に影響しないということは、実質的には26年度、単純計算しますと6,000万円ぐらいの赤字になるといったふうにとれると思うんですけれども、この件についてお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

先ほども申し上げましたが、長期前受金戻入につきましては、補助金、工事負担金等の収入を固定資産の償却年数で分割して、各年度に収益として計上するものでございまして、現金を伴わない収益として、今後も計上されるものでございます。なお、仮にこの長期前受金戻入1億6,061万円がなければ6,184万円の純損失となるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

これからも施設の維持や、建設改良事業、これらを計画的に進めていかなければならないと思いますが、水道料金の見直しや値上げといったことについて考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

水道料金の見直し、値上げにつきましてですけれども、水道料金につきましては、消費税の引き上げ分を除いては、合併後から現在まで据え置いてまいりました。そのような経緯から、現在の水道料金は県下14市では2番目に低い料金体系となっている状況でございます。今後におきましても、水の安定供給を図る上で定期的な修繕や改良工事が必要不可欠でございます。そのような中で、先ほどもご答弁申し上げておりますが、決算状況から会計処理上は黒字決算となっておりますが、現金預金につきましてはあと数年で底をつき、経営が困難となることが見込まれますことから、今後財政状況と照らし合わせて、アセットマネジメント、これは資産管理でございますけれども、その手法により水道ビジョンを見直していくとともに、水道料金の見直しについて検討する時期に来ているものと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

営業というか、収支のほうは実質は赤字だったということなんですけれども、市民にとって大切な水ですので、できる限り値上げしなくて済むような方法を今後も重ねて検討をしていただきたいと思います。

次に、議案第70号平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定についての質疑に移ります。

病院事業会計決算を見ると、入院・外来患者とも平成25年度より減少しており、医業収益も7,100万円の減少となっております。これに伴い当期の純損失は一般会計から1億5,000万円の補填を受けているものの、昨年度より1億2,000万円増の1億8,000万円の赤字となっております。厳しい経営環境にあるものと考えております。1億8,000万円の赤字となった要因について、お聞かせ願いたいと思います。また、赤字の解消に向けて、どのような取り組みを進めていくのかについてもお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

平成26年度決算における当年度純損失は1億7,931万2,176円でありまして、平成25年度決算の純損失5,845万3,111円と比較しまして約1億2,000万円増加しております。この要因としまして、1つは地方公営企業会計基準の見直しによるものとしまして、賞与引当金の計上の義務づけによりまして、平成27年6月賞与支給分に係る4,950万円の引当金の計上が主な影響であります。

また、医業収益におきましては、約7,100万円減少しており、合わせて約1億2,000万円の純損失が昨年度に比べて増加しているものであります。そして、医業収益の減収7,100万円

につきましては、患者数の減少に伴うものでありまして、入院患者数においては前年度の1万9,942人から1,358人減の1万8,584人であり、外来患者数におきましては、前年度の4万1,669人から1,503人減の4万166人となっております。

また、透析患者数につきましては、前年度末の58人に対しまして平成26年度末は53人で、5名減少しており、延べ患者数におきましても320人減少しております。透析につきましては、三重大学等から定期的に医師を派遣していただいておりますが、常勤の透析専門医が不在であることが大きな課題であります。

また、手術件数につきましては、前年度の333件に対しまして、平成26年度は380件であり、47件増加しておりますが、整形外科手術が前年度の106件に対しまして平成26年度は79件であり、27件減少していることも医業収益の減収要因となっていると考えられます。

これらの医業収益の赤字の解消につきましては、非常に難しいものがありますが、医療職員の安定した人材確保が第一でありまして、特に透析専門医の常勤配置に向けて引き続き三重大学への働きかけを行ってまいります。今後におきましては、亀山市地域医療再構築プランに基づき、平成28年度から病院事業管理者の権限と責任のもとに病院事業を推進してまいります。

また、現在、県で策定作業中の地域医療構想を踏まえ、病床利用方法などを見直すなど、地域医療を担う中核としての医療センターの役割を果たし、あわせて病院経営の健全化に努めていくということでもあります。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

亀山市医療センターのこの内容については、過去にも質問させていただいているんですけども、まず入院患者がやっぱり減っているということも大きなあれだし、医師不足ということと、そこで働く看護師さんの不足も上げられると思います。これは過去何度聞いても大体同じような答えに行き着くんですけども、やっぱり地域医療、亀山市民が安心して受診できるような環境をやっていたきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、現在、県が策定作業中の地域医療構想という言葉が出てきましたが、それを踏まえて病床利用方法を見直すというご答弁がありましたけれども、この地域医療構想というのはどのようなものかお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

地域医療構想と申しますのは、昨年6月に成立しました医療介護総合確保推進法に基づきまして県が策定するものでありまして、その内容と申しますのは、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年の医療需要を推計して、病床数の必要量など、地域の医療提供体制のあるべき姿を示すというふうなものであります。

現在、県において策定作業中でありまして、来年3月には策定するとのことでもあります。現在のところ、まだ全く不透明ということでもあります。医療センターにつきましては、このうち医療構想を踏まえた上で、病床利用方法の見直しについて検討していくということでもあります。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

次に、今後第2次地域医療再構築プランの実施計画に基づき、経営の健全化を図っていくわけですが、その中で地方公営企業法の全部適用により、新しく病院事業管理者を配置するということが、管理者を配置することにより何がどう変わるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

落合局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医療センターにおきましては、来年度から地方公営企業法の全部を適用し、新たに病院事業管理者を配置する準備を進めております。

病院事業管理者は、病院における組織や契約に関する権限など、病院事業にかかる特定の権限が市長から付与されることとなります。その結果、病院事業管理者は業務の執行に関し広範囲の独立した権限を持つこととなるため、刻々と変化する医療環境の状況に合わせた組織づくりを行えるなど、柔軟な対応が可能となり、自主的かつ効率的な病院運営につながっていくものと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

かなり権限を病院事業の中で占められる方と受け取らせていただきました。また、こういう病院事業管理者を配置することになった以上は、ぜひとも赤字経営から抜け出して、健全化に向けて取り組んでいただきたいと思います。地域医療については市民の健康、命を守るということが最も重要な要素ではないかと考えており、医療センターの経営健全化を図り、市民がいつも安心して医療を受けられる体制を供給することが市民満足度の向上に資するものだと思いますので、ぜひ効果のある改革を実行していただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○副議長（鈴木達夫君）

5番 尾崎邦洋議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○副議長（鈴木達夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。

通告に従い、質疑をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議案第63号平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、まず1点目に決算の評価ということでございます。

先ほど決算の評価といいますか、総括に関しましては、尾崎議員の質問であらかた市長の総括のご答弁がございましたので、私は少し別の角度から質疑をしたいと思います。

なお、先般内閣府が発表いたしました4月から6月の実質GDP（国内総生産）の速報値というのが出たんですが、マイナス0.4%と、年率に換算いたしますとマイナス1.6%と3期ぶりのマイナスを発表したところでございます。国の財政収支も急速な高齢化と社会保障費の増加や税収の落ち込み等によりまして、債務残高が1,000兆を超えると、大変厳しい状況でございます。

また普通交付税大綱によりまして、26年度の不交付団体は全国で約1,766団体のうちたったの55団体だと聞いております。こういった状況下、当亀山市も市税収入の減少、シャープ関連の固定資産税もそれぞれ約4億円近く減少しておるところでございまして、厳しい財政状況の中、財政の根幹をなすこの市税の減収というのは、今後大きな問題と、そのように考えます。

そういった中で、増収に向けての市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

14番 中村嘉孝議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

市税の収入についての基本的な考え方や評価ということでございましたが、平成26年度の市税収入は約109億3,000万円となりまして、前年度と比較いたしますと約4億円の減収となったところでございます。

主な要因であります。固定資産税の家屋なんかであります。ここしばらくは新規住宅着工の件数は、本市は非常に高いレベルで推移しておりまして、これはいい流れでございます。そういう中で、新築、増築の増加分によりまして、約3,800万円の増収となったものの、一方で固定資産税の償却資産が約4億4,000万円の減収となりまして、市全体といたしまして前年度より約4億円の減収となったという決算でございました。

平成26年度におけます市税動向を見ますと、当市におきましては、個人所得の緩やかな回復がみられていると感じているところでございます。また、これはご案内のように本市の税収構造の大きな特徴であります。民間企業のいわゆる固定資産税の償却資産の動きが大きく変化いたしますので、なかなか予測が難しいという構造の中に私どもはおるわけでございます。その中で、ちょうど昨年度におきましては、工業団地におきまして1社が創業をいただいたところでございますのと、これとは別に平成26年度中に3社、3つの企業立地の協定締結に至ったところでございます。今後におきましても持続可能な行財政運営を構築するために、市税の確保というのは非常に重要なところであります。とりわけ企業誘致にしっかりと努めるとともに、財政の健全化に今後におきましても全力で取り組んでまいることが肝要であろうというふうに考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございました。

今後、企業誘致に力を入れられるということで理解させていただきました。確かに、税の確保というのは大変難しいことだと、そのように考えます。

ところで、その決算書類の中に亀山市の行政評価外部委員会の外部評価結果というのが公表されておりました。その評価結果につきまして、どんな見解をお持ちかお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

外部評価委員による評価結果につきましては、施策評価の要素となる事務事業評価の客観性、妥当性向上のために実施しているものでございまして、同一の施策ごとに関連する複数の事務事業を事業群として評価しております。今回の総括評価におきましては、個々の事業はおおむね適切になされていると評価されたことは担当室長による事務事業評価の熟度も上がってきたものと認識しております。さらに、事業群として一体的に評価することは後期基本計画の施策の推進に非常に効果的なシステムであったと示されたことは、行政評価の目的であります総合計画の計画的、総合的かつ効率的な進捗を図るという観点において、この評価システムが大変有用であり、総合計画後期基本計画の推進にもつながっているものと考えているところでございます。

一方で、抽出による事務事業評価の課題をどのように他の事業評価に反映し、計画全体の推進につなげていくかという指摘に対しましては、庁内での情報共有の手法を検討し、今後の事業展開に生かしてまいりますとともに、行政評価システムのより適切な運用に努めてまいり所存でございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

この亀山市の行政評価外部委員会の要綱の第4条に委員は15人以内で組織すると、そのような表記がございますけど、現在5名ですね。その5名でかなり広範囲な、先ほど言われましたそういった評価をするに当たりまして、人材不足ではないのかと、その人数で機能を果たしているのかと、その辺のところについてお尋ねしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在の亀山市行政評価外部評価委員会につきましては、議員ご指摘のように5名の識見を有する者を委嘱しているところでございます。この外部評価の導入当初におきましては、総合計画審議会委員を外部評価委員として委嘱することも視野に入れておりましたことから、その対応が可能な人数として15名と規定したところでございます。その後、正式に委員会を設置するに当たり、以前よりおおむね現在と同程度の委員数により設置しているところでございます。

こうしたことから、現在5名の委員による外部評価委員会において評価いただいているところで

ございまして、現在十分にその職責を果たしていただいているものと考えておるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

次に、2番目の決算収支についてでございます。

1番目の実質収支と実質単年度収支ということで、平成26年度決算で歳入決算額が210億8,508万円、歳出の決算額が201億9,831万円で、実質収支が7億2,545万円の黒字ということ。しかしながら、単年度収支は2億6,703万円の赤字。ましてその実質単年度収支は、昨年は1,179万円の黒字ということでしたんですが、26年度は7億8,964万円の赤字となっているわけでございます。結局は赤字ということでございます。

このことについて、どういったご見解をお持ちか伺いたします。

○副議長（鈴木達夫君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、実質収支についてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃられたとおり、実質収支額は約7億2,500万となったところでございますが、歳出における予算現額と支出済額との比較は約8億2,000万円、その内訳は不用額が約4億8,000万円、翌年度への繰越額が約3億4,000万円となっております。一方、歳入におきましては、予算現額と収入済額との比較は約6,000万円の差、増となっております。翌年度へ繰り越すべき財源、約1億6,000万円を考慮した約7億2,500万円が実質収支となったところでございます。この実質収支額は、ここ5年の中で一番少ない額となったところございまして、できるだけ歳入確保に取り組んだりした結果がこのような形になったんだろうというふうにおおるところでございます。

また、実質単年度収支でございますが、実質単年度収支は単年度収支が約2億6,700万円の赤字、これは実質収支額が約7億2,500万円から前年度の実質収支額約9億9,200万円を除いた額に財政調整基金の積立金約470万円を加え、財政調整基金の取り崩し額約5億2,700万円を除いた額となり、前年度の議員おっしゃったとおり、約1,000万円の黒字から約7億9,000万円の赤字に転じたところでございます。この要因でございますが、歳入において、平成25年度は財政調整基金の取り崩しを行わず財源の確保ができましたが、平成26年度は財政調整基金を約5億3,000万円取り崩したことが主な要因でございます。なお不要となった一般財源につきましても、繰越金として翌年度の補正予算の財源として他の事業に使っていくという考えでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

先ほど、答弁の中で不用額の件もご答弁されたんですけど、不用額も昨年よりはある程度減って

おるわけでございますけど、26年度決算におきましてもかなりの不用額が出ております。とにかく財政運営が厳しい中、財源の有効活用を図るために予算計上のときに精度の高い諸経費の見積もりを行いまして、事業の進捗状況を的確に把握するとともに、適切な時期に速やかに補正を行ったりして、効率的な予算執行が重要だと、そのように考えます。この平成26年度の不用額につきまして、昨年よりは若干減ったんですが、どのようなお考えを持ってみえますか、お伺いしたいと思えます。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度の予算執行に当たりましては、さまざまな行政需要に的確に対応させていただいたと考えているところでございます。その結果として、的確な減額補正等により不用額の減少に努めておりますものの、決算では総額で予算現額に対して2.3%、約4億8,770万円の不用額が生じております。平成25年度の不用額は12億4,863万円でしたが、平成24年度からの繰越明許費の野村布気線整備事業の不用額約6億900万円を含んでおりますので、これを除いた不用額6億3,963万円と比較しても、平成26年度は1億5,193万円減少したところでございます。

このように不用額の減少につきましては、日々努力をさせていただきますけれども、どうしても不用額が出るものというふうにご考えていまして、扶助費なんかですと予定があるかないかわからないものは予算を残しておかなければならないということもございまして、不用額は出てくるものだろうというふうに認識をいたしておるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

不用額は出てくるものだろうと、そのように認識しておるといってご答弁でございました。

決算における不用額の検証というのは、先ほど検証されておるわけでございますけど、大変重要なことだと、そのように考えております。決算内容の分析を行いまして、不用額の状況を十分精査して、真に必要な最小限の経費を見積もった予算要求をすることが大切だと、そのように思えます。

次は、プライマリーバランスでございますが、基礎的財政収支ということで、このプライマリーバランスはよく言われますんですが、政策的な支出を新たな借金に頼らず、その年度の税収等で賄われているかどうか、子供たちや孫たちの次の世代に負担を先送りしているかどうかと、そういったことを示す指標だと、そのように思っております。借り入れを除く税収等の歳入から市債の発行や過去の借り入れに対する元利償還金を除いた歳出を差し引いた財政収支ということ。詳しく言いますと、繰越金やら地方債の発行額、財調及び減債基金の取り崩し額を除いた歳入と、地方債償還額、財調及び減債基金への積立金を除いた歳出とのバランスだと認識しておるところでございますが、26年度決算は、財調、先ほどお触れになりましたが、約5億3,000万を取り崩したことから、プライマリーバランスも前年度より大幅に赤字となったということでございますが、このことにつきまして、どういった見解をお持ちかお尋ねいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

地方自治体におけますプライマリーバランス、基礎的財政収支は、議員おっしゃられたとおり、地方債元利償還額、財政調整基金及び減債基金への積立金を除いた歳出と繰越金、地方債発行額、財政調整基金及び減債基金の取り崩し額を除いた歳入のバランスを見るもので、起債や財政調整基金からの繰り入れに頼らず、その年度の税収等で資金が賄われているかを示す指標でございます。

平成26年度の基礎的財政収支、プライマリーバランスは2,000万円の黒字となり、前年度の9億8,000万円の黒字から大幅に減少をいたしております。その要因でございますが、実質単年度収支が赤字に転じた要因と同様に、財政調整基金から5億3,000万円取り崩さないと運営ができなかったということが主な要因でございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

政府も国と地方のプライマリーバランスを2020年までに黒字化すると、そのようにマスコミ等では言っておりますが、現在国のプライマリーバランスは黒字化どころか悪化の一途をたどっているということでございます。黒字にはなるわけではないと私としては考えております。プライマリーバランスは単年度ごとの経営の結果を示す指標でございまして、大規模な投資があれば単年度収支は当然赤字になるということでございます。また、地方債発行額や、その年の財調の繰り入れなどによりまして、その年の事業規模によりまして変動するものだと、そういうわけでございますが、将来的に安定的な黒字化を視野に入れるということも大切なことだと、そのように考えるところでございます。そのことにつきまして、どのようにお考えかお尋ねいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

プライマリーバランス、基礎的財政収支につきましては、地方債のその発行額のほか、財政調整基金からの繰り入れなど、その年度の事業規模により変動もあり得るものと認識をいたしております。地方債の発行につきましては、プライマリーバランス、基礎的財政収支の黒字化だけでなく、将来の公債負担を抑制するためにも、引き続き地方債の発行を含め十分注視した上で財政運営を行っていきたいと考えておるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

このプライマリーバランスが均衡するということが、市債発行残高の増加をとめるための条件となるということで、なぜならプライマリーバランスの赤字が続いている限り、それを埋めるために

市債発行残高が増加せざるを得ないと、そういうことだと思えます。プライマリーバランスを黒字化しようとするということは、過去の借金を返しつつ、次世代への負担を軽減しようということでもございまして、このことは現在の行政サービスを減らすということにもなりかねないということもありますけど、この均衡をいかにとりながら暮らしやすい市民生活を保障していくかと、そういうことが現在置かれている亀山市の行政の役目だと、そのようにも考えます。

次に、市税収入の減少についてでございます。

自主財源につきまして、特に根幹をなす市税収入が109億3,032万、前年度に比べまして、先ほどご答弁もございましたんですが、4億円の減、中でも固定資産税が4億円の減と減少しておりますわけでございます。主な要因につきまして、何であったのかお伺いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市税収入の減少でございますが、主なものは固定資産税の償却資産の減収が主なものでございますが、各税目について、少しご説明をいたしたいというふうに思います。

まず、個人市民税でございますが、滞納繰越分が約2,800万円の増額、特別徴収加入促進により特別徴収者は約5,079人増加しましたことから、特別徴収の4月、5月分が翌年度の税収となりますことから、約1,500万円の減額となり、合計で約1,300万円の増額となったところでございます。

また、法人につきましては、企業業績が少し好転し、約300万円の増額でございました。

次に、固定資産税の土地は、評価がえの前年度に当たるため、評価の見直しは行っていませんが、地価下落による減額となり、約1,100万円の減額となったところでございます。

また、家屋につきましては、平成25年度中の新築、増築分による増加により約3,800万円の増額となったところでございます。

また、償却資産は、平成25年度は平成24年度中に液晶関連企業2社による大規模設備投資がございましたが、平成25年度においては、設備投資額が減少したため、約4億4,000万円の減少となったところでございます。

次に、軽自動車税は、軽四輪乗用車の登録が約639台増加をいたしました結果、約400万円の増額となったところでございます。

次に、市たばこ税は、健康意識の高まりやたばこ料金の引き上げから、喫煙者の減少によりまして約1,000万円の減額となったところでございます。

最後に都市計画税は、約500万円の増額となったところでございまして、このようなことから平成26年度の市税収入は合計で約4億円の減少となったところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

詳しくありがとうございました。

この歳入歳出額約210億円のうち、自主財源が約134億円、依存財源が約77億円と認識しております。自主財源の歳出決算額に占める割合が63.5%でありまして、そのうち市税が約4

億円減少ということで、依存財源の歳入歳出額に占める割合というのは36.5%になっております。依存財源は地方交付税や国・県支出金と、そういうことでございますけど、やはりこれは流動的なものだと思います。自主財源をふやすことは、とにかく税収をふやさなければならないということで、大変難しいと先ほども言ったわけでございますけど、そこでお尋ねしたいと思うんですけど、当市におきまして自主財源の比率、現在63.5%ですが、妥当な数値はどれぐらいか、わかる範囲で結構ですので、どのようにお考えかお尋ねしたいと思います。簡単に結構です。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

自主財源の率がどれぐらいが一番いいのかということでございますが、少し過去をさかのぼってみますと、平成20年度が67.1%、一番税収が多かった平成21年度ですが、76.6%自主財源の比率がございました。ここ3年ぐらいを見てみますと、65%前後ぐらいを推移しておるところでございます。どれぐらいがいいのかということは、なかなか難しいことでございますけれども、やはりこの自主財源の率が高いほうが一番いいんだろうというふうに思っていますけれども、なかなか今の状況ではこれを過去の七十数%になるというのは、なかなか難しいことなんだろうというふうに思っています。

そういうことから、自主財源というのは市税もありますけれども、あと負担金とか分担金、使用料・手数料などがございますので、できることは受益者負担の見直しとか、分担金や負担金の見直しなども行いつつ、先ほど市長が申し上げたとおり、企業誘致にも努力し、自主財源の比率を高めるように努力をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

次に、3番目の財政の分析指標ということでございますが、経常収支比率と財政力指数、先ほどお触れにもなりましたが、経常収支比率は前年度88.5%に比べまして1.5ポイント減少した87%ということで、望ましいとされております70から80%、行革大綱に目指す85%を若干ではありますけど超えている状況でございます。なかなか目標値まで達しないという状況でございます。財政力指数というのも0.98ということで、極端に悪いわけではございませんで、こういった数値の現状については先ほどお触れになりましたので、確かに極端な悪い数字じゃないと思います。経常収支比率は目標値は85%としているわけでございますけど、本来妥当な数値というのは、理想的な数値というのは80%ぐらいかと思っておりますが、今後も上昇傾向にはあると考えます。投資的事業や新規事業をする余力が徐々に減っていくと、そのような状況であると思っておりますが、今後、数年先の傾向といたしまして、予測される範囲、どのように思ってみえますのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

経常収支比率でございますが、当市は85%以下を目指すという形で努力をいたしておるところ

でございます。現在、平成26年度決算で見ますと、県下の市の中で経常収支比率は亀山市が一番いい数字であります。この87で県下の中では一番いいところにおるということは事実でございますが、やはり議員おっしゃるように、経常収支比率が上がってくると、なかなか自由に使えるお金がなくなってくるということで、85%を目標に努力をしていきたいというふうに思っていますけれども、今後やはり他市と同じように経常収支比率は少し悪化をしていくんだろうというふうな思いを持っています。しかし、財政当局としては、何とかこれを85%以下に抑えるように努力をしていきたいというふうに考えていますので、どうぞよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

何とか努力して行っていただきたいと、そのように思います。

次に公債費負担比率でございますが、この公債費負担比率も前年度に比べまして、これも先ほど市長からもご答弁がありました、1.4ポイント減少をしておるということで、14.5%でございます。望ましいとされる15%をやや下回っていると、そういった状況でございます。まああの数字だと、そのように考えておるわけでございますが、この公債費負担比率というのは、減債基金の繰り入れが一番大きくそれに影響すると思います。この減債基金もかなり減少しておる状況でございます。今後の減債基金につきましての考え方を伺いたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

減債基金の考え方でございますが、ことしの2月に基金の活用指針の見直しをさせていただいて、減債基金についても、少し見直しをさせていただきました。減債基金については、返済金、要するに当市として借金の返済額を約22億ぐらいに抑えるような形で、まずは減債基金の取り崩しをやっていきたく。しかし、何年かすると、この減債基金も枯渇しますので、それ以降については一般財源で返済をしていかなければならないと考えておるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

長期的ないろんなそういった財政を考慮するならば、どちらかといえば先ほど長々と申しましたプライマリーバランスよりも、この公債費負担比率の推移を検証するほうが重要なかと、個人的にはそのように思います。

次に、大きく4番の財務書類4表についてお尋ねしたいと思います。

本年度も決算の財政指標の添付資料といたしまして財務書類4表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、これでございますけど、提出していただいておりますのでございます。

また、今回も連結の財務書類4表も近年提出されまして、年々充実してきたと考えているところでございます。

しかしながら、減価償却等々、一般企業に比べますと、やはりまだ決算書におきまして少し乖離があるんじゃないかと、そのように思っておりますし、少し課題もあると考えます。これは、平成18年度以降に総務省の指導のもとに発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入が図られたものでございます。そういった状況下、本年度総務省より原則として平成27年度、ことしから29年度までの3カ年の間で統一的な基準による財務書類を整備しなさいと、そういった要請が総務省のほうからあったと思います。

例えば、現状では固定資産台帳の整備は必ずしも前提ではないということでございますが、今後はこれを整備することによりまして、公共施設等のマネジメントの活用が図れると。また、資産の評価方法等も以前とかなり異なってくると、そのように考えますが、この一連のことにつきまして具体的にご説明をお願いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、これまでの経緯、財務書類4表につきましては、現金主義、単式簿記によりますこれまでの自治体の会計制度に発生主義、複式簿記といった企業会計的要素を取り入れ、資産、負債などの情報や減価償却費などの見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況をよりわかりやすくするとともに、他市との比較や職員のコスト意識を高めるということから、平成20年度決算から総務省方式改定モデルで作成をいたしております。統一的な基準による公会計の整備といたしましては、新たな基準による財務書類を原則として、議員おっしゃられたとおり平成27年度から29年度までの3年間で全ての地方公共団体で作成するよう、本年1月に総務省から要請があったところでございます。

現在、本市が採用している総務省方式改定モデルでは、決算統計データを活用し財務書類を作成しておりますが、総務省の新たな基準による財務書類の作成に当たっては、固定資産台帳の整備が前提となっているところでございます。このことから、現在、固定資産台帳の整備をすべく努力をしているところでございまして、現時点でこの8月末に各担当室に対しまして、どれぐらいの台帳等が整っておるのか、誰が担当としてやっていくのかを決めたところでございまして、また台帳整備には公認会計士や税理士などの専門的な支援が必要となってきますことから、8月17日に株式会社ぎょうせい東海支社と固定資産台帳整備支援業務委託を締結し、これから資産評価ルールの策定等をやっていきたいというふうに思っています。固定資産台帳、特に建物とか土地については、今までもある程度把握はしてきましたが、今回国が言うておる中では、市道や林道や農道、公園、リース物件なども含めて検討をせいというような指示が出ていますので、少し資産評価を行う上で、取得原価がわからないものもございまして、その点も含めて、今後この固定資産台帳の整備に努めていきたいと。なかなか資産評価ルールをつくっていくのが難しいんだろうというふうに考えていますけど、国のほうから新たな総務省のモデルの資料が届くというふうになっていますけど、現在のところ総務省からの資料もおくれてまいっておりますので、少しおくれぎみであるということは現在のところなっております。最善の努力で何とか固定資産台帳の整備につなげたいと、今の

ところ考えておるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

固定資産台帳の未整備の団体は平成27年度に速やかに整備ができるかどうかポイントということで、当市の現状につきましては、先ほど部長からご答弁があったんですけど、今のところは固定資産台帳は全く整備はできていないと、そのように理解させていただいてよろしいですか。これから今後つくっていかれると。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

固定資産台帳でございますが、建物とか土地については大部分が台帳管理をしていますので、固定資産台帳の整備は行っているところでございます。しかし、今度林道とか赤道、青道等も考慮せいということも言われておりますので、少し昔の古い状況が確認できないものもあるだろうというふうに思っています、今現在、大部分が整備をしておりますけれども、一部今年度整理をして、少し考え方なり、どうなっているのか調査が必要なものもございまして、それについて努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、全庁的な取り組みといたしましては、財務部の契約管財室が事務局となって、各部門があるんでございますが、今45名の各部署から1名ずつ作業を進めていく上での担当者を決めていただいて、何とか全庁一丸となってこのことに取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

この資産の評価方法として、有形固定資産も先ほど言われましたんですけど、老朽化しております、取得原価等の把握も大変難しいと、そのような問題があると思います。統一的な基準による財務書類を作成するための補助簿として、耐用年数やら取得原価が記載されている固定資産台帳、先ほども言われました整備が確かに必要でありまして、これによりまして、資産の一元管理が可能となると思います。

これを整備するに当たりましては、先ほど部長がお触れになりましたけど、全庁的な取り組み体制というのにも必要だと。大変重要なことだと思いますが、いろんな計画やら準備をしたり、棚卸しやらデータの作成やら、いろいろ作業というのは必要になると思いますが、こういったことを一連、大きな事務の大変な負担になると、そのようにも考えておりますが、この事務的な負担、それと棚卸しやらデータ作成等につきまして大変な作業が重なると理解するわけでございますが、このことについてお考えをお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

議員おっしゃられるように、固定資産台帳の整備は、全庁的な取り組みをやっていかないと、なかなか整備ができないものだろうというふうに認識をいたしています。また、その細かい過去の資料を探し出したり、いろんなものを取り組むことは大変難しいことでもあるだろうというふうに思っています。そういう意味で、先ほど申し上げましたとおり、各部門から担当者1名を出していただいて契約管財室が事務局となって全庁一丸となって取り組んでいく必要があるだろうと。先ほど、うちだけではなかなか資産評価のルールがそれでいいのかどうかということもございますので、業者に支援業務の委託をしまして、公認会計士や税理士からうちの資産ルールのつくり方のアドバイスをいただいたり、いろんな支援をいただく中で、何とか作成をやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。

なかなか3カ年の間で完全に整備するというのは難しいことかなと、そのようにも理解します。

今後の地方公会計の整備というのは、大きな事務的負担やら経費の負担もかかるといいますし、そういった中で国からの財政支援や、またそういった事務に関しまして、通常事務以外にもかなりの負担がかかるといいますが、そういった中で国から人材的な支援とか、そういうものがあるのか。その財政支援と人材的な支援につきまして、その辺についてわかる範囲で結構ですが、お伺いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず第1点目の財政支援でございますが、国のほうはこの3年間においては、交付税の算入措置に入れるというようなことを言われております。またそれで固定資産台帳をつくって、公共施設の統廃合をやるという場合、解体費についても起債の対象としていこうというような形でいただいております。

次に、人材育成支援でございますが、総務省自治大学校等を活用した職員向けの研修が実施をされる予定というふうに聞いていますけど、まだいつ開いていただけるのかという通知はいただいていないところでございます。

また、私、少し間違えまして、交付税の算入対象は26年度から29年度までの4年間、交付税の算入対象にしていただけるということでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。

なかなか難しい問題だと、なかなか3カ年でこれをやるということは非常に通常事務以外にかな

りの負担がかかるので大変だと、そのように思います。

次に、もう最後の今後の財政運営ということでございます。

これも、先ほど尾崎議員のご質問の中でご答弁もあったんですが、とにかく平成26年度決算というのは、実質単年度収支におきまして約7億円の赤字になりました。またプライマリーバランスも前年度と比べるとはるかに赤字になったわけでございます。経常収支比率も依然として目標値の85%を下回らないと、そういった現状。それと、また自主財源につきましても根幹をなす市税が減少しておると。いろいろ本市の財政構造の硬直化というのは進みつつあると、そのように考えます。

また、本年2月に公表されました中期財政見通し、5年間では、今後市税の増収というのは余り期待できないと。そういった中、地方交付税も減少傾向にある中、さらに27年度から普通交付税の合併算定がえによります増加分、段階的に縮減となると、そういうことでもございまして、なかなかプラス要因がない、マイナス要因ばかりが重なっていると、そういうことが現状だと思います。

こういった中、財調が約28億円減少しまして、その残高が5年後には約17億円とかなり少なくなると、そういった見込みが出ております。そういった中で、17億円はあるんですが、これは結局ゼロとなるような状況になれば、ほとんど新規事業も何もできないと、そういった大変難しい時期を迎えていくと、そういった想像もできないわけでもございませぬ。

そういった大変な状況の中で、今のうちに対策をとっておかないと、今後五、六年、特に10年先には大変なことになるんじゃないかと。先のことですので、確定的ではないんですけど、今のうちに本当にきちっとした財政運営をやっていかないと、そういった危惧を持っておるわけでございます。

今後もこういった大変な状況を踏まえまして、市長は今後こういった財政運営、特に力を入れていきたいということがございましたらお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の財政運営についての考え方でございますけれども、先ほども尾崎議員のご質問にご答弁させていただきましたが、中期財政見通しで既にお示しをさせていただいておりますように、市税の増収は期待できない、今議員ご指摘のとおりでございます。さらに平成27年度からは、普通交付税の合併算定がえによる増加分が段階的に減少と、こういう状況の中でございます。

これらの理由から一般財源の総額におきましては、平成31年度では平成27年度から約6億円の減額となる見込みをいたしてございまして、財源確保の厳しさが一段と増すという認識のもとに行財政運営を進めてまいりたいと考えております。

こういう中で限られた財源を有効に活用し、将来を見越した計画的かつ持続可能な財政運営を行っていくことが肝心でございますので、施策におけます事業効果をしっかり見きわめて、あれもこれもできない時代でございますので、あれかこれかしっかり見きわめてその効果を十分検証する財政運営の考え方が大切であろうと、考えてございます。

特に何をかというご質問でございましたが、今ご議論の新しい公会計の考え方はやっぱりしっか

り入れていくとか、今回第2次の行財政改革大綱を議会の皆様、市民の皆様にお示しをさせていただいております。広範囲にわたる具体的な取り組みをしっかりとやっていくことに尽きようかと思っておりますので、引き続きましての皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（鈴木達夫君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

とにかくマイナス要因が多い中、大変厳しいとは思いますが、今後しっかりと財政運営に取り組んでいただきますようにご要望いたしまして、質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（鈴木達夫君）

14番 中村嘉孝議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩をします。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○副議長（鈴木達夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ぼぶらの西川憲行でございます。

代表質疑ということで、本日は議案第70号平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について、議案第63号平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、ご質問をさせていただきます。

まず、平成26年度の病院事業の会計決算の資料ですけれども、ちょっと映していただけますでしょうか。

病院の医業収益と、それから医業費用、それで出てくる医業損失についてということで、この資料を見ていただきたいんですけども、12億3,000万円の医業収益があります。医業費用として15億出ておまして、3億4,857万7,713円が医業損失ということで、26年度の決算が出ているわけです。この中には、一般会計から他会計負担金、他会計補助金という名目で、合わせて2億8,187万1,459円が入られているわけなんですけれども、しかし、当期の純損失として1億7,931万2,176円が損失ということで、いわゆる赤字ということになっているわけです。

これを見ていただいて、これからいろいろ聞いていきたいなあとと思うんですけども、まず26年度の特徴としましては、地方公営企業会計基準というのが全部適用になりました。これがまず1点。それからもう1点、亀山市地域医療再構築プランの第2次計画が26年度よりスタートしているという、この2点が26年の特徴なのかなあと私は思っております。

この決算を見て、まず今言いました1点目の地方公営企業会計の全適ということに対しまして、変化についてお伺いしようと思っっているんですけども、その前にこの決算を見て、市長の所感といますか、その辺についてまずお聞かせいただいて、そこから順次質疑を深めていきたいなと思っております。

市長は、この医業損益、また当年度純損失が1億7,931万2,176円出ていることについて、どのように感じていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

2番 西川憲行議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

病院事業会計決算について、市長の認識はいかがか。特に損失につきましてどうだということでございます。

ご案内のように、平成17年、18年ぐらいの本市の医療センターを取り巻く地域医療の環境というのは大変厳しい状況にございました。そういう中から、開院以来、既に20年を超えておるところであります。従来から私どもの亀山市の病院事業会計につきましては、毎年度の損失につきましては、全額これを補填するという会計処理を開院以来約20年にわたって進めてまいりました。しかしながら、それぞれの単年度の損失状況であるとか、累積の損失につきまして、正確に把握する必要があるということで、22年度の21年度の決算以降、このように最終の純損失を一般会計から全額を補填するという形態を転換してきたところでございます。

しかしながら、今日に至る過程で、さまざまな医療センターの経営健全化に向けた取り組みを進めてきておるところでございますけれども、平成26年度におきましても議員触れていただきました状況につきましては、ご指摘のとおりでございます。いずれにいたしましても、市民の皆さんの医療センターとしての機能をしっかり担保するために、マンパワーの確保、さらには経営健全化に向けた関係医療機関との連携とか、このところさらにその質を高めながら、経営健全化に向けても次にしっかりと展開をしていかななくてはならない大事な局面であろうというふうに考えておるものでございまして、平成26年度の決算につきましては、1億7,000万という純損失につきましては、さらにこれを縮小させる方向で、医療の質と経営健全化を果たす使命が私どもの医療センターにあるということを強く認識をさせていただいております。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長の決意もお聞かせいただきました。

それでは、この26年度の決算を改めて振り返って見ていきたいと思います。

この中で、まず全部適用されたということが1つのキーワードだと思いますので、この25年度の決算と比較しますと、26年度は大きく変わっている部分もあるかと思えます。この点についてのご説明をいただきたいので、まずは決算報告書、損益計算書、貸借対照表とそれぞれでございます。その中で決算報告書について、どの辺が変わったのか、特徴としてお聞かせいただきたいと思いま

す。

○副議長（鈴木達夫君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

平成26年度から新しい地方公営企業会計基準になっております。これにつきましては、11項目の見直しが行われておりますけれども、そのうち当市にとって金額の大きい主なものについて説明させていただきます。

決算報告書ということでしたので、その明細であります収益費用明細書についてご説明申し上げます。

収益費用明細書につきまして、1点目は賞与引当金繰入額4,950万円であります。これは、賞与引当金の計上が義務づけられたことによるものでありまして、平成27年6月賞与支給分のための引当金であります。

2点目は、特別損失における手当4,057万3,013円あります。これは、平成26年度の賞与支給分ありますが、平成25年度までは引当金の計上義務がなかったことから、特別損失として計上したものであります。なお、今後におきましては、毎年度賞与引当金を計上していくことから、この特別損失は平成26年度決算限りの措置であります。

この2点が決算報告書明細であります収益費用明細書における金額の大きい主なものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今ご報告いただいたように、決算報告書の中においては、その明細である収益費用明細書に変わったところがこの特別損失として出ている賞与の部分だということであります。これ、両方を足すと9,000万近くありますので、この分で赤字が膨らんだ部分もあるのかなあというふうに感じています。

それでは、次に損益計算書についてお願いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

損益計算書といいますのは、医業損失、経常損失、当年度純損失などを算出したものでございます。影響を受けた主な点といたしましては、その他の未処分利益剰余金変動額422万6,087円あります。これは、国等の補助金により取得した固定資産において、従前は補助金相当部分について償却することは任意でありましたが、会計基準の見直しによりまして償却することが義務づけられました。当市におきましては過去から償却していたことから、これまでの償却分422万6,087円については収益となり、損失から控除されるというものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、ご説明いただきました損益計算書の中の部分についても、これも過去の分の精算という意味では、26年度の特徴であるのかなあというふうに感じております。

では、貸借対照表についてお願いします。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

貸借対照表、これは資産、負債、資本の3つから構成されていまして、資産の額と負債と資本の合計額が一致するもので、バランスシートと呼ばれております。この資産、負債、資本の3つについて、金額の大きい主なものについて説明いたします。

資産につきましては、会計基準の見直しによるものとしましては、資産内による勘定科目の変更はありますが、特に大きな変動はございません。資産の残高につきましては、平成26年度末が約35億円であり、平成25年度末の38億円と比較し、約3億円減少しております。その内訳としましては、現金預金の約1億8,000万円の減少と減価償却による有形固定資産の約1億円の減少によるものであります。

負債につきましては、会計基準の見直しによるものとしましては、従前は資本に計上されていた企業債が負債に計上することとなったこと、また賞与引当金の計上が大きな点であります。負債の残高につきましては、平成26年度末が約5億円であり、平成25年度末の3億円と比較し、約2億円増加しております。その内訳としましては、企業債の平成26年度末残高約3億2,000万円、賞与引当金4,950万円の増加と、平成25年度の医療センター改修工事の未払い金約1億7,000万円の減少によるものであります。

次に、資本につきましては、会計基準の見直しによるものとしましては、ただいま申し上げました企業債が負債に計上することとなったことが大きな点であります。資本の残高につきましては、平成26年度末が約30億円であり、平成25年度末の約35億円と比較して約5億円減少しております。その内訳としましては、企業債の平成25年度末残高約3億8,000万円の減少と、欠損金約1億8,000万円の増加によるものであります。

以上が貸借対照表における会計基準の見直しにおける影響と金額の変動でございます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、ご説明を聞きますと、収益費用明細書、損益計算書、貸借対照表の中におきましては、赤字がふえている、資産が減少している、負債が増加している、資本が減少していると、マイナス面ばかりが出てきております。地方公営企業の会計基準を変えたということによって、このマイナス面が大きく出てきたのかなあというふうに感じますが、公立病院ということもありますので、企業の経済性だけではなくて、やっぱり地域に根差した病院ということで、必要な病院とされるべきものでありますので、これからはこの赤字とか経営がどうかというだけにとらわれずに、やっぱり福祉の増進とか、市民のサービスのための病院ということでやっていかなければいけないだろうというふうに思います。

その点については、また市長にお伺いしたいんですけれども、ちょっと先ほどの表をもう一度見ていただきたいんですけれども、こちらには今度は一番下段には患者数の表もつけております。これを見ますと、26年度の実績ですと、入院患者数が1万8,584人、外来患者数が4万166人となっております。これに対して、その右側ですけれども、これは予算書のほうから引っ張ってまいりましたけれども、入院・外来の患者数の当初の予定の数でございます。そうすると、入院患者数2万3,725人、外来患者数4万5,676人、端的に言いますと、両方とも5,000人ずつ、合わせて1万人の患者数が減少していると考えていいのかなあというふうに感じております。これは、あくまで予算上のものと決算のもので比較していますので、25年度実績とはちょっと数値が違いますので、その辺はご了承ください。これはあくまで予算ですので、目標値であるかもしれませんが、これぐらいの患者を見込んでいると。これは決算上の見込みでもあると同時に、やはり亀山市の医療センター、公立病院としての責務を果たすためには、これぐらいの患者さんに来ていただければいいのかなあということではないのかなあと思います。

それで、私の質問の第2項は、医業収益の減少要因についてということでは上げていますけれども、こちらについては、先ほど午前中の尾崎議員の質疑の中でありまして、市長のほうからご答弁いただきました。尾崎議員の感想は、何か今までいろんな質疑があつて、医療センターのことを聞いてきた中で、同じような答えが多いというふうには答えられていましたけれども、確かにそのとおりで、ドクター、ナースの数の確保をすることによる患者数を増加させていくという、まず診療の問題点をクリアしていくということだったと思うんです。医業収益を見ますと、確かにドクターとナースの数がふえて、その中で医業費用の中で給与費が増加しています。だけれども、経費全体は25年度よりも減少しています。ということは、やっぱり患者さんが来ていないので経費も少ないかわりに収益も少なくなっていると思います。

現在、医師と看護師については、まあまあ充足できてきたというご答弁をいただいておりますので、その中で、ではなぜ患者数がふえていかないのか。この辺にやっぱりこれからの問題点があるのかなあというふうには、先ほどのやりとりを聞いていて感じたところでございます。

また、この医師と患者数が充足してきたら60床運用を見直すということも、先ほどの中でも病床の見直しということが、先ほど尾崎議員の質疑の中でありましたね。病床利用の検討ということで、地域医療構想の中でそういうことも考えていくんだということがありました。最初に言いましたように、26年度は亀山市地域医療再構築プランが新たにスタートした年であつて、ここに幾つかの課題が出されております。そしてこの課題をクリアしていくことによって、病院の経営改善を図っていくというようなご答弁を、市長も先ほどされておりました。この中で、市長が今課題として上がっている中で、今最も重要で病院を再生していく、地域医療を構築していく中で重要ではないかと考えておられるところを市長にお伺いして、今後の病院事業のあり方というものを、この決算から見るところで少しお伺いしたいのですが、まず、市長が考える病院のあり方、それから現在の課題の中でどこが大事なのかという点についてお考えをお聞かせください。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の病院の展開についての市長の考え方をということであろうと思いますが、まずは現在の医療センターの経営においては、ご指摘のように医業収益の減少でありますとか、累積の欠損金の増加など、大変厳しい状況の流れの中にあるということでもあります。これも少し触れていただきましたが、今後におきましても当然医療センターは自治体病院としての役割を果たしていくんだと。まさに地域医療の核として亀山医師会でありますとか開業医の先生、あるいは2次医療機関との連携によりまして、救急医療、それから在宅医療を推進する、これはもちろんであります、今の社会、今後の少子・高齢社会の非常に大きなテーマとなっております医療の分野に福祉、あるいは保健、こういうものに横串を刺した上で、これを一体的なものとして捉える地域包括ケアシステムに寄与するような地域医療提供体制を、やっぱり亀山に合った形で構築をさせようと、その経営基盤を確立する必要があるというふうに考えておるものでございます。

当面、例えば医療のドクターのマンパワーにつきましても、これは以前にもお話しさせていただいておりますが、三重大学から定期的に、大変いい連携ができておると思っておりますが、しかし透析の専門医が今おっただけませんので、この透析専門医の常勤医の不在、これが大変大きなテーマになっております。いずれにいたしましても、大学病院との連携、あるいは医師の確保、看護師もそうではありますが、マンパワーとしてしっかり対応すると。これは直近の大きなテーマでございまして、なかなか実現いたしておりませんが、引き続いてこれは努力をしていく必要があると思っております。

いずれにいたしましても、今後の病院の経営形態につきましては、地方公営企業法の一部適用から全部適用に転換をさせて、病院現場の実態に応じた機動的な体制を構築したいということで、現在までその準備を進めてきておるところでございまして、新年度新たな体制構築に向けて、効率的かつ効果的な運営の中で病院の健全経営を目指していきたいというふうに考えておるものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長の大変大きなお話の中で、やっぱり大事なところは地域医療、自治体病院としての役割をしっかり果たしていくということが1つあったと思います。それから、先ほど言われました地方公営企業法を全部適用することによって、健全な病院経営を目指していくと、その2点が大きな部分だったのかなあと。

ただ、理想は十分わかるんですけども、結果として大きな赤字が出ているということですね。この赤字に対して、ではどのように考えられるのか。26年度の決算を見ていって、マンパワーということを言われました。それから三重大病院との連携も進んでいる。地域の中の医療としてよくなっているんだという部分がありました。ただ、この決算の数字を見ると、25年度の決算と見て、非常に26年度は後退している結果になっているんだと。

この中で私が非常に気になるのは、自治体病院としての市民サービスを重点に置いていくなれば、今現在3億円近いお金が一般会計から医療センターに補助金というか負担金という名目が入っているわけですけども、自治体病院としての市民サービスを重視していくのであれば、この3億円という数字が今後膨れ上がっていく可能性がある。それから、そうじゃないんだと。経営基盤

の安定化をしていくに当たっては、最初に市長が言われましたように、今後の赤字を今まで一般会計で5億というお金を入れながら、今までは損益を出さないような決算を出していたのを改善したのも市長ですから、もとに戻すことは多分ないと思うんですね。ということは、今後どのような形になっていくのか。具体的に見えてくるようなお話をさせていただきたいなあと思うんですけども、お願いできますでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、私が就任をさせていただいた平成21年の時点で、とにかく年間4億円の医業損失が出ておりました。先ほど申し上げたように、病院への一般会計からいわゆる負担金として、これは法定の中で入れられる負担金、それ以外に損失を補填する補助金という形で、最終的には長い間、これを毎年度の損失をゼロにする、こういう会計処理で医療センターは展開をいたしてまいりました。そこは改善をする必要があるということで、青天井で4億、5億と上がっていくことは問題が生じようということの中で、年間2億という上限をもって補助金の設定をして、毎年の損失についてはこれは市民の皆さんにオープンにしていくという中で運用に転換をさせていただいてまいりました。

しかしながら、医療の損失の状況については大変厳しい状況が続いておるところでございますけれども、一方で、例えばあの時点で、救急医療の受け入れのドクターが12名の体制の折には、年間1,000名近い救急医療を医療センターは受け入れができておりましたが、平成20年度の時点では300名を切ると、こういう危機的状況の中でさまざまな取り組みを強化してきたところがあります。

こういう流れの中で、地域医療再構築のプランも自治体病院改革のプランもしっかり展開をしてまいりましたけれども、現時点で残念ながら損失が出ておることにつきましては、これは受けとめてまいりたいと思います。しかしながら、今後におきまして、当然医療の質と、先ほど申し上げた地域包括ケアとか、在宅医療の仕組みをつくっていくとか、こういう自治体病院としての取り組みと、なおかつ毎年度の医業損失の縮小に向けたバランスをしっかりとれるような体制をつくっていきたいと考えておるところでありまして、その意味で、新年度の全適への転換というのは、ある意味より機動性を高める意味で大変重要なものでございますので、議員ご指摘の医業の損失の部分につきましては、これを縮小させる方向で、なおかつ医療の質を維持していく、充実していくという両面から取り組んでいく必要があらうかというふうに考えておるものでございます。その点はぜひ深いご理解をいただきたいと存じます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

まさに市長が就任されてから医療センターの改革というものに着手されて、実際に医療センターの医師の数がふえ、看護師の数がふえ、そして入院患者数がふえという部分は出ていると思うんですよ。その点は確かに評価できると私は思っています。実際に亀山市地域医療再構築プランのデー

タを見ましても、その辺はしっかりと出ているのは確かであります。ただ、若干問題点も出てきたのかなあとということは否めないのかなあと。

それから、先ほどの中で、全部適用によって機動性を高めるというようなご答弁をいただきましたけど、この機動性という部分について、ちょっと私は理解できないんですけども、医療センターにおける機動性というものは何を指してみえるのかなあと。予算を決めて執行していくという医療センターにおいて、途中で何らかを変えることはできないと思うんですけども、やっぱりそれは計画に順次沿ってやっていくのかなあと思っているんですけども、機動性を高めることで、年度途中で何かを変えると、そういうことではないと思うんですけども、どういう意味合いの機動性なのか、ちょっとその辺だけもう一度ご説明をいただきたいと思うんですけど。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

伊藤理事。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

現在、議員がおっしゃられた全部適用による病院事業管理者を配置することによって機動性がいかに増すのかということですが、先ほどの答弁でございました、市長が申された市長に属する権限のほとんどの部分、議会提案権とか予算調製権、一部を除いてほとんど部分の権限が病院事業管理者に付与されることとなります。それによって、年度途中において機動的に病院が動ける体制になるということですが。

例えば、大学との折衝においても病院事業に関する責任のもとに折衝ができるという体制がとれるということですが。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

機動性を高めるということの1点が病院事業管理者に権限を委譲すると、そういう認識でよろしいですかね。市長でなくてはいけないということではないと私も思いますけれども、今現在の中で病院事業管理者を置くことが機動性を高める、それから三重大病院との折衝をその方に任せるといような理解で済みますか。それとも、もっと根本的な部分で機動性を高めることで、病院事業の質、先ほど市長が言われました質、それから経営のバランスというものの両面を進めていくという上で、どの点が変わるのか。もう少し具体的にご説明いただきたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

伊藤理事。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

先ほど申しあげました大学との折衝も1つですが、医師・看護師等を確保するために、いろんな職員の処遇であったり、あるいは病院の経営体制につきまして、病院事業管理者のもとに執行することが可能となります。現在であれば、市長の権限の中で健康福祉部初め、いろんな部の中の一つとして病院が存在いたしますが、来年4月につきましては、権限と責任のもとに執行する病院事業管理者を配置いたします。それによって、機動性が増すというふうにご考えておるところでございます。

もう1点よろしいですか。議員、先ほど来申し上げておられます病床利用についても、病院事業管理者のもとに、例えば地域包括ケア病床への変更であったり、そういうことが機動的に可能となるというふうに考えておるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

何となくわかったんですけど、病院事業管理者を置くことによって、先ほど午前中に尾崎議員のところでも説明してみえましたように、独立した権限委譲をするんだということで、端的に言って市長に許可をもらわなくても、あるいは庁内での会議とは別にこうするんだということである程度その権限の中において組織を自由に動かせる、そういう権限が与えられるので、庁内会議を経ずに決定権があるという意味で機動的だというふうに理解させていただいてよろしいでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

基本的にはそのようにご理解いただきたいと思ひますし、今の地方公営企業法の一部適用と申しますのは、財務に関する部分、これだけを適用させておることとございませう。そういう意味で全部適用ということの中で、財務はもちろんであります、先ほど人に関する、組織に関する、あるいは職員のあるいはドクターの給与とか、そういう人に関する問題でありますとか、さまざまな現場により近いところで、それらを病院経営として判断をしたり、意思決定を柔軟にするという考え方で医療センターの機能を上げていこうということとございませうので、今議員ご指摘いただいたようなご理解をいただけたらよろしいかというふうに思ひます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今後の亀山市の医療センターの全部適用による変化というものについて、理解を深めさせていただきました。ただ、私はこの中で非常に感じるところは、今の管理体制では、まず経営体系の見直しができないのか、あるいは組織の抜本的な改革ができないのか。組織づくりは病院事業管理者がいなければできないのかということがまず1点です。せつかく再構築プランをつくって、前進させてきた市長の力で、なぜ今以上にプランを推し進めることができないのかというのが、今の答弁を聞いてちょっと普通に感じたところとあります。法律の問題もありますので、それはあるのかもしれないませう。

ただ、今の段階で医療センターにおいては留保資金が約3億円しか残っていないということが問題であらうかなと思ひておられます。年間約1億7,000万、あるいは1億8,000万近いお金が赤字として出てくると、留保資金の3億円分は2年と持たずになくなってしまふ。そうなったときに、今後どうされるのか。その見通しはどうなのか。それから、今のまま累積赤字を続けていったときに、本当に病院は市民サービスの質を維持したまま経営改善ができていくのか。それは全て今言われた病院事業管理者にかかってくるのか。あるいは市長の責任においてされるのか。その市長のお立場と、今後への考え方をちょっとお伺ひしたいと思ひます。お願ひします。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

経営形態の転換におきましても、当然市長としての、例えば予算の調製権でありますとか、この部分はまた議会の皆様、あるいは行政の長としての責務として、その中で医療の質とかトータルの判断をしていくことは当然のことであろうかというふうに思っております。

また、今日まで取り組んできた取り組み、この延長線上で改善ができないのかというようなご趣旨でございましたが、さまざまな取り組みを進めてまいりました。昨年度からは第2次の地域医療再構築プランを動かしております。また、午前中のご質問にありましたように、国の制度、病床の配置等の再配分の動きが動き出しております。それから地域包括ケアの本格的な運用が私ども地方自治体に問われておるところであります。こういうものをひっくるめて、ぜひ私どもは地域医療との限られた資源の中で市民の皆様がこの医療センターが自治体病院としての機能を発揮しながら、より亀山に合った形で病院が健全に経営ができますよう、その取り組みを当然本市としては確実に前へ進めていきたいというふうに考えておるものでございまして、今後の取り組みにつきましても、従来から申し上げておりますが、その方向はぜひご理解を頂戴いただきたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長の極めて重いご発言だったと思います。やはりこれからも地域医療を前へ進めていただく、それから国の制度が変わってきたものに合わせて、やっぱり医療センターを機能的なものにしていただくとすることは大事であると。まさにそのとおりだと思いますので、このご答弁のとおり医療センターの改革、地域医療そのものの構築をしっかりとやっていただきたいということをここでは申し述べます。

それでは、次の質問のほうに行かせていただきます。

亀山市の一般会計決算についてということですが、こちら午前中にお2人の議員から質疑がございまして、多くのところで質問が出されております。

私は、1番目の財政指標についてなんですけれども、こちらのほうも先ほどご答弁がございましたので、この中で1点だけ、財政指標の中で今現在0.97と言われる数値が出てまいります。この数字が1に近いほど財政は健全に近くなっている。そして財政的余裕が出ているというふうに大体判断されるわけでありましてけれども、現在、亀山市は0.97、98の間をいっておりますので、非常にいい数字ではないかと私は思っています。その中で、しかしご答弁の中では厳しい財政状況であるという言葉がよく出てまいります。なぜこれだけ1に近い数字でも財政状況が悪いという判断をされるのか、この点についてご答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財政力指数についてお答えをさせていただきます。

1を切って、他市と比べると財政力指数はいいじゃないかと。それやのに何で苦しいんだという話でございますけれども、財政力指数は、国が一般的に亀山ぐらいの規模の市ですと、どれぐらい収入があって、どれぐらい支出が見込まれると。それを見たときに自分のところの収入で賄えるか、賄えやんか、1を超えるということは賄えるというような判断をされます。その中で基準財政需要額と、需要額というのは支出として要る額、収入額は、その差で見るとですけども、亀山市の場合は、ここ3年ぐらい1を切ったような状況で、横ばいで推移をしておると。

しかし、亀山市の市税収入を見てみますと、一番ここ最近で合併後よかった年が146億円の税収がございました。それが現在、26年度決算で109億に落ちてきておると。一時期103億まで下がりましたが、少し回復をしてきたという中で、なぜ苦しいという話でございますが、その財政146億円の市税収入があったときに、支出を随分広げてきたということがございます。市民ニーズに合った事業を随分やってきて、それが現在、亀山市の特徴にもなっておるところでございます。

そういう中で、市税収入は落ちてきていますが、事業規模の縮小がなかなかされていないということもあって、要するに先ほどありました自主財源がどんどん減ってきて、依存財源になってきておると。そういうこともあって、事業と市税収入のバランスが少し苦しいような状況になっておるといのが、なぜ苦しいのかというと、そういうところから関係しているんだろうというふうに思っています。

それともう1点は、いろんなことが関係してまいりますけれども、起債の償還額、借金をしたお金が一番今まで多かった時期を、ピーク時を越えました。平成26年度からは借金を返していくお金が少し減ってきて、23億ぐらいに落ちてきましたけれども、今後、今のままでいくと、少しそれを横ばいぐらいでいけるんだろうと。そういうことがあって、経常収支比率が少し改善をした。経常収支比率が改善したのは、その借金を返すのが減ったおかげで市税収入が減ったけれども、借金を返す額が減ったので、経常収支比率が好転をしたということでもあります。しかしよく考えてみますと、26年度決算を見ると市税収入は約4億円落ち込んで、財政調整基金も5億3,000万取り崩さなやっていくことができなかつた。これがうちの姿なんだろうというふうに思っています。そういう意味で26年度決算を見たときに、25年度よりは財調の取り崩しをしないとやっていけないような状況であったということは事実でございますので、そういう点からいうと25年度より26年度は少し苦しくなったというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

いろいろ言われましたけれども、要は市税収入が多かったときは146億円、それに対して109億円まで下がってきたと。約三十数億円の差が出てきたので、それに対して広げてしまった支出の分が収縮できていないのが、この数字にはあらわれていない部分だということでもあります。

では、その次に2つ目が基礎的財政収支についてということですが、こちら中村議員のほうが開かれておりました。その中では、プライマリーバランスというものがどういうものやという、先ほども少し答弁の中にもありましたけど、財調と起債という部分で、年によって変わる場合がある

よということを言われておりました。ただ、これも県下ナンバーワンといういい数字なんだよという答弁もございましたんで、ということは、他市に比べればまだまだ亀山市は自由に使えるお金があるんじゃないのかというふうに感じました。

先ほども言われましたけれども、支出が多過ぎて今ちょっと財政が苦しいんだ、厳しいんだという言い方をしているというのであれば、このプライマリーバランスは、数字的には県下で一番いいんだと。ということは、まだまだ自由に使える、政策的予算は使えるということになるのかなあとというふうに聞こえたんですけれども、その点について、今回は黒字額が減っていますけれども、実際にプライマリーバランスを見た限りではまだまだいいようになっているのかなあとというふうに考えるんですけれども、これもまだ悪い、厳しいということなんでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

プライマリーバランスのことについてお答えをさせていただきます。

私、今年度は87になって、1位になったということを申し上げさせていただきましたけれども、昨年は88.5で6位でありました。1位にはなっておりますけれども、微妙なところで他市と似通ったところで変動がございますので、そういう状況になっておるといこともございまして、国が言うような85%以下にするのが一番健全性が高いということでございますので。

（発言する者あり）

○財務部長（上田寿男君登壇）

プライマリーバランスでございますが、基礎的財政収支は歳入歳出のバランスを見る指標でございまして、昨年度と比べて平成26年度は2,000万円の黒字でございました。そういうことで、前年度の9億8,000万から大幅に減少いたしたところでございます。これは、実質単年度収支などは26年度の実質収支から前年度の実質収支を控除してしますが、やはりプライマリーバランスが悪くなったのは、財政調整基金から5億3,000万取り崩すことになったことが大きな要因でございます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

要は、予算の段階で5億3,000万円財調から入れなければいけないというところが、プライマリーバランスの悪くなっている要因だと。結局、単年度における事業規模、その中で大きな事業をすればするほどプライマリーバランスが悪くなるという意味では、大きな事業をしなければ当然よくなるということだと思っております。26年度に関していえば、やっぱりその点が出てきているのかなあと。

先ほど、ちょっとまじってしまいまして申しわけなかったです。経常収支比率とプライマリーバランスをまぜて言ってしまいました。経常収支比率については、1.5ポイント改善されて87%になっていて県下ナンバーワンだと。先ほどの答弁で、それがその前の25年度は6位だったんだということでございますので、ちょっと私の質問の仕方が悪かったので申しわけなかったと思います。

ただ、県下ナンバーワンで87と向上しているということでございます。ただ、午前中の答弁では、今後悪化が予想されると言われておりました。この悪化が予想されるという、その予想の要因は何か、お願いします。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今後、プライマリーバランスが悪化する要因ですが、まず川崎小学校の建設事業とか、大規模事業が今後出てまいりますので、それに対して補助金が少ないですから、起債を借りないとなかなかやっていけないと。その返還金もふえてまいりますので、今後はプライマリーバランスが悪化する要因になるだろうというふうに予測をしています。

（発言する者あり）

○財務部長（上田寿男君登壇）

済みません。

経常収支比率が悪化するというふうに見込んでいるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

よくわかりました。

結局、プライマリーバランスについても、経常収支比率についても、大型事業がキーポイントになるんだというふうに理解をさせていただきました。

それでは、次の点ですけれども、26年度は受益者負担を見直しされました。この受益者負担の見直しによって、白鳥の湯とか動物の火葬費とか、いろいろなところでされているわけですが、この改正によって収支への影響はどのように出たのかについて、お願いします。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長、簡潔に。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度におきましては、10月から白鳥の湯入浴料及び斎場焼却施設の動物火葬について、使用料の見直しをさせていただいたところでございます。

見直しによる成果は、6カ月分になりますが、白鳥の湯入浴料は前年比で227万4,900円の増、斎場焼却施設使用料は66万1,750円の増となり、合わせて293万6,650円の増収となったところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

行財政改革の一環として、この受益者負担の見直しが行われたわけですが、先ほどの数字を聞いていますと、両方足しても300万にっていないということで、私の質問はこれが収支への影響はという質問なので、数字だけではなくて、どういう影響が出たかというのが聞きたかったわけですが、数字を聞いただけでは、やはり大して影響は出ていないのが現状なのかあと

いうふうに感じます。

やっぱり大事なものは、亀山市がどれだけの市民サービスを考えてみえるかということであろうと思うんですけども、そういう意味では、次の質問は独自の政策についてということで、先ほどから言っているように、プライマリーバランスや経常収支の比率を見ていく中で、大型事業をしなければ財政自体はそんなに悪くないよということで、また87%ということは、まだまだ政策予算として使える部分もあるということだと私は思うんです。その中で、市長がよく言われる亀山モデル、亀山発信ということで、いろんな政策をされています。そんなところでは、今のままでは独自性が発揮されなくなってくる。悪化していく、財政状況が厳しいというお話の中では、当然どんどんできなくなっていくよと。それから最初に言われましたように、事業規模を縮小していかなければいけないんだと。146億円の市税収入があったときとは違ってくるんだということであれば、どんどん住民サービスは縮小されていくのか。その点については、どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど、財政状況が悪化していく中で、事業が縮小していくというご懸念でございます。

しかしながら、現在、第1次総合計画の平成26年度におきましては第1次実施計画の最終年度でございますし、平成27年、28年につきましては、第2次実施計画を策定し、推進していくこととしておりまして、総合計画に位置づけられた事業をしっかりと進めてまいるということでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今の答弁を聞いていますと、総合計画に書いてある事業をしていくんだということでございますけれども、計画をしていくのは当然大事で、計画を遂行していくために行政の予算は運営されているんだと、執行されているんだというのはわかります。ただ、先ほどの医療センターの中でも、機動性を発揮して云々という答弁がありましたけれども、やっぱり市の政策そのものに機動性がなければいけないのではないかなあと。これだけ国が変化して、世の中が変化していく中で、市長の答弁には時々出てくるのが、国、あるいは周りの他市、地方自治体、県などの動向を見きわめて適時適切な判断をしていくというようなご答弁を時々されますけれども、そういう意味では、やっぱり櫻井市長がやりたい政策、亀山モデル、亀山しかできない独自性のある政策というものに予算をある程度つぎ込んでいくことが櫻井市政の大事なところかなあと私は感じています。そういう意味では、市長もいろいろされてみえましたんで、今後それができなくなっていくというのは、ちょっと不安に感じるんですけども、市長はその点、今後はもう計画どおりやっていくだけで、私のオリジナリティーは発揮できないよと考えるのか。あるいは、いやいやまだまだ私はこういうこともやっていきたいんだという、何か夢といいますか、市の経済状況を好転させたら、こういう事業でもって亀山オリジナル、櫻井市政のこういうところがいいところだというようなことを考えて

みえるのかという点について、いかがでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いずれにいたしましても、環境変化にしっかりと本市が適応して持続的にこれが成長できるような、そういう行財政の運営をしていかななくてはならない。あるいは政策判断をしていかななくてはならないということに尽きようかというふうに思います。そういう意味でしっかりとそこは、この決算を踏まえて私どもはやるべきことをやっていく必要はあろうと思います。

ただ、今おっしゃられた亀山モデル、亀山の特徴に応じた亀山独自の施策、これは今日までも極めて意識をしながら展開をしてきたつもりでございますし、今後におきましても当然、これは二元代表制でございますので、これは私のマニフェストだけではない、その部分は当然議決をいただいて、この議論の結果として市政が回っておりますので、そういうことを重視しながら、でもなおかつ亀山独自の政策や財政が許す限り、こういうものを本当に考えながら未来をつくっていく必要があろうと思っております。天からお金が降ってくるわけではございませんので、こういうものをしっかり見きわめて、最善の政策判断や行財政運営をしていく必要が今後もあるというふうに感じております。

○副議長（鈴木達夫君）

西川議員、最後まとめてください。

○2番（西川憲行君登壇）

櫻井市長が言われたように、やっぱりやっていかなければいけないということをおっしゃられました。でも、尾崎議員の質疑のときに、一番最初に市長が言われた言葉は一定の健全化を確保できた、そういうふうに答弁されました。で、行政サービスの安定的な提供をこれからしていくんだということを言われました。一定の健全化を確保できたのであれば、やっぱりもう一歩前へ進んで、積極的な住民サービス、市政の運営というものにこれから邁進して行っていただきたい、そのようにお願いをいたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木達夫君）

2番 西川憲行議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時56分 休憩）

（午後 2時06分 再開）

○副議長（鈴木達夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

4番、公明党、新でございます。

それでは、議案質疑に入らせていただきます。

まず一番初めに、今回は議案第58号亀山市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

まず個人情報でございますが、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法、正確には個人情報の保護に関する法律、そしてまた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、また独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、各地方公共団体において制定される個人情報保護条例、このような形で完全実施にいろいろ構成されておるわけでございますが、2005年4月1日に施行されたわけでございますが、2015年、ことしで10年になってくるわけでございますが、これでさまざまな課題があると指摘されたのも、この法律にて、また3月10日、第189回通常国会における改正案も出てきまして、衆議院のほうでも2015年5月21日に可決されましたが、この5月21日を過ぎて、5月末に日本年金機構の多大なデータの流出ということで、今回新たに亀山市といたしましても、個人情報保護条例の一部改正ということで上程されてまいりました。

まず初めに、改正による大きな変化点でございますが、こちらについてお伺いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

4番 新 秀隆議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の条例改正につきましては、国のマイナンバー制度導入に伴うものでございます。

本マイナンバー制度は、社会保障、税及び災害対策分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものでございます。これを担保するため、議員からもございましたが、個人情報保護法や、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法と言いますが、この法律が平成27年10月5日から施行されるところでございます。この番号法の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、特定個人情報、個人番号をその内容に含む個人情報でございますが、この適正な取り扱いを確保するため、特定個人情報の目的外利用及び提供の制限に係る規定を設けます。また、市が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な規定を設けるものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

さまざまな定義がなされてまいりますが、その中でちょっと1点確認なんですけど、お伺いいたしますが、第1章の総則、第2条の第1号のところでございますけど、図画、そして写真、フィルム、磁気テープ及び云々とずうっとありまして、これがどういうふうな形で、媒体的なものがどこの部分で変更されてきたのかということについてご説明いただきたいと思っております。

○副議長（鈴木達夫君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま議員からは、改正前の第2条第1号におきまして、図画、写真、フィルムその他これに

類するものがどこに規定されるかというご質問でございます。

改正後の条例におきましては、個人情報の用語の意義は、改正前の条例より詳細に規定しております。第2条第1号の個人情報と同条第5号の保有個人情報、この2つにおいて規定しているところでございます。図画、写真、フィルム等の規定につきましては、第2条の中の第5号におきまして、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているもので、公文書に記録されているものと規定しているところでございます。この公文書の中に、先ほどご指摘がありました図画、写真、フィルム等が含まれているものと解釈しているところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

その点につきましては、図画、写真、フィルム、磁気テープ、いろんな電子媒体があると思うんですけども、その辺は第2条第5号の中で公文書という中で入るということと理解させていただきました。

またその中で、多々情報ファイルとか文書がよく出てくるんですけど、個人情報ファイルとか、特定個人情報ファイルとか、さまざまな区分の表現があるんですけど、こちらについては先ほど説明いただいた中でもありましたんですけど、特定個人ファイルの、番号法の第2条第9項にも見てみると出ていますんですけど、これは特定個人情報ファイルに準じたものと理解させてもらったらよろしいのでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご所見のとおり、個人情報ファイルは個人情報を含む集合物のこととございまして、特定個人情報ファイルは、今ございました番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルのことで、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

大体説明していただいてまいりましたんですけど、その中で、どうしてもここはやっぱりやっておかなくちゃいけない、守らなくてはいけないという中で、改正の必要性について、この点についてお伺いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の個人情報保護条例の一部改正につきましては、番号法の規定に基づき、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため必要な措置を講じるものでございます。個人番号につきましては、重複することなく全ての人に付与される12桁の番号でございますので、特定の個人を識別することが容易になります。そのため、個人番号が番号法に基づき適切に取り扱われれば市民の利便性の向

上につながりますが、一方で、個人番号を適切に取り扱わなければ個人情報の流出などの懸念がされます。このことから、個人情報保護条例につきましては、番号法の趣旨に沿った従来の個人情報よりも、より厳格な取り扱いを行う規定を設けるために改正を行うものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

後ほど出てくる、私は今回の質疑の中で、また後ほど個人番号カードの件についてもちょっと触れていくわけですが、その部分においても山本部長のほうからちょっとご説明いただきましたけど、やはりそういう中で、全て個人情動的なものというのが、昨今、扱いについては非常に慎重になってきております。本年の日本年金機構の個人情報の流出ということに始まって、非常に件数といたしましても125万件とか、そういうふうなこともうたわれておまして、昨今インターネットの検索とかでもよく表示されているんですけど、ほとんど毎日というほど、どこかの会社とか、どこかの団体とか、何かのものが非常に漏れてきているというのがネット上で上げられております。

やはり今回も、個人情報保護条例の一部改正についてセキュリティー的なもの、大半は今回のこれと言うのは媒体というか帳票が多いと思うんですけど、最終的には電子データにまとめられていくわけでございますんですけど、その点につきましても、日本年金機構でも厚労省とか、そういうところでも今までの事態の收拾をもって、いろいろネットワークの不備とか、そういうものを調査した結果もまた出てきております。そういう中におきまして、日本年金機構を例にとっては何ですけど、情報のシステムの設計とか運用につきましては、機構においての、機構LANシステムの個人情報に関する処理を行わないことをシステム構成の前提とした。しかしながら、業務上の必要を理由に、個人情報が機関LAN上の共有のフォルダに保管されてしまうようになるという文言が一つ出ているわけなんですけど、やはり仕事を進めていく流れの中で、1つのサーバー、また1つのサーバー、これが5あると、引き出すのに非常にあっちのシステム、こっちのシステムと。人間的に考えると、やっぱり効率化を図れて仕事もはかどりやすくするためには、一つのラインに載せると一遍に見られるで便利やないかと。そういう基本的なところをやっぱり崩してしまったということが、今回のそういう運用でもありますし、セキュリティーにおきましても、それぞれの個々のスキルも大切なことなんですけど、業者とか協力会社に委託したりとか、そういう面につきましても、非常に近ごろでは厳しいセキュリティーの契約を交わして機密保持に努力されていると思います。

今回の亀山市の個人情報保護条例の中でのセキュリティーについての考え、また施策等ございましたら、お伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特定個人情報の取り扱いにつきましては、原則的に番号法の規定に基づき適正に取り扱うこととなっております。マイナンバー制度全体に係る全国システムのセキュリティーにつきましては、個人情報の一元管理は行わず、行政機関ごとに分散して管理を行い、情報のやりとりを行う際は、マイナンバーを直接利用せず暗号化した連携符号を利用するとともに、通信につきましては全て暗号

化されることとなっております。

しかしながら、議員ご指摘の日本年金機構につきましては、こうした情報の中でインターネットに接続をしております端末で通常の作業を行ったということが、一つ漏えいの大きな要因となっております。これにつきましては、亀山市も含めて全国的にもこういった事例はございます。これにつきましては、総務省のほうから、この日本年金機構の問題を受けて、すぐこういった対応をやるようにという通知が入ってまいりまして、そのような形ですぐに対応したところでございます。

また万が一、情報漏えいの可能性が疑われる不審な通信が確認された場合につきましては、三重県、総務省を通じ、内閣サイバーセキュリティセンター及び地方公共団体システム機構へ迅速に報告するとともに、本市の保有する各システムのインターネットへの接続を一旦遮断し、原因及び被害状況の調査に当たり、安全が確認された上でインターネットの遮断を解除することとしております。

いずれにいたしましても、新制度の運用に当たりましては、こうしたシステム面での対策はもちろんのこと、留意すべきことを職員に周知徹底することを含め、情報漏えいの防止に全力で当たってまいりたいと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

とにかくウイルスとか、そういうものは人間の風邪と一緒に、幾ら潰しても新しいワクチンが出て、また新しいのが出てくるという今の時代でございます。かなりイタチごっこという言葉がいいのか悪いのかわかりませんが、そういう面につきましても、最低限の基本を忠実に遂行できるような形で職員の教育にも徹していただきたいなあと思っております。

それでは、次のところに移らせていただきます。

議案第59号亀山市手数料条例の一部改正についてでございますが、今回手数料、ナンバー制度が出てくることにつきましての、通知カードの再発行の手数料500円と、そして個人番号カードの再交付の手数料は800円というような形で出てきておりますが、こちらの金額につきましてでございますが、各事業についての、今回の価格の設定の根拠について説明いただきたいと同時に、もうちょっと時間的に押してきておりますので、もう1つ、他市や全国の価格の状況について、亀山市との比較、この金額の根拠、そして他市との状況比較、この2点についてお伺いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

料金設定でございますが、本年10月からマイナンバー制度が導入されます。この制度の導入に伴いまして、個人番号をお知らせするための通知カードを順次通知いたします。また、翌年1月からは、希望者の申請によりまして、個人番号や本人写真などが記載された身分証明書として利用できる個人番号カードの交付が始まります。今後個人番号は、雇用保険、医療保険の申請、生活保護、児童手当その他の福祉の給付、確定申告などの税の申請などで申請書等に個人番号を記載するようになりますので、通知カード及び個人番号カードを紛失しないように大切に保管していただきたい

と考えております。

ご質問の通知カード及び個人カードの初回の交付につきましては無料となりますが、紛失したり損傷した場合の再交付手数料は有料となることから、今回、再交付手数料について規定するものでございます。

料金の設定といたしましては、平成27年4月17日付総務省からの事務連絡、通知カード及び個人カードの交付手数料の取り扱いについてにおいて、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費については、それぞれの原資、ICカードの購入原価等を考慮されまして、通知カードは500円、個人番号カードは800円と示されたところでございます。本市は、これに基づき料金設定を行ったところでございます。全国的な状況については状況把握はしてございませんが、県内29市町の状況につきましては、総務省が示されている同額の手数料を設定する予定であると確認しております。

○副議長（鈴木達夫君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

金額の設定につきましては、先ほども部長からもございましたが、総務省から4月に出た、それに準じていると。全国的に同じだとは思いますが、ただこの普通一般で考えると、俗に言う、どこかのビデオ屋さんのカード発行とか、何かのカード発行という、確かに労力がかかるというものの、媒体、紙とか印字自体についてはそんなにかかるんだろうか、100円ぐらいでもいいんじゃないかと。ただというのも、その個人管理もかなり甘くしてしまうということもあると思うんですけど、その金額の設定、国が出されたもんだからしょうがないやということもあるとは思いますが、作成する労力については、次の予算のところでもちょっと出るとは思うんですけど、労力的には、賃金は対価は既に払われておるわけですから、サービスの一環として、ただ現物自体はどうしても費用がかかるもんだと思うんですけど、その金額について、どうしても反対というわけじゃないんですけど、この金額の見直しの考え的なものは、この先も含めてございますでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

再交付手数料の見直しということでございますが、今後の見直しにつきましては、現在のところ未定でございますが、先ほども申しましたように、国からの情報等に十分注意してまいりたいと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

なかなか譲れないというのは、とりあえず理解させていただきます。

それでは、先ほどからちょっと引き続くような形にはなるんですけど、議案第61号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回、その中でもございますんですけど、個人番号カードの交付についてでお伺いいたしたいんですけど、先ほど部長から少し話もあったんですが、マイナンバー制度、まさにこの10月に発行されて、1月から運用的なカードが

配られていくという形にはなっておるんですけど、その中でマイナンバー、赤ちゃんからお年寄り、全ての方にとという形になって、そういう中で非常に管理がどうなっていくんだろうとちょっと心配されるところもあるんですけど、こういうことによって、マイナンバーが必要な場合ということで、社会保障関連の手續、税務関係の手續、災害対策に関する手續等ございますんですけど、そういう中で、今回の行程といたしまして、住所を確認するとか、簡易書留で届きますとか、個人番号カードの申請をすると。そしていよいよ手元にいただけるという行程があると思うんですけど、この中におきまして、補正予算の中で出てきております1,890万円、国庫補助金のほうで、国から、県から支出で1,883万9,000円と、ほぼ100%に近いほど国のほうから支出されてくるわけなんですけど、この中におきまして項目がいろいろあるわけですね。臨時の雇用とか、それからまた普通旅費、通信運搬費等、そして最後に大半の1,700万ほどの金額が入ります通知カード、個人番号カード関連事業の委託交付金、この辺につきまして、この流れが一体どういうものを指しているのか、ちょっと詳細をお伺いしたいんですけど、よろしくお願ひします。

○副議長（鈴木達夫君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

今回の補正予算でございますが、マイナンバー制度開始に伴う個人宛ての通知カード及び個人番号カード関連事務の委任に係る経費及び事業を実施するための経費を計上したところでございます。

まず、個人番号カード関連事務の委任に係る経費1,727万8,000円でございますが、地方公共団体情報システム機構に事務委任をして行う事業に係る経費でございます。通知カード等の作成・発送事業、個人番号カードの申し込み処理事業及び製造・発行事業、その他市民からの電話対応の事業等を計上するものでございます。

次に、個人番号カード交付事務費に関する経費162万2,000円につきましては、非常勤職員の賃金と郵送費、旅費を計上したところでございます。非常勤職員の賃金につきましては、住所・氏名変更による通知カードの記載業務や窓口・電話対応、個人番号カード交付に係る業務が煩雑することから、窓口サービスが滞ることのないよう配置するものでございます。

旅費につきましては、本年10月初旬に個人番号送付先情報を格納いたしました媒体を地方公共団体情報システム機構に持ち込む経費として2名分を、個人番号カード郵送費につきましては、本人確認をするために、市役所窓口に来庁いただく際に、交付準備ができた旨を通知するはがきや個人番号カードを個人宛てに送付するための経費として計上するものでございます。

また、これらの財源につきましては、個人番号カード交付事業費補助金、事務費補助金として、本年8月11日に交付決定されたところでございます。今後、個人番号カードの交付事業におきまして、通知カード及び個人番号カードを着実に交付できるように努めてまいりたいと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今の詳細な説明ありがとうございます。

臨時の賃金とか、こうやってみますと、はがきとか案内とかありますけど、大半は委任のお金だ

と。だから、先ほどちょっと戻りますが、カードの再発行とか番号の発行も、やっぱり亀山市内で簡単に小回りしてつくれるものではなく、委託になってくるから、やっぱりその辺が高くなってく
るのかなというふうな思いを走らせております。わかりました。

ここでは最後になりますけど、これらを市民への周知徹底についてお伺いしたいんですけど、内閣府が9月3日に発表いたしました調査の内容でございますが、「知らなかった」とか「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」、要は実体的に余りようわからんよというように答えた方が、全体的な調査をした中では56.8%にも上っております。こういう中で、亀山市として独自の周知徹底をどのように進めていくのか、もう一度お伺いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

市民への周知ということでございますが、まず9月1日号の広報に掲載をいたしております。それと、12月1日号にも掲載をする予定で進めております。また、ホームページ、本年6月29日に掲載をいたしております。それと、9月18日から9月23日のケーブルテレビの「マイタウンかめやま」にて放映する予定をしております。それと、ポスターの掲示やチラシの配布、9月1日号の全自治会への回覧にて周知をいたしたところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

さまざまな形で大分目に触れるようにはなってきたんですけど、まだまだ書面で理解できないという場合もあると思うんですけど、窓口のほうもしっかりできるということでございますので、そちらのほうにつきましては今後努力いただきたいなあとと思います。

最後でございますんですけど、報告第30号から33号専決処分の内容についてでございますが、ちょっとお時間が押してきておりますので、幾分かまとめさせていただきたいと思っておりますので、今回、市営住宅の退去につくものでございますが、個別なことはちょっとここでは差し控えさせていただきますが、気になるところは、やはり昨年9月に千葉のほうで、これは県営住宅ではございましたんですけど、ある母親と娘さんの家族が、非常に家庭の厳しい貧困な状態の中で、お母さんが娘さんをあやめてしまわなくてはならないという状況まで追い込まれてしまったというところの記事を見て、非常に感慨深いものがありました。

今回の次のところにつきましては、専決のここに至った背景と、それぞれのいろんな部署もかかわってきておると思っています。現在につきましては、亀山市におきましても、生活的な困窮につきましてのさまざまな手当も出てきております。こういうものの背景と他の部署との連携について、お伺いしたいと思っております。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今回の専決処分につきましては、長期にわたり家賃を滞納している入居者に対し、市営住宅の明

け渡し請求訴訟を提起するに当たり、ご報告するものでございます。

これらの滞納者に対する家賃の請求方法と経緯でございますが、市営住宅の滞納整理フローチャートに基づき、毎月発送する督促状に加え、催告書の発送及び戸別訪問による徴収、納付指導を約2年間継続して行ってまいりました。しかしながら、家賃の支払いに対する誠意が見られず、連帯保証人を通じての納付指導を試みましたが、効果がなく、その後も滞納家賃がふえ続けているということから、建物明け渡し請求訴訟の提起にまで至ったものでございます。

また、他室との連携でございますが、入居者の生活状況の全てを把握することはなかなか難しいところはございますが、今後につきましても、福祉部門との生活保護や生活困窮者自立支援事業等により連携を図ってまいりたいというふうには考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

先ほどの背景というのは聞かせていただきましたが、決して亀山市において、千葉の事例のようなことは絶対ないように、いいかげんなといいますか、軽はずみな対応というか、そのことによって多大なことにつながってしまうようなことのないように、そこをいかにするかというのは、退去されると、次からもう住むところがないわけですから、その辺もしっかりと見られるように、最後でございますので、今回のことを機に今後の対応とか、また新しい再発防止、その辺の考えについて最後お伺いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今後の再発防止策でございますが、お住まいの方、それぞれの入居者の生活状況を把握することは非常に難しいというふうには考えております。ですから、滞納が発生した早期にその方とお会いするといったことが一番重要な点というふうに考えておりますので、早期に対応できる範囲でやるといったところで考えております。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございました。

○副議長（鈴木達夫君）

4番 新 秀隆議員の質疑は終わりました。

次に、7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

創政クラブの豊田です。

通告に従い、質疑をさせていただきます。

まず大きく議案3つ上げさせていただきましたが、議案第61号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）のうち、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路維持修繕費500万円の増額、これどういった内容の補正かということについて、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

7番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

ご質問の第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目の道路維持修繕費500万円の増額につきましては、今議会で専決処分でご報告させていただいております市道川崎白木線におきましての車両物損事故が起きましたので、道路パトロールで舗装の陥没箇所の補修は、その都度行ってはおりますが、陥没の発生箇所数が急激にふえていくため、道路パトロールは職員だけで行っていくには負担が大きく、特に雨天時には舗装面の陥没が発生する頻度が多くありますことから、休日や勤務時間外などを含めた道路パトロールの強化を図るために、道路修繕単価契約業者に道路パトロールを依頼する費用及び陥没発生時の部分的な緊急修繕として、その都度、常温合材での穴埋めを行うための工事費を道路維持修繕費として計上したものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

この修繕費500万円の増額については、陥没が急激にふえて、パトロールの強化に対して出した補正ということでした。

続きまして、第4目、同じところですけども、道路舗装費の2,500万円の増額について、こちらも理由と内容の説明を求めます。

○副議長（鈴木達夫君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

第4目の道路舗装費2,500万の増額につきましては、先ほど申し上げました道路パトロールで発見しました陥没部を中心に損傷が見受けられます区間や舗装の損傷が激しい区間など、陥没を抑制するために表層の打ちかえやオーバーレイによる工事費を補正要求させていただいたものでございます。

この要因といたしましては、川崎白木線は、当初農免道路として片側車線の1日当たり大型交通量250台未満で企画された舗装構成でありましたが、現在は、東名阪自動車道の慢性的な渋滞を回避した車両など、片側車線の1日当たり大型交通量が400台を超えた、このような状況の中で、舗装の損傷が厳しくなってきたと感じております。

○副議長（鈴木達夫君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

続きまして、補正理由についてお聞きいたしましたので、しかし、市道川崎白木線の一部について、残りの今舗装されております、実際私も2日前に通ってまいりましたけれども、残りの部分全て舗装をし直すには、どのぐらいの延長、そしてどのぐらいの予算が必要となるのでしょうか。ここの4月から6月までに、乗用車が道路の陥没によりパンクする事故が6件起きているというふうに報告を受けております。いずれも雨天時です。これ、いずれも同じような箇所でも相次いでおりますが、被害を受けた相手との示談交渉も市の職員さんが対応していると聞いております。短期間でこれほどの被害が出ていること、また今後も再発が容易に予想されることを鑑みても、早急に全

線を直す必要があると思いますが、なぜしないのか、お答えください。

○副議長（鈴木達夫君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

舗装の状態を適宜判断していきますと、未整備延長約4.2キロのうち、今後二、三年のうち優先的に整備を必要とする延長が約3.3キロ程度と考えております。今後は、その区間を社会資本整備交付金事業を活用して整備をしてみたいというふうに考えておりますが、事業費といたしまして、3.3キロを整備するには約3億程度必要であるものというふうに考えています。

それと事故等の示談交渉、これ市職員が行っておるんですけども、道路事故の示談交渉は、保険会社が提示してくれます事故の過失割合をもとに市職員で行っております。市職員が示談交渉を行っておりますのは、委託しております保険会社は、弁護士法により被害者との直接交渉を行うことができないからでございます。交渉を行っていく中で、市職員には賠償の専門の知識がございませんので、その都度疑問が生じてくれば保険会社に相談をかけ、また状況によっては、交渉の場に保険会社の同席を依頼して交渉を行っております。

しかしながら、今後は示談交渉が難航した場合など、損害賠償問題に精通した弁護士の派遣が必要だと判断されるときには、保険会社に相談して弁護士の派遣要請をすることと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ぜひ保険会社、そして弁護士さん、相談は必要だと思います。

資料でもいただいておりますけど、本当に今工事というか、何度何度舗装しても、どうしてももともとが農免道路であり、薄い状態であり、今のところ死亡事故とか、とても重大な大きな事故というわけではございませんけれども、パンクで終わっていますけれども、いつこういうものが大きな事故になるかわかりませんし、それを市職員の方で示談交渉するというのは大変なことだと思っておりますので、ぜひその辺は今のうちにしっかりしていただきたいと思います。

そして次の質問に移りたいといいますか、そのまま質問が続くのですが、この道路、もともと県が施行した道路であり、市に移管されたものでございます。これほど頻繁に道路に陥没ができるのは、先ほども少しお話がございましたけれども、アスファルトがまず薄いこと、農免道路としてまずつくられたということ。そして2番目に東名阪の渋滞を避けて、この道路に迂回してくる車が多くなっていること。また、新名神の工事車両が頻繁に往来することも原因であると聞いております。このような理由からもわかるように、亀山市の負担としては重過ぎるのではないのでしょうか。先ほども3億円も必要になるというお話がございましたけれども、国の責任で何とかできないものか。また、あるいは県に返すことはできないのか、そういったお考えがあるのかどうか、そういう相談をしたかどうか、そういったことについてお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

ことし、中日本高速道路株式会社には、弥牟居神社から川崎方面に向かって片側車線の約1キロ

の舗装を行っていただきました。また国に対しましては、川崎白木線の現状を説明し、社会資本総合交付金事業の予算配分の配慮をお願いしてまいりたいというふうにも考えております。

また、県のほうへ移管できないかというお話でございますが、ちょうど去る先週の金曜日、9月4日に県内29市町の連絡協議会が開催されました。その中で、県内で整備されました農免道路の状況や、県に移管をする条件についても提案をさせていただきましたが、今後県への移管について、どのような条件が整えば移管できるかということも含めまして協議してまいりたいというふうには考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ぜひ早急に対応をしていただきたいと思います。

続きまして、次の平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてに移りたいと思います。

午前中から、この決算の認定につきましては何名かの議員の方々が質問をされておりますので、重なる部分が多いので、その部分については逐次削除していきたいと思います。

問い1としまして、平成26年度の決算の評価につきましては、今、午前中からずうっとお話がございましたので、省かせていただきます。

そして、次のプライマリーバランスについて、これも上田部長の答弁により、今後の考え方、方向性もわかりましたので、こちらも削除させていただきます。

その次の基金につきまして、こちらは本日午前中に尾崎議員の質疑の中で、市長答弁で今後の財政運営においては基金の取り崩しをしながらという言葉がございました。そのうちの基金について、個別に数点お尋ねしたいと思います。

私のほうでお尋ねいたしますのは、市民まちづくり基金、そして関宿にぎわいづくり基金について、これ取り崩しがされておりますが、特に関宿にぎわいづくり基金におきましては、その活用にも内部からも外部からもさまざまな指摘がなされております。また、12月議会では、新市まちづくり計画の中で、残りわずかな合併特例債も使うというお話も出てございました。しかしながら、この合併特例債につきましては、駅前開発にもこの合併特例債を使うというお話も出ております。こういった中で、今後、山車会館をつくるというお話もございしますが、一体この関宿にぎわいづくり基金等、この基金はどうなっていくのか、この基金をどのように運用していくお考えがあるのかについてお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

関宿にぎわいづくり基金は、基金活用の方向性を示した基金活用指針では、関宿にぎわいづくり基本方針に沿った事業を行う団体を支援するための財源として活用するとしておりまして、平成26年度は、関宿周辺地域にぎわいづくり推進事業への充当や、関宿重伝建選定30周年記念事業としての東海道関宿街道まつり実行委員会への補助などの財源として202万円を繰り入れており、

26年度末残高は3億6,860万円となったところでございます。

また、今後の活用につきましては、当基金は合併特例債を活用して進めていたものでございますので、取り崩しが可能とされる償還済み元金相当額については、関宿での既存事業や新たな事業への活用を検討することといたしているところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいまの合併特例債の活用と関の山車会館の事業についてもお触れいただきましたもので、少しこれについてご答弁をさせていただきます。

まず関の山車会館につきましては、現在まだ事業化をさせていただいておりません。ただ財源につきましては、議員おっしゃられますように、関のにぎわいづくりということを考えましたときに、基金の活用も十分考えられるということでございまして、これにつきましては、事業を計画する段階において有利な財源を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

続きまして、先ほど取り崩しのお話でしたけれども、次は庁舎の建設基金について、こちらは積み立てのほうですけれども、現在、平成26年度の決算で出されました資料では9億5,000万円の積み立てとなっております。市では、最終的に15億まで積み立てるということで聞いておりますけれども、このままこれからも積み立てていくと、もう10億になっていきますけれども、そろそろ事業計画策定というのを考えていくお考えがあるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

庁舎建設基金は、目標額を15億円と定めて取り組んでいるところでございます。庁舎の建設時期、事業費は現時点では未定ではございますが、いずれ必要となる建設資金の確保の意味から、将来に備えるため、また補助金もないことから、自主財源を積み上げておくことで建設時の起債額を抑制し、後年度負担を軽減するという観点から積み上げていこうという方針でございます。

なお、庁舎も公共施設の一つでありますことから、今年度策定いたします固定資産台帳を基礎資料として、将来にわたる公共施設の適正配置を検討する中で調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

限りある基金の有効活用ということで、生かしていく運用をしっかり考えていただきたいと思います。

続きまして、4番に、税収と滞納額についてという質問をさせていただきます。

決算報告によりますと、亀山市の税収は減少傾向にございます。そしてまた、全国的にも滞納は増加傾向にあります。亀山市ではどうなのか。資料を見せていただきますと、滞納はきっちり頑張っていて減っているとありますけれども、収入未済額は平成25年度と比べてふえておりますが、これはどういうことなのかについてお聞きしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

一般会計の歳入全体の収入未済額は、平成26年度が10億5,855万2,621円で、前年度10億2,222万480円に比べまして3,633万2,141円増加いたしましたところでございます。平成26年度の収入未済額のうち約80%は市税でございますが、前年度よりも市税の収入未済額は減少いたしておるところでございます。市税以外のものとしたしましては、保育所保護者負担金、市営住宅使用料、繰越事業の財源である国・県支出金などがあり、それぞれに増減がありますが、平成26年度は、特殊で金額が大きいものとしたしまして、林業総合センター火災による賠償金7,055万4,443円があったことから、収入未済額は前年度よりも増加いたしましたところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

平成26年度については、特例的といいますか、林業総合センター火災の分が多かったということでお聞きをさせていただきました。税収の件につきましては、ちょっと次の問い5番のことについても一緒にお聞きしたいと思います。

今後の財政運営についてとして質問をさせていただいております。

けさから、今回の平成26年度の決算についてさまざまな質問、そして評価について当局側のほうからご意見、そしてご答弁いただいております。削減については本当に大変頑張っているというふうな私思っておりますけれども、しかし、いつも私も申し上げておりますけれども、歳入、収入のほうです。こちら、生み出す努力や工夫、これがとても大事になってくると思うのですが、削減には限界がございます。その中で、収入をどうやってふやしていくか。亀山市の今ある資源を生かし、そして収入を生み出す工夫というのがとても大切になってくると思います。

中村議員の質疑の答弁の中で、今回平成26年度109億3,000万円の市税ということで、平成25年と比べて4億の減額だということでお聞きしております。その中でも3,800万円が新築などの増加、そして固定資産税、特に償却資産が4億4,000万円減少しているということで、市税が減少だと聞いております。その中で、市長の答弁の中で決算の評価について増収をどうお考えなのかということで、企業誘致で頑張っていきたいという答弁が本日ございました。1社が操業開始、そして3社の協定を締結したというふうなお話を聞きましたけれども、前回の一般質問の中でも少しお話をさせていただきました。コンパクトシティ・アンド・ネットワークの立地適性化計画の話でもお話をさせていただきましたが、この企業誘致で頑張っていく。確かに企業誘致はとても大事だと思いますけれども、そのコンパクトシティというお考え、こちらはきちんと対応されているのかどうか、そこについてお答えをください。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁をお願いします。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをいたします。

当然亀山市としては、マスタープランでもコンパクトシティーの概念を入れながらバランスのいいまちづくりをしていこうという考え方を基本にいたしております。一方で、企業立地を強調しておるだけではだめでございまして、ある意味今日まで、例えば働き盛り、若者定住化のためにさまざまな施策を本市として重点展開をいたしてまいりました。そのことだけではないと思いますが、例えば本市におけるここ数年の若い皆さんの転入によります新規住宅着工件数は二百数十件レベルを維持いたしております。数年前には、一戸建ての新規住宅というのは非常に少ない状況でございましたので、そういう意味では、やっぱり定住化していくと。これによって、市税等々の収入にも反映をしていくという考え方もあわせ、大事なことではないかと思いますが、コンパクトシティーの概念を持ってバランスいいまちづくりを進めていくと、これが基本でございます。

○副議長（鈴木達夫君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

市長の答弁の中で、亀山市というのは、今までも民間の、特に償却資産が主に大きく市を動かしてきた部分もあるというふうな感じのお話だったと私は思ったんですけれども、先ほどの答弁にもございましたが、確かに定住促進、そういう集まった若者だけでなくいろいろな雇用促進、そういった面もとても大事になってきます。その収入というのは、企業誘致だけでなく、例えば亀山市の資源、自然豊かな土地であったりとか、定住促進もあり、空き家の活用、ふるさと納税、さまざま私も今まで言ってきました。建物だけじゃなく人の誘致というのも、とても大事になってきます。そういったことについても、しっかり今後の総合計画に向けて考えていっていただきたいと思われましたので、質問させていただきました。

最後に、水道事業会計の関係について質問をさせていただきたいと思います。

議案第68号平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、お聞きしたいと思います。

これも、朝から何人かの議員がもう既に質問をされておられます。亀山市の水道事業報告書において、26年度決算のキャッシュ・フローがついておりました。この当年度純利益は9,877万1,701円、しかしながら、キャッシュ・フローは1億2,519万1,972円の減少とありますが、まずこのキャッシュ・フロー計算書の内容について、ご説明をお願いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

平成26年度亀山市水道事業会計決算書のキャッシュ・フロー計算書につきましては、平成26年度の地方公営企業会計制度の見直しにおいて、国が現行の民間企業会計原則の考え方や地方公営企業の採算性と公共性の確保等、適切に勘案することを基本的な考え方として見直しされ、平成2

6年度からキャッシュ・フロー計算書を新たに決算資料として提出させていただいているところでございます。

企業会計におきましては、収益、費用の発生と現金収入、支出の間にずれが生じるため、損益計算書や貸借対照表でわからない資金繰りの状況等を明らかにするためのものがございます。

まず1番目の業務活動によるキャッシュ・フローは、通常業務の実施による資金の増減をあらわしており、2億9,859万5,961円の増となっております。

2番目の投資活動によるキャッシュ・フローは、主に建設改良工事に係る収支をあらわしており、2億4,586万8,742円の減少となっております。

次に、3番目の財務活動によるキャッシュ・フローは、企業債や借入金に係る収支をあらわしており、1億7,791万9,191円の減となっております。

合計いたしますと、1億2,519万1,972円資金減少となっております。投資活動や財務活動に対して、業務活動によるキャッシュ・フローが大きく不足していることが明らかとなります。これは、平成26年度水道1立方メートル当たりの給水原価134.2円に対して、供給単価115.7円となっており、給水業務に関して採算割れの状況となっていること、また老朽施設を計画的に更新するために、どうしても年間3億円から4億円程度の建設改良費が必要となっていることが主要因でございます。

○副議長（鈴木達夫君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

採算割れをまずしていること、それからこれからの、先ほど午前中にも尾崎議員の質問に対する答弁でいただいているんですけれども、その中で、あと数年で現金預金ももう枯渇するというふうにおっしゃってございました。具体的にどのぐらいで枯渇すると見込んでおり、そして今後どのような方向をとっていくおつもりかをお答えください。

○副議長（鈴木達夫君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

資金の減少につきましては、水道使用量の減少に伴い給水収益が減少している中で、建設改良費の大幅な削減をしない限り資金の減少をとめることはできません。平成26年度末では7億8,269万円の資金残高でございますが、老朽化による施設の故障や災害等による断水を防ぐため、適切な規模の建設改良、また電力料や施設の補修・修繕に係る経費を継続していくためには、年間の運転資金として少なくとも3億円程度は必要となりますので、その結果、年間1億円以上の資金が減少するような状況が続きますと、あと数年で資金が底をつき、水道事業の運営が困難となることが見込まれますので、危機感を持って事業経営を行っていく必要があるものと考えております。

それから、今後の方向性というふうなことでございますけれども、尾崎議員にもご答弁申し上げますが、今後におきましても、水の安定供給を図る上で定期的な修繕や改良工事が必要不可欠でございます。そのような中で、決算状況から会計処理上は黒字決算となっておりますが、現金預金につきましては、あと数年で底をつき、経営が困難になるということが見込まれておりますこ

とから、今後、財政状況と照らし合わせてアセットマネジメントの手法により、水道ビジョンを見直していくとともに、水道料金の見直しについて検討する時期に来ているものと考えております。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございました。以上で終わります。

○副議長（鈴木達夫君）

7番 豊田恵理議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時10分 休憩）

（午後 3時20分 再開）

○副議長（鈴木達夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、通告に従い、質疑をさせていただきます。

今回は、議案第63号平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、第10款教育費、第5項社会教育費、第7目文化振興費、かめやま文化年事業についての1点に絞らせていただきました。

実は、文化年事業について、私は27年度の予算編成にも、続いて半年前の3月議会の予算決算委員会でも聞かせていただきました。主にそのときのポイントが2つ。1つが、これ、市長がおっしゃられたことなんですが、26年度の結果を検証して次回の方針を出すということ。もう1点が、亀山市独自で行われているもので、櫻井市長が力を入れている政策のうちの一つであるということが確認できました。この決算というタイミングで、この事業に使った費用というのが確定できたので、この費用についてどういった評価をしているのかということを中心に質疑を進めていきます。

まず、このかめやま文化年事業全体の決算についてですが、この事業の検証、振り返りの方法というのはどのように行っているのでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

1番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

かめやま文化年事業の検証ということでございますが、当時、基本構想のほうでもお示しをしておりますけれども、当事業の外部評価機関とも言えます、かめやま文化年プロジェクト推進委員会において検証を行っております。ただいま第1回目の開催をいたしましたところで、当初推進委員会が懸念されておりましたように、事業計画、決定が遅過ぎて準備不足であったことや事業全体のコーディネートをするプロデューサーが必要との意見が出されております。また、時間の使い方に課題があったにもかかわらず、これだけ数多くのメニューをこなしたということは、運営委員の皆さんが頑張ってお組みんでいただいた努力の成果と思うとの意見も頂戴しております。また、推進委員会は運営に携われないなど、運営委員会との二層構造は余り機能するとは言えないため、組織

の見直しが必要との意見もいただいております。

次回に向けましては、課題を整理した上で、次回実施に向けての準備を早期に行ってまいりたいと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほどの答弁で、まず検証しているのが推進委員会と運営委員会とあるうちの推進委員会で、推進委員会というのが外部評価委員で、運営委員会というのが亀山市民の方を中心とする実動部隊というふうに理解していますが、その推進委員会の中で評価をされていて、事業推進の内容としては準備不足だったりメニューが多かったけれども、よくこなしたというような評価があるという答弁でした。

この事業自体の、主に市民の方向けに行われている事業なんですけど、この事業自体の効果ですとか、満足度というのはどんなものだったんでしょうか。それについてお答えをお願いします。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

事業自体の効果ということでございますので、かめやま文化年プロジェクトのスタート年としまして、「みつめる」をキーワードに3つのリーディング事業、5つのメイン事業、163の関連事業が1年間を通じて開催されたことによりまして、多くの市民や市民活動団体などが積極的に文化活動にかかわる機会が創出されました。このことは、多くの市民が本市の潜在的な文化を見詰め直し、受け継いできた暮らしの中の文化を再発見・再認識するとともに、文化の魅力や価値観を共有し、自分たちの文化や地域に愛着と誇りを持つ契機となったものと考えております。

また、リーディング事業である関宿重伝建選定30周年記念事業では、歴史・文化の確かな継承を確認することができ、現代アートイベントの亀山トリエンナーレや、市民参加型の「古代浪漫ミュージカル」では、当市から発信する新しい文化の創造を図ることができたことは大きな成果であったと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

多くの市民の方や市民活動団体の皆さんが積極的にかかわって、大きな成果があったというような答弁でした。この答弁をいただいているんですけども、あくまでこれは主催側の主観というような見方ができるかなと思うんですが、これ何か事業に対する参加人数ですとかデータのようなもので、効果というものははかれないでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まずメイン事業では、暮らしの中の身近な食とか産業、スポーツ・健康をテーマとした事業を実施したところでございますが、特に産業の事業で取り組みましたあんどんづくりでは、小さなお子

さんから高齢の方まで延べ1,900人余りの方に参加いただき、その手づくりあんどんを展示した事業「KAMEYAMA Pure illusion～粉ちょう城のあかり化粧～」では、2,000人を上回る来場につなげることができました。

また、夏期巡回ラジオ体操では、早朝にもかかわらず約1,500人の方にご参加いただくなど関心の高さが伺え、これを契機にラジオ体操に取り組まれている方も見えるとお聞きしております。

このほか、メイン事業のお茶であるとか、フィナーレ、オープニング、リーディング事業の亀山トリエンナーレ、市民ミュージカル、関宿重伝建30周年事業と、それぞれ実人数であったりとか、延べの参加人数というのはございますけれども、そのほか文化年の応援団の活動もございますので、延べと実人数がまじっておりますけれども、約1万9,000人ほどの方に参加いただいたり、お手伝いをいただいております。

また、これとは別途、お木曳きのほうは今年度になってからやっておりますので、人数には含めておりません。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

催しによっては1,900人の方が準備に携わってくれて、2,000人が参加したですとか、ラジオ体操であったら約1,500人が、私も行ったんですが、朝5時とか、そういう早い時間に参加してもらったと。延べ人数でいくと、大体1万9,000人ぐらいの方が携わったのではないかと。ここでポイントになってくるのが、亀山市が人口5万人弱という中で1万9,000人がかかわった事業であったというのがまずポイントとなるかなと。これについては、また後で確認をしていきます。

それでは2つ目。今までは、かめやま文化年事業全体の決算について聞いていましたが、次に細かい項目ですが、まず報償費についてです。

この報償費の内訳なんですが、これは主に何に使われたものなのか教えてください。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

報償費でございますが、かめやま文化大使とかめやま文化年2014運営委員会委員等に対して支給した報償費が主なものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

内訳ですが、市民の方を中心とする実動部隊の運営委員会と、かめやま文化大使に報償費を出しているということがわかりました。

推進委員会自体は、そもそも文化年のぴったりの年ではなくて、前年であるとか、その間の年に今まで動いていたようで、決算としてはここには上がっていないということは伺っています。なので、運営委員会と文化大使に報償費が出ているということなんですが、これ文化大使のほうなんですが、文化大使をかめやま文化年事業で呼んだ機会であるとか、あるいは文化大使さんというのは、

文化年事業の中でどういう事業にかかわってもらったかというのを、実績を教えてください。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず亀山文化大使でございますけれども、本市の魅力やよさを広く国内外に発信し、イメージアップを図り、文化の振興に資することを目的に設置したもので、任期は3年ということで、大使としての報酬はございません。かめやま文化年事業におきましては、オープニングセレモニーでのトークセッションやフィナーレなどに出演していただいております。謝礼として報償費から支出をしております。オープニングセレモニーには、全部で8名の大使の方がいらっしゃいますが、6名、フィナーレイベントには2名の大使の方に出席をいただいております。そのほか2名の大使に特別講演を依頼しております、この報償費から謝礼を支給しております。

また、文化年事業以外での文化大使ということでございますけれども、納涼大会に来ていただいたり、また市制施行10周年記念事業の式典など多くの事業において、文化大使に出演であったりとか、講演、またご出席をいただいているところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

この文化大使の報償費は、文化大使になったから何かお金が出るというわけではなくて、文化年事業に文化大使が来ますよと。実際に参加した場合に報償費が発生しているということで、文化大使自体は、特にコストとしてはかかっていないと。それから、文化年事業以外への大使のかかわりとして講演をやったりしていますよというような答弁がありました。

ちなみに、文化大使に払った報償費の総額というのは幾らになりますでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化年事業のこの報償費から支出をしておりますのは、103万7,250円でございます。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、次の下から2つ目の項目なんですけれども、地域の文化・芸術活動補助金という項目ですが、この補助金については何に使われたお金なんですか、教えてください。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

地域の文化・芸術活動補助金500万円でございますが、市民ミュージカル劇団設立運営補助金として地域社会振興会に支出しております、このうち360万円は一般財団法人地域創造からの補助金でございます。これは、ご承知のように「古代浪漫ミュージカル～TAKERU～」の事業に支出いたしております。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、この地域の文化・芸術活動補助金を市民ミュージカルに出しましたということに対して、こちらの効果であったり成果というのは、どういうふうに評価されていますでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

リーディング事業にありました「古代浪漫ミュージカル～TAKERU～」の実施、またこのミュージカルに出演いただきました市民を中心とした市民ミュージカル劇団の設立につながりまして、新しい文化の創造や発信を図ることができたことが大きな成果であったというふうに考えております。また、この「古代浪漫ミュージカル～TAKERU～」につきましては、3市交流事業とも一緒に実施をさせていただきまして、また新たな広がり生まれたのかなあというふうに思っております。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

効果としては、市民劇団が立ち上がり、また新たな広がりを見せていると。リーディング事業のTAKERUのほうも、集客としては、たしか文化会館がいっぱいになっていたぐらいだったかなあ。ですので、先ほどご答弁にはなかったんですけども、これも文化会館いっぱいになれば、900人ほどの集客を持つ事業につながっているとみなせるんじゃないかと思います。

次なんです、その下の項目ですね。補助金の部分なんです、この補助金について689万5,339円なんです、これ、どんな使われ方をしたのか。項目が大きく分けて2つあると聞いているんですけども、教えてください。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

補助金につきましてはの前に、確かにそのミュージカルにつきましては、当日の参加者はもちろんあるんですけども、それまでの長くミュージカルをつくり上げるまでの過程で、多くの市民の皆様に、例えば衣装づくりであったりとか、いろんなことにお手伝いをいただいておりますので、それ以上の効果はあったものと、人数にあらわれない効果もあったのかなあというふうに考えております。

補助金でございますけれども、689万5,339円という決算額でございますが、一つはメイン事業の実施主体でございます、かめやま文化年2014運営委員会に対しまして支出しました606万7,591円と、アート亀山2014実行委員会に支出しました補助金82万7,748円でございます。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

補助金の内容ですが、メイン事業とリーディング事業にかかわる団体に補助をしたというような答弁がありました。これ当初予算より額が減額されているんですけども、この減額の理由について理由があれば教えてください。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず、かめやま文化年2014の運営委員会の補助金でございますけれども、当初の予算額は692万5,000円に対しまして、決算額が先ほど申し上げましたように606万7,590円でございますので、85万7,409円が予算残額となっております。これは5つのメイン事業について支出しておりますが、おおむね計画どおりに実施いたしておりますけれども、予定しておりました企画が一部できなかったこともあり、そのための予算残額となっております。アート亀山実行委員会補助金は、予算額100万円に対し、執行額は82万7,748円で、予算残額は17万2,252円となりましたが、これは事業費の精算によるものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

この2つの使い道、メイン事業とアート亀山の補助金ということなんですが、まずアート亀山のほうは実費精算ということで、これはこのやり方でいいんじゃないかなと思うんですけども、メイン事業が一部未実施になってしまったために予算が減額されたというようなことでしたが、このメイン事業の中身が一部未実施になってしまったという理由は一体どんなものなんでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

先ほど申し上げましたように5つの事業がございまして、5つの事業自体はできておるんですけども、委員会の中でいろんな意見が出まして、その中のことがなかなか要望にお応えできないということがございました。事業が集中したことによりまして、企画とか準備、運営、実施などの業務が各事業間でふくそうしまして、準備不足のために、ラジオ体操の映像制作もやりたかったんですけども、PR用にしたかったんですけども、そういったことができなかったり、食文化では、お茶の苗木を配布しようというような予定もしておったんですけども、そういったことが実施できなかったなどの理由によるものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

推進委員会から指摘をされているとおり、事業の数が多くて準備が間に合わなかった部分があったせいで、未実施の事業が出てきたというような話でした。ここでちょっと一つの催しを取り上げたいと思うんですが、11月22日にありました「KAMEYAMA Pure illusion」、亀山城の壁に映像を映し出して、市民が手づくりでつくったあんどんを並べるというよう

なイベントが行われましたが、このメイン事業の中で、このピュアイリュージョンに対してどれぐらい費用がかかったのかというのを教えてください。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

メイン事業、補助金全体で先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、それぞれ共通する経費もございますので、明確には区分できないところもあるんですけれども、例えば申し上げました、あかりの文化に関する事業につきましては、約224万円ほどでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

このあかりの事業ですが、先ほど来場者数の答弁もあったように、この11月22日の夜に、2,000人が亀山城の近くに集まって、このイベントに参加すると。このイベント、催しなんですけど、大きく分けると内容が2つあったかなと。1つが市民の手づくりあんどん、もう1つがプロジェクションマッピングというものだと思うんですが、この準備に至るまでにたくさんの市民、延べ1,900人に参加して協力してつくってもらったということなんですけど、ペットボトルの中にろうそくを入れて、その周りにプラスチックでラミネートした絵を巻くんですけれども、その中に入れる絵を描くのを、さまざまな文化年事業の合間にブースに来てもらって描いてもらって、それを集めて、それが1,900人の方が協力してくれたと。それを運動場に並べて光を出すと。これが1つ目の内容で、もう1点がプロジェクションマッピング。

このプロジェクションマッピングという言葉なんですけれども、ここに私、当日のチラシを持っているんですが、ここにプロジェクションマッピングという言葉が書いてあるんですけれども、この2,000人を集客できた理由というのが、このプロジェクションマッピングという内容かなと私は推察しています。このプロジェクションマッピングという言葉がどういうことかというのと、映像を建物に映し出すことを全部ひっくるめてプロジェクションマッピングということらしいんですが、よくいわゆるプロジェクションマッピングと聞いて人が想像するのって、大阪城だとか、金沢城とか、東京駅とか、ディズニーランドでやっているような3Dで浮かび上がったり、複数台のプロジェクターを使った演出というのを想定するかなあと。実際、一部の市民の方からもそういうような声を聞いています。ほかの議員も、以前議会ではっきり言って余り評判がよくなかったというような表現をされたんですけれども、ここの文化年事業のこの事業に見られるようなポイントとして、推進委員会があって、運営委員会がアイデアを出して、それで、これ休みの日なんですけれども、職員さんが動いて準備をして、一応予算も224万円。事業全体、ほかの催しもあるけれども、224万円の予算をかけてやっているものが市民のニーズに合わないというか、満足してもらえないと。このピュアイリュージョンに見られるように、せっかく文化年事業を見に来る一般市民の方々がいるんですけれども、ここについて、主催側である市と市民の求めているものという感覚に少し差があったんじゃないかなあと。少しと思うんですが、その感覚の差については、どのように考えていらっしゃるか、お答えをお願いします。

○副議長（鈴木達夫君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず来場者2,000人は、プロジェクションマッピングのみを見に来たわけではないというふうに考えております。後で感想をいただいた中には、あんどんをつくったので、やっぱりそのあんどんの場所で子供と一緒に写真を撮りたいというようなお声もたくさんいただいておりますし、この催し物の前に、坂本の棚田でも、このあんどんをつくっていただいておりますので、経費はほとんどかかっておりませんが、坂本の棚田で実施をするということによって、地域の方がこれを継続して取り組むという機運も生まれておりますので、それはすごく大きな成果であったと思います。

プロジェクションマッピングは、例えばおっしゃられるように、東京駅とか大阪城で行われるような億がつくような感じの大規模なものには到底かきませんけれども、多くの人の協力を得ながら市内で初めて試みた企画でございまして、本市を象徴する旧亀山城の多門櫓と、プロジェクションマッピングと、会場に設置しました無数のあんどんの明かりが相まって幻想的な空間を醸し出して、明かりが持つ新たな表現ができたというふうに考えております。

例えばプロジェクションマッピングも、ただ映すというだけではなくて、子供たちに現在・過去・未来という、これはもともと明かりというのは、亀山の地場産業でありますろうそくというのにまず焦点を当ててやっておりますけれども、それと明かりといいます視点が、古くからの培われてきた文化と新しい明かりの表現方法であるプロジェクションマッピングを融合させるというような形で考えてございまして、子供たちにもたくさん未来を描いていただきましたので、その絵を見に来ていただいたということもございまして、というふうに考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

そうなんです。これ文化年の話をすると、いつもこうなってしまうのが、答弁ではなくて、いつも答弁として返していただくのが、協力してもらった市民の方々がたくさん来場してもらったというような話なんですけれども、恐らくこの文化年事業って、一生懸命準備をして一生懸命出したものが市民に受けていないというのが問題だと思うんですね。これ、今まで答弁をいただきましたけれども、推進委員会が評価をしているというのは、文化スポーツ室で恐らくまとめていただいた報告書を市のほうで、文化振興局のほうで選んだ推進委員会の方々がそれを評価すると。そして、今まで返ってきたお答えというの、全て市民団体目線、つまり主催側の目線なんですよね。文化年というものを提供する側の評価しか、どうしてもまだしていないというふうに感じられるんです。

最後に、市長にお尋ねをしたいんですけれども、この決算を踏まえての市長の今後の文化年事業に対する思いですとか、方針を教えてください。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のご質問にお答えをいたします。

文化年事業の総括をというような趣旨であろうかと思いますが、まず亀山市文化振興ビジョンに掲げました、文化の見える化プロジェクトの一つでありますけれども、その初年度となりますかめやま文化年2014は、1年間を通じまして、世代を超えた市民や多くの活動団体の参加と協力を得て展開することができました。ご尽力いただきました推進委員会、運営委員会並びに文化年応援団、協力団体の皆様、それぞれ事業主体の皆様方、関係各位に改めて敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さまざまな角度から、今ご指摘もいただきましたが、1年間のタイトなスケジュールの中で、試行錯誤の中でございましたけれども、暮らしの中にあります文化を見詰める機会となったものというふうに感じております。また、地域内外への情報発信にもつながったというふうに考えております。とりわけ閑宿の重伝建選定30周年記念事業を初めとする3つのリーディング事業、それから亀山茶学校、NHKの夏期巡回ラジオ体操など、5つのメイン事業におきましても本市の歴史とか伝統とか芸術とか生活などの文化的資質を再発見する視点から、市民の皆さんの愛着とか誇り、あるいは地域の文化力向上へのきっかけとして一定の成果が図られたものというふうに思っております。ご指摘のように、個々の課題は当然ありましたけれども、この1年間の総締めくくりでありましたフィナーレの一番最後で、文化年の応援団の代表を務めていただきました高校生の皆さんのメッセージというのは、本当に未来へつながる、本当にそのような思いを込めたメッセージであったというふうに感銘をいたしたところであります。

これらを踏まえまして、今後でありますけれども、現在、推進委員会において文化年2014の検証作業を進めていただいておりますところでございますけれども、私自身も推進体制とか、あるいは事業全体のコーディネートでありますとか、いわゆる各団体間の連携、この広がりでありますとか、そういう問題意識を持っておるところでございますが、これらを踏まえた上で今後に生かすことが肝心だと思いますので、次のステップであります「つながる」に向けた取り組みを段階的に進めてまいりたいと現時点で考えておるものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市長からお答えをいただきましたけれども、もっとさっきの文化年応援団にしても、やはり主催側に当たるかなあというふうに思っています、もっとせつかく亀山市に興味を持とうと思ってやってくる一般市民の方のニーズが酌み取られる文化年にしていただきたいなど。せつかく決算の話で進めさせていただいているんですけども、多くの方がかかわるし、多くの人に無理や負担をしてもらってもやっていこうというふうの方針としては決まっているので、せつかくやるのであればいいものにしてもらいたいなど。実行委員会も精いっぱいやったし、市民もうれしいものができたというふうな文化年になってほしいなどと思って、こういう質疑をさせていただきました。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（鈴木達夫君）

1番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

このたび、また緑風会に戻りました。また活動してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、通告してございます議案が3点ございます。

まず、議案第57号亀山市認定こども園条例の制定について、それから議案第58号亀山市個人情報保護条例の一部改正についてと、それから議案第61号平成27年度亀山市一般会計補正予算(第2号)についてと、3つの議案について質疑をさせていただきます。

それでは、まず議案第57号亀山市認定こども園条例の制定についてお尋ねするわけでございますが、亀山市子ども・子育て支援事業の計画の中に、認定こども園の導入を位置づけたということで、この条例が出されたと思います。我々、議員生活の中で過去10年ぐらい、もっと前かもなというふうに思っておるんですが、幼保一体化、幼稚園と保育園の一体化の合築も含めて、いろいろ研究もさせていただきました。その中でなかなか具現化してこなかったというので、我々いろいろな場所も先進地を視察させていただいたり研究したりして、提案もし、やってきたわけでございますが、やっとここに今なったかなというふうに思っております。

一時、東幼稚園の建築のときにはその話も大分協議され、できなかったのが事実でございますが、最近、旧関町においては、今回認定こども園になりますアスレの、今までは関乳幼児センターアスレというふうな施設でございましたが、これをここに位置づけたということですが、まずこの条例制定がされるわけでございますが、この意義について、また目的についてお尋ねしたいと思います。

○副議長(鈴木達夫君)

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長(若林喜美代君登壇)

今年度から始まりました子ども・子育て支援新制度におきまして、国は幼稚園と保育所の長所をあわせ持つ認定こども園の普及を推進しています。この認定こども園は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子供に対する教育・保育、並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行うことのできる施設です。

市におきましては、現在、幼稚園、保育所ともに一定水準以上の幼児期の学校教育・保育を提供しているところではございますが、より質の高い教育・保育を総合的に提供するために、亀山市子ども・子育て支援事業計画に、この認定こども園の導入を位置づけ、設置を推進することとしておりますことから、関幼稚園と関保育園を新たに認定こども園とするため本条例を制定するものでございます。

○副議長(鈴木達夫君)

宮崎議員。

○12番(宮崎勝郎君登壇)

目的、意義については今答弁いただきました。

まずこの関のアスレについて、この認定こども園を設置したということでございますが、私は一遍に同時にするというわけにはいかないと思うんですが、これらを試行的にするのか、これから順次、あとするのか、ちょっとまず一般質問的になりますけれども、そこだけ確認させてください。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。
若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

先ほど申し上げましたが、亀山市子ども・子育て支援事業計画に、平成27年から平成31年までの5カ年の計画としていただいておりますが、この中で認定こども園を位置づけているものでございます。まずは、関乳幼児センターアスレを手始めに、モデルケースということで始めさせていただきたいと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

それでは次に、今、関認定こども園アスレに変えるのか、先ほど目的というか意義の中でも聞かせていただきましたが、このたび推進していくという答えもいただきました。モデル事業ということで、初めて亀山にこの施設ができるわけでございますので、まず制定かなというふうに思っておりますが、それでよろしいでございますか。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

市の計画に沿いまして認めていただきますと大変うれしく思っております。よろしく申し上げます。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それじゃあ、これからもますますの推進をお願いしておきたいなあというふうに思っております。

それでは次に、幼稚園児と保育園児と一緒に教育と保育ができるのかということでお尋ねいたしますが、実は私、岡山県のちょっと市町離れたんですが、先進地を見に行ったときに、同じ合築の中で幼稚園児と保育園児がおりました。園児さんがしゃべっているのを聞いたら、何であの子は昼過ぎで帰るんやろう。私ら何で夕方までおらんなんのやろうと。子供の素朴な感情を耳にいたしました。合築していいのかなというふうにそのときは思ったんですが、実際、今度これを設置して進めていきますが、そこらがまずできるのか、一遍お尋ねしたいなあと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

幼稚園児と保育園児と一緒に教育・保育ができるのかというようなご質問かと思いますが、認定こども園になりますと、議員がおっしゃいますとおり、3歳以上の幼稚園児と保育園児が同じクラスで過ごすこととなります。午前9時から午後2時までの間、子供たちは同じ教育・保育を受けることとなります。また、それぞれの教育・保育時間は、幼稚園のお子さんは午前9時から午後2時

ということで、2時で降園ということになりますが、ほかの保育園のお子さん、2号・3号認定のおさんは朝の7時半から夕方6時半までの11時間ということになって、保育時間そのものに変更はございませんが、その9時から2時までの間、ともに過ごしていただくということが起こります。幼稚園のおさんと保育園のおさんが同じクラスで過ごしますので、1号のおさんが帰られる前にはクラス全体で帰りの会を行いまして、園に残るお子さんが、帰っていくお子さんの姿を見ることのないように別の教室に移動しまして、引き続き教育・保育を受けることとなります。

このように、1号認定のおさんと2号認定のおさんの帰る時間が異なるということによって、子供や保護者に影響が出ないように配慮をしまいたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

方法、やることについてはよくわかりましたが、先ほども私もよその例を挙げまして感じたことをお話しさせていただきましたが、やはり子供はそういう部分でも感じ取るんじゃないかなというふうに私は思っております。同じ幼稚園児、また保育園児、別のクラスにはできないのか。やはり教育・保育の中での一貫というのか、その中での同じクラスにしてやらなければならないのか、それが大事なのか、もう一度確認したいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

別々のクラスで、それぞれのお子さんをこれまでと同様にしたらいいのではないかというご質問かと思いますが、認定こども園では、保育時間の違うお子さんをともに教育・保育をすることによって、同じ教育・保育を受けて小学校に進学していただくということが大変メリットというふうに考えております。

また、ちょっと長くなって申しわけないんですが、認定こども園とする理由ということで、平成25年9月に実施しましたアンケート調査によりますと、関中学校区では、3歳以上のお子さんについて、幼稚園に該当するお子さん、1号認定に該当するお子さんが35.8%、2号認定に、保育所に該当するお子さんが55.7%となっております。幼稚園よりも保育所を必要とされる家庭が多くなっております。保護者の就労等により、保育所に対するニーズが高まっているという状況が見受けられ、今後もこの傾向が高まることが予想されております。

しかしながら、一方で幼稚園での幼児教育も受けたいという保護者の願いがありますことから、幼稚園と保育所を一元化し、ゼロ歳から就学までの一貫した教育・保育を提供するため、認定こども園を設置するものです。この定員の中で、幼稚園の希望者が少ない場合は、保育園のお子さんがより多く入所するという柔軟な定員設定ができるようになりますので、ともに生活することによって、柔軟な定員設定が有効に使われるものということで、ともに同じクラスにすることが必要であるというふうに思っております。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

センター長の思いはよく伝わりました。

やはり運営は最初のころは大変だと思いますので、そこらは気を配りながらよろしく願いしたいなど、かように思っております。

それでは次に、利用者負担額について。

先ほど幼稚園児、1号ですか。そのあと2号、3号の利用者負担額は違うと思います。ここで、規則で定められるということになっておりますが、規則の用意はできておるのかなという聞き取りの中でお話しさせていただいたら、資料が出ておりましたので、この資料どおりになるのかなというふうには私は思っておりますが、やはり同じ施設で同じ保育を受ける、教育を受ける中でのこの金額の差の違いが私は逆に苦になるんです。今現在は幼稚園、施設も違います。やはり保育園、施設も違います。やはり保育・教育の内容は違うと思いますので、そこらの利用者負担額がかなりの幅があると思いますが、これが正規の国からの指導を受けておる金額であるのか、確認したいと思えます。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市認定こども園条例案の第4条に、認定こども園の利用者負担額は政令で定める額を限度として規則で定める額とすると規定しておりますことから、認定こども園の利用者負担額については市の規則で定めることとしております。本条例が可決されましたら、規則を作成することになるため、現在準備を行っているところでございます。現在の利用者負担額の額でございますが、28年度は、現在の利用者負担額と同様の設定となっておりますことから、教育民生委員会資料にご提出をさせていただいたとおりでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

新しくできる認定こども園でございますので、今から来年の4月に向けて、やはり開園に向けて慎重に取り扱っていただきたいなというふうに要望しておきます。

それじゃあ次に、議案第58号亀山市個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、これにつきましては、社会保障、税、災害対策分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い社会を実現するための基盤として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これは平成25年に施行されておりますが、これは通常いわゆる番号法と言われる法律でございますが、これが個人情報保護条例の一部を改正する中に入れられております。これにつきましても、内容が非常にわかりにくいということでございますが、先ほど来、新議員の中である程度は聞かせていただいたんですが、8項目か9項目の中での変更があるということでございます。それはそれで私はある程度聞かせていただいたんでわかりますが、この条例、いわゆる個人情報保護条例の一部改正になぜするのやと。私は、法律で新しく番号法というのができたのに、今回改正やなしに、新たな条例が制定できなかったのかと思います。それについては十分研究されたのかということでお尋ねしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

番号法を受けまして、地方公共団体が条例整備を行う場合、特定個人情報の保護についても既存の個人情報保護条例を改正するか、今議員がご提案ありました既存の個人情報保護条例とは別に新たな条例を制定するか、いずれかの方法によることとなります。

議員ご指摘のとおり、今回の個人情報保護条例の改正では、従来の個人情報保護の規定に、新たに番号法による特定個人情報保護の規定を加えるということから、少し複雑な改正となっております。一方、新たな条例の制定を行うと、個人情報の取り扱いについて、既存の個人情報保護条例と新しく制定する条例の双方の条例を参照しなければならず、また個人情報保護条例に基づく自己開示の請求を行う場合に、当該自己情報の中に個人情報が含まれているときは、2つの条例で請求する必要が生じまして、かえって手続が煩雑になることも想定されます。これらのことから、今回は新たに条例を制定する方法ではなく、既存の個人情報保護条例の改正による条例整備を行ったものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この個人情報保護条例、この現在の条例については、いろいろな分野での保護条例と私は思っております。この番号法は、また別に私はつくるべきではないかと逆に思うわけでございますけれども、やはりそこらは時間的にも非常に余裕もなかっただろうと思いますが、今後そういうようなものさらに研究をして、この一本の条例にするのではないのかなというふうに私は思います。そこらの考えはまだ持っておるのか、それとも、いやいや今のこの条例の中でもう縛っていくんやというのか、再度確認したいと思えます。

○副議長（鈴木達夫君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のように、今回の条例は、やはり番号法を制定したことに伴って、特に特定個人情報の保護に関して新たな規定を加えるという意味でございまして、先ほど申し上げましたように複雑な改正となっております。ただ、さまざまな請求の煩雑とか、そういったことを考えましたとき、今回は一部改正という方法をとらせていただきましたが、今後このような形の条例制定がありましたら、また方法につきましてはしっかり研究してまいりたいというふうに思います。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりました。よろしくお願ひしたいなど。

しかし、この保護条例については、さっき新議員も言われていましたように、私はやはりこの情報時代の中でのセキュリティーが非常に問題になろうかと思っております。国の年金機構でさえ盗まれたというのか、情報漏れか何かわかりませんが、やはりああいうふうな事故もある。こ

ういう管理はセキュリティーをしっかりといただかないと、私はこの危機管理の中で、以前もこの情報化の中でのことをお願いしておきましたが、亀山市としてしっかりとそこらをやっていただきたいなど、かように思っております。

それじゃあ次に、議案第61号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、3点ほどお尋ねいたします。

まず1点目でございますが、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路維持修繕費500万の増額についてお尋ねいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

道路維持修繕費500万の増額については、先ほど豊田議員にもご答弁させていただいたとおり、市道川崎白木線に対する道路パトロール及び緊急の舗裝修繕費を補正要求させていただいたものでございます。修繕方法といたしましては、簡易補修材による緊急的な修繕となります。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

先ほどの豊田議員の質疑の中にもございましたが、500万の補正を今して、今からするやなしに先食いでしょう。既決の予算を先食いで、それを補填するための補正でしょう。それをやはり説明の中で欲しかったなあと。そうすると一遍にわかると思いますんやけど、私はそう思っていますが、確認したいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

議員申されましたとおり、4月5日に最初の車両事故がございましたもので、それから補修等をかなりの数やったことによりまして、当初予算が不足してきたというところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

それでは次に、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第4目道路舗装費2,500万の増額についてお尋ねしたいと思いますが、これも川崎白木線の事案だと思います。やはり6月議会にも専決で報告はありまして、今回も6件でしたか、事故報告がございました。やはりこの間に3件起こって、その後また6件出てきたと。私は何をしておるのやなあというふうに思いますが、やはりこの2,500万で逆にそれができるのかどうか、確認したいと思います。舗装ができるのかどうか。

○副議長（鈴木達夫君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

2,500万で舗装ができるのかといったところでございますが、今現在としましては、交付金事業で舗装工事を進めております。この2,500万につきましては、先ほど申し上げました修繕

箇所のところをオーバーレイしたり、表層を打ちかえるといったことをございまして、おおむね2,500万円で整備できるものというふうには考えております。ただ、全体的にはまだ路盤工のやり直しとかいうのがございますので、豊田議員にも申し上げましたが、約3億程度必要かというふうには考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

全般すると3億かかるということでございますが、そうすると2,500万では微々たるものでございますね。私と思いますが、せめて1億でもかけて、その部分、きちっと本舗装するなりしたほうが二度手間せんでもいいんじゃないかというふうに思いますが、そういう考えは全くなかったのか。ただその部分の補修的な2,500万で補修するというのをやるのかどうか。

前も私、偶然、野村楠平尾線の農免道路ですが、あそこの道路補修をしておったときに、私が通らせていただいたときに、かなりの構造改善的な舗装をされておると。やはりやり直しはあれぐらいやらなければ、二度、三度の手間がかかるだろう、無駄な投資になるだろうというふうに思いますが、そこはやはり今回は提案されておりますので、やはり次の議会にでももう一度見直して、やっていくべき。やはりこの事故が再発するのでは全くだめですよ。これ乗用車が穴ぼこへはまって、タイヤが曲がった、ホイールが飛んだというのでは大したことなかったというふうに思っておりますけれども、これがバイクやったら命取りになると私は思います。やはりそういうような部分も、通行の安全を守るためには道路管理者がしなければ誰がするんですか。地元の人をお願いして、ここは気をつけてくれという道ならよろしいです。公益的な、場合によっては県道なり国道なりの位置づけぐらいの道路環境になってくると思いますので、そこらはもう一度、そこらの考えをもう一歩お願いしたいなど。今後の考えを聞かせてください。

○副議長（鈴木達夫君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

今後の考え方といったところでございますが、先ほど答弁させていただいた舗装の修繕は、あくまでも暫定的なものであるというふうに考えております。議員ご質問の根本的な解消としては、平成23年度から社会資本総合交付金の活用により実施しております現状の交通量に見合った舗装構成で舗装の改良を行うことを考えておまして、来年度から社会資本整備交付金を優先的に枠づけして整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

社会資本整備事業の活用もよろしいですけども、やはり市費を投資してでも安全を守るべきという考えを持っていただきたいなど、かように思っております。時間も余りございませんので、今後、道路管理に努めるようよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから次に、第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費3,422万6,000円の事業名及び財源内訳の変更についてお尋ねしたいと思います。これは、消防車を買う備品費だと思いま

すが、これは事業が変更になったというふうな。その変更はやはり有利な事業を採用できるのかなと、私も過去消防職員でございましたので、そのことかなというふうに思っておりますが、確認したいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防債の変更について、理由はというご質問かと思えます。今議会で財産の取得について提案をさせていただいております小型動力ポンプ付水槽車につきまして、当初の計画では、防災対策事業債を活用し購入する予定でありましたが、県担当部局と詳細について協議した結果、緊急消防援助隊として同車両を登録することによって、より有利な緊急防災事業債が活用できることが判明いたしましたので、防災対策事業債から緊急防災事業債へ変更することといたしましたものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この事業については、有利なものだったやろうと思うんです。というのは、例えば起債の額が100%でも貸したとか、それからこれにかわる交付金が何%来るのか。やはり多分有利ということやで、今までが30やったら、70か80になるんだろうというふうには私は思いますが、やはり世の中が最近複雑になってきて、またいろいろな災害が発生し、消防の職員も非常に大変だと思いますので、このような事業、有能な機械を入れて対応していただきたいなあと、かように思っております。

最後になりましたが、その交付割合を聞かせていただきたいなと思えます。

○副議長（鈴木達夫君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

消防本部に対する応援もいただきまして、まことにありがとうございます。

緊急防災事業債と防災対策事業債との比較についてのお尋ねでございます。

当初予算の防災対策事業債につきましては、充当率75%、交付税参入率30%となっており、仮契約額から算出しますと、交付税として算入されますのは約760万円となります。一方、緊急防災対策事業債は充当率100%、交付税参入率70%となっており、交付税として算入される額は約2,360万円となることから、有利な条件となっているところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。終わります。

○副議長（鈴木達夫君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時30分 休憩）

(午後 4時40分 再開)

○副議長（鈴木達夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、11番 岡本公秀議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

それでは、通告に従い、議案第71号工事請負契約の締結についてということで質問をさせていただきます。ということは、工事請負契約というのは、要するに、和賀町にある亀山市の衛生公苑の長寿命化改良工事のことです。

私は、平成24年の6月議会において、亀山市の衛生公苑のことにちょっと触れたことがあるんですけども、今回はそれに基づいて質疑をさせていただきます。

和賀町にある衛生公苑は、昭和62年に当時9億5,000万円の事業費をかけて竣工し、以降28年間にわたって稼働しているという設備です。最初の設計仕様は、処理対象人口が4万1,356人、1日処理能力は生し尿が4万6,000リッター、浄化槽汚泥が1万4,000リッターとなっており、当時の状況を反映して、生し尿と浄化槽汚泥の比率が77対23というふうに設定されています。しかるに、この28年間の間に我々の生活環境も大きく変化をいたしまして、個人住宅への合併浄化槽の普及や農業集落排水の整備、公共下水道の整備等、浄化槽汚泥が増加する一方で生し尿はどんどん減少し、当初の比率は77対23でしたが、今はかなり実際の比率は異なっているはずであります。

そこで、現在処理をしている生し尿と浄化槽汚泥のそれぞれの量の分量とその比率をお示しいただきたいと思っております。なお、平成24年に質問をいたしましたときは、生し尿は年間3,027キロリッター、浄化槽汚泥は年間1万5,185キロリッターで、その比率は既に17対83となっておったということを申し添えます。

○副議長（鈴木達夫君）

11番 岡本公秀議員の質疑に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山市衛生公苑の建設当初からの経緯、それと当初の処理能力は議員がおっしゃったとおりでございます。23年度の比率も今おっしゃったとおりで、し尿対汚泥の割合が17対83ということでしたが、最近の一番最新の数字を申し上げますと、平成26年度の年間搬入量は、し尿が2,712キロリットル、浄化槽汚泥が1万5,415キロリットルとなっておりまして、搬入比率は、し尿が15%、浄化槽汚泥が85%となっているところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

先ほど答弁にもありましたように、この3年間で比率が17対83が15対85と、これだけでも既に変わっておるわけですね。

そこで前回、私の質問からもう既に3年間経過しておるわけですが、この3年間の運転状況と、また鈴鹿川への放流水の水質はきちっと水質基準を守っていただけたか、この3年間ね。お尋ねをいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

この3年間のし尿及び浄化槽汚泥の比率は、今、議員がおっしゃったようにさらに大きくなってきております。引き続き搬入量の変化を踏まえた運転調整を行うことで、放流水の水質等に何ら問題なく適正な維持管理を維持しております、現在も。

具体的に申し上げますと、微生物活性化促進剤とか、メタノールの投入量及び投入回数を調整いたしまして、安定処理に努めているところでございます。また、処理後の放流水の水質につきましては、水質汚濁防止法あるいは県条例及び県水質総量規制のほか、鈴鹿川浄化対策促進協議会との覚書で取り交わした水質に関する基準値を遵守することが求められておりますことから、し尿等の投入時から処理水の放流に至るまで、運転委託先の従事職員が定期的に処理過程における水質分析を行い、水質管理に努めております。さらに、第三者機関に委託し、水質検査を月1回実施し、放流水の水質検査を行っております。このような放流水の水質管理を行うことで、測定値は全て基準値を十分満足しておりまして、放流水の水質も安全で安定した数値を維持しているところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

いろんな薬剤とか、そういったものを投入して、安定した運転をやっていただいて、放流水の水質がきちっと守られておるということは結構なことでありまして、それで、今回の設備改良工事におきまして、二酸化炭素排出量削減対象機器というのが今回導入されるわけですが、そういう対象機器には交付金がいただけるというふうに明示してありますが、この交付金はどこからいただいて、今回の工事に関する交付金の金額は幾らかということをまたお尋ねします。

また、当該の設備による二酸化炭素の排出量の削減もどの程度になるのか、お示しを願いたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本工事は施設の長寿命化とともに、今、議員もおっしゃいましたように、地球温暖化防止に寄与するし尿処理施設として、二酸化炭素排出量の削減率を12%以上とすることを目的に、平成27年及び28年度の2カ年で施行いたすもので、契約金額は7億956万円となっております。

本工事は、環境省が所管する循環型社会形成推進交付金を活用して実施するもので、当交付金は廃棄物処理施設の改良に係る事業で、施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の排出量が3%以上削減されるものが交付対象となり、交付率は3分の1となっております。本工事は、契約金額のうち、二酸化炭素の排出削減に資する設備の改良に係る対象事業

費約5億3,500万円に対して、交付金は約1億8,000万円を見込んでいるところでございます。また、衛生公苑における二酸化炭素の排出は電力使用に起因するものが主なものでございまして、平成26年度における総排出量は約872トンとなっております。施行後の年間排出量は約752トンとなりますことから、13.7%の削減を見込んでいるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

新しい設備を導入することによって1億8,000万円の交付金もいただけ、かつ二酸化炭素の排出量の削減が13.7%、これだけの効果があるということは非常に結構なことではございますが、二酸化炭素の削減は主に電力量の削減と連動するということですが、電力量の削減も今回の改良工事の結果、どのぐらいになるのか、お示しを願いたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

衛生公苑におきます平成26年度1年間の電気使用量は100万キロワット強でございまして、電気料金は1,900万円程度となっております。今回の改良工事において、主要な設備機器等の老朽更新を実施することによりまして省エネルギー化が図られ、改良後の電気使用量は年間約21%削減の約80万キロワットアワーを見込んでおります。電気料金を現行単価で換算いたしますと、約400万円の削減ができるものと試算をいたしておるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

電力量の削減も年間400万円近くの削減になると。こういう衛生公苑のような施設はなかなか一般の人は行ったこともないし、和賀町にあるということもご存じない人が多いんですが、だけど、亀山市にとっては非常に基幹的な施設でありまして、鈴鹿川の環境を守るためにも重要なものでありますし、また市民生活を陰で支える縁の下の力持ち的な設備でありまして、こういう施設にこういうふうな改良を施すことは、私は非常に大事なことであると考えております。

それで今回の設備改良によって、二酸化炭素の放出量の削減、電力量の削減、そういったことはかなり達成されるので非常に有意義なことですが、鈴鹿川へ放流する放流水の水質は、先ほどいろいろ検査をして、現在でも水質基準は守っておられるとおっしゃったわけですが、設備改良その他によって、さらに一層いろいろな運転に手を加えなくても水質が向上するのか、それとも、放流水の水質はきちっと水質を守っているけれども、それほど目立った水質改善というのは余りないのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申し上げましたが、衛生公苑から排出される放流水の水質につきましては、現状の処理においても法令等で定める基準値は十分満足しております。また、本工事においては、浄化槽汚泥

の増加にも対応した処理機能の改善を進めることといたしております、そのようなことから、将来の処理量や処理比率の変化に対しても、これまでと同様に適切な水質管理を行うことで、引き続き法令等の基準値を満足できる水質を維持できるものでございます。

鈴鹿川浄化対策促進協議会の基準値につきましては非常に厳しいものでございますので、その基準を満足し続けるということで、極端な水質の改善にはつながらないものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

鈴鹿川の水質の維持も問題ないということですね。

それで最初、生し尿と浄化槽汚泥の比率がどんどん最初の設定から変わってきて、この3年間の間でもかなり変わっておると。そういう状況で、これから先、生し尿というものはほとんどなくなるに近い。ほとんどゼロにはならんかしらんけれども、ゼロに近い。ほとんど処理するのはもう浄化槽汚泥ばかりやとか、そういうふう将来なる可能性が高いわけですね。そういった場合でも、要は有機物を分解するバクテリアですね、そういった活動なんか十分にエネルギーを与えられるといいですか、エネルギーは有機物ですからね。そういうふうなことを考えますと、生し尿の量がどんどん減っていくことによって、また何年か先、プラントの運転が非常にやりにくくなるとか、そういうことはありませんか。

○副議長（鈴木達夫君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業集落排水施設の整備とか下水道合併処理浄化槽の普及に伴いまして、し尿の搬入量の減少とか、し尿及び浄化槽汚泥の搬入比率が、今議員もおっしゃったように、より大きな差がついていくことが見込まれます。そして、今後の安定処理にも影響を及ぼすことが懸念されるわけでございます。これらのことから、本工事の施行に当たり、平成23年度に衛生公苑の長寿命化計画を策定いたしましたし、その中で15年後の処理量及び処理比率を推計いたしまして、将来の運転管理を見据えた整備計画を定めたところでございます。本工事では、今後のさらなる浄化槽汚泥の増加にも対応できるよう、設備機器等の老朽化に伴う更新とともに対策を講じておるところでございます。

そのようなことから、引き続き搬入量、搬入割合に応じた運転調整等を行っていくことで、今後もし尿の搬入量が大幅に減少することとなっても、設備機器に支障を及ぼすことなく、これまでどおり安定処理を維持できるものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

将来のことを考えて、新しくいろいろ設備更新をされるということで、それは安心しております。

そこで、現在亀山市におきましては、公共下水道の整備が着々と進んでおるわけですね。将来、今以上に公共下水道が亀山市をカバーすると。そうなってくると、個人の家庭、また企業なんかも公共下水道へ皆流してしまうと、あれは鈴鹿川の下流で一括処理するわけですので、亀山市の衛生公苑で処理する対象物がどんどん少なくなっていくというおそれがあるわけですが、その結果、現

在はこういう設備が必要であろうと想定しておるわけですが、その先のことを考えると、衛生公苑の設備が対象物に比べて過大設備となってしまっ手て手に余るようなものになるというか、今さら途中で小さくもできやんし、維持費には金がかかるしということで、そういった過大設備を将来抱えるという心配はありませんか。

○副議長（鈴木達夫君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

本工事は、現状の衛生公苑の処理能力1日当たり60キロリットルの変更を行わず実施するものでございますが、一方で、今、議員もおっしゃいましたように、公共下水道の普及等によりまして、今後も地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥の量は、より一層減少することが見込まれます。そのようなことも踏まえまして、現在、関衛生センターし尿処理場において、1日当たり約13キロリットルの処理を行っているところでございますが、本工事完了後の平成29年度以降は、関衛生センターを閉鎖し、衛生公苑での処理の一元化を行うことで施設の効率化が図られるとともに、大幅な処理場の減少には至らないものでございます。

また、本工事では、処理に支障を及ぼさない範囲で、将来の搬入量や汚泥等の性状変化も見据え、生物処理槽の容量削減や散気装置の高効率化、高度処理設備や脱臭設備の能力の適正化等の対策も講じまして、適切な設備管理を行ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

将来、そういうふうな関センターを廃止して統合すると、経費の削減にもなるし、一定の量の処理量は維持できるということで、それを聞いて安心しております。

それで、今回の設備改良の結果、先ほど説明があったように、電力料金とか、そういった経費は削減をできると思っておりますが、今現在、委託管理を行ってもらっておりますが、委託管理費用の減少、例えば人員が要らないようになって、その結果、委託管理費用が削減できるとか、そういったことにつながるようなことはあるのかなのか、教えていただきたい。

○副議長（鈴木達夫君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

現在、衛生公苑の運転管理は、今、議員もおっしゃいましたように、民間事業者に全面委託をしております。委託業者の6名が現在従事しているところでございます。今般の改良工事では、浄化槽汚泥の増加に対応した処理機能の改善と、先ほども申し上げました環境省の交付事業の目的である、施設の長寿命化並びに設備機器等の省エネルギー化による二酸化炭素排出量削減に主眼を置いた工事となっております、人的削減にはほとんどつながらないものでございます。

さらに今後は、一層のし尿の減少に伴いまして、搬入量、搬入割合に応じたより細やかな運転調整が要求されますことから、現状人員は必要というふうに考えております。しかしながら、先ほども申し上げましたが、改良工事の実施に伴いまして、電気使用量の削減に加えて、処理機能を改善することによる薬品使用料の削減も見込んでおりまして、必要経費の削減が図られるものというふ

うに考えております。

一方、これも先ほど申しあげました改良工事完了後の平成29年度以降は、関衛生センターの閉鎖を予定しており、衛生公苑での処理の一元化をすることによりまして、関衛生センターの処理経費は不要となります。この結果、平成26年度決算ベースで申し上げますと年間約2,900万円、25年度決算ベースで申し上げますと約3,500万円の経費削減が図れるところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

岡本議員。

○11番（岡本公秀君登壇）

今るる説明を受けて、よく理解できたところでございます。

これから、ああいう衛生公苑というのは、亀山市の環境センターなんかは皆さんがようけ自分でごみを持ち込んで、そこでいろんなやつを見て、非常に一般市民の目に触れる施設ですけれども、衛生公苑なんかはもう本当にごく限られた人が出入りするだけで、前を通っても気がつかない人もたくさんおる、そういう類いの施設ですけれども、非常に縁の下の力持ち的な重要な施設であります。これからも鈴鹿川の環境を守り、また市民の生活環境を守っていくためにも、適切な運転管理等をお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（鈴木達夫君）

11番 岡本公秀議員の質疑は終わりました。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

本日、最後の質疑になりました。日本共産党の福沢美由紀です。よろしく願いいたします。

きょうは、議案第57号亀山市認定こども園条例の制定について、お伺いをいたします。

まず1点目、認定こども園の移行を国は強制していないのでありますが、関乳幼児センターアスレから認定こども園へ変えるという条例なんですけれども、何か不都合があったのか、どうして変えなければならないのか、理由をお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

8番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

認定こども園につきましては、亀山市子ども・子育て支援事業計画に導入を位置づけ、設置を推進することとしております。これは、計画策定の際に実施いたしました子ども・子育てのアンケート調査の結果によるもので、保護者の就労等により、幼稚園よりも保育所を必要とされる家庭が大変多くなってきており、この傾向は今後も高まっていくことが予想されております。

また一方で、幼稚園での幼児教育も受けたいという保護者の願いがあることから、幼稚園と保育所を一元化し、ゼロ歳から就学までの一貫した教育・保育を提供することが可能である認定こども園の設置を進めるものでございます。

何か不都合があるのかというご質問でございましたが、幼稚園のまま、保育園のまま運営をいたしますと、例えば幼稚園に入りたいお子さんが減少傾向にあった場合、定員を大きく割れたまま運営をすることが起こり、保育園のニーズに答えられないことが起こります。そこで、幼稚園・保育

所を一元化することにより保育所のニーズにも応えられる、定員の範囲の中で柔軟な対応ができるということで、非常に効果のあるものというふうに考え、導入を位置づけたものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

亀山市の保育の問題は、待機児童はゼロ、1、2歳が多いということだと思うんですね。あと問題だなと思うのは、施設が老朽化しているということなのかなと私は捉えているんですが、この認定こども園を制定することによって待機児童の対策ができるのかどうかということを考えますと、今はそんなにいっぱいなのかどうか、ちょっとあれですけども、この認定こども園という建物は、ゼロ、1、2歳を入れなくてもできる、認定こども園法では「乳幼児」という言葉は入っていません。3号がいなくても認定こども園はできるんですね。そういう建物にするということで、私は保育園がふえて幼稚園が減ってという中で、そんなに解決策になるのかということが疑問ですし、認定こども園にしたところで、例えば国からの補助金がふえるとか、誘導施策があるとか、そういうことでもない。特にお得感も余りないのかなあというふうに思うんですが、今のままで幼稚園がいてくる可能性があるということなんですけれども、ほかの幼稚園もそういう傾向なんですか。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

待機児童の課題につきましては、認定こども園にすることで全てが解決するというふうには思っておりませんので、待機児童については、小規模保育等さまざまな事業も活用しながら、その解決に当たっていききたいというふうに思っております。認定こども園によって、若干その課題が縮小されるということはもちろん想定をしておりますが、さまざまなことを考えて待機児童には対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、他の地区での幼稚園・保育所の入所希望される割合についてでございますが、例えば亀山中学校区で申し上げますと、幼稚園を希望する該当の方は29.8%、保育所での時間を希望される方が66.7%ということで、非常に保育所へのニーズが高まっているというふうに考えております。市内平均をいたしましても、10人お子さんがいらっしゃいますと、3.3人が幼稚園の時間を希望、6.2人の方が保育所を希望されるというような平均値となっておりますので、今後もこの傾向は高まっていくというふうに考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

関だけの傾向ではないということを確認いたしました。

次の質問に移っていききたいと思います。

この認定こども園ですけども、市町村が児童福祉法の第24条の1項の規定で、保育の実施責任を負うとうたっているのは、さまざまな保育施設の中で保育所だけなんですね。今のアスレの中に保育所はあるわけなんですけど、保育所じゃなくて、これを一括して認定こども園ということにしますと、そこは保育所じゃなくなります。そうすると、第24条第2項の規定でやっていくという

ことになるわけなんですけど、市が一体どのように、これ2項になっても、実施責任は今までと同じように、1項のときと同じように責任を負っていくのかどうかということを確認したいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

児童福祉法第24条第1項におきまして、保育を必要とする場合において、児童を保育所において保育しなければならないとの規定がございます。一方、子ども・子育て支援法第3条には、子供及び子供を養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とすることと市町村等の責務が規定をされております。このことから、認定こども園におきましても市が責任を持って運営をするものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

この第1項と2項の違いが、保育所については、保育に欠けるとは今言わないんですね、保育を必要とする場合において市町村が保育しなければならないということになっているので、その子が保育所に入るまで責任を持つことになるんですが、2項は、その措置を講じなければならないということで、少し緩い表現になっているんですね。

今、センター長がしっかりと、前の質問のときもそうでしたけれども、保育の質も落とさず、亀山の子はどの子もしっかり保育されるように見ますということは何度も答弁はいただいているわけなんですけれども、人がかわったらどうなるのかとか、あと当面、今は市町村が全ての施設の事業の申し込みも受け付けて、入所先も振り分けるという利用調整というんですか、それを今していただいているので、同じようにしますということが言えると思うんですけれども、そこに当面と書いてありますもんで、その当面がいつまでなのかわからないという中で、1項と2項の書き込みが少し違ってくる中で、公設で市が責任を持ってやるということでしたので、例えば民営化してしまったりすると、ますます手が遠のいて、直接契約になってしまいますので、入れない子がいたりする可能性が出てくるわけなんですけれども、今の保育の制度と同じように、認定こども園になっても市が責任を持っていくという、民営化を進めていくということではないというご答弁だと今認識したんですけれども、それでよろしいですか。

○副議長（鈴木達夫君）

答弁を求めます。

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

先ほども申し上げましたが、関認定こども園については市が責任を持って運営をするということでございます。それから、民間になりましたら、市は利用調整をするということ为先ほどおっしゃったわけなんですけれども、それにつきましては、今後も引き続き調整をしていくものというふうと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

利用調整については、公設だろうが民間であろうが、今全ての施設をやっていただいているんですね。私が、この民間にするのか公でやるのかということをご心配なのは、保育に使うお金を、これ10分の10で市が今全部やっていただいていますので、どういうふうにそのお金を使っていたかというのは私たちもチェックできますし、市の担当もチェックできるわけですね。でも、民間になってしまいますと、それはもう今給付制度になっているので、必ずしも保育に使わなくてもいいことになっているんですね。親に保育のお金を渡すかわりに代理受納するだけです。それが例えば民間であれば株の配当とかに使っても構わないし、そのなくなった分をコストダウンして、保育の質が下がるという可能性が必ず出てくるわけです。ですから、私はこのアスレ、ちゃんと市がやるんですねと、民間に売り渡すんじゃないんですねということを確認したかったんですけど、もう一度お伺いいたします。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

先ほどは失礼いたしました。

今回設置しようとしております認定こども園アスレにつきましては、市が運営をしてまいります。なお、今後、認定こども園の設置の際には、その設置主体が市町村であるか民間であるかということをご両方問わず、認定こども園と申しますのは県の認可を受けて設置され、その運営内容については、亀山市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づき、市が確認を行ってまいりますので、保育の質は十分に担保できるものと考えております。

また、現在の民間保育所と同様に監査も実施されるものでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

アスレについては市が運営していく。民間になったらということをご心配を、含みを持たせたご答弁だったんですけども、今、民間の保育所も監査が入っているからというご答弁でしたけれども、民間の保育所は、運営費は給付ではなくて、委託費としてきちんと保育に使わなければならないお金として入ってくるわけですね。ですから、保育に使ったかどうか問われる報告義務もあるものなんですね。これは全然、認定こども園になってくると違って来るから、私、こうやってご心配を申し上げているんです。ですから、今この条例はアスレのことですので、アスレが市で必ずやるとおっしゃるので、それについては納得をいたしました。今後についても、ここはとっても大事なことで、ぜひともしっかりと考えていただきたいと思います。

次の質問ですけれども、次の質問の3番の民間かどうかというところに行ってしまったので、これを飛ばしまして、次の質問に行きます。

生活リズムの異なる子供たちが同じクラスになることによる支障はないのか。先ほど宮崎議員も聞いておられました。お迎えのことは特にわかりやすいことです。先ほどの答弁では、保育園の子は帰らないけど帰りの会をするということでしたけれども、お昼寝のリズムであるとか、あと夏休

みですね。幼稚園の子はほとんど夏休みがあって、保育園の子は夏休みというものは本当にほとんどなくて、急に幼稚園の子がすこーんといなくなる寂しさもありますし、保護者の行事も幼稚園は平日にしていたり、保育園だと土・日ということが考えられたり、また子育て支援行事はどうするのか、相談業務どうするのか。やはりリズムが異なる子供たち、幼稚園と保育園という違いのある子供たちを一緒にするということによる支障が心配されるわけですが、これについてお答えを願いたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

1号認定のお子さん、2号・3号認定のお子さんが関認定こども園アスレで生活をしていただくという中で、お昼寝であるとか、給食の時間であるとか、行事であるとか、さまざまなこれまでとは違ったことが起こるのではないかとというようなご心配をいただいたかと思うんですが、お昼寝等につきましては、できる限り現在の状況に変化がないように、子供たちに負担がかからないような方法で時間設定を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、行事等につきましては、この後、詳細は詰めていかなければならないものはあるわけですが、幼稚園の保護者、保育園の保護者と話し合いを進めながら、1年目、2年目ということで、よりよい、皆さんに納得をしていただけるような形で行事についても話し合いを進めていきたいというふうに思っております。夏休み等、それは現在も幼稚園の子は夏休みがありますので、それにつきましては、保育園・幼稚園ともに合築園舎ということで、さほど大きな支障はないというふうに思いますが、夏休み前等には、やはり一定の式みたいなのは必要であろうというふうに思っております。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今までのリズムを変えずにやっていくということは、やはりばらばらやということなんですよ。幼稚園は幼稚園のリズム、保育園は保育園のリズムでやっていますので、それを一緒にしようとすると、どっちかが何か無理をせないかんということなんで、それを変えずにやっていくということは、やっぱりばらばらのまま、それが見えないようにか、自然になるように工夫するという言い方なのかなと思いますが、やりながら考えていくということも一つかと思えますけれども、目の前に子供がおりますし、何歳の何月何日のその日というのは、その子にとっては1回しかない日で、やっぱり十分に周到な準備をして臨んでいただきたいと思えます。

現場で、やはりそこら辺の話がされているのかどうか。去年から園長先生をそれぞれお1人やったのが1人にまとめられたので、そういう話が進んでいるのかどうかわかりませんが、きちんと現場サイドで子供たちが困らないようにということをしっかりやっていただいて、また報告もいただきたいと思えます。

それから、定員について次にお伺いしたいんですけれども、保育園の定員と幼稚園の定員は全然違いますし、亀山の保育園の場合は国の基準を上回って定員設定をしている、保育園の一部ではやっているという状況ですが、これが一体どういうふうになるのかということをお伺いしたいと思

ます。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

園児の定員につきましては、特定教育・保育施設等の定員ということで、子ども・子育て会議の重要な審議事項となっておりますことから、本日夜開催予定の子ども・子育て会議において、市が考えております定員案を議題とし、定員案に対するご意見等を参考にしながら、定員について決定をしまいたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

子ども・子育て会議で決めてもらうのは結構ですけれども、担当としての思いがあると思うんですね。きょう、提案されるのに準備をされていると思うので。1点お聞きしたいのは、要は幼稚園だと35人で1クラス、先生がお1人。保育園では、例えば四、五歳児だと30人。5人の開きがありますし、3歳児だと20人。こういう中で、どっちに合わすんですかということですね。これがもし30人にしましょうとか、28人にしましょうとか、そういうことになってしまうと、それは保育の質が下がることにつながるのではないですかということを聞きたいわけですね。その点をお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

認定こども園の定員の設定につきましては、幼稚園と保育所の水準のより高いほうの水準をとるよという指摘がございますので、今現段階では、保育所の設定の定員を考えているところでございます。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

一つ安心いたしました。幼稚園の子がまざっていて、この子は保育は要らんから人手が要らんということにはどうしてもなっていないと思いますし、一緒のクラスになったら、先ほどありましたけれども、幼稚園の子は先に帰るのを見ていてなれているとか、お昼寝するのになれているとか、夏休みがあるのになれているとかありますけれども、やはり別々のクラスでそれを見ているのと、一緒のクラスで一緒に遊んできた仲間がそうなるのと全然違いますので、クラス編成というのは非常に大事だと思います。よろしくお伺いしたいと思います。

それから、定員の数字だけでなく、職員の配置についても、定員ということは職員の配置イコールで考えさせていただいていいのか、そこについて、亀山の先生たちは幼稚園と保育園とどちらでも免許を持っておられる方がほとんどだと伺いますので、職員の配置基準としても特に下がることはないかどうかだけ、1点お伺いします。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市の職員につきましては、保育士免許と幼稚園教諭の免許の両方を持っている職員が全部でございます。ですので、今後も職員の配置につきましては、教育・保育の質が低下することのないようにいたしたいというふうに考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

質が低下しないようにやっていただくということで安心いたしました。

次の質問に移ります。

関幼稚園は、ほかの幼稚園と違って、預かり保育というのを幼稚園でありながらやっておられたと聞きますが、これについては、認定こども園になってからどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

現在、関幼稚園で実施しております預かり保育についてでございますが、認定こども園への移行後は、これまでの保護者の就労による預かり保育につきましては、2号認定の児童の扱いというふうにさせていただきます。したがって、就労によって1カ月間継続して利用する場合の月額3,500円の部分は廃止をいたしたいと考えております。

また、一時的な預かりについては、これまでどおり日額300円で延長保育として継続し、子育て支援ということで今後も実施をしたいと考えております。なお、現在の預かり保育の時間は14時から16時まででございますが、認定こども園へ移行後は、保育短時間の児童と同様に終了時間を現行より15分長くし、16時15分とすることを考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

関幼稚園だけなんですけれども、今までやっていたサービスがなくなるということになると、またお母さん方が困ると思うので、続けていただくということですね。

次ですけれども、このアスレをモデルケースにしてということなんです。この子ども・子育て支援事業計画でも、モデルケースとして先行実施・検証しました。モデル園の検証を踏まえた上で、園や地域の実情等を考慮し、必要に応じて認定こども園に計画的に移行しますと、ほかのことも、こういうふうに単位についても書いてあるわけなんですけれども、この検証をいつどのようにされるのか。そして、どのように知らされるのかということをお伺いしたいと思います。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

関認定こども園アスレの検証につきましては、設置から1年後、2年後をめどに検証を行い、そ

の検証結果を子ども・子育て会議において協議、検討いただくものと考えております。この結果を、その後の認定こども園アスレの運営に反映させるとともに今後設置を計画しております認定こども園の運営等に生かしてまいりたいと考えております。

また、検証の結果につきましては、議会にも報告させていただくものと考えております。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

まとまった検証結果というのが1年後、2年後というところに出てきて、日常的にきっといろいろな問題が出てきたり、そういう議論がなされると思うんですけど、そういうものは子ども・子育て会議の中でも出されて、私たちも知ることができるということでしょうか。1年ずうっと何もしないで待っているというのが不安なんですけれども、日常的にそういうことを私たちも知れる、例えば子育て会議の議事録を見たり、そこを傍聴することによって、新しく始まった認定こども園というものがどういうふうになっているかというのは、知ることができるのでしょうか。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

日常的にと言われますと、なかなか難しいことかと思いますが、1年後、2年後を目途にということですので、その間に必要があれば子ども・子育て会議に諮らせていただき、傍聴していただくというのはもちろんありがたいというふうに思います。

○副議長（鈴木達夫君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

必要があればということではなく、積極的にぜひ出していただきたいなあとと思います。

それで、1点ちょっと言ってなかったんですけど、お聞きしたいんですけど、今まで幼稚園と保育園だったので、幼稚園については直接幼稚園に申し込むという形だったんですよね。それが認定こども園になったら、もう教育委員会の関与からは外れるということと認識していいですか。

○副議長（鈴木達夫君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

○副議長（鈴木達夫君）

8番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質疑は終了しました。

続いて、お諮りをします。

質疑はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あしたにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（鈴木達夫君）

異議なしと認めます。

そのように決定いたします。

あす8日は午前10時から会議を開き、引き続き上程各案に対する質疑と、午後からは市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 5時32分 散会）

平成 2 7 年 9 月 8 日

亀山市議会定例会会議録（第 3 号）

●議事日程（第3号）

平成27年9月8日（火）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第57号 亀山市認定こども園条例の制定について

議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部改正について

議案第59号 亀山市手数料条例の一部改正について

議案第60号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第61号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第62号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第69号 平成26年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第70号 平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第71号 工事請負契約の締結について

議案第72号 財産の取得について

議案第73号 市道路線の認定について

議案第74号 市道路線の認定について

議案第75号 市道路線の認定について

議案第76号 市道路線の認定について

報告第14号 決算に関する附属書類の提出について

報告第15号 健全化判断比率の報告について

報告第16号 亀山市水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第17号 亀山市工業用水道事業会計資金不足比率の報告について

報告第18号 亀山市病院事業会計資金不足比率の報告について

報告第19号 亀山市農業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第20号 亀山市公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

報告第21号 平成26年度亀山市一般会計継続費精算報告について

報告第22号 専決処分の報告について

報告第23号 専決処分の報告について

- 報告第24号 専決処分の報告について
 報告第25号 専決処分の報告について
 報告第26号 専決処分の報告について
 報告第27号 専決処分の報告について
 報告第28号 専決処分の報告について
 報告第29号 専決処分の報告について
 報告第30号 専決処分の報告について
 報告第31号 専決処分の報告について
 報告第32号 専決処分の報告について
 報告第33号 専決処分の報告について
- 第 2 請願第 2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
 第 3 請願第 3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
 第 4 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願書
 第 5 請願第 5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める
 請願書
 第 6 市政に関する一般質問
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長 櫻井義之君 副市長 広森繁君
 企画総務部長 山本伸治君 財務部長 上田寿男君

市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長(兼) 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局长	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	山川美香		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長(前田 稔君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

18番 櫻井清蔵議員。

○18番(櫻井清蔵君登壇)

おはようございます。

それでは質疑をさせていただきたいと思います。

質疑をさせていただく前に、きょう玄関から入らせてもらって、雨が降らんとところに雨が降っておると。一体どないなっておるのかな、市長。私も二月ばかり前に、あの雨漏り何とかならんやろかということをおいいたんですけども、きょうも来させてもらったら、見事に漏っております。庁舎が古いなりに、やっぱり表玄関ですから雨漏りぐらいは、市長もどこから入ってござるのか知らんけれども、気がついてみえなかったら、雨漏りはきちんと直してもらわんと、仮にも亀

山市の顔ですから、庁舎は。ああいうのは早急に直してもらおうのが。気がついて早急に手を打つのは行政の職務であると。そこら辺、頼みますわ。余分なことを言いましたけれども、朝からえらい小言で申しわけないけれども、あえてこんなところで言う必要ないのかもわかりませんがお願いします。

それでは、質疑に入りたいと思いますけれども、各皆様方が同じようなかぶりで質問を行っておりますので、特に認定こども園の制定、条例制定についてお聞かせ願いたいんですけども、大体聞かせてもらったと。認定こども園に対する、それにかかわる保護者、特に関のアスレが認定こども園に選定されたんですけども、保護者でもいろいろ戸惑いがあると。他の幼稚園、保育園でもいろいろな戸惑いがあると思うんですけども、そこら辺ちゃんと整理されておるのかどうか。そこら辺ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

若林子どもセンター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

認定こども園について、保護者に対してきちんと説明がされているのかというご質問かと思いますが、平成26年の夏、それから今年の夏、ことし第2回目の認定こども園のシンポジウムを開催させていただき、本年は151名、昨年でも同様の数の保護者の方々、また教職員、保育士さんに集まっていただき説明会を開催したところでございます。

中にはたくさんさまざまな質問をいただきましたので、現時点で答えられることについてはお答えをし、また、お答えできない部分、わからない部分につきましては、10月7日を予定しておりますが、関乳幼児センターアスレにおきまして保護者説明会の第1回目をさせていただくということで進めさせていただいております。また、第2回目も開催の予定をしております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

やっぱり保護者にはきちっと説明していただいた中での条例制定に入っていかなあかんと思うんですけども、3点目に上げさせてもらったことについてお伺いしたいと思います。

今回、認定こども園の選定をやられたと。各質疑において、子ども・子育て支援法第60条第2項による基本方針、平成26年7月2日告示の子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項に基づいて、目標設定をされております。市長にお伺いしたい。目標では平成31年までに3カ所予定されておると。今既存の施設で、アスレは今回1カ所目だと。31年までにこの法に基づいて、第61条の法に基づいてやられるんですけども、市内のどこら辺をどのように、3カ所、市長の首長としての方針、見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

認定こども園につきましては、今回議会へ本市としては初めての認定こども園の設立に向けた条例を提案させていただいておりますが、認定こども園につきましては、亀山市子ども・子育て支援事業計画において、平成27年度から平成31年度までの5年間に3つの認定こども園を設置を計画いたしておるところでございます。

現在の就学前の教育、保育においては、保護者の就労等により保育所ニーズが高まる一方で、幼稚園での就学前教育を求める保護者の願いがある中で、幼稚園と保育所の教育、保育を一元化して、一体的、総合的に提供することが可能な施設としてこの設置を進めていこうとするものでございます。

議員のご質問は、その3つの、今後それはどの場所へ設置するのかという今ご質問でございますけれども、まずは、今回新たに設置をいたします関乳幼児センターアスレを活用いたしまして、関幼稚園と関保育園を認定こども園として、これはモデルケースとして先行実施をさせていただくものでございますので、この運用上の検証をしっかりと行った上で、その検証結果を今後の本市の認定こども園の設置に向けて生かしていく必要があるというふうに考えるものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

よく市長は、モデル事業、検証というようなことをよくやられておる。検証の結果どうやということですけども、ちなみに過去に南小学校の芝生化をやったと。これも恐らくモデルケースでやって、検証をやってというふうになりました。これも検証結果は何も出ていませんし、その後に児童数の少ない小学校に芝生化ができたかと言えばできていませんわな。あれはそんなら何やと、単発のようなもんかと。これも認定こども園も、今の答弁やとモデルケースとしてやるけれども、検証はなされなかったときは、そうするとアスレ1カ所のみになるのかと。

私は心配しておるのは、幼保合築の件ですけども、児童数の少ない保育園、幼稚園はある程度の定数を持っていますけれども、だけど先ほどの答弁、きのうからの答弁からいきますと、だんだん幼稚園よりも保育園のニーズが高くなってきておると。親の就労につれてね。統廃合を考えた中での認定こども園の新規2カ所、そういうようなことも念頭に入れた中の検証をやられるのか。

アスレについては、旧関町時代はかなり合築問題でそのときの議会のほうでそのときの町長がいろいろ考えられて、議会としても現場の先進地の視察も行ってきました。そしてあのアスレができた。

これも問題がありまして、保育園については厚生労働省、幼稚園については文部科学省と、どっちで建てようかと。そのときに、教育委員会が主体になって、文部科学省の補助金でアスレというのができた。玄関を振り分けて、右と左に、右側には幼稚園、左側には保育園と。幼稚園の定員増のときに、保育園の施設を使ったらどうやと。これは合併後ですけども、そのときに、いや、これは所管の省庁が違うので併用ができないと、補助金の関係で使用ができないというようなことで、幼稚園の入所のときに、幼稚園の入所を希望される父兄が抽せんで負けて保育園に行かざるを得なかった。当然これは料金が違いますから、保育料と幼稚園の料金が。

そうすると、検証されるというけれども、やはり大体こころも想定した中で今回のアスレを認定していくんやと。31年にはもう3カ所という目標も設けてみえるんやから、当然行政というの

は将来を見据えた政治をしていかないかん。条例も制定していかならんと思えますけれども、そこら辺をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご案内のように、今も少し触れていただきましたが、幼保一体、幼保一元というこの課題と言いますのは、この40年、半世紀近いような議論の中で今日に至っております。そういう中で、今日的な教育・保育の状況変化の中で、新しい子ども・子育て新制度が本年度からスタートいたしました。その中に、やはり就学前の保育と幼児教育をあわせ持つ、双方の長所をあわせ持つ、議員のお言葉をおかりすれば、従来の文科省と厚労省の縦割りの弊害を一体化させていく認定こども園の取り組みというのは、本市におきましても今後もしっかり計画をし、これを整備していく、この基本方向をお示しをさせていただいておりますし、そういう意味でアスレ当時の政策判断として、あの時点で、これはハード的な面からのアプローチでありましたが、幼保合築をあの時点で決断された。これは本当に、一定の先見の明があったというふうに私どもも今感じておるところでありますけれども、まずは今回のアスレの中でさまざまな、万全の準備をしまいつておるところでございますけれども、実際この運用をしていく過程で、さまざまな検証がなされる必要があろうかと思っておりますので、きのうも申し上げたんですが、設置から1年後、2年後をめどに検証を行いまして、その検証結果を子ども・子育て会議におきまして協議検討をいただくものと考えております。

この結果を、その後の関認定こども園アスレの運営に反映させるとともに、その後の本市が考えております認定こども園の新たな整備、運営に生かしたいというふうに現時点で考えておるところでございますので、その点は議員のご趣旨も踏まえ、将来を見据えながら現実の中で確実に前進をさせていく。そういう基本方針で臨んでまいりたいというふうに考えるものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

物事を進めるには、1年も2年も検証をするのと違う。やはり、こういうのはアスレを認定こども園にした段階で、結局東幼稚園がいい例やないですか。幼保合築を目指しておったけれども、用地の問題で合築ができなかったもので、前市長のときにその計画がなされて、今の櫻井市長のときに、その幼稚園だけにしたと。用地ができないから幼保合築はできないということをあなたは決断して、東幼稚園が単独になったと、それが経緯やと思う。そんなんやったら、なぜその立地的なもので、結局用地を買うのに1年、建設に1年、こんなことをやったら2年検討をしたら4年後というたら、31年に間に合いません。だから、できない目標は立てるなと私は言うんですよ。できるんやったら、やはり関のアスレを認定こども園へ、こういうのは条例制定をするときには、次はこことここと、この地域とこの地域に認定こども園のことをやっていますというのが、このあれやと思いますもんで、そこら辺を、やっぱりそれが計画ですよ、目標ですよ。そういうふうに上げていくのが、そして今回の条例制定に対する、アスレに対する条例制定は、やっぱり提出していただかんことには僕はあかんと思っておる。それが政治やと私は思っておりますよ。

やっぱり市長が主体になって物事を進めていかんと、これはあなたの仕事やというもんであか

んのですよ。担当部の仕事ではあかんと。やっぱり政治家としての、職員は、あなたの指示によって物事は動いていくわけですよ。私はこうしたい。だからこのことで考えよと。こことこの地区は認定こども園の設置を考えよと。用地も確保せえと。そういうような形で目標の一つに上げていくというのは、一つの政治家としての、また首長、市長としての役目やと私は思っています。こればっかやっておれませんので、次へ行きます。

順番に聞きますけれども、報告第23号から第28号、専決処分の報告について。

今回この6件、また報告が出てきたと。さきの方々もいろいろ質問された。その事案の件数をまず知りたいと。私の記憶するところによると、今から2、3年前からで、15、6件やと、こういう案件が。あっちこっち、市内各所で。その数は間違いないですか、私の記憶だと15、6件やと思っておるんですけれども。年度別にお教え願いたい。

○議長（前田 稔君）

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

おはようございます。

今回、同様の道路の陥没により起こりました車両物損事故の件数についてのご質問ですが、過去5年間の事故件数についてご答弁をさせていただきます。

タイヤのパンク事故におきましては、平成22年度、23年度、24年度には起こっておりません。25年度は4件、平成26年度は3件、今年度6件といったところでございます。

なお、市道川崎白木線におけるパンク等の物損事故につきましては、平成26年度の3件でございます。平成27年度は本議会で報告させていただいておりますが、全て川崎白木線で、3カ所の陥没箇所において6件の物損事故が起こっております。7月以降につきましては、舗装の修繕を広範囲で行っておりますことから、物損事故は起こっておりませんことをご報告させていただきます。

（「トータル何件や」の声あり）

○建設部長（高士和也君登壇）

パンク事故におきましては、7件の6件ですので13件。27年度も含めまして。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これ、たびたび起こっておるわけですね。専決処分で報告されておるんですけれども、市長も県議会のときからフラワー道路の経緯はよくご存じだと思うんです。これは県に移管できやんのもよくご存じやと思う。当然、私が過去に鈴鹿市の市長に、加藤栄さんという人やったけど、話を聞いたことがあるんですよ。「櫻井君、年間フラワーに3,000万ずつ金を放り込まならん」と。鈴鹿市は、加藤さんが市長をやめてからもう十何年ですよ、ずうっと継続的に年次計画で補修事業をやっておるんですよ。亀山市は今回補正で2,500万の補正が出ていますけれども、今までそのような手だては何もせんだと。きのうの答弁でも、国交省に頼んでやってもらっておると。他人任せ行政やと私は思っております。

市長もよくご存じやと思っております、そのフラワーの経緯は。こういうような物損事件が起こった当初から考えると、担当室に市長の指示はどんな指示を出されたのか。ただ、ぐるぐる見回り

行きなさいよと言うだけの指示やったんか、抜本的にこのフラワーはどのようにしたらいいかと。

フラワーが現鈴鹿市、旧亀山市、旧関町と3地域にまたがっています。それぞれの地域によって、鈴鹿市は年次計画で路盤改修をやっていきます。亀山市は初めてですよ、2,500万って大きな金をつぎ込むのは。単年度でちょこちょこの修繕は、道路維持というのはやっておったかわかりませんけれども、これに初めて2,500万の金が出てきたと。それまで市長は何をしておったんですか。一遍市長の姿勢を聞きたい。そんな指示を出していたのか。どういうふうに担当室に指示を出したのか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご案内のように、フラワー道路、昭和55年、たしか昭和55年の事業着手であったというふうに思いますけれども、四日市、鈴鹿、亀山、関、これを貫く広域農道として事業化がなされたところであります。

ちょうど平成15年に、野登弥牟居神社から川崎区間の未整備区間が解消されて、そしてあの時点で一部県から亀山市にフラワーが移管されたというふうに理解をいたしておるところでございますけれども、きのうもご質問の中で、今日に至るフラワーを取り巻く環境、当時の道路の設計の容量の台数とか、あるいは農道として設置されておりまして、そういう背景があるのは承知をしておるところでございますけれども、今も部長がご答弁させていただきましたが、昨年度も市道川崎白木線におきましては、道路の陥没が原因で車両物損事故が起こっておりますことから、最初の物損事故が起こりました翌日に当たります4月6日であったかと思いますが、建設部長からの報告を受けまして、事故の原因である陥没箇所を早期に発見することが重要であろうと。その中で、道路パトロールを一層強化して、陥没箇所を早期に発見して迅速な修繕に努めることが、そして特に損傷の激しい箇所につきましては、早急に修繕を行いまして、事故の再発防止に努めるよう私のほうから指示をいたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そういうような認識やからあかんのやさ。道路構造上どうなっておるのかというのは、ようわかっておるはずでしょう、あれは農免道路というのやな。フラワーというのは、あれは農林省や、亀山地内では。関町地内は、そのときの建設省の道路なん。だけど、当然農林省がつくったから農道扱いの道路、路盤の構造も恐らく、20トン、10トン以上の車通ったときは耐えられやん構造になっておるわけ。あなたも県会議員やっておたらよう知っておると思う。だから、そういうのは24年度に事故の賠償が出てきた段階で、あなたが原課に指示を出さなあかん。鈴鹿市はどんなんでやっておるか。鈴鹿市は毎年3,000万出しておると。恐らく3億以上出しておると思う、もう既に。鈴鹿へ行ってもそんなへこんだところは何もない。きれいに整備をやられておる。けれども、亀山市はこんな状況やと。

組織というのは、それぞれの地区で分担しておるのかわからん、担当室で。これはあんたの仕事やで私は関係ないと。だけどそれをまとめるのが市長の仕事だと。指示を出したと言うけど、それ

は指示では私はないと思いますもんで、やっぱりもっとこれからいろんな質問があったように、的確に宮崎議員は1億入れてやったらどうやと、1億というのは年間無理やでね、せめて鈴鹿市並みに、鈴鹿市並みやで2,000万ぐらい年次計画で区間的な路盤工事をしていくというのが一つの今後の対策だと私は思いますので、これからどんどん補正やなしに、28年度には、もう少しきちっと予算を組んでフラワーをやっていただきたい。フラワーも、全線開通するのが責務ですよ、あなたの。14年間県議会やっておって、首長を6年やって、20年近くやっておって、フラワーはどんなもんやということをよくわかっておるはずや。それはきちっとあなたの時代にそういうようなことがないように、今後このような報告案件がないようにしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、議案第63号の平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定についてですけれども、あなたはプレス発表、記者にも言ったんですけど、26年度は7億2,545万円の黒字決算になっているという市長の見解をお示し願いたい。どうのように考えて7億2,545万黒字やと発表されたのか、これは真実かどうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その前に先ほどの今のフラワーにつきましても、きのう申し上げましたが、こういう状況でありますので、平成23年度から国の社会資本整備総合交付金を受けながらこの事業を進めておりますので、今後につきましてもしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

そして、ただいまの決算の実質収支の7億2,545万の見解を知りたいということでございました。平成26年度におきましては、北東分署の建設事業でありますとか、神辺地区のコミュニティセンター、あるいは白川小学校の耐震化並びに東小学校の運動場の整備などハード事業、それから市制施行10周年の記念事業や亀山の文化年事業、それから放課後児童クラブの設置支援などのソフト事業を着実に実施をいたしまして、さまざまな施策の展開を図ってまいりました。また、市民の皆様の要望にもお応えをすることができたというふうにも考えてございます。

こうした事業を実施いたしました結果として、決算におきまして実質収支が約7億2,545万円の黒字となったと認識をいたしております。

なお、この実質収支額約7億2,545万円のうち、地方自治法第233条の2の規定によりまして、3億7,000万円を財政調整基金に繰り入れ、残余の約3億5,545万円は繰り越して、本年度の事業の補正予算の財源としたところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

7億残ったで、私はうまいことしたというようなことですな。確かに実質収支というのは、その210億から202億引いたお金が7億2,000万と。だけど単年度収支は、2億6,702万5,000円の赤字ですわな。そうですな、確認、間違いはないか。本当かどうか。一言。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度の単年度収支は、2億6,702万5,000円の赤字でございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

単年度は赤字やったということや。単年度収支からいくとな。実質単年度収支はどうですか。単年度収支と財政調整基金の積立金と、任意に行った地方債の繰り上げ償還金から財政調整基金の取り崩し額を引いて、2億6,702万5,000円の赤字、プラス財調474万2,000円、ゼロで、財政調整基金の取り崩し額5億2,735万円を引くと、実質単年度収支は赤の7億8,963万7,000円やな、間違いないな。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度の実質単年度収支は、7億8,963万7,000円の赤字でございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

最後に、基礎的財政収支、プライマリーバランスというかな、これは去年は9億7,670万3,000円やったと。今年度は2,233万円だと。これはどういうふうに解釈したらよろしいかな。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

平成26年度の基礎的財政収支、プライマリーバランスでございますが、議員おっしゃるように、2,233万1,000円となったところでございまして、前年度の9億7,670万3,000円からこれだけ減収したのは、財政調整基金から5億3,000万繰り入れを行った結果、基礎的財政収支が下がってきたものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう1つ、比較対照したいと思います。

25年度不用額8億8,218万6,000円。だけどこの中には、野村布気線の6億1,000万と民生費の法定外繰出金の1億1,000万を抜いたら、大体1億5,000万、26年度の不用額は、総額1億6,872万1,100円、こういうのになっていくわけやな。変わらへんのさな、6億と1億引いたら、去年は1億5,000万。ことしは1億6,000万。

そういうような中で、実際に私らは市長のプレス発表の、ことしは7億円の黒字やったというのを信頼するのか、実質単年度収支の赤の7億8,000万を信頼するのか、プライマリーバランスの2,233万をどのように私らは見たらよろしいかな。プレスでは、去年は9億でしたけどことしは7億で、2億ばかりは減少しましたけれども。7億の黒字を出しましたと言ったけれども、今上げた数字、市民の立場で亀山市の財政状況はどれやと。ただ単に、歳入歳出で引いた残りのお金

を信頼するのか。それを信頼して市長は言っておるわな、記者に。議会が審議する中で、市民が亀山市の財政状況を信頼するときに、何を、どの数字が本来なら市民に報告せんらん数字なのか、市長、ちょっと聞かせて。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

決算の説明、あるいは皆さん議会、市民の皆さんに公表させていただきありがとうございます。実質収支も単年度収支も、実質単年度収支も、従来からの考え方で全てお示しをさせていただいております。どれをどうということよりも、これは全体の中で、単年度だけではなくてこの変化をどのように理解をしてどう考えて対策を打っていくかということが、より重要であろうというふうに思っております。

実質収支につきましては、ご案内のように、平成21年度は14億8,000万が実質収支でございました。今回7億3,000万の約倍額でございます。実質単年度収支につきましては、実は平成21年度から以降、昨年はちょっと1,000万の黒字でございましたが、それ以外は全てマイナス、赤字の9億とか10億とか、こういう流れの基調の中にございますことは、既にご案内のとおりであろうというふうに思っております。

要するに、基金、財調を突っ込みながら、今の本市の事業のさまざまな施策が回っておるといような構造を示しておるといふふうに理解もいただけたらと思っておりますが、いずれにいたしましても、この3つの収支は、従来からもこのような公表をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

どれを私らは亀山市のほんまの収支かと聞きたいだけのことや、それを答えてくれと言うておるの。入りと出で聞いたやつがほんまのあれなんかと。きのう西川議員の答弁に、金は天から降って来いへんのやでというような話をしておった。えらいことを言うなと思ったんやけども、どれを信頼したらええ、上田部長。私らは市民としてどれを、どの数字がこの26年度の決算における亀山市の財政状況の数字か。今いろいろ数字を言われたな、どれを信頼したらいいか。市長に聞いてもわからん、もう。それだけ教えて、もう時間ないで、長々とやっとなつたで。

○議長（前田 稔君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

どの数字を一番信じたらいいのかというようなご質問だというふうに思いますけれども、そのものを見るときに、単年度収支を見るのか、実質単年度収支を見るのか、実質収支を見るのか、プライマリーバランスを見るのかによって、この全体の指標で亀山を見るべきなんだろうと思っております。特に財政力指数も一つでありますし、公債費負担比率もそうであります。いろんな指標が財政指標はございますので、これを総合的に見ていただいて判断すべきなんだろうというふうに私は思っておりますけれども、議員がおっしゃるように、実質単年度収支は前年度へ繰り越した分とか、そ

れも入れたときにどうなんだということは見ることができます。ですから、どういうものを見る時に判断をするんだということが少し、それによって見方が違うんだろうというふうに私は考えておるところでございます。

平成26年度を見ますと、税収が4億円落ちました。落ちていろんな事業をして、翌年度への繰り越しのお金も計算をせなあきませんけれども、財調の積み立ては、先ほど市長が申し上げたようにほぼニアリーイコールで推移をすることができた。しかし、5億4,000万の財政調整基金を取り崩さなやれやんだのも事実であります。そんな意味では、今までから見ますと、少し悪化をしてきておるといふ要因があるんだらうと。やはり、うちが財政力もよかった時期を見ますと、市税収入の影響が一番うちの財政に与えておる影響だらうというふうに思いますので、大きな見方ですると、市税収入の動向も重要であると。しかし、議員がおっしゃるように、年度ごとで事業のばらつきが出てまいりますので、単年度だけで見るのは少し危険な要素があるのかなというふうに考えるところでございます。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をします。

まず、議案第58号亀山市個人情報保護条例の一部改正について、関連する議案第59号亀山市手数料条例の一部改正について、及び議案第61号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

説明によると、マイナンバー法の導入に伴い、市も特定個人情報の適正な取り扱いを確保するなどの必要があつて今回の条例を一部改正したということであります。このマイナンバー制度ですけれども、これまで何度も質疑でやってきましたが、情報流出などのおそれが100%ないということでない限り、やっぱりやるべきではないというのがずっと言ってきたことあります。

ところが、政府の対応を見てみますと、このマイナンバー法の利用開始が来年1月ということであるにもかかわらず、施行もされていません。この段階で、今回国会で法律をさらに改悪をするという、こういうことを自民党、公明党、民主党の賛成下で可決をしました。これ、どんな内容かという、プライバシー性の高い個人の預貯金、それから特定健診情報なども利用対象に拡大をしたということですね。だから従来よりも広げたという、非常に私からすれば改悪の法案だというふうに思っております。

この問題は、日本年金機構の年金情報の大量流出という事態が生じたということがあつて、年金の基礎番号との連結だけは最長1年5カ月ほど延期をするという修正も入れられました。何度も言っていますけれども、やっぱり情報というのは、蓄積が大量になればなるほど攻撃をされやすい、そして、範囲を広げれば広げるほどそれにかかわる人がふえるので、情報の流出の危険が高まるという、これはもう自明の理だと思います。

市民の個人情報が一旦流出すれば、たとえ罰則規定をつくったところで、もとに戻すことはできないというのがこの情報の危険なところあります。

そこでまず、今回の個人情報保護条例の一部改正でもって、個人情報の流出やとか、なりすまし

犯罪を完全に防ぐものにできるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、今回の改正において、完全に個人情報の流出でありますとか、なりすましの犯罪が防げるのかというご質問でございますが、先ほど議員からも日本年金機構の問題を例にとって挙げていただきましたが、日本年金機構の問題にいたしましても、インターネットと接続しておったことがまず1つ大きな問題ということになりまして、今回のマイナンバー制度もそうでございますが、システムの中できちっと整備をいたしましても、対応する、例えば職員でありますとか、そういったセキュリティの考え方をしっかりしないと完全に防げるということにはなりません。そういった意味でしっかりと職員の意識づけをもって対応していきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

職員の意識づけと言われましたけれども、やっぱり前提として考えるのは、人間というのは間違いをするという、このことは防ぎようがない、このことをまず前提に物事を組み立てるべきだろうというふうに思います。どれだけ研修をして意識づけをしようが、やっぱり誤り、それから意図的にする、こういうことを防ぎようがない部分がどうしても出てきます。やっぱりこれは、完全に情報を保護するということは私は不可能だということだろうというふうに思います。

この個人情報の保護条例とは関係ありませんけれども、今源泉徴収などでマイナンバーを使用する企業、特に中小企業なんか大変だと思うんですけれども、この情報保護に大きな費用負担や事務負担があるということで非常に困ってみえるという声があります。中には、マイナンバー不況というようなことを言う人もおるぐらいであります。

これは私、去年6月と9月、そしてことしの6月でも質疑をしてまいりました。特にことしの6月に、日本年金機構の問題を受けて、ああいうことが起こる心配はないのかということをお聞きしました。そうしたら部長の答弁は、マイナンバーで利用する住民情報系システムとインターネットによる外部との接続が行われなため、そういうことは起こり得ないんだというふうに言われました。

ところが、日本年金機構、なぜああいうことが起こったかということ調べてみますと、年金の個人情報を保管している基幹系のネットワーク、これはインターネットに接続されていない、そういうものとインターネットにつながっている情報系のネットワーク、そこへインターネットにつながっているところに個人情報を移して作業をしたという。こういうことをしたために、そこへ不正プログラムというような攻撃を受けて流出をするということが起こったわけですね。

だから、そういうようなやり方を職務上していると、分けていても起こるということですね。亀山市の場合をお聞きしたいんですけれども、そういうような年金機構でやっているような基幹系の個人情報をインターネットのつながっている情報系のところで作業をする、こういうことはないのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

6月議会におきまして、議員からシステムの安全性についてお尋ねがございまして、確かに私インターネットと外部の接続が行われていないことから、高いセキュリティー性を維持しているというご答弁をさせていただいたところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、日本年金機構におきまして、当市と同様に基幹システムはネットワークと遮断された環境でありながら、基幹システムからインターネットにつながったパソコンに情報を移動させ、パスワードもかけずに保存し作業を行っていたため、あのような標的型のメール攻撃を受けて、125万という情報漏えいが行われたということでございます。当市におきましても、一部の部署で事務を効率的に行うため、日本年金機構と同様に、基幹システムからインターネット接続が可能な環境にあるシステムに情報を移動し、作業を行っている場合がございます。

こうしたことから、その対応といたしまして、当市の基幹システムであります住民情報系システムから個人情報情報を移動させることを原則禁止といたしまして、住民情報系システム内に新たに作業用のフォルダを設けて作業をすることといたしました。これによりまして、日本年金機構で発生いたしました標的型メールによる情報漏えいは防げるということを考えております。

これにつきましては、素早く総務省の指示も出ておりまして、対応いたしましたところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回の日本年金機構の情報流出というのが、いわゆるマイナンバーを付番、番号をつける以前に起こったということで、その番号自体は流出しなかったわけですね。これがもし番号をつけた後で起こったら大変なことですよ。そういう年金機構で起こったようなことを亀山市でもやっていたわけです、現実には。こういう問題というのは、また新たな問題が私は起こっていくと思うんですよ。そうすると、そのときに対応をまたやるというような、こういうことの繰り返しになるのではないかとこのように思います。

だから、対応として、私は1つは既存の住基のシステムに保存されている個人情報情報は基幹系ネットワークでのみ使用する、または情報系ネットワーク、遮断された環境で使用するという、このことを徹底するということですね。これ、確かに大変なんです。なぜ日本年金機構がああいうことをやったかという、そのほうが手っ取り早いんですよ、事務的な処理に追われると。そうするとついついこれは危ないかもわからんけれどもそうしてしまうというような、こういう問題は生じてくるということがあるので、これは人の問題やらいろんなことを考えてやらないと大変ですけども、やっぱり何よりも漏れたら本当に取り返しがつかないということを考えると、やってもらわなきゃならんというふうに思います。

今回は、その条例の一部改正ということなので、そこに入っていきたいと思うんですけれども、用語が非常に幾つかあって、わかりにくいですね。1つずつ聞いていきたいんですけれども、まず第2条の第1号に、氏名、生年月日、その他の記述等という、等というのがあります。これは一体

等は何が含まれるのか。これが1つです。それからもう1つ、同じくその括弧書きの中に、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むという、含むというのとは一体どんなものをいうのか、この2点お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、条例第2条第1号の個人情報におけるその他の記述等につきましては、氏名、生年月日とあわせて基本4情報と言われております住所、性別、このほかに電話番号、勤務先、職業、職種、国籍、人種、本籍、家族構成、学歴、職歴、結婚歴、離婚歴、賞罰、収入、財産の状況など個人に関する情報でございます、広く条例による個人情報保護条例の対象としているものでございます。

もう1点、特定の個人を識別することができることとなるものを含むにつきましては、ある情報を他の情報と組み合わせることによって個人を特定できる情報のことでございます、例えば名字だけでは個人を特定することはできませんが、その名字に、例えば勤務先といったプロフィール情報が加われば、これで個人を特定することができるため個人情報になると、こういったものも含むということでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

聞いて驚きましたけれども、書かれているものよりも等のほうが多いんですね。圧倒的に多い。まあこんなにもあるのかというふうに思いましたけれども。こういう等という書き方が妥当なのかどうかというものも感じます。

それから、次に行きますけれども、同じく改正前の第2条第1号、これで個人情報という書き方がされております。その中の第3号で個人情報ファイルというのが、これが改正後の条例案でいきますと、第5号の保有個人情報から第10号の情報提供等記録まで細分化されています。非常に細かく書かれているんですけども、これはなぜなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま第2条第1号から第5号の保有個人情報などの用語の定義を新たに加えたこと、また、再分化されていることにつきましては、番号法による条例改正に伴い、個人情報の用語の意義につきまして国の法律と整合をとる必要があったこと、これが1点でございます。また、新たに特定個人情報、個人番号をその内容に含む個人情報でございますが、この用語の意義を規定するに当たり、従来の個人情報とより明確に区分する必要がございますことから、保有個人情報、特定個人情報、保有特定個人情報の用語について定義を行うものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

より詳しくということで規定がされているということでもあります。

もう1つ、私はこの中で、用語以外に取り上げたいのは、第11条のいわゆる目的外利用の制限というところが、私は一つ大きな問題だろうというふうに思っています。目的外利用の制限というのは、要するに税であれば税に関することにしか使えませんよというのが、いわゆる目的外利用の制限だというふうに理解しております。それで、この改正前と改正後、現行と改正案というんですかね、比べると、特定個人情報以外の個人情報というふうに個人情報のところが書かれておりまして、特定個人情報だけが外されて新たに第11条の2として規定されている。この理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

特定個人情報につきましては、一般の個人情報よりもさらに厳格に目的外利用を制限しております。目的外利用ができる場合につきましては、人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合に限定しております。この場合におきまして、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であると認めるときにのみ、目的外利用ができるものでございまして、従来の個人情報よりもさらに厳格に目的外利用の制限を定めるということのために、今回分けたものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

従来よりも厳格にと言われましたけれども、そこで、第11条の2の第2項に、今答弁でもありました人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合というのが出てきます。これは一具体的にどんなことを指しているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合の例といたしましては、大規模災害や事故等の緊急時に負傷者情報を利用する場合などがございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに本当に限られたごくわずかな場合だろうというふうに思います。

そこで、一つ問題だと思うのは、現行の条例には、個人情報の目的外利用の制限というところの第11条の(1)ですね、この中には、こういう場合以外は提供してはならないということで、ただし書きがあって、6つの項目があって、それに該当する場合はその限りではないという、こういう規定なんです。その中に、1で本人の同意があるとき、または本人に提供するとき、こういうときはこの限りではないという書き方をしている。

ところが、今度の改正案の中には、今言われた本当にごくわずかな、あるかないかわからないような、そういうケースの場合にだけ本人の同意が要ということですよ。そうすると、本人の同

意が後退したのではないか、現行よりも。つまり、行政側がマイナンバーをより利用しやすくするために、こういうことで本人同意を省いたのではないか、そんなふうにとれるんですが、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今おっしゃった考え方というのは、いろいろな解釈があると思いますが、今回本人の同意を得ることが困難であると認められるときというものを入れた理由につきましては、先ほど私ご答弁申し上げた、人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合の、例えば災害、事故等で負傷者が出て、本人が意識がなくて、そういう同意が得ることが物理的に困難なときもございますもので、そういうときを想定して加えられたと、そういうふうな解釈でございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ちょっと部長が勘違いしておるのかわからないけど、この改正案のほうは、人の生命、身体、または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意がある。こういう場合で本人の同意がない場合は利用してはならないと、こうなっておる。だから、あくまでも前提として今言われた災害であるとか事故であるとかという場合に限って本人の同意という言葉が出てくるんですよ。

ところが、現行の個人情報保護条例、これの第11条には、1号として1つの号として本人の同意があるとき、または本人に提供するときと明確にうたってある。これがないんですよ。これは無条件なんですよ、こういう場合というのはないんですよ。個人情報を取り扱う場合の、こういう場合は例外でよろしいよと、利用してもよろしいよというのに本人の同意がある。それは当然やわね。本人がええと言うのやからええということですよ。そういう項目がちゃんとうたってある。ところが、今回のほうは本当に災害とか事故とか、そういうことでない限り、本人の同意を必要としないという。

だから、そういう意味でいくと本人の同意がなしで、どんどんどんどん情報が活用されていく、こういうことになっていくのではないか。この点を私は危惧しているわけですが、本人の同意なしでやっていいということになるのか、その点の確認をしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

確かに改正前の個人情報の保護条例につきましては、本人の同意というものをうたってありまして、今回の改正につきましては議員おっしゃるような形ですが、先ほども申し上げました、一つの前提として緊急時負傷者、これを一つ前提としておりますもので、それ以外の部分に広がっていくということについては、現在のところないというふうに私は考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱりこの点は、行政側が自由にばっと利活用できるようにということで、あえて本人の同意はとっておったんでは、とてもやないけどできないというのが私は見え隠れするんです。

もう1つ、最後に第19条の2の開示請求に対して、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は当該自己情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる、こうあるんです。これわかりにくいですよ。ちょっと具体的な例を挙げて説明してください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

第19条の2に、自己情報の存否に関する情報、自己情報があるかないかということでございますが、開示請求に対し、当該開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報を開示することになると。この解釈につきましては、開示請求があったとき、自己情報の有無を答えるだけで開示してはならない情報が相手方に伝わってしまうケースがございます。例えばDV加害者が子どもを連れてDV被害者を探すため、子どもの法定代理人の立場で開示請求を行った場合について、開示請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、DV被害者が亀山市に在住しているかどうか、DV加害者に知られてしまうようなケースがございます。このようなときは、自己情報の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができる、といたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そういう説明を聞くとわかるんですけど、この条文を読んだだけではとてもわかりません。

それから、いろいろ聞いてきましたけれども、やっぱり個人情報保護条例ではなしに、マイナンバー法活用条例やと。つまり、いかにマイナンバー法を利活用できるようにするかということが、今回のこの内容だろうと思います。その中で個人情報をどうするかという話が出ているだけであって、前に出ているのは、やっぱりマイナンバーをどういうふうに活用するか。だから、本人同意もなくしましたし、目的外利用も広げているという、こういうような問題はやっぱりあるかと思いません。

私はこのマイナンバー制度というのは、新議員も言われましたけれども、内閣府が世論調査をしたんですね。このときの結果というのは、制度の内容を知らなかった人というのは56.6%ということです。導入への懸念で一番多かったのは、個人情報の不正利用ということが一番多かったということです。それから、この制度への期待というのは、特にないが31.2%ということで、これは前回やった調査よりも10%ほど増加しているということです。

だから、少なくとも今の時点で国民の支持や理解が広がっていない、こういうマイナンバー制度、急ぐ必要は私はないんやないかなというふうに思います。もしこれが延期をされたとして、国民に不利益が及ぶのかといたら、不利益はありません。だから、そういうマイナンバー制度はやっぱりこれはもう実施を延期をする、中止をするということを求めてこの質疑は終わります。

次に、議案第63号の一般会計の歳入歳出決算の認定のうちから、リニア基金の問題をお聞きし

たいと思います。

1つは、26年度の決算で15億円の積立額になっております。主要施策の成果報告書を読むと、取り組みと成果というところに目標額20億円の約75%を確保することができたと書いてあります。そこで、この目標額20億円というのは、二十数年前に決められたものだと思うんですが、これはもう現時点で目標額自体が現実的な額ではないのではないか、設定がもう変わってきているのではないかというように思うんですが、この目標額で積み立てを進めるのかお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニア基金につきましては、議員ご指摘のとおり、平成8年度に北陸新幹線の長野県佐久市の新駅周辺の整備費用を参考に目標額を設定いたしました。したがって、当時と比較いたしますと、建設資材でありますとか人件費等の高騰によりまして、駅周辺の整備費に不足が生じることも十分考えられるところではございますが、まずは目標額の達成に向け鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が言うのは、新幹線という乗り物とリニアというのは全く別物だということです。だから、新幹線の駅ができて、その駅周辺にいろんなものができるというようなことで佐久は進めてきたわけですけども、今進められているこのリニアというのは、本当に中間駅というのはもう何もないんですよ。いわゆる、よく言われる空港みたいなものだというふうによく言われる。だから、本当にそういう意味では全く違ったものになってくる。だから、そういう意味で果たして二十数年前の佐久駅を前提にして20億必要だというこの目標額自体が、私はもう現実的でない額になっているということをまず言いたいと思う。だから、そのために今15億、あと5億必要やと、この議論自体が意味がないというふうに私は思います。

もう1つ、私は個人的にもリニアの亀山駅が来ることが亀山の発展につながるというのは思っておりませんのですけれども、少なくとも30年先にはなる事業なんですね。事業費が今言われたようにどれだけになるかわかりません。もっと多くなるかもわかりません。そういうようなことを考えた場合に、今こういう、きのうずっと聞いていましたら、もう水道も上げなきゃならないかもわからないし、財政状況はいろんな意味で厳しいんや、これからどんどん財調が減っていくんやと、こういうことを盛んに言われる中で、この15億だけは手がつけられないお金として縛っておくということが、これは全く私は理解ができません。まずやっぱり苦しかったら、こういうところから手をつけるということを考えるべきやと思うんですけれども、これはもう聖域のごとく手をつけないですよ。いらわないんです。

私はそこで、これは以前にも言いましたけれども、リニア基金の名称を変更してはどうかということを行いました。例えば、バス等の生活交通初め、JR亀山駅の整備ということも今後出てきます。そういうような公共交通の整備充実にも使えるような基金に名前を変えると。その中から取り

崩しをしていくと。つまり、今のリニア基金という名称では、リニアが来たときにしか使えないんですよ。ところが、そういう名称にすれば、リニアも含めてということでもいいですよ、含めてそういう名称に変えれば、取り崩しはできるんですよ。そうしたら、今苦しい財政状況の中で、この基金を活用して一部バスに充てよう、駅前開発に充てようということができる。その分、一般財源がほかに回せるわけですよ。そういうことが十分できる、こういうことを考えると、やっぱり名称を変えるということも今の時点で考える必要があるのではないかと思うんですが、市長どうですか。名称を変えるということについて、そういう使えるような基金にするということについて、お考えを聞きたい。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

従来からも議員のご所見をお伺いさせていただいておりますが、地域公共交通とか、例えば駅周辺の整備、こういうものに活用ができるように、この基金を名称とか適用を広げよと、こういうご趣旨であろうかと思えます。

しかしながら、重要なリニアの誘致、これは将来のまちづくりに大変重要な政策だというふうに判断いたしておりますことから、それぞれの地域公共交通等への財源は、従来もそうでありますようにさまざまな別の財源で手当てをしていくということが大事であろうかと思えます。今回も、下庄駅の駅前の従来の課題でありました駐輪場の整備でありますとか舗装につきましても、これも当然別財源で手当てをさせていただいて実現ができたものでございますし、リニアにつきましてもは特定目的基金として、これを議会の皆様のご理解をいただきながら運用をこれからもしていきたいと思えますし、必要であれば、そういうものにつきましてもは適切に手当てをしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

こういう質問をすると、お金はほかにあると言うんですよ。こういうことをできないかと言うと、予算がないと言うんですよ。こんな使いわけは市民は理解しません。私が言うのは、今さっきも言ったように20億自体がもう現実性のない数字だから、今15億積み立てておることがどれだけの意味を持つのかといたら意味を持たないんですよ。要は、見せ金なんですよ。亀山市はリニアを誘致するために基金を積み立てていますよということだけがわかればいいんですよ。だから、これは基金が3億でも私はいいと思うんですよ。そういう意思があるんだということを示すんですから。だからそういう意味で言うたら、今15億のうち3億だけ残して12億を活用するというのをすればいいやないですか。財政が厳しい、財政が厳しいという中で、なぜこういうところへ手をつけないのか。やっぱりこのことを真剣に考えていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑を終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第57号から議案第76号までの20件につきましては、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。

なお、報告第14号から報告第33号までの20件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部改正について
議案第72号 財産の取得について

教育民生委員会

議案第57号 亀山市認定こども園条例の制定について
議案第59号 亀山市手数料条例の一部改正について

産業建設委員会

議案第60号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
議案第71号 工事請負契約の締結について
議案第73号 市道路線の認定について
議案第74号 市道路線の認定について
議案第75号 市道路線の認定について
議案第76号 市道路線の認定について

予算決算委員会

議案第61号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
議案第62号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第64号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第65号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第66号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第67号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第68号 平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 69 号 平成 26 年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第 70 号 平成 26 年度亀山市病院事業会計決算の認定について

○議長（前田 稔君）

次に、日程第 2、請願第 2 号から日程第 5、請願第 5 号までの 4 件を一括議題とします。

請願第 2 号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書、請願第 3 号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書、請願第 4 号防災対策の充実を求める請願書、請願第 5 号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書の審査については、お手元に配付しております請願文書表のとおり、所管の教育民生委員会に付託します。

請願文書表

受 理 番 号	請 2
受 理 年 月 日	平成 27 年 8 月 27 日
件 名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町 5 2 亀山市 P T A 連合会 会長 小川竜司 他 2 名
要 旨	義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	尾崎邦洋、櫻井清蔵、中村嘉孝、服部孝規、前田耕一
付 託 委 員 会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	平成 27 年 8 月 27 日
件 名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町 5 2 亀山市 P T A 連合会

	会長 小川竜司 他2名
要 旨	子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	尾崎邦洋、櫻井清蔵、中村嘉孝、服部孝規、前田耕一
付託委員会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	平成27年8月27日
件 名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 小川竜司 他2名
要 旨	子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図るよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹介議員氏名	尾崎邦洋、櫻井清蔵、中村嘉孝、服部孝規、前田耕一
付託委員会	教育民生委員会

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	平成27年8月27日
件 名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 小川竜司 他2名

要 旨	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出願いたい。
紹 介 議 員 氏 名	尾崎邦洋、櫻井清蔵、中村嘉孝、服部孝規、前田耕一
付 託 委 員 会	教育民生委員会

○議長（前田 稔君）

会議の途中ですが、予算決算委員会の開催のため、午後1時まで休憩します。

（午前11時16分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党、福沢でございます。

一般質問、きょうは学童保育、放課後児童クラブについて、そして認定こども園について、2点でお伺いをいたします。

学童保育、放課後児童クラブともいいますが、について、改正児童福祉法、子ども・子育て支援法により認定こども園やいろいろな保育園のことも大きく変わったんですが、学童保育についても大きな変化がありました。地域子ども・子育て支援事業の一つに位置づけられ、市町村が実施主体であると。公的責任の明確化という意味では、まだまだ課題があるんですが、市町村が実施主体であるとされました。そして、主な変更点としては、今までおおむね小学校4年生までと言っていたのが、6年生まで対象が拡大されたこと、そして基準がつけられたこと、放課後児童支援員とって今まで指導員という通称呼び方をされていたのですが、認定資格が、研修が要件となってきたということが大きい変化であります。

今回、1番目として上げております昼生小学校区放課後児童クラブの移転改築についてであります。亀山市は各放課後児童クラブ、学童保育が集まって亀山市の連絡協議会というのをつくっております。自分のところの学童保育さえよくなればいいというのではなくて、みんなが手をつないで学童保育全体の質を上げていくということを、ないところにはつくっていくということを目的で皆さん頑張っているわけですが、毎年毎年、ことしの課題はどこだろうかと出し合うわけですが、ことしにつきましては、昼生小学校区の学童保育の建物が、基準ができてきた中、一番劣悪であろうと。これは建てかえ、移転、改築というのを要求していくべきだろうということになりま

して、もちろん当事者であります昼生小学校区の学童保育の指導員も親もその気持ちでありました。

以前から要望書を上げたり、市の連絡協議会の中でご要望をしたりということもあったわけですが、特にことしは昼生小学校区の学童保育を重点項目として、何とかよくしたいという思いで、担当の室長さんたちともお話をしました。今まで要望も上がっていたであろうけれども、ここでもう1回きちんと整理をして、要望書も上げてくださいということで、この夏に要望書を市長さんに向けて上げさせていただきました。

そんな中ではあるのですが、いつも思うんですけれども、学童保育をよくしてほしいということになりますと、いろいろほかにも子育て支援のやるのがたくさんあって、なかなか大変だというお話をたくさん聞かされたり、もちろんどんな要望でもそうですけど、なるほどというふうに言っただけでない状況であります。

それで、特にいつも聞く答弁は、亀山市の学童保育に対する補助金は県下でも非常に高いものであると、そういうふうにおっしゃいます。私、ちょっと調べさせていただきました。一体、県下の学童保育はどのようになっているんだろうかと、みんなどうやって建ててみえるんだろうかと。

国のほうにいろんな研修で出かけますと、私たちは、まだそんなん建てているのと、自分たちで建てているのと。じゃあ保育料も高く大変でしょうと、かわいそうがられて帰ってくるわけなんですけれども、三重県、給食と一緒に設置率も四十何位で低いので、非常におくれているんですけれども、今回、三重県の14市町を調べてみましたんで、一度ちょっとデータを出していただきたいと思います。

三重県内の学童保育所、公設を基本とする市というのを調べてみました。14市あるんですけれども、これは8市上げられています。

実は、お話を1件1件担当に電話をして聞いたんですけれども、話の内容では、それ公設やろうというような市もありましたけれども、担当の意見としては一応民設を基本としているんですと言いながらも、どんどん公設を進めているところがありましたので、この8市にまとめさせていただきました。民設の補助金としては、うちよりも高いところがありました。

そういう中で、昼生小学校区の建てかえについて、どういうお考えであるのかをまず1点、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども・子育て支援事業計画には、放課後児童クラブに係る施策の方向性を次のとおりとしています。

昼間、家庭に保護者がいない小学生が安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブを計画的に整備、充実させます。施設の設置に当たっては、地域の実情や特性等を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用しますとしています。

昼生小学校区における放課後児童クラブの施設の課題につきましては、本計画に従い、地域の実情や特性等を勘案し、公共施設の利用など公的関与を行うとともに、必要に応じて民間力を活用することを基本とし、地元クラブの運営委員会と協議をさせていただき、当該地区の放課後の居場所

が必要な児童にとって、よりよい方向に向かうよう努力してまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

民間力の活用や、公的な施設も、それは学校ですとか、そういうことを活用していただくと、私たちが敷地内とかも活用していただくとありがたいんで、それはいいんですけれども、そういう答弁をずうっと聞いているだけでは、子供たちはどんどん大きくなっていきます。

何でこれ、せっかく要望書も出しているのに、こうやって議会でも言わなくちゃいけないかということなんですけれども、今の施設なんですけど、本当に雨漏りが、雨漏りといったら普通ぽったん、ぽったんと落ちてくるもんなんですけど、壁一面だだ漏れの雨漏りで、台風や大雨の後には部屋の中に水たまりができていう状況で、電話の子機の中もお水がいっぱいたまっていたような感じで、この前、獣害の柵で漏電のことで事故もあつたりしたんで心配だったんで、電気屋さんに、もしかしてどこかでお水が悪さして、漏電とかそういう危険がないかと思って、見ていただこうと思ったんですけれども、ちょっとのぞいたら、この建物は隠蔽配線ということになっていて、漏電しているかどうかを調べることもできない。長く人が住むようにはできていない建物なんで調べられませんというお答えでした。危険かどうかはわからない、そしてもう今床が抜けそうになっているんで、こうやって要望もしながらですけれども、ただ待っているわけにいかないの、地元の大工さんに床が抜けそうなのを直してもらったり、雨漏りについても、もう一度また見てもらったり、鍵もあけ閉めが難しくなってきたので、それもサッシ屋さんに来てもらったり、トイレも日によってあいたりあかないりするもんですから、子供たちはトイレに入るときには、今からトイレに入りますと皆さんに宣言をして入って、もしかしたら中から出てこれないかもわからんという危険があるような建物になってきて、本当に私、この昼生の学童保育をつくるときに、借地ですんで、一生ここにこの学童保育を建てておくわけにいかないから、将来的には移転など考えていただきたいということを含んだ上での学童保育だったんで、すぐにどこかに移転するに当たって、壊れてしまうものを、補助金を全部使い切ってしまうのは申しわけないと運営委員会のお母さん方とも話し合った中で、半額以下に抑える形で中古のプレハブで頑張っていこうとしたところが、その後、どんどんとほかにも各学校、学童保育のニーズが出てきたり、人数がふえてもう1つふやさないといけないところが出てきたりする中で後回しにされてきた実情があります。

学童保育の施設は、子供たちが学校にいる時間よりも長い時間を過ごす生活の場です。本当に先ほどのリニアの議論でもありませんが、あるときにはあるというご答弁が出るのであれば、子供たちの生活の場であります。そして、国で基準ができてきて、静養室をつくりなさいとか、子供たちがご飯を食べられるように、おやつなんか準備できるような、そういうところもというようなことを求められる中で、ああいう劣悪な環境を何とか改善していただきたい。

それについては、各市町、私もこれ公設ですか、民設どうしていますかということをお聞きしたら、国の補助金を使ってつくりますというところが多かった。私は国の補助金を使うということは、公設でないと使えないのかな、だからつくってくれないのかなと思っていましたけど、民設のところでも国の補助金を使ってつくっているところがありました。

国の補助金を使って、今まで民設の学童保育、公設としてこれから建てていくということは十分

に可能だと思うんですけども、そこについてのお考えがあるのかどうか、これちょっと市長にお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

福沢美由紀議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私どもも放課後の子供対策として、児童クラブについては今後5年間におきましてもきっちり整備をしていこうということで、子ども・子育て支援事業計画の中で明記をさせていただいております。

今後も計画的に進めていきたいと思っておりますが、国の制度、従来からも公設であれ民設であれ、運営につきましても、市単独のいろんな事業もその中には入っておりますが、国制度も一部活用してのさまざまな支援体制を組んで展開しておると、そこに亀山市独自のものも乗せて展開をしてきておるということでございます。

今ご質問の、国制度を活用しないのかということではありますが、例えばこれは運営面にもなるのかと思いますが、放課後児童支援員等の処遇改善等の事業につきましても、児童福祉法第6条の3、第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、ここは厚労省が出しておりますが、これに基づきまして放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、時間を越えた賃金の改善等につきましても必要な経費の補助を行うような事業がございますので、こういう制度につきましてもしっかり私どもも活用してまいりたいというふうに考えておりますが、そういう検討は進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

処遇改善については後でお伺いしますので、今は建物を、きちんと子供たちの環境を整えていただくということに関して、国の補助金を使ってでも、使わなくてもいいですけども、使ってもきちんと保障していただきたい。

といいますのは、支援計画や事業計画を見ますと、あのふやしていきますというのは、多分子供がたくさんふえる地区について、多分あふれてくるだろうということで、そういうところにつくっていかなくちゃいけないということで書いてあるんじゃないでしょうか。

昼生の場合は、どんどん子供がふえて、あふれて整備してもらわないといけないということではなくて、ただこの環境が子供たちが過ごすのに不十分、非常に劣悪でよくないから整えてくださいという意味なんですけれどもね。その意味でどうですか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

昼生の学童についてのご要望を頂戴しておりますが、今日に至るまでに、本当にそれぞれの学童のニーズが非常にふえていく中で、この待機をどうするのか、小学校区において非常に厳しい状況

がございましたので、それを最優先しながら進めてきたところでありまして、個々の学童が持っております課題につきましては、個々に私どもは協議をさせていただいて対応させていただいたということは、議員十分ご承知いただいておりますと思うんですが、その点をご理解いただきたいと思います。

その上で、昼生小学校の今の劣悪な環境の中で、この改善についてどう考えておられるのかということでございますけれども、ちょうど平成20年度、平成21年2月の開所であったと記憶をしておりますが、私就任して本当にもうその1週間内にスタートしていただいたんだろーと思います。

ああいう形のいろんなご配慮の中で、ご努力の中であれがスタートして、ちょうど6年を経過したところがございますので、その環境整備につきましては、当然またいろいろご相談やご協議をさせていただく中で前へ進めていくということは基本的な姿勢でございます。

ただ、今の亀山市全体の放課後児童クラブのニーズといたしまして、本年度の待機にあわせて3つの開設をいたしました。来年度以降につきましても、待機が予想される小学校区が存在をしておりますので、そういうことにつきましてもしっかり対応していく必要があるということの中での事業計画をお示しさせていただいております。

昼生小学校につきましては、個々の課題につきましては協議をさせていただくところで、先般、昼生の学童の皆さんが要望書をお持ちいただいたところがございますので、個々の課題につきましては今後の議論をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

待機児童のことは後で伺いますのでいいんです、今言っていたかなくても。

どうして私がわざわざ、またしつこく、この前要望書を出したのにこうやって出ているかということは、やはりそのときに皆さんが心配された。待機児童のことばかり言って、また児童虐待があるとか、いろんなことをせなあかんから後回しやという印象を受けたと皆さんが心配しています。そういうことではないだろうと。きちんと聞いておかなければならないという思いで、ここに立っております。

待機児童も大事です。でも、本当に今、子供たちが通っているこの状況が本当に深刻なんです。そのことについては、別に後回しにしなくても、一緒に考えていただくことを、緊急性があると判断していただければできると思うんですけど、いかがですか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、そういう個々の施設が持っております課題につきましては、緊急性を問うものも含めて相談、協議をさせていただくということで、これは今までもそうですし、今後もそうであります。

ただ、先般のご要望の中身は、趣旨は1点、昼生の学童を公設に変えてほしいと、こういうご趣旨でございますので、それはそれで頂戴をいたしました。今の課題の解消に向けては当然また相談をさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今の課題というのは、雨漏りがしたりとかトイレがあかんとか、そういうことについては私たちは昼生学童保育のお金の中で、今既に修理をやっておるんです。だから、それはいいんです。それは建てかえてもらうまで、私たちはしのぐためにやっておるんです。

ですから、公設でといいますのは、もうそんな1つ建物を建てるお金は親や先生や地域がやっておる運営委員会では、何ももうける施設ではありませんのでお金がありませんので、建てよといったって建てられないので、それは市で建ててくださいという意味で、公設で整備をしてくださいという思いで出していると思います。

細々とした修理は自分たちでしますんで、建物自体がもう限界なんです。あれをどうか修理して5年、10年住んでいけるようなところではありませんので、ぜひそのことを理解していただきたいと思います。

次の問題に移ります。

ひとり親家庭の助成についてです。

県が今回初めて、ひとり親家庭について助成をする、児童クラブについて助成をする。1児童当たり月3,000円の助成をしていくという事業を立ち上げられました。

以前から、これもちょっと要望を上げてきたことがあるんですけども、私も実際そういう助成をしてほしいということも、もう今はいらっしやらない部長さんですけども、お願いしたら、あんたら自分で助成したらいいんやと言われてたのをよく覚えていますが、今回、こうやって県がするという事で県下を調べてみましたら、ほとんどの市町が何らかの助成をしておりました。

パネルを出していただきたいと思います。

既に、この県の助成制度を待つまでもなく助成しているというところがあれだけあります。桑名、伊賀、松阪、名張、伊勢、尾鷲、熊野、志摩、いなべ、鳥羽、四日市、そして私この問題については前議会の教育民生委員会でも申し上げた。そのときには、やってないのは津と鈴鹿と亀山市だけですと、だからやってくださいという申し上げ方をしたんですが、あその後、また論議されて、津市についてはやりますと。鈴鹿ももう粛々と準備をされていて、今年度もう補正でやりますということでした。

助成していない、そして今後どうするかという予定もまだ立てていないという状況なのが亀山市だけということなんですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

これまでも市内各放課後児童クラブに対しましては、国・県の補助基準に基づき、利用児童数や開設日数、障がい児の受け入れ等の状況に応じて運営費の補助を行っております。また、障がい児の受け入れや家賃補助など、市単独の補助も行っているところでございます。

ひとり親家庭への助成は、今年度から三重県が新たに取る仕組みで、ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当を受給している該当児童の利用料を減免する放課後児童クラブに対し補助を行う事業で、補助基準額は1児童当たり月額3,000円を上限とするものでございま

す。既に、ひとり親家庭に対する減免を行っている市内の放課後児童クラブは、15クラブのうち11クラブになっていると聞いているところでございます。ひとり親家庭への事業への助成につきましては、検討してまいりたいと思います。

また、当該減免を行っていることが事業の対象となるかどうかは、児童扶養手当を受給していることの確認を要件とするため、利用者、運営事業者、市の三者での確認の手法や根拠書類の保管方法等の検討もあわせて行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

今のご答弁は、検討しますというのは、前向きに助成をしていくというふうに受け取っていいのかな。最初は検討するだけかなと思ったんですけども、後半で確認方法まで言及しておられましたので、ちょっとわかりにくかったんで、もう一度はっきりとご答弁願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

さまざまな書類等の保管方法の検討もあわせて、検討をさせていただくという意味でございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

なぜひとり親家庭に助成が必要かというお話をさせていただきたいと思います。

例えば、ひとり親で小さなお子さんを育てている方は、フルタイムでなかなか働けない。だから非課税の方もおられますね。保育園ですと、ひとり親で非課税の方、保育料は無料ですね。でも月々主食代とかいろんな料金が1,000円ぐらいはかかってくるらしいです。月々1,000円出して、一生懸命働いておったら何とか暮らしていけても、小学校に行くや否や、物すごい出費になるんです。今までは保育園だけにかかっていたらよかったのが、学童保育という保育園のかわりと、小学校というところにもお金を納めなくちゃいけないことが出てきます。

小学校は、給食費やPTA会費、学級費など毎月毎月の校納金があります。それを例えば1年生、6万何がしかあります、1年間で。体操服とかいろんなものを最初にお金を払わなくちゃいけない、最低限2枚ずつ全部そろえたとしても1万二、三千円、学用品も学用品買いとって小学校に買いに行きますけど、それで1万何がしかあります。どうしても最初にそろえなくちゃいけないものやら、そして1年間の払っていかなくちゃいけない学級費などを合わせると年間に8万円以上になります。

それで学童保育費についても、例えば井田川のほうですと、日の本さんがやっているところと公設のくれよんがありますけれども、それによって値段も違って来るんですけども、今はくれよんはもう人数が多くて募集をしていないので、日の本しか行くところがありませんので、これは年間計算すると12万5,500円かかってきます。くれよんさんやと九万何がしですけれども、それにプラス実費が、食費なんかまたかかってきます。それだけで1年間に出るお金が13万何がしかになってきます。これはひとり親家庭の助成をした上での計算です、各学童がしていますからね。

それプラス、リコーダーを買ったりピアノを買ったり、水着を買ったり、絵の具を買ったり、書道セットを買ったり、裁縫道具を買ったり、大きくなったら体操服を買い替えたりしていかなきゃいけない。就学援助制度というのがあるので、多分それを使うと思います。先ほどちょっと計算を間違えましたけれども、出さなくちゃいけないのを全部トータルすると21万円になりますわ。出さなくちゃいけないのを全部トータルすると21万160円、そして就学援助を多分受けられるでしょうから、それを引きます。就学援助を1年間トータルすると、1年生の段階ですと7万8,120円プラス校外活動費です。それを差し引きしても13万何がしかの出費になります。今まで月1,000円でよかったのが、要するに年間1万二、三千円でよかったのが13万2,040円払わなくちゃいけないという生活に大きく変わっていくんですね。

そんな中で、こんなに大きく変わるけど収入が大きくふえるかということ、そういうことではない。そんな中で本当に大変な暮らしを強いられるわけです。だから、学童保育の皆さんはその生活を知っているから、今まで自分たちで助成をしてきたんです。

今、どんどんひとり親家庭がふえています。検討している暇はないと思うんですけれども、前向きにこれを取り組むというお考えはないでしょうか、市長。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほどもセンター長が答弁いたしました。ひとり親家庭の支援のあり方、例えば亀山でいくと乳幼児の医療費助成、これも障がい者とあわせて、ひとり親家庭は県の制度より市がその適用範囲を拡大させて、市単で広げて対応させていただいたり、いろんなサポートをさせていただいております。

学童のひとり親家庭を対象の支援のあり方、あるいはトータルのひとり親家庭のサポートのあり方、これは総合的にしっかりまた検討もしていかななくてはならないと思いますし、それは今後の課題として対応させていただきたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

もう一度、今のパネルを出していただきたいんですけれども、既に助成している市があんだけあって、今後助成する市が2つあって、しかも今まで助成していても県の助成よりも少ないところは、さらにこの県の助成制度を使ってふやしていこうという市がほとんどですよ。

そういう中で、いつまで亀山市は検討するんですか。私は乳幼児のことなんか聞いていませんよ。ぜひ本当に一人一人の親のことを考えていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

放課後児童支援員等処遇改善等事業について。

これについては、国が出された事業です。支援員については、今までは何も資格がなかったのが、きちんと資格が要る。指導員の仕事が固有の専門性が求められていると位置づけられた。それなのに処遇がひどい状況であるということ改善するために出されたんだと思います。

先ほど、少し市長からこれについて前向きに検討していくというふうなご答弁がありましたので、この事業についての亀山市の取り組みの状況をお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

放課後児童支援員等処遇改善等事業でございますが、これは放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時30分を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善等に必要な経費の補助を行う事業のことでございます。

この制度につきましても、先ほどと同様、検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

先ほどと同様の検討ということは、どちらを先に、例えば優先度としてこっちを先にしようかなとか、そういう優先順位はありますか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

優先順位ということではございませんけれども、かねてからひとり親家庭に対する支援ということとはたくさんの方からご要望いただいておりますので、まずは考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

各市に電話して聞いたときも、まだ出してなくて12月の補正に出す予定というところもありましたので、ぜひ2つあわせて、この処遇改善もいろんなパターンがありますので全部はとれないと思いますけれども、今まで市がつくってこなかった分を本当に民間の運営委員会が頑張ってきたところもちゃんと酌んでいただいて、ぜひ市として責任を持っていただく。それがうたわれたのが今度の法律の改正でないかなと思うんですね。市がきちんと主体者として責任をとるということを求められてきているんだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

待機児童についてお伺いしたいと思います。

昨年度、来年度は待機児童を出しませんということで、民間の学童保育を誘致していただいたようなんですけれども、来年度、再来年度と子供の数のピークを迎えるということの中で、待機児童についてどのように計画しておられるのか、対処されるのか、数など学校別にお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

放課後児童クラブにつきましては、本年6月に幼稚園及び保育所の3歳児、4歳児、5歳児の保

護者を対象に、ニーズ調査を実施いたしました。平成28年度及び平成29年度の利用見込みについて、担当部として把握したところでございます。

ニーズ調査の結果から、平成28年度については、亀山東、亀山西小学校区以外は、既存の施設に手を入れることで待機児童は発生しないものと考えております。また、亀山東、亀山西小学校区につきましては、さまざまな角度から検討し、待機児童が発生しないよう努めてまいりたいと存じます。

また、平成29年度につきましては、亀山西小学校区、井田川小学校区、川崎小学校区において待機児童の発生が見込まれるところですので、新たな放課後児童クラブの設置も含め、それ以外の手法も視野に幅広く検討し、待機児童が発生しないよう対応してまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

私、学校別に人数をと申し上げたんですけれども、待機児童の人数をお聞かせ願いたいのと、さまざまな方法というのがちょっとよくわかりませんので、具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

平成28年度の待機が出そうな見込み数の全部の合計でございますが……。

（「学校別で」の声あり）

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

学校別で、西小学校区24、東小学校区9、関小学校区17というような予想が出ております。

また平成29年度でございますが、西小学校区62、東小学校区20、井田川小学校区13、川崎小学校区35、関小学校区25というような数となっております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

それをさまざまな方法で解決するという、そのさまざまについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

失礼いたしました。

新たな放課後児童クラブの設置も含めまして、それ以外の方法ということですが、ただいま検討中でございますので、こういうものとしたはっきりしたことに決定はいたしておりませんが、中心となりますのはやはり高学年の児童、特に5年生、6年生の児童がなかなか放課後、特に夏休みですね、どのように過ごすかということで、非常に苦労していらっしゃる保護者が多いということで、何かよい方法はないものかと今検討をしているところでございます。そういうことを含めて、さまざまな手法をと考えさせていただきました。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

結局、何も対策はないということですね。今の時点でね。来年度、17人、9人、24人という待機児童が、例えば1年生が入学してきて入れるかどうか、今の時点でまだわかっていないということですか。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

決定をしていないということで申し上げたということで、さまざまな方法を今模索、考えているところで、待機児童が発生をしないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

学童保育に入るか入らないかで、仕事をやめるかやめないか、パートにするか、時間をどうするかということたちまち考えなくちゃいけない、そういう状況なんですけれども、今の時点で入れるかどうかはわかってないということであることは確かなんです。来年の1年生たちが、この3つの小学校については、まだ身の行き方がまだ全然わかっていないという状況なんです。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

どのような方法で入っていただくかという手法について決定していないということであって、待機が発生するのを放置すると、放っておいて保護者の方々が困るようなことになるということは避けたいと思っておりますので、そういうことのない方向性をはっきりさせたいというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ちょっと何遍聞いても、要するに今、来年1年生を持っているお母さんがどういう気持ちでいるのか、来年行けるわと思って安心して仕事をしておられるのかどうか、よくわからないんですけども、先ほどの市長の答弁で、昼生小学校が出した要望書について、さまざまな要望には聞くけれども、公設と書いてあったからというおっしゃりようをなさったわけなんですけれども、まるで公設はないよという意味なのか、ちょっと私、事業計画のときにも質問をさせていただいたことがあるんですけども、いろいろ公的な関与もいいですけども、それらいろいろ列挙した中に公的な関与等と、などという言葉が1つありました。

学童保育というのは、いろんな建物の古ばかりですかと。新しく建てるという考え方はないんですかとお聞きしましたら、その「等」の中に新設も入っておるんやというご答弁をいただきました。それは本会議ではないですけどね。

今のおっしゃり方ですと、こんだけ待機が出るということが、何回も何回も聞いてもあるわけな

んですけども、新設する、亀山市が建てるという考え方はないですか、どうですか。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私が申し上げたのは、まさに待機児童の解消を優先して、亀山の子ども・子育て支援事業計画として放課後児童クラブを整備していきますということであります。

ですがいまして、これはご要望としてはしっかり受けとめさせていただくわけでありますが、待機児童の対応をどうしていくのか、そのことを優先しながら、既に、これは大変恐縮でございますけれども、昼生の学童の施設が少し環境的に課題があるということは承知をさせていただいておりますけれども、それよりも待機児童の解消を優先して、放課後児童クラブの体制をつくっていくということの考え方を申し上げたところであります。

今後につきまして、当然さまざまやり方とか手法とか、これは先ほどのセンター長の答弁も含めて検討させていただくという考えでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

待機児童を優先するのであれば、待機児童については公設をしていくということですか。

それで、私はこの優先ということが、どうして学童保育になると順番にちょっとずつしかやってくれないんですか。学校は大きな学校を2つ一緒にやったこともありましたし、市民に大事な溶融炉、あれについても大きなお金で手だてしています。

どうしてこの学童保育、一つ一つ、来年、再来年、その次まで待たなくちゃいけないんでしょうか。どうして一度に子供たちの整備をしてくださらないんでしょうか。それについては非常に心外です。何度お聞きしても同じような答弁しか返ってこないで、これについて一旦終えておきます。

認定こども園について、1点確認をさせていただきたいと思います。

きのう、議案質疑をさせていただきました。結局、この認定こども園という建物になることによって、非常に大きく変化してくる、将来的に不安なこともあるということを上げたわけですが、そもそも建てたときに、このアスレを建てたときの幼保合築、そして園長を1人にしていくといういろんな流れの中で、このメリット・デメリットがきつとあったんだと思うんですけども、将来的に例えば幼保一体化ということを目指して建てられたのか。そういうことも含めて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

関乳幼児センターアスレの建設の目的と、建設当時のメリット・デメリットはどうだったのかというご質問かと思えます。

関乳幼児センターアスレの建設の目的等につきましては、建設当時の担当者から聞き取りを行いましたところ、その当時は国や県から、将来は幼稚園と保育所が一体となっていく方向にあるとい

うことで、合築施設を推奨されたということを知っています。そこで、関乳幼児センターアスレにつきましては、幼稚園と保育所の合築施設としたところであると確認をしたところでございます。

しかしながら、当時は所管する省庁が異なることから、運営が大変複雑であるというようなことをお聞きになったということで、こども園を想定せず、保育所と幼稚園として別々の施設を設置するに至ったと聞いているところでございます。

○議長（前田 稔君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

結局、それできのうの質疑で、そういう流れの中で建てられて、どうしても今のままではだめで、認定こども園にしなくちゃいけないという理由が私としては納得できるものがなかった。幼稚園が少なくなっていく、保育園が多くなっていく、その建物をコストパフォーマンスといいますか、もったいないからみたいなことで子供たちの生活が犠牲になるのは、私はそれは間違っていると思います。

例えば、これはもう国も強制をしていませんので、こども園にしなくてもいい。だからそんなに優遇措置もしていない中で、市町が勝手に統廃合のためとか、民営化を進めるためとかでこういうものを進めていくということが保育者の中でも危惧されているところです。

公立である限り、保育の質はある程度担保されると思うんですが、これを民営に変えていくということは非常に問題が大きいことになると思うんですけども、そこに対するお考えを最後に1点お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

設置した認定こども園や保育所等の設置主体が市町村であろうと民間であろうと、認定こども園は県の許可を受けて設置され、その運営内容については亀山市の条例に基づいて市が確認を行っていきますので、保育の質は十分に担保できるものと考えております。

現在の民間保育所も、市が保護者から利用者負担額を徴収し、委託費として施設型給付を支出しているところであるわけで、これが新制度に移行しましても、市が施設型給付を施設にお渡しするというので、議員の心配しておられるようなことはないというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 2時02分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 新 秀隆議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは、4番、公明党、新でございます。通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、今回は大きく亀山市の安心・安全の対策、そしてICT環境の充実についての2点に絞らせていただきます。

まず第1番目のところでございますが、先月8月のことでございますが、大阪寝屋川市の中学生のお子様2人が大変痛ましい事件に巻き込まれるという事件がございました。

現在、本市といたしましては全13部局が職員延べ人数240人が交代で子供たちを見守ると。夜間防犯パトロールとか、そのような体制づくりもしておるんです。

そういう中におきまして、ちょっと振り返りますと、昨年一般でも話させていただいたんですけど、三重県の三重郡朝日町でも、中学校の3年生の女子が非常に痛ましい事件に巻き込まれると。非常に近いところでも起こっておるといふふうな、昨今非常に危機感を覚えるものでございます。

そういう中におきまして、今安心めーるで市内で防犯情報ということで、いろいろ皆さん登録されている方はお手元のほうにも流れてきていると思うんですけど、振り返ってみましても、ことしの2015年につきましても1月から既に11件、中には劇場型詐欺的なものもあるんですけど、そして2014年の昨年1月から12月ですけど、31件ほど流れてきております。

こういう中におきまして、ちょっと思うのは、流れてくるのが大体1日ぐらいたっておる。それがいろいろ大人の事情か何かであるわけでございますが、やはり何か起こったときにすぐ把握するのと把握しないというのは、非常にその辺の危機感もまた変わってくると思います。

そういう中におきまして、今回、括弧書きで区分させていただきましたが、その中でまず児童の学校の登下校時点につきまして、安全対策について伺います。

現状の見守り体制と申しますか、地域、PTA、教職員の組織ぐるみでお子様を見守る。そしてまた青パトの巡回等も伺っております。何度となく青パトも活動を伺わせていただきまして、非常に車を実際にとめて、駅なんかでもトイレの中まで見に行っていたりとか、すごく献身的にさまざまなご配慮をいただいておりますが、こういう中におきまして、今回のいろいろな非常に残酷きわまりないような事件を受けて、今現在、亀山市といたしまして、児童の登下校時の安全対策についてどのような対応をされているのか、お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

登下校時の児童・生徒の安全対策につきましては、近年、議員おっしゃったとおり全国的にさまざまな事案が発生しておる状況からも、私どもといたしましても決して軽視できない問題と認識してございます。

同時に、この問題は行政だけで担えるものではなくて、家庭、地域、学校など子供たちを取り巻く全ての大人がそれぞれの立場で何ができるかという認識で、連携を深めて取り組んでいくべきものと考えております。

現在、市内におきましては「愛の運動」や「子どもSOSの家」、自主防犯パトロールを初め、学校職員、PTAや地域の民生委員児童委員などによる安全指導や見守りなど、各地域におきまし

て多くの市民の方々が登下校時の子供たちの安心・安全のためにご尽力いただいているところでございます。

また、青少年総合支援センターでは、下校時間のパトロール業務にあわせて地域の方々や関係機関との情報共有や連携を図ることも重点的な取り組みと位置づけておりまして、地域一体でより強固な見守り体制の構築を進めてまいりたいと存じております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

今次長のほうにご説明いただきましたが、確かにその辺ですと今まで伺った内容と、どこが強化されていった点があるのかなというふうな思いでございます。

さまざまな団体の方にご協力いただいて、いろいろな仕組みができ上がっていると思うんですけど、そういう方々との教育委員会、学校との意見交換的なものも含めて、2つ目の括弧のところですけど、児童の市内での安全対策ということで、学校からちょっと離れて、通学を離れて、お祭りとかイベント時とか、こういうのも非常に気持ちもハイになってくるわけでございますんですけど、そういう中におきまして、お子様のちょっとハイになってくるような環境、まち全体がお祭り雰囲気とか、どうしてもちょっと気が緩んできて時間も夜遅くなってしまうりとか、そういうこともあると思うんですけど、そういう面に対しましてどのような形で対応して、その情報を集約して次に生かせるか、そこも含めてこの2点お伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

夏休み期間中には、納涼大会や花火大会などの大きな行事、また各地域でのイベントも開催されて、多くの子供たちが参加したところでございます。

これらの多くが暗くなってからの開催ということもあり、行事の終了時には地域の方々と青パトによる会場周辺の巡回や青少年育成市民会議非行防止部会、補導委員、青少年総合支援センターとの合同パトロールなど、地域と行政が連携して子供たちの安全に努めているところでございます。また、その関係の機関の方々からは、定期的に報告をいただいております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

そういう形で、大人といいますか地域の方と一体になって、そして意見も交換されて、それでさらなる安心・安全で子供を見守れるような体制、こちらについては非常に高く評価させていただき、また願うものでございます。

さて、一応今までのそういう組織団体の方に見守っていただいているお子様が見えるのが大半なんですけど、最後のここの部分の（3）のところで、児童の安全指導対策ということで、やはり学校から目が離れていきますと、家庭に入ってしまうとなかなかわからないと。実際、帰宅後の家庭に問題があるかないか、ちょっといろいろ余り申し上げにくいところもあるんですけど、なかなか家にいづらいから外へ出ちゃうとか、友達と誘われて出ていっちゃうとか、いじめではないんです

けど、そういうふうな断り切れないから外へ出ちゃうとか、そして夜の時間帯でも余り親が気にしない。

実際、冒頭に申しましたあの事件につきましても、時間帯は日が変わる前後の時間帯で、なかなかパトロールの時間帯から目が離れていく。こうなりますと、やっぱり家庭、そして子供さん自身の思いが非常に重視されてくるところでございます。

メンタル面も含め、子供への意識改革といいますか、そういう面につきましてどのような形で指導されているのか、また県とかほかの近隣の市とか、そういうところの協議とか指導要綱的な何か配布物があるとか、その面いろんな対応が出ていると思うんですけど、その点についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校におきましては、学校安全計画を定めておりまして、安全教育と安全管理を中心に学校教育活動全体を通じましてその実践を進めております。

そのうち、児童・生徒の犯罪等から守るための防犯教育の主なものとしていたしましては、登下校時の安全確保、不審者と遭遇したときの対応、インターネット犯罪などへの注意がでございます。またその指導方法としていたしましては、保健体育、道徳、学級活動の時間や集会等の機会を通して安全に関する意識の向上を図ったり、危険を回避するための対応についての指導を行ったりしておるところでございます。

そのほかにも、地区児童会や地区生徒会といった場で、保護者や地域の方々からのご意見や情報を交えながら、危険箇所の確認や危険回避のための安全指導を行ったり、関係機関との連携による救急救命教室とか防犯教室などを実施したりしておるところでございます。

今後も、児童・生徒みずからがそれぞれの場面に応じて発生し得る危険を予測して、未然に回避できる知識と能力を高めてもらいまして、的確な判断による安全な行動選択ができる対応力を身につけて、犯罪に巻き込まれることのないように、安全に関する取り組みの充実に努めてまいりたいと存じております。

また、いろんな生徒の指導に対する県との協議とか、そういうのとしていたしましては、児童・生徒の情報交換とか生徒指導上の諸問題に関する協議、研究を亀山市においては行っておりまして、市内の学校が連携、協力して生徒指導の充実に図るとともに、教員の指導力向上を図ることを目的として、生徒指導担当者による協議会を行っております。

また、三重県教育委員会が主催いたしまして、各学校の生徒指導の中心的な役割を担う教員が生徒指導の意義や課題を十分理解し、生徒指導に必要な知識や技能を身につけて、児童・生徒理解に基づいた生徒指導のあり方について研修することを目的とした講習会を実施されておりますので、そちらのほうに出席しておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございます。

以前、私もPTAで役員をさせていただいた折に、先生方と一緒にパトロールをしたりとか、また地域の親、まさにPTA、親と学校と、そういう中でさまざまな問題点をみんなで語り合った思いがございます。

先ほど佐久間次長もおっしゃっていただいたように、根本的には個人の子供さん自身の知識、技能を高めていただいて、危険なことに巻き込まれないような大人の判断ができるような子供に育っていくためにも、ぜひともしっかりとご指導いただいて、子供を守っていききたいという思いでございますので、またよろしく願いいたします。

それでは、次の2番目のところでございますが、災害時の安全対策についてでございますが、まずここでは避難所運営についてということが初めになってきておりますんですけど、今台風18号も近づいてきて、非常に今回は雨の多い台風ということらしいです。

こういうことになってきますと、やはり地域によって温度差はございますが、避難勧告が出る場所とか地域とか、そういうのもあると思うんですけど、その中で避難所運営について、さまざまな方からちょっとお声をいただいた件もございまして、それを踏まえて今回避難所の開設のプロセスについてから、備品とか地域の連携、伝達、どのようにして避難所を開設して、そこへどうやって人が集まってくるとか、この辺につきまして、どのように運営をされているのかお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの避難所の開設のプロセスにつきましては、亀山市地域防災計画にのっとり、それぞれの災害状況を踏まえ、その範囲、規模等、また特に風水害においては今後の雨量、土壌雨量指数、河川水位など、最も想定、心配されるケースを判断し、基本的には災害対策本部に諮り避難所の開設の意思決定を行っています。

先ほど申されましたように、その開設時におきましては地域防災計画にのっとり先ほど申し上げましたとおり、市民対策部という職員が担当しておりまして、避難所に向かうときのバッグが事前に用意してあるわけでございますけれども、その中にはヘルメット、懐中電灯、拡声器、避難所の鍵に加え、各種名簿等の諸様式も備えた形で参らせております。

それから、去年の経験値でございますけれども、8月の大雨特別警報の発令時には、議員ご承知のように、市内指定避難所15カ所全て開設をいたしました。その折には、地域の指定避難所の代表者、地域の方、自治会長さんであったり支部長さんであったりするわけでございますけれども、そういった皆様にも事前に避難所の運営マニュアルというものをお渡ししてございまして、自主防災会、自治会ともどもその運営にお力をおかいただいた次第でございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

マニュアルによって、先ほど井分局長の説明のような形で行っておると思うんですけど、やはりその中でも、こういういただいた中にはあれがないんや、これがないんや、避難してきた方の名簿がどこに書くんかあらへんがというふうなこともあって、それはちょっとマニュアルを読み足らん

だこともあるかわかりませんが、そういうふうなところでも事前のレクチャーといいますか、そういうものも必要ではないかなと思います。

そういう中で、今回は避難所、私も去年のこの避難所を幾つかお邪魔させていただいたんですけど、あるところに行くと何かノートに道路状況とか、天候状況とか、そして公共交通機関の運行状況とか、ノートに書いている。あるところへ来ると、ホワイトボードに書いてあったりとか、さまざまな形ではあったんですけど、実際あのときは電気も水も通っておいりましたんで問題はないんですけど、通常ありましたらファクスのものとか、情動的なツールで各避難所への伝達的なものが共通といいますか、共有化できないかというふうなことを考えておいた次第でございます。

この点につきまして、各避難所との情報共有、この辺を対策本部からはなかなか出ないもんなんでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

避難所におきましては、避難をされた方々と、また私ども市役所職員との情報をできる限り共有しつつ、意思疎通並びに協力体制が大変重要となっております。

非常時であるがゆえに不安が先立ち、夜間ともなりますと情報が少ない中でのいら立ちにもつながります。そういった中で、避難所派遣職員は災害対策本部との情報共有を図りつつ、冷静な対応を行い、道路、河川、公共交通など小まめな情報発信に努めますが、避難者のニーズとの整合というのは、やはり災害のケースもありますけれども、限界があるものだと思っております。限られた条件の中での取り組みになることとなりますけれども、最大限努力するというところでご理解をいただきたいと思っております。

なお、現在緊急速報メールや安心めーる、市ホームページ、行政情報番組や市の広報車など、できるだけ多くの媒体を用いて情報提供に努め、情報の共有化を考えており、市民等の不安をできる限り払拭できるような、そのような最大限の手だてを講じております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

先ほど、井分局長が（2）のほうもちょっと先に話していただいたようなんですけど、実際にいろいろ情報というのが、今の世の中、飛び交う世の中、モバイル的なものを通して情報の伝達というのも、かなり昨今では容易な形になってきております。

その点につきまして、先ほどの情報共有で各拠点へ通知を送るという中のところで、1つ以前から私ちょっと申しております、体育館とまた比較するのではないんですけど、東野公園、西野公園の施設、そういうところでは空調もきくような形にはなっております。

はたまた、よくあるのが南鹿島の鈴鹿川が氾濫しそうだということで避難勧告が出たときには、指定避難所である東小学校になるわけでございますんですけど、これは指定避難所になっておりますのでそこに行くとは思いますが、以前もお伺いしたんですけど、もう1つ、代表の前の第1、第2というふうな形で避難所の中で東幼稚園が入っているわけなんですけど、皆さんも見に行かれた方も見えると思うんですけど、環境的に空調とか床暖房があったんじゃないかなと。

どうしても避難するというと、その時期というのは雨が降ったり、非常に湿気が多かったりとか、環境的には非常に天候が悪いので当然ではございますんですけど、そういうものを利用すると、停電さえなければいろんな情報も送れるし、またテレビとかそういう情報で、体育館とそういう施設では非常に温度差があるように思います。

その点につきまして、開設のプロセス的にどうしても体育館を開放して、東幼稚園のような、またそれに見合うような施設も一応避難所にはなっておるんですけど、そちらを優先できないという点につきましてお伺いしたいのが1つと、先ほどちょっと局長がおっしゃっていただきました避難所への情報伝達についてでございますが、ここも一緒にお話ししかけていただきましたので、市内の方への情報の伝達と、昨年もございましたんですけど、避難民といたしますか、東京から大阪へ帰る途中でたまたま三重県の亀山を通ったら通行どめになって、どこも行けなくなってしまったとかというような市外、県外の方、こういう方に対しての情報の発信、この点についてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

まず1点目の、東小学校体育館が今現在の指定避難所と指定されておまして、亀山東幼稚園をその他避難所ということで現在の亀山地域防災計画では位置づけております。

ちなみになんですけども、市内には各地区に防災の拠点となる指定避難所が15カ所ございます。また、指定避難所が使用できない場合やスペースが足りない場合に、補助的に開設することとしておりますその他の避難所、先ほど申し上げましたこれは東幼稚園なんですけど、44カ所、それに災害発生直後にご家族や近所の方、自治会単位などで一時的に避難する一時避難場所が189カ所ございます。

これらは先ほど申されましたように、いろんなケース・バイ・ケースの中でお話ししてまいるわけなんですけれども、停電等において東小学校よりも幼稚園がということですが、危機管理局といたしましては、地震、風水害とあらゆる災害を想定し整理させていただいているのが第1点でございます。当然、ケース・バイ・ケースのことも想定されるわけなんですけれども、現行どおりということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の避難所開設の案内というか、市民の方々にはどうなのだというところでございますけれども、先ほど先んじて申し上げましたが、災害対策本部におきまして避難所開設の意思決定がなされた場合に、直ちに避難所担当職員を当該指定避難所へ向かわせると同時に、先ほど申し上げました緊急速報メールや安心めーる、市のホームページ、行政情報番組や市広報など、できるだけ多くの媒体を用いて情報提供に努めております。

それから、市外の市民の方々ですけれども、これも去年の経験値でございますけれども、帰宅困難者というような定義も出てきております。そういった中で、基本的には市民の方々中心の対応を考えてまいります。大雨特別警報の経験値というのがございますので、それぞれ帰宅困難者の方からのご意見というか、お手紙等を拝見いたしますと、スマートフォンを使って地図検索、またそれからの亀山市のホームページ等々の情報を得られる中での避難所へお越しいただいたということもわかっておりますので、特別な対応はいたさずとも、やはり災害に強いまちづくりということで、

それらもトータルして減災に努めていきたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

さまざまな状況に対応できるよう、今後もますますのさまざまな対応ができますよう願うものでございます。

この部分で最後のところでございますんですけど、AEDの配備先の周知ということで、現在ハザードマップ等にどこにAEDがあるかという地図的なものはあるんですけど、大体建屋の中にあるのが当たり前なんですけど、道端にポストのようにぼんと立っているというわけではないんですけど、県外でいろんな事例を見てみますと、中学校とか小学校の中にあるものを今回ちょっとご紹介させていただきまますと、茨城県ではございますんですけど、こちらは龍ケ崎市というて7万8,000人、亀山市よりはちょっと大きなところなんですけど、そういう中におきましても学校の屋外にとか、そういうところにAEDが設置をされていると。いろいろ機能的なものとか、またセキュリティの問題もあるとは思んですけど、こういう中で学校の施錠を解くことなくAEDを使用できると。緊急の事態というのは、いつ起こってくるかわかりませんが、市内の小学校の公共施設で大体59カ所あるんですけど、そういう施設の中で、AEDが屋外から、中に入らずそういうのが使えるというようなシステムづくりをされたという事例も出てきております。

さてそこで、亀山市の今の状況といたしまして、そのような屋内に入らず屋外から使用できるとか、またどこにあるとか、そういうような周知といたしますか実施、この辺につきましての現状をお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

AEDでございますが、皆様ご承知のように、不整脈で心肺停止状態になった場合に電気ショックが与えられることができ、生命の鍵というような言い方もされる機器でございます。

市内でのAEDの設置状況、昨年6月には消防本部のほうからご答弁をさせていただいておるわけなんですけれども、昨年5月末には、公共施設においては市役所、コミュニティ、保育園等で54カ所、また幼稚園、小学校、中学校、高等学校、学校関係で20カ所ということでございます。

現時点、確認もさせていただいたわけなんですけれども、やはり施錠等の問題もございまして、休日等の対応というのは、先ほど議員もおっしゃられましたように、屋外対応のできるようなものの考え方で設置をしないと難しいということもございまして、現時点では現行運用ということでございます。

それから、学校でも同様のことを昨年の本会議でも、また教育委員会のほうからご答弁をさせていただいておったわけなんですけれども、こちら先ほどの理由と同じような形で進められておるということでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

台数的には74台ほど、市内には公共施設に設置と。先ほどの屋外への設置というところは、ご理解はいただいておりますというふうに私も理解させていただきましたんですけど、非常に大事なことだと思いますので、具現化できるよう今後この点につきましては提言させていただきたいと思っております。

それでは、大きく最後のICT環境の充実についてでございますんですけど、こちらにつきましては、まずこの中でも小学校、中学校のICT環境の状況、そして市内の公衆無線LANのWiFi設備ですね。この環境の整備促進についてと、そして最後に、テレワークス活用のワークスタイルについて、雇用促進につなげていく話でございます。

その中のまず小・中学校のICTの環境の今の現状についてお伺いいたします。ちょっと時間がないので、現状と、そして反響とございますか、その辺についてもお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

小・中学校のICTの現状でございますが、亀山市の小・中学校におきましては、従前より各小・中学校のパソコン教室に、1学級の児童・生徒が1人1台の使用可能とする台数の教育用パソコンを整備しております。

平成21年度以降、各教室にインターネットを使用するための校内LANを敷設しまして、大型デジタルテレビ、書画カメラを導入するとともに、各学校に1台ずつ電子黒板を配置いたしました。さらには、教員には1人1台の校務用パソコンを導入して教育現場での活用が進められております。

さらに、平成26年度にはモデル的な試みといたしまして、関小学校、加太小学校の2校を実証校として指定いたしまして、タブレット型パソコン22台とLAN環境を整備いたしました。

それと、その活用状況につきましては、小・中学校におきましては、ICTを使うと授業づくりがわかりやすいというふうに評判が出ております。

具体的な例を挙げますと、実物投影機や大型テレビ等の導入によって、教科書や資料集、子供たちのノート等を大きく拡大いたしましてテレビに映し出すことができ、子供たちの興味を引きつけてわかりやすく指導することができるようになりました。各学校のパソコン教室におきましては、発達段階に合わせた計画的な指導を進めておりまして、小学校低学年からパソコン操作を学んで、なれ親しんでインターネットを使った調べ学習などを行っております。

さらに、先ほど申しましたタブレット型パソコンを導入している学校におきましては、例えば体育のマット運動の時間におきまして、子供たちの動きをタブレットの動画機能で録画した後、すぐに映像をスクリーンに映し出して全員で確認して、お互いの動きについてアドバイスを申し合えることができるということになっております。そのことによって、自分たちの動きがすぐ見られることですから、短時間で効果的な練習が行えるようになって、何度も繰り返し映像を見て話し合うことで速やかな動きの改善が行われることとなりました。

このように、タブレット型パソコンにつきましては、まだほかにも特別支援学級の児童・生徒の学習支援ツールとしての活用などさまざまな可能性がありまして、今後も研究を進めていく必要があ

ろうかと考えております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

非常に好評だというふうな報告をいただきました。

以前、私が佐賀県の武雄市というところ、ほぼ5万人程度で亀山市とよく似たまちだったんですけど、ここらでは非常にタブレット端末の導入が盛んでございまして、昨年では小学校、中学校、そして先生方もそうですけど、ほとんどタブレットが行き渡るような形になられまして、児童のアンケートの中でも、先ほど次長がおっしゃっておったように、とても楽しみとか、そして算数と理科は毎回80%を超えるぐらいの授業の内容がわかったとか、そして算数、よくわかる、大体の分がよく理解できて合計で90%を超える理解度を示している。こういうことが、亀山市におきましても児童の学力アップにつながっていけばと思いますので、その点もこれからの拡大に期待するところでございます。

次に、そういうネット環境でございまして、今の亀山市におきまして、亀山市は観光を非常にやっております。そういう中につきまして、ネットを駆使することによって、今海外からも旅行者も来るんですけど、そういう中で言葉が通じないとか、そういうふうな問題もあるんですけど、そういうのがいろんなシステムができると。

そしてまたICTというのは、いろんな情報の通信機能が非常に拡充されてくると便利になってきて、認知症の方の追跡とか、そしてまた獣害対策にもできるとか、そして一番初め今回冒頭で申させていただいた、子供さんたちの行き先もそういう中でちゃんとどういう動きがとれるかとか、そういうところにも反映できる非常にすぐれたものだと思います。

そういう中におきまして、亀山市内の公共施設のLAN、Wi-Fiの拡充の現状とか、そして導入の計画とか、その点につきましてお伺いいたします。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市における公衆無線LANの環境でございまして、道の駅「関宿」や観光協会事務所に整備されている状況でございまして。また、本年3月には、本庁舎ロビーに設置いたしました広告つき地図案内板に公衆無線LANを搭載いたしまして、公共施設への拡大も図っているところでございます。

それと、今後の方向性ということでございまして、公衆無線LANはICTインフラの中でも比較的災害に強く、またスマートフォンなどの無線LANの利用可能な端末が急速に普及していることから、地域活性化に有効なツールの一つと認識しております。

今後の方向性でございまして、公衆無線LANの整備は官民連携が有効に機能するモデルであり、交通拠点、コンビニエンスストア、飲食店、宿泊施設、自販機等での民主導の整備と連携しながら、防災拠点など民間のインセンティブが働きにくい部分では、住民ニーズ等を把握した上で一定の補完を検討するなど、地域全体での整備を考えていくことが必要であると認識しております。

したがって、今後の公衆無線LAN環境整備につきましては、民間による整備状況、行政が

すべき部分の調査、万全なセキュリティー対策、他の自治体の状況、費用対効果などさまざまな要素を熟考の上検討いたしてまいりたいと考えております。

また、これにつきまして必要と認めるものにつきましては、現在策定をいたしております新たな情報化推進計画の中でお示しもさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

ありがとうございます。

私は思うんですけど、この辺が拡充されてくると非常にいろんな面で亀山市内、安心・安全にもつながりますし、そしてところによりますと獣害対策によって非常に農作業に集中できるとか、そういう意見も昨今、ウェブのほうでも上げられてきております。

それでは最後のところでございますが、テレワークスの活用のワークスタディについてお伺いしたいと思います。

いろいろな条件でお仕事がなかなかできないとか、外に出れないとかそういう方も、心に重い傷を持っていて外にちょっと出づらいつか、また人とのコミュニケーションがとりづらいつかいろいろありますが、そういう中においても非常にパソコンといえますか、こういうスキルが高い方も世の中にはたくさん見えます。

その中で女性の活躍とか、マタニティーハラスメント対策とか、そういう面につきましても家にいながらにしていろんなお仕事に携われると。そしてまた、引きこもっているだけではなく、そういうスキルを使って社会貢献もできる、そういうふうな事業というのが今世の中では出てきております。

そういう中におきまして、三重県としては県内ではいろんな支援の状況というのが出ております。しかし、これらの三重県の労働基準部の支援の中で、いろんなランクづけの中で講習会をしたりとか、そしてサービス業に対する支援、いろいろ出てきておるんですけど、そのようになかなか外に出れない、でも仕事をしっかりして亀山どころか世界にネットを使ってお仕事ができるというようなテレワークスのワークスタイルというのが世の中、今出てきておるんですけど、まだ亀山市内におきましては、それをどのように、どこへつながったらいいのかというのは、案内はできるような状態ではないというのは存じ上げておるんですけど、今後につきまして、心の障がいとか、また体の障がいもあると思うんですけど、なかなか外に出られない、車に乗って簡単に仕事に行けないとか、そういうのも含めてテレワークスのネットを使ってお仕事ができるというような、このような案内を亀山市としていろいろ提供できないかということにつきまして、今亀山市の取り組み、何かあるものがあつたらご説明いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

議員がおっしゃいます他人とのコミュニケーションをとるのが難しい方であったりする方が、ICTの通信技術を使って在宅で仕事をする、こういうことは本当に有効な就労方法の一つであるというふうには私どもも考えております。

県内でも余り実例がないということで、NPOが特にIT支援プロジェクト、こういうふうなNPOがございまして、その働きかけによって企業が10名ほど雇用された例があるというふうには聞いておりますが、それ以外はなかなかないと。まだまだこういう雇用形態が拡大していないと、そんな状況でございます。

市としてはどうなのかということでございますが、私どもも具体的な業務形態ですね。どのような形で働けるのか、あるいは業務方法、そんなものをさらに研究いたしまして、そういう情報を企業に対して提供していく、こういう形で働きかけを行っていきたいと思っておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

新議員。

○4番（新 秀隆君登壇）

確かに現在ではございませんが、そういう中につきまして伊藤部長のおっしゃっていただいた、そういうお仕事に携わっていただいて、そして働くことについて、世の中に貢献でき、そしてまた亀山市の納税者として立派に社会貢献していただけるような人になっていただきたい。そのためにも何かできないかということですが、なかなか今の現段階ではちょっと難しいようですが、その中におきましてそういう部署を一つ設けるとか、そういうわけではないんですけど、いろいろ悩んでいる方に対して情報を提供できるような、そのためにもアンテナを高くして、亀山市はいろんなものに精通しているんだというふうなイメージアップで、ますます今のまち・ひと・しごと創生総合戦略の一環としてそういうのもひとつ頭に置いていただいて、今後亀山の発展に寄与していただけるよう、皆様のご協力をまたよろしくご提案させていただいて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

4番 新 秀隆議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時49分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。創政クラブの豊田でございます。

今回は、大きく2つに分けてましてテーマが2つになっておりますが、それはどちらも関連したものでありますので、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目の空き家に関することについてです。

たびたびこのテーマを上げておりますが、ここ数年、事あるごとにお聞きをさせていただいております。ご存じのとおり、ことしは既に国においても空き家等対策の推進に関する特別措置法も出ており、全国各自治体が既に動き出している状態でございます。

空き家対策の特別措置法が可決、成立をしましてすぐ後の昨年12月定例会では、そのときにも1点のみ質問をさせていただきました。市として、今後どう対応していくのかということについてです。

そのときの当時の部長の答弁では、「市といたしましても、このような基本指針、ガイドラインが定められました後、法で定められている協議会、これは市町が設置するという事になっております協議会を早期に組織し、空き家等対策計画の作成及び実施に関する協議を行い、今まで研究、情報収集してまいりました空き家等に関する施策を、国及び県からの情報の提供、技術の助言などをいただきながら財政上の措置も考えていただき、総合的に計画的に推進してまいりたいと考えているところでございます」という答弁でございました。

また、市長からの答弁でも、「今般の特措法の成立は、非常に私どもにとりましても力強く思います。この2年間、県と各市町村と本当に研究会で積み上げてきたものでございます。なかなか難しい課題もたくさんございますが、今後の動きもしっかり把握させていただいて、本市として適切な施策、あるいは制度が組み込めますように、さまざまな角度から検討していきたいというふうに考えてございます」というお話がございました。

現在は、既に9月でございます。全国自治体で見ましても、例えば前橋市さんでは、空き家特別措置法が一部施行されてすぐ、ことし4月にはパブリックコメントを募集し、平成25年、既につくっていた空き家等の適正管理に関する条例、いわゆる空き家条例を国に合わせて改正しています。どういうことかといいますと、従来、条例で規定していた空き家等の実態調査、管理不全な状態な空き家に対する助言、指導及び勧告や命令、こういったものなどの事務は法に基づき行うことになるため、従来条例からは削除するという、自治体がすべきことと国が法律ですることのすみ分け、区別を行っているということです。

では、亀山市はどうか、そういった視点から質問をしていきたいと思っております。

まず亀山市の空き家の現状はどうなっているのかについて、お答えください。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

亀山市の空き家の現状についてでございますけれども、空き家等対策の推進に関する特別措置法、先ほど議員が申されましたが、ことしの5月26日に全面施行されましたが、県も県内各市町も対応に現在のところ苦慮しているところでございます。

本年度は、まず特別措置法に基づき市内の空き家の現状把握を行うよう、自治会連合会に協力をお願いし、空き家の数や位置を把握する準備をいたしております。

空き家対策には、住宅施策、景観行政、防犯対策、地域づくり等多岐にわたることから、関係部署との連携が重要と考えておりますので、実態調査のための庁内情報の利用による空き家の地番や所有者の把握を踏まえ、早期に庁内組織の設置を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほどの答弁で、本年度からまず特別措置法に基づき空き家の現状把握を行うというご答弁でございました。

遅くはないかという意見でございます。確かに空き家の把握はとても大変であること、空き家と認定するための法則なりルールもかなり必要ですから、困難な案件であるということは私も十分わかっております。しかしながら、私が見ていても亀山市の空き家に対する取り組みは遅過ぎないかという思いでいつも質問をさせていただいております。

また、先ほど現状把握に対して、自治会連合会ですかね、自治会さんに協力依頼をするというお話だったんですけれども、地域によって、空き家もそうですし地域の環境というのも違ってまいります。地域のことは、もちろん自治会長さんが一番よくご存じだと思うんですけれども、また空き家についてもきちんと把握するためには、かなりの労力なりマンパワーが必要でございますので、地域の代表でもある自治会長さんをお願いすることになるのは当然のことだと思っております。

しかしながら、地域の事情もございまして、空き家の状態もさまざまでございます。お願いするからには、こういった判断基準、またどういった家屋が空き家であるか、どのように調査するかなどきめ細かな依頼が必要であると思っておりますが、そのあたりは実際どうなのか。きちんと市として、基準にのっとって依頼がなされているのかどうかをお答えください。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

空き家の実態調査でございますが、市の内部資料もございます。というのは、水道のメーター等、これが1年間以上使われていないところが1つ、それから追求することも可能かというふうには考えておりますし、先ほど申されますように、地域ではいろいろ事情が違いますので、なかなか協力を得づらい地域もあろうかと思っております。

そういったときには、市の職員が向向くといったところも考えておりますので、まずは実態調査、それと地域の方々をお願いをするといったところを考えておるところでございます。

なお、空き家の現状は、一応空き家となったところの調査をして、また市の職員で外見調査等も実施をしておりますので、その段階で特定空き家か、または単なる空き家かといった判断に基づくものと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

まず自治会長さんにお聞きをして、その後で外見調査をして、その後特定空き家かどうかの判定をするというお話を伺いました。

実は、私も空き家についてずっと質問しておりますので、私自身も例えば市内あちこち、遊びに行ったり、仕事で別件で行ったりすることもありますけれども、そういったときにその地域の空き家はどうかと、あえてその地域の方、また自治会長さんなんかにお聞きしながら調査をしています。

その中で、何人かの自治会長さんにも今回の件でお聞きをさせていただきました。市から空き家

調査に関する協力依頼が来ているかというお話自身は、実際伺いましたけれども、お話を聞く限りでは具体的なお話があったわけではなくて、聞く方が、ほとんどがどう対処していいかわからないというふうなお話でした。

例えば、こういう場合があったんですけれども、敷地内に自分の家屋、そして物置があって、その物置のほう消防の方が来て、これは空き家ですよねというふうに尋ねられたと。しかしながら、当に住んでいる方は、そうではない、これは倉庫として使っている。なぜ空き家と思ったのかと聞くと、航空写真で見てそう思いましたと、こういうずれがあつたりします。こういうときに、例えば自治会長さんが、このようなきときに空き家と勝手に判定することによって、その地域の方とトラブルが起こったりとか、そういうことになったら困るしなあというお話も伺ったことがございました。

さまざまございますけれども、以前から申し上げておりますが、空き家に本当に真剣に取り組むのであれば、もちろん地域の方、自治会長さん、いろいろ協力体制が必要になってくるんですけれども、その中でも調査する前に判断基準といいますか、ある一定の取り決めというのが必要になってくると思います。それでも、市にはまだ条例もありませんし、どこまで市が空き家対策に取り組んでいるかも、何度お尋ねしても見えてこないのが今の現状でございます。

しかしながら、冒頭にも述べましたように、ほかの自治体では既にさまざまな施策を立ち上げたり、動いているところもございます。亀山市では、どのような情報を集めたり把握しているのか、他市の動きについて知っていることをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

他市の動きでございますが、既に空き家の適正管理に関する条例を制定のところは、特別措置法に合わせるため現行条例を廃止し新たな条例をつくったり、現行条例の改正案をつくりパブリックコメントを行っているところもありますが、多くのところが特別措置法で策定することができるとされている空き家等対策計画の策定に向けて準備をしているところが多く、県内では平成28年度からの策定を多くの市町村が予定しております。

本市は空き家の現状把握を行った後、地域別の問題等を整理したいと思っております。その後、空き家等対策協議会を立ち上げ、特別措置法での特定空き家に関しては、空き家等対策計画の中で条件や対応について市で決定し、特定空き家以外の空き家の対応については条例で決めていく予定でございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほどの答弁の中で、ほとんどが準備中で、平成28年で多くが策定をする予定だというふうにお話を伺いました。

県内で、今までも三重県と三重県内の市町村と足並みをそろえ連携してというお話を何回か伺ったことがありましたけれども、足並みをそろえるばかりでなく、亀山市に見合ったもの、亀山市独自のものをつくっていくというのをそろそろ考えてはどうかと私は思いますし、待ったなしで

どんどん空き家というのはふえておりますので、もう少しスピードを上げないといけないかなと思って、また今回も質問させていただいております。

亀山市で、先ほども申しましたけれども、空き家はこれからもどんどんふえてございます。そういった中で、労力もそうですし、時間もそうですし、マンパワーも本当に足りない。そういった状況の中で、やはり他団体の連携がとても大事なかなと思っております。

今回、そこが亀山市の問題でもないかということで、2つ目の大きな質問に移らせていただきます。間違えました。まだ予防措置対策が残っていました。済みません。

次に、3番目の予防措置対策の必要性についてお聞きいたします。

何度も申し上げますが、空き家対策はまちづくりです。朽ちたり、危険で景観の悪い家屋が一つでもあれば、その周囲の地域の価値は下がってしまいます。果物が一つ、例えば腐ってしまえばその周りのものは全て腐ってしまうのと同じように、やはりきちんと空き家というのは管理をして、そしてきれいに保つ、それがとても大事なことだと思います。

また、この空き家に関しては、持ち主は市民一人一人の方です。ここにいらっしゃる全ての人が自分の家を持ちお住まいのはずですが、しかしながら、これだけ多くの空き地や空き家の問題、ニュースや新聞でも騒がれていても、ほとんど多くの方、私も含めて自分事だと強く認識することは余りございません。市民一人一人が、また地域が、そして市内の業者さん、行政だけでなく全ての人がそういった意識を持たなければ、この空き家問題というのは解決しないでしょう。

亀山市は、もっと空き家に関する周知が必要ではないか、また周知のためにどのようなことをしているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

現在、市では空き家情報バンクについて出前トークをさせていただいており、8月には加太地区の教養講座で空き家について話をさせていただいております。空き家の管理について、ご理解をお願いしておりますが、また今回実態調査とあわせて空き家の所有者等に現在の空き家の今後の意向調査を行う予定をしております。市が行っております空き家情報バンクへの登録や、民間の空き家管理業者の紹介等を行ってまいりたいと考えておるところでもございます。

また、住生活基本計画にあります住みかえを円滑にする中古住宅取得支援や、町なか居住推進のための支援、農山村集落における活力向上のための支援や国の空き家再生等推進事業も必要と考えておるところでございます。

先ほど議員述べられましたように、やはり情報提供も必要かというふうには考えておりますが、特に空き家につきましては予防、それと活用、さらには空き家の管理など、他の市町では多くの応援メニューも掲げられておるところでございます。今後も、実態調査の結果を踏まえまして、そういった応援メニューがどのようなものがあるかということを含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

先ほど部長のほうから、予防、活用、空き家管理が大事だというお話をいただきました。私もそのとおりだと思ひまして、ちょっと大量に資料をつくってしまったんですけども、大量というか裏表のものなんですけれども、まず資料1の予防についてを映していただけますか。

これ京都市さんの空き家の便利帳、ミニ版の空き家便利帳というものです。この内容を見ていただきますと、空き家の予防に関して、「空き家化の予防のススメ」についてが書いてございます。

空き家はどういうふうにして、放っておくとどうなるのか。また、空き家と相続の深い関係、空き家はどうやったら予防できるのか、そういったことが、ちょっと細かくて見にくいんですけども、書いてございます。昨年も、実はこの京都市さんの空き家の啓発資料というのを皆さんにお配りさせていただきましたが、また新しく進化しておりまして、またわかりやすくなっていたので紹介をさせていただきました。字が細かいんですけど、どういったことが書いてあるかという、例えば空き家と相続の深い関係のところなんかは、本当にそうなんだと私もびっくりしたところがあったんですけども、アンケートによると、相続をきっかけとして空き家の所有者になったと答えた人が44%に上っていると。つまり、相続によって空き家というのがどんどんふえていったりもする、こういったことも書いてございます。こういった資料なんですけど、京都市さんでは市を挙げて、特に市長さんが熱心に空き家対策に取り組んでございます。

次は活用編、こちら活用編のほうですけども、こちらのほうではどういうことが書いてありますかといいまして、中身のほう、よろしいでしょうか。裏面になります。

空き家の管理の仕方、「管理のススメ」、そして「活用のススメ」。例えば、よくある活用ですけども、賃貸に出したりとか売却したり、そして何かのアパートにしてみようとか、そういったいろんな活用の仕方などが書いてあります。

そして表面、もう一度戻っていただきますと、これは京都市さんで実際に空き家活用の応援メニューというのをコンパクトにまとめて書いてございます。こういった例えば助成金や補助金があるよということがわかれば、これを活用してみようかなと思う方も結構いらっしゃるんじゃないかと思ひます。こういった周知活動はとても大事なのではないかと思ひ、紹介をさせていただきました。

ここにさまざまメニューがあったりとか、あとはそこには空き家の相談員、相談専門員の派遣、そして町の不動産業者との連携などもうたってございます。

先ほど、市の取り組みとしてどういうことをやっているかということで、出前トークがありますよとおっしゃってございましたけれども、例えば京都市さんでは、出前講座ではなくて「おしかけ講座」というのを実施しております。つまり、まちの人々に本当に真剣に考えてもらうために、押しかけてでも空き家のことを知ってもらおうとしている。こういった姿勢が大事じゃないかと思ひました。

県内他市がまだしていないから、そんな場合ではないのではないかと。空き家の質問をするたびに、県とか県内各市町村との研究会をしていると言われるんですけども、まず亀山市の独自性というのを出すためにもしっかりと頑張っていたきたいなあとと思ひまして、こういった資料を出させていただきました。とはいえ、これぐらいの熱意を持ってやっていくというのは、相当なマンパワー、労力が必要だと思ひます。

そこで2番目に移りたいと思ひます。

大きな質問としまして、NPO等団体との連携についてというのを上げさせていただきます。

ここでいうNPOとは、法人格を持ったNPO法人のことを申し上げているんですけれども、現在、全国的に地域における課題・問題点が多様化しており、どこの自治体でもマンパワーが不足状態でございます。亀山市も同様ですが、行政では手が回らない。ただ企業が担うには難しい。こういった地域の課題を解決するのがNPO法人の存在、それが不可欠ではないかと考えました。

しかしながら、NPO法人との連携が亀山市ではとても少ないと私は感じております。亀山市は市民団体が大変多く、さまざまな場面で大きく活躍されておりますけれども、NPO法人の数自体はどうなのか、また他市と比較して少ないのか、その数についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

NPO法人の現状ということでお答えさせていただきますと、ただいま認可を受けられておりますNPO法人は、本市で現在6団体でございます。NPO法人格の取得につきましては、県のほうで担当しておりますので、そちらのほうのホームページで確認をさせていただいております。他市と比べて多いか少ないかということについては、若干わかりにくいと思いますが、今6団体でございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

他県に比べてなんですかね。済みません。

地域にかかわるコミュニティ活動、そしてボランティア活動は大変重要であり必要不可欠ですが、地域の重大な課題に途切れることなく継続して対応していくことや、専門的な能力を持って取り組んでいくためには、NPO法人のような団体との連携が必要ではないかと思いますが、今6団体あるということですが、亀山市がNPO法人と連携している事業の例というものは、じゃあどのようなものがあるかというのをお答えください。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

それでは、6団体の中で例えば1つ、Let'sスポーツわくわくらぶというのがございまして、こちらのほうは団体の自立を促すために活動資金を得るということでNPO法人格を平成26年の3月に取得されております。このわくわくらぶにつきましては、法人格取得までこちらのほうで支援をさせていただきまして、取得後におきましても安定経営に向けまして助言とか指導を行っているところでございます。

それと、もう1つ、平成26年の9月に亀山文化資産研究会がNPO法人格を取得されておりますけれども、亀山文化資産研究会につきましては、こちらのほうも、まちなみ文化財室のほうで団体の立ち上げからNPO法人格取得に至る経過の中で支援を行っておりますし、また、ただいま協働事業ということで文化財建造物公開活用事業などの協働事業の実施であるとか、また法人が自主事業を行っておりますので、そちらとの連携を図っております。

さらには、本年6月に総合保健福祉センターでぽっカフェを運営されておりますぽっかぽかの会

がNPO法人格を取得されまして、障がい者雇用の創出につながったものと考えております。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

亀山市でも、今、まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されておりますけれども、この骨子を見ますと、テーマの一つにつながり、見守り、助け合える地域社会をつくるために、空き地空き家の対策の促進などが例として挙げられておりました。

先ほども申し上げましたが、空き家対策には本年度、全国で条例等の制定を含めて議論がなされているところです。亀山市では、空き家の予防、活用を重視しながら市民団体との協働による定住促進、制度の確立をし、市と空き家の所有者と、そしてNPO法人等の団体の3者が役割分担して、協働することによって亀山市が空き家が廃屋となっていくのを予防していくというシステムをつくってはどうかと思い、提案をさせていただきました。

こちらでまた資料をつくらせていただいたので、3番目の資料をお願いいたします。

ちょっと絵入りにしてみたんですけれども、空き家の問題といいますと、誰の責任なのか、誰が責任者なのか。もちろん所有者の方が責任者なんですけれども、今の時代、どうしても所有者だけでは何ともできないという場合があって、それで今こういう連携、これは亀山市で今私言っておりますけれども、ほかの自治体でも結構こういう3者の、どういうふうにシステムをつくっていくかというのをつくっている自治体さんがたくさんございます。

例として、先ほどこちらで挙げさせていただきましたが、先ほどのNPO法人等と団体との連携についてということでお話をさせていただいております。参照にしながら、見ていただきながらお聞きください。

NPO法人等の市民活動では、地域の見守り体制を強化し、共助の地域社会を形成させると同時に、NPOの団体構成員に若者を雇用するなどの雇用対策も促進させていくことができないかということで、こちらにも書かせていただいております。

なぜこうしましたかというのと、今回、まち・ひと・しごとにも補助金がついてございますけれども、一過性の補助金に頼る計画ではなく、今後もその母体を生かして育てていく。そしてその効果が1回のサイクルで終わるのではなくて、育てていくことで2回、3回、成長していくことによってまちづくりがなされていく、それが一番大事なことだと思いますが、企画部のご意見を伺いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご提案の空き家対策とNPO法人の連携ということでご質問いただきました。

7月に議会にお示しをいたしました総合戦略の骨子におきまして、空き家対策につきましては取り組み項目例にも挙げさせていただいております、市といたしましても重要な要素になるものと考えております。

現在、総合戦略につきましては、骨子から素案に向けた検討を行っているところでありまして、どのような位置づけになるかも検討中でございますが、議員からのご意見も踏まえまして、定住対

策につきましてはさらに議論を深めてまいりたいというふうに思います。

それとあわせまして、NPOの若者雇用の創出と空き家対策を連携させるということでございますが、これにつきましても総合戦略骨子の現状と課題として、市民活動などとあわせたボランティア活動についても触れているところでございます。

こうした活動は、魅力的な地域づくり、地域社会の形成に欠かせないものであると考えておりますことから、議員からのご指摘も踏まえ、空き家対策も含めたNPOの連携、こういったものにつきまして総合戦略策定において十分議論を深めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

前向きな答弁、ありがとうございます。

他団体との連携、今もNPO法人というふうに例も挙げましたけれども、人口が減少し、マンパワーも不足し疲弊をしている亀山市にとって、ほかの全国の自治体もそうですけれども、これは大変重要なことだと思っております。

それを、市全体で抱える問題を共有認識として考える、特に今回は空き家問題を、空き家については今後はコンパクトシティという都市形成も重要性を増すことから、先ほども答弁ございましたけど、地域への定住促進の位置づけもしながら考えていくべきだと思っております。

空き家対策特別措置法は、市町が除却手続きできることを制度化したものである一方で、予防措置のほうのソフト事業は市町の独自性が求められております。しかし、この部分は市が考え行ふべきものかという責務の点ではまだまだ不明の部分もございまして、先進地ではNPO法人などを活用した取り組みが盛んに進んでいることから、NPO法人等や市民団体の活用が望まれていると思います。

これらのことを盛り込んだ政策を検討していくことで、亀山市の独自性を出していくべきではないか、最後に市長のご意見をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

豊田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今ご答弁もさせていただきましたが、あるいはご指摘いただきましたように、本市といたしましても、この空き家対策については大きな政策テーマの一つであるというふうに認識をいたしております。確かに難しい部分やスピードが遅いのではないかと、こういうご指摘を頂戴いたしておりますが、それもしっかり受けとめながら、現在の総合戦略の策定の中で整理をさせていただいて、今後の政策推進につなげてまいりたいと思っております。

その中で、ご指摘のような亀山らしさとか、亀山の特徴あるいは仕組み、こういうものにつきましてもしっかりと検討して組み入れていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

7番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 3時32分 休憩)

(午後 3時42分 再開)

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 今岡翔平議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

今岡です。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず、今回は若い世代の意見を市政に反映する仕組みづくりについてと、経営会議について、大きく2点質問をさせていただきます。

12月議会で初めて一般質問に立たせていただいたときに、自分は若い世代の意見を市政に伝えるために議会へ送ってもらったんだというようなことを申し上げて質問いたしました。若い世代の意見を反映させるための仕組みづくりについて質問した答弁で、山本部長にこういうふうな答弁をいただいたんですけども、「若い世代の方々の市政への参画というのは、仕事や子育てなどのさまざまな理由が考えられますが、一部低い状況にあるということは認識をしておるところでございます」。ちょっと略しまして、「いずれにいたしましても、本市の将来を担う若者の意見を聞き、市政に反映していくことは、大変意義あることと認識しておりますので、今後もさまざまな機会を捉えて若者が市政に参画できるような仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております」、こういうふうなご答弁をいただきました。

ここで、答弁の中でポイントは2つ、1つが若い世代の市政への参加が意義あること、重要であると市のほうで考えていただいている点、もう1つが、若い世代の市政への参加状況が低いということはこの時点で認識されているということですね。つまり、若者を集めるのが難しいということがこの時点でわかっているというのがポイントの2つ目だと思います。

それでは、質問に入っていきます。

まず、12月議会で質問をしましたが、その後どういった取り組みが行われたのか、お答えをお願いします。

○議長（前田 稔君）

1番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組んでおります中、12月に議員からもご指摘をいただいたご意見も踏まえまして、策定作業の一環としまして若い世代の結婚や仕事に対する考え方を聞く機会としまして、去る8月9日に若者ワークショップ、「まち×デザi nかめやま」を開催いたしましたところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

自分がした質問に対して「まち×デザ i nかめやま」、8月9日に行われているんですけども、ただこれ質問したことに対して、やってもらった、それだけで喜んでいただけない。

私は市政へこの意見を反映するということまでが使命だと思っていますので、ここで収集された意見が本当に市政に伝わる仕組みなのか、そういったことを追及していきたいと思います。ただ、先ほど部長がまち×デザのことはおっしゃっていただいたんですが、それ以外にも若者の意見を聞く機会というのは、これまでにあったのか。もしあったのであれば、実績を教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

若者ワークショップ「まち×デザ i nかめやま」以外にも、今回の総合戦略の策定で申しますと、市内3中学の3年生、約430名及び亀山高校と徳風高校の3年生、約280名を対象にアンケート調査を実施し、定住や仕事、結婚などに関する希望について調査をいたしました。現在、調査結果を整理しており、取りまとめ次第、議員各位にも結果報告書をお示しさせていただきたいと思っております。

また、それ以外としましても、去る7月22日には亀山青年会議所が主催する勉強会に市長が出席させていただき、若い世代の方々と意見交換をさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

2つ大きくお答えいただきました。アンケートと青年会議所との意見交換ということなのですが、アンケートについてはちょっと置いておきまして、青年会議所の意見交換は私もいたんですけども、一応テーマとしてリニアを通したまちづくりというような内容になっていたのので、なかなか私が想定するような市政に反映させていくという形の機会ではちょっとなかったかなというように思います。

では、2点目なのですが、「まち×デザ i nかめやま」の実施について。

先ほどお答えいただいた8月9日に開催されたワークショップについて、具体的な内容についてお答えをお願いします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

若者ワークショップにつきましては、8月9日の午前10時から午後4時まで、あいあいの1階ふれあいリビングで開催し、参加者は19歳から35歳までの29名に参加いただいたところでございます。

内容といたしましては、午前中、亀山市の魅力やコミュニティビジネスの可能性など、主にまちや仕事をテーマとするグループワークを行い、また午後には、自分たちが考える10年後の幸せや、その幸せのために必要なことをテーマにグループワークに取り組んだところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

参加の対象者の年齢が19歳から35歳までの未婚の方というふうに絞り込まれていますが、この世代に絞られた意図というのを教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在、対象者を絞った意図でございますが、まず下限でいきますと19歳からということになっておりまして、これにつきましては、先ほど申し上げました中学生と高校生のアンケートは済ませておりますので、まず19歳以上と、あと35歳と設定させていただきましたのは、若者の晩婚化等が進んでおりますことから上限を35歳といたしたところでございます。

（「未婚者」の声あり）

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

失礼しました。未婚者でございます。

（「その理由は」の声あり）

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

失礼しました。

結婚をしておっても今回の場合はよかったんですけども、特に今回尋ねたかったことが若者の定住ということとか、その辺が中心ということでございましたもので、未婚に限らせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

では、若者の定住について聞いたかったのでこの年代に絞ったというようなご答弁でしたが、最終的に、これどういうふうな意見が出たとか、そういう参加者の意見を集約した概要ですね、それを教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

最終的に出された主な意見としましては、本市の魅力として、遊び場所では石水溪やサンシャインパーク、食べ物ではみそ焼きうどんや亀山茶、自然景観等では鈴鹿川や関宿、亀山宿の町並み等が上げられました。

また、10年後の幸せのために必要なこととしまして、ストレスのない生き方、これをするために月1回趣味全開デーや家族づくりのサポートとしてママ友づくりカフェ、こういった施策、事業などがアイデアとして出されました。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

意見について伺いましたが、2つ目、実は私、ちょっとだけなんです現場に足を運びまして、

どんな様子かというのを少し見させていただいたんですけれども、これが知りたかったんですね。

知りたかったのは、市役所の職員さんの割合ですね。よく何か会議があったりとか催しがあったときに、足りない分を市役所の職員さんで埋めるというようなことが行われたりするんですけれども、それがいいか悪いかは別にして、意図があると思うんですけれども、今回、そういうことがあるのかなと思って見に行ってみたら、29名中約半数近くの方が市役所の職員の方じゃないかなというふうに見えたんですが、この参加者の集まりぐあいというのが予定どおりだったのか、本当にこの半数が市の職員だったのかというのを教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

参加者29名のうち、市職員は16名でございまして、およそ全体の半数でございました。

参加者の目標につきましては、50名を予定しておりまして、当初35名の申し込みがありましたが、前日に3名、当日に3名の方が仕事の都合などでキャンセルとなりまして、当日は29名の参加となったところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

29名中16名が市の職員さんで、そこから意見を集約するというような催しだったんですけれども、この29名中16名だったという割合に対する、主催者としてどういうふうに思っているのかというのを教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

市職員の割合に対する主催者としての所見でございしますが、さまざまな立場から若い世代の意見を聞くためにも、より多くの方に参加していただき、市職員の割合も低ければさらによかったのではないかというふうに感じております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

思ったとおりの答弁をいただいて、ちょっと安心していますが、ここでポイントの2つ目で申し上げましたが、12月の定例会の答弁の時点で、若い世代を集めるのは難しいというような答弁を市のほうでされているんですね。とわかっていながら、集客が目標値にいかなかったと。

先ほどの答弁にあるように、不本意ながら半分を市職員の方々にするしかなかったというようなことについて、こういうことが起こってしまった原因について、どう分析しているのか教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

参加者の募集につきましては、広報かめやま、ホームページ、フェイスブックのほか、商工会議所や市内事業所等へ直接依頼に参りまして、募集を行ってきたところでございます。

今回、50名という形の中で29名しか集まらなかったということと、半数以上が市職員であった。参加者の募集につきましては、広く募れたんだろうというふうには思っておりますが、やはり直接依頼というところで事業所等へお伺いをしたところでございましたが、このあたりがちょっと期待以上に数字が出なかったということが反省点ではないかというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

私も伺ったんですけれども、広報に載せたりフェイスブックで告知をしたりしたんですけれども、公募から来た若者というのは正直いかなかったというふうに伺っています。

私も実は12月のときに非常に集めるのは難しいというようなことを言っていて、なので1回こういう催しをやってみて、やっぱり難しかったという意味で、もう1回やる際には集客の方法を考えていただきたいと思います。

ただ、広報に載せても公募がゼロだったとかいう、やってもほぼ難しいなと思うところは逆に削っていくことができると思うんで、その辺も踏まえて集客の戦略というのは立てられるんじゃないかなというふうに思います。

では、3番目なんですけれども、このまち×デザで集約された若い世代の意見というのは、具体的に市政のどの部分に反映されるのか。先ほど、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略というふうに少しあったんですけれども、どの部分に反映されるのかを教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、若者ワークショップでいただきました意見は、今後の総合戦略策定の中で、例えば若者の定住策でありますとか、参加いただいた方が将来結婚して子供を産んでいただくときに、子供が安心して産み育てられる子育て支援策、こういったものに生かしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、この総合戦略を策定するまでに、まだこういった同じ若い世代の人たちの意見を反映する機会というものはあるのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の機会のみで若い世代の皆さんの意見全てを集約、反映できるというふうには思っておりません。

先ほど私が申しあげました中学生のアンケートでありますとか、高校生のアンケート、あと企業

等にもアンケート調査を行っております。それと総合戦略の地方創生会議等もございまして、そういったところの意見も全体的に踏まえまして総合戦略の策定に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

総合戦略に反映されるのはこれっきりと、また別の機会にというようなことは伺っています。

私も何人かの参加者に実は話を聞きまして、すごくいい機会であったという話は全体的に聞いています。ただ、この反映されるものが総合戦略という余り具体的なものではなくて、その前段階の計画であったり戦略というところが少し物足りないというか、歯がゆいような話を聞きました。

そこで、市長にお伺いしたいんですけども、この政策の前段階である計画とか戦略だけでなく、もう少し具体的な政策をつくり上げる場所にこういった世代の協力を仰ぐことは、これから可能性としてあるのかなのか、お伺いをいたします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今岡議員のご質問にお答えをいたします。

「まち×デザi nかめやま」の取り組みでの課題については、ご指摘のとおりとして受けとめてまいりますけれども、確かに、例えばこれは若い皆さんというくくりだけでも、いろんな要素によって多分さまざまな意見や捉え方が違うんだらうと思います。

市全体でいけば、5万人の市民それぞれにさまざまな背景があったり、思いがあろうかと思えます。全てをお一人お一人お聞きして、行政計画等々に反映していくという思いではございますけれども、それをいかに集約して形にしていくかというのが難しいところであり、そこに最大限の知恵が要るんだらうと考えておるところでございます。

そういう意味で、そこは今後も永遠のテーマではありますが、どのように、若い人はもちろんであります。それを受けとめていくかというのは当然考えてまいりたいというふうに思っております。

さらに、前回もご答弁させていただきましたが、若い皆さんの持つ柔軟な可能性やその力というものを持ちに生かしていくということは大事なことでございますので、今回は本当に総合計画をつくる前段階の非常に抽象的なそういう場面であった部分は確かにそうだらうと思いますが、今後のまちづくりにおきまして、さまざまな若い世代の皆さんの声を具体的に形にしていくような場面の仕組みというのは、今後の検討課題の一つであらうというふうに考えておるところであります。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ぜひ前向きに検討いただければと思います。私のほうも逐一申し上げていくようにはいたしません。

次、4番目なのですが、参加者から柔軟な発想が出るように、主催者側はどのように工夫したのか。

この催しなのですが、いつも何か市の会議とか、そういうところに集まる人たちではなくて、初めてこういったことにかかわる人が多かった会議なんじゃないかなとも思います。それで、広報の7月16日号に募集要項が載っているんですけども、その時点ではどういう内容を行うかというのが書かれていなかったんですけども、この実施内容というのはいつごろ決定されたんでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

広報の募集段階では、まずワークショップの目的でありますとか募集年齢など、基本的な内容での募集を行っておりまして、議員おっしゃられたように、具体的な内容というのは特に記述をさせていただかなかったところでございます。

具体的な企画運営につきましては、どうやってワークショップを進めていけば意見が出しやすい雰囲気づくりができるかということなど、今回のワークショップをより有意義なものとするために専門的な立場からの支援が必要と考えておりまして、NPO法人Mブリッジに開催支援を委託し、7月24日に実施内容を固めたものでございます。

なお、詳細な部分につきましては、開催日の前日まで委託者と協議しながら、よりよい内容とするよう調整を図ってきたところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

7月24日だと、もう1カ月を切っているぐらいですかね。そんなときに外部講師を呼ぼうということが決まったと。

私、前回の6月議会でも質問したんですが、外部講師を呼んで今回ワークショップを行おうということなのですが、一部の職員さんは主催者側になると。で、主催者側になって会議を仕切るとか、意見を出させるというようなことをしなきゃいけないと思うんですが、6月議会で研修について質問をしたときに、おおむね業務に直接関係ない専門知識以外の研修というのはそんなに受けられていないということが確認できたんですが、外部講師ではなくて職員さんのほうでの準備というのはどのようにされていたのか、教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、若者ワークショップの各テーブルに庁内の若手職員6名を意見の引き出し役であるテーブルファシリテーターとして配置し、意見が出やすいようなやわらかな雰囲気づくりに努めたところでございます。

それと、このファシリテートする能力というのは非常に特殊な能力でございまして、通常の研修ではなかなか身につかないものだというふうに思っておりまして、ワークショップ形式の研修へ参

加するように働きかけてまいりまして、企画担当者でございますが、2名をこういった研修に参加させまして、ファシリテートの能力を身につけさせてもらったということでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

一部の職員さんが、本番までにそういう研修に参加をされて準備をしていたと。6月議会で聞いたからかどうかわからないですけど、自主的にそういうふうな研修で準備をしていただいたということがわかりました。

最後の5番目なんですけれども、今後、こういった取り組みを続ける必要性を感じているかについて、まず必要性を感じているかどうかについて、お答えをお願いします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど市長からもご答弁がありましたように、この総合戦略の策定に限らず、今後、広い世代の、将来若い世代のご意見を聞かせていただくということは非常に必要なことと考えております。今後もさまざまな機会を捉えて、若者が市政に参画できるような仕組みづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

改めて必要性を感じていただいているというようご答弁をいただきました。

この若い世代については、最初のほうに言ったように、非常に人数を集めるのが難しいと。なかなか集まらない。

ここで、私のほうでこういうところがポイントなんじゃないかなと思っているのが、3つポイントがありまして、1つがおもしろそうである、あとおしゃれであるということが大事かなと。今回、まち×デザインワークショップということで、まちづくりについて考えようという極めてストレートに内容をぶつけているんですけれども、これでなかなか若い世代の人たちは参加しようというふうにはならないので、もう少し見せ方がおもしろくできたほうがよかったのかなあと。

おしゃれかどうかということについては、ビラと広報があるんですけれども、ビラのほうはちょっと凝ったおしゃれなデザインになっていたんですが、広報のほうは普通のモノクロというか、カラーではないですね。その中に文字をそのまま連ねるというような表現になってしまっていたので、なかなか若者らしいとか、若いという雰囲気が伝わりにくかった部分はあったかなあと。ただ、そういうビラができていて、できればそのビラでイメージをつけていけるといいかなあとというふうに思いました。おもしろそうである、おしゃれであると。

それからもう1点が、ある程度、これほかの自治体の若者会議でもやっているんですけれども、報酬が出ると。メリットがないとなかなか参加しづらいということで、もう決まったメンバーに時給換算で報酬を支払うということをやっているところもあります。

それから3つ目が、先ほど市長にもお伺いしたんですが、具体的に自分の意見が形になるとか政

策になるということがポイントになるかなというふうに分析をしています。

ずうっとこのワークショップの内容について伺ってきましたが、今回、若者のワークショップということで、意見を集約しますよということで行われた会議について、このように質問を展開してきたんですけれども、実はこれ、若者に限らず、ほかのさまざまな区切りで市民の方が参加される会議というのも開かれています。やっぱり集客ですとか、意見の集約の仕方であるとか募集の仕方、あるいは市役所のほうの準備ですね。1回やるにはかなりコストも人もかかってくるということで、若者に限らず一つ一つこういう会議を開く場へ行って、今伺ってきたようなポイントがそれぞれかかわってくるかなと。

私たち議員のほうも、市がせっかくやっている事業なんで、どんどん足を使って自分たちの目で見たいこうというふうに思うんで、お互いそういうふうにチェックをして、いいものをつくってきたいなというふうに思います。

では、大きなテーマの2つ目ですね。

経営会議のことについてなんですが、よく櫻井市長が、二元代表制だから議会の意見や承認があってというようなことを、議会のことを非常に重要視していただいたり、あるいは市民の意見を聞いた上で政策判断をしたいというようなことを折に触れておっしゃられているんですけど、これはこれでありがたいことなんですが、そう言っていただく分、こちらとしては市役所組織、あるいは内部からの意見集約であるとか意思決定というのはどうなっているのかと。外の我々議会であるとか、市民のことを気にしていただいている分、内部はどうなっているのかなということがちょっと疑問になってきます。

前回質問した市役所組織についてなんですけれども、これは本来の市長がいて部長がいて、室長がいて職員さんがいてというような過程を飛び越えて、若手職員の意見を聞いてくださいよと、そういう仕組みはあるんですかという質問をしましたが、本来の市役所の意思決定というのがどのようにされているのかということでお尋ねをしたいと思います。

まず1つ目ですね。市長が決断、方針決定をする前に、恐らく副市長ですとか部長職クラスの幹部職員さんと話し合いをするという場所があると思います。これが、ちょっと事前に伺ったんですが、庁議と経営会議というものがあるらしいんですね。この2つ、条例で規定されているんですけれども、原則公開をしないということなんですが、この2つの会議、どんなものか、概要を教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず経営会議につきましては、亀山市庁議規定において、庁議において決定した事項の推進及び総合調整の徹底を図り、市政運営を効率的に行うために置くこととしておりまして、具体的には市長から指示事項、行政課題の協議等でございます。

その構成員としましては、市長、副市長、教育長、消防長、医療センター院長及び部長職員でございます。会議は原則として毎月1日に開催をしております。

続きまして、庁議につきましては、市政運営の基本方針、重要施策等の審議策定及び市政の総合調整を行うために置くこととし、市長主催のもとに副市長及び教育長にて組織しております。

庁議は必要に応じて開催することとしておりまして、おおむね年間10回程度開催しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

庁議と経営会議について、ご説明をいただきました。

庁議のほうは、市長、副市長、教育長という3人で行われるということで、これは随時ということなんですが、経営会議はそれぞれ各部長クラスの職員さんも参加をしてもらおうということなんですけれども、この経営会議の中で意見を主張したり、何か新しく提案をしたりということは可能なんでしょうか、教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

経営会議におきまして、市政運営を効率的に行うことを目的に、行政課題の協議や施策、事務事業の連携・調整を図りますことから、各部長は所管する施策や計画、事務事業を中心に、その進捗や課題に関し発言をいたしております。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

意見を言うことは可能であるというような答弁だったと思うんですが、この経営会議、議長は副市長が行われるということなんですけれども、それぞれ参加いただく部長クラスの職員さんは、自分の専門分野があると思うんですけれども、議長である副市長というのは発言ができるのか。それから、もし発言をされる場合、副市長というのはどの分野に関して意見を言われるのか、教えてください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

経営会議における副市長の役割といたしましては、亀山市庁議規定第3条第6項の規定によりまして議長となっておりますことから、議事の進行などを行っていただいているところでございます。

また、副市長におきましては、市行政の基本方針の決定及びその推進につきまして市長を補佐することなどが職務となっておりますことから、市長指示事項など市政全般について補足指示をいただいているところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

副市長の意見ですが、市政に対する基本方針であるとか全般のサポートというような答弁だったと思うんですけれども、そもそも経営会議だけでなく、亀山市における副市長に任された所管と

というのは同じようなものであると考えていいのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

平成18年の地方自治法の改正によりまして、副市長は市長を補佐し、市長の命を受けて政策・企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することと改正されまして、助役から新たに副市長に名称変更がなされ、新たな職務が規定されたところでございます。

このような中、本市におきましても事務分掌規則を改正し、副市長の新たな役割について明記いたしたところでございます。先ほど私申し上げた、市長の命を受けて政策・企画をつかさどる、これが副市長の所管、役割でございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

副市長の所管に関する条例なんですけれども、平成18年に地方自治法が改正されて、各自治体における副市長の、これまで助役であった方たちを副市長にして権限が移譲できるというような改正になったと。

ただ、この副市長の所管に、さっきの条例なんですけれども、これは櫻井市長が市長に就任されてから条例の改正というのはされてないのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

平成18年の地方自治法の改正によりまして、市長の権限を副市長に一部委任するときにつきましては規則を改正するというようになっておりまして、条例そのものではなくて、市長の権限に属する事務を副市長に一部委任するという規則がございまして、これを改正することによって市長の権限が一部副市長に委任されるということとございますが、市長就任以来というか、この自治法改正以来、亀山市におきましては副市長への委任というものはまだないところでございます。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

副市長に関する条例、規則に関して説明をいただきましたが、いろんな自治体の運営体制というのを見てみると、副市長という立場は実は条例を変えれば、その自治体ごとに色を出せるというようなことがあると。

例えば、愛知県のあま市、人口が8万6,876人なんですけれども、2013年に副市長を2人制に、しかも定員適正化計画で一般職の職員さんを減らしながら、副市長をふやしています。なぜかという、市民病院を建て直したりですとか、新庁舎を建設するために、市長ではなくて副市長に権限を移すことによって、私が調べた時点ではどちらにどういう権限になるかというのは書かれていないんですけれども、副市長に権限をそれだけ移譲して任せていくというような例が出てきました。

もっと亀山より人口の少ないまちでも、鹿児島県の長島町という1万393人の人口の町があるんですけども、ここは町なんですけど、もともと総務省に所属されていた29歳の官僚だった方が町長に直接口説き落とされて副町長になったと。この際も恐らく条例変更をしていると思います。

これは2人にふやせというわけではなくて、先ほど新議員のタブレットの例で出てきた佐賀県の武雄市、人口が5万人ぐらいなんですけど、ここの前の市長の樋渡啓祐さんですね。この方、週に市役所に登庁するのが3日間で、あとの権限を全てたっただけ1人の副市長に任せていたというようなことがあったりですとか、あるいは逆に市長のほうで権限を持って、副市長自体を置かないというような実例もあります。

ちなみに、あま市の場合は1人副市長が1,690万円人件費がかかるとかあるんですけど、亀山市の場合は今副市長に大体1,200万円ぐらい人件費がかかっていると。今の副市長がどうこうという話ではなくて、市長の戦略として副市長を置くということを考えたときに、年間1,200万円をかけている政策とも考えられるかなあと。

恐らく、しばらく前から、市長のトップセールスが必要だというようなそれぞれ議員の質問もあったと思います。きのうも、税収をふやすために企業誘致をするというような話もあったと思うんですけど、副市長に権限を渡して市長がトップセールスに行く、外に出ると。伊勢志摩サミットがあるから、ジュニアサミットを開催してほしいということで、桑名の伊藤徳宇市長なんかも県庁に赴いてお願いをしていたりしたんですけども、これはトップセールスをやってくれとかいうことではなくて、副市長という政策を変えることによって、市長の動き方が自由になる可能性があるということをお願いしたいんですね。

副市長の置き方については、完全に市長の経営裁量に任されているんですけども、今回、副市長をやっているのは、もともと市役所ご出身で、ずうっと市役所内部のことについてかなり強い副市長がやっていると。一方で、市長は県議会出身で、県とのパイプが強かったりとか、外部の交渉に対して非常に強いというふうに仮定すれば、もう少し市長が外に赴いて、副市長に権限をもっと移譲するというほうが考え方として、もともと市役所の内部に強かった方が副市長をやっていると、市長は県議会の出身という偶然にも亀山市はそういう取り合わせなので、そういう役割分担みたいなことができるんじゃないかなと思うんですけども、市長と副市長の役割分担について、どのように市長は考えられているかについてお答えをお願いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成18年の自治法改正は、まさにそういう地方分権の大きな流れの中で地方自治体のトップマネジメントを強化しようと、こういうことであったというふうに考えてございます。

その意味では、より高次の政治的、外交的、渉外とか、そういう要素を市長が背負い、あるいはシティーマネジャー的な日常的な執行権限を副市長が担うというようなイメージが多分組み込まれたんだろうと考えてございます。

そこで役割分担なんですけど、確かに今おっしゃっていただくようなこの組み合わせの妙というのは、私は大事であろうというふうに思っております、二十数年ぶりに生え抜きの市職員が副市長に就任をいただいて、財政初め企画政策を担っていただいております。

今ご指摘いただきましたトップマネジメントを強化していく過程で、今後さまざまな、市長と副市長、副市長への権限委任だけではございませんでして、マネジメントの体制をいかに強化していくかというのは大きな大事なところであろうと思いますので、これはしっかり対応していきたいと思えます。

それから、確かに権限委任こそしておりませんが、例えば、既に一定範囲内におきましては専決権におけます移譲をしております、例えば契約に関係します指名審査会の委員長を初め、さまざまな委員会の座長とか委員長を担っていただいております。契約につきましては、1,000万円までの契約につきましては副市長の権限の中で判断をいただくというような仕組みができ上がっております。これは事務決裁規定によって、そうなされておるところであります。

いずれにいたしましても、市長、副市長、トップマネジメントがしっかり機能していく、これは大事なことでございますので、情報共有をさせていただいて、役割分担を担いながら前へ進めていくということになろうかというふうに考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市長から、今がベストな体制であるというようなご答弁をいただいたと認識しております。

また、あしたかあさってか、西川議員から定員適正化計画とか市役所の仕事量について、私も質問しているんですけども、権限を移譲して決裁を早くすることによって仕事が進むスピードを上げるとか、そういう考え方もできると思えます。

人件費なんですけれども、コストと考えたときに年間1,200万円、4年間で4,800万円の
※
—————なので、これは今回そういうふうにお答えいただきましたけど、本当に
しっかり機能をこれからしていくのかということも含めて、また追っていききたいと思います。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（前田 稔君）

1番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時32分 休憩）

（午後 4時42分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

緑風会の高島でございます。質問をさせていただきます。

今回は、市道川崎白木線、通称フラワーロードの道路改良についてと防犯カメラについて、防災井戸についてを質問させていただきます。

今議会で、補正予算としてフラワーロードの予算がついてきました。改修とかいろいろな面でつ

※削除あり。※268ページに発言の取り消し許可あり

いてきました。視点はその視点でよろしいんですけども、私は今回、近隣住民の問題について取り組んでいきたいと思えます。

現在、通称ですけどもフラワーロードというのが走っています。北は辺法寺の左カーブから南は関工業団地のS字カーブを抜けてからその間、白木、小川、辺法寺を貫いていく線のことなんですけれども、そこについて今現状いろんな問題、パンクとかいろいろあると思うんですけども、私はその中で騒音と道路改良に向けてというようなことでお伺いをさせていただきます。

あの道路、辺法寺へ抜けたりと、関工業団地を抜けていきますと、結構道があげてくる道でございまして、スピードも結構乗ってくる道でございまして。その状況について、今その道路とかの状況もそうなんですけれども、その現在の状況についていかが認識されておられるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

高士建設部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

市道川崎白木線は、東名阪自動車道の慢性的な渋滞を回避する車両など、大型車両の1日交通量が増加しており、片車線で1日当たり約400台の大型車両が走行しております。

お尋ねの速度規制につきましては、速度規制の指定がされていない区間になりますことから、政令で定める速度、いわゆる法定速度である60キロになります。

また、亀山警察に確認したところ、川崎白木線は道路幅員等の諸条件が整っており、速度規制をかける必要はない区間と判断していると伺っております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

現在、フラワーロード、あの区間が60キロということでございまして、60キロであって60キロで走っていない人のほうが多いんじゃないかなあと。それと予想以上の交通量が発生したということでございます。

その中で、私よく地域の人に言われるのですが、海上コンテナを輸送しておるトラック、荷が効いておるとそんな大したことはないんですけども、基本的に空やとはねる。昼間寝ている猿も人間もイノシシも飛び起きるという状況になっております。

その中で、この騒音調査をまず一遍したら、どこがだめなのか、どこがいいのか、何が悪いのかというのをあぶり出すというか、その中の検証において、60キロというても、僕は60キロ、六十何キロで走っておって、それを抜かしていくトラック等がありますので、もっと出ておるのは確実だと思うのですが、それについて騒音調査のほうを一度実施して、その改良点とか、ここなんだなあというのをあぶり出してはかがかということについてお伺いします。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

ご質問のトレーラー等の車両が走行するときに発生します騒音につきましては、道路の路面状況

も原因の一つと考えておりますが、県道等との交差点につきましても騒音が見受けられます。

ご提案の騒音調査についてでございますが、現状を把握するためにも環境産業部環境保全室と調整して、舗装の整備前と舗装後に実施をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

舗装って、ちょっと聞きたいんですけど、今わだちとかあるのを舗装するだけで終わるのか、そここのところで県道四日市関線とフラワーの交差点ですね。あそこのジョイントとか、それと白川小学校の交差点、基本的にあの辺で音が鳴っておるのかなあと僕もずうっとあの辺を歩いておって思うんですけども、それを改良する。舗装して改良になるのか、勾配と勾配をちゃんとしたりとか、ジョイントをちゃんとするつもりはあるのか、お聞かせ願います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

議員申されますように、県道との交差点、これはわだちができておりますことから、こういった騒音が発生をしておる原因であるといったふうに考えております。

また、先ほど速度の件がございましたけれども、法定速度60キロ以上で走っておるのが見受けられることから、川崎白木線の先線に当たります鈴鹿市は50キロの速度規制となっておりますことから、速度規制の要請を警察のほうへもお願いしに上がりたいというふうに考えております。

抜本的な縦断修正等については、今現在のところ考えておりませんが、舗装等復旧しましたら、先ほど申し上げましたように騒音調査を実施したいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

もう警察のほうにも速度減ということで、せめて10キロぐらいをお願いに上がっていただけるということです、基本的にあの道路は確かに速度が出る道路ですので、何かあったときでもだめですし、穴があいてパンクしたりというのも基本的には速度超過も原因かなあと自分でも思うておるんですけども、その辺のところをよく考えてやっていただきたいと思います。

もうこの件については、これでやっていただけるということで、それであかんだら次、その舗装して騒音調査をしてあかんだら、徹底的に封じ込めるところまでやっていただきたいと思います。

次に、防犯カメラの必要性についてに移る前に、先般の土曜日、9月5日ですね。中日新聞に亀山版事業仕分けというのが載っております、そこの中で事業仕分けをされたのが、青少年総合支援センターの補導員らがパトロールをするセンター運営事業が不要になったということで、1,399万円、補導委員約50人、駐輪場などの見回りが不要ということになりました。

自分から言えば、この事業仕分け自体一遍仕分けしたらどうやという感じでは思うておるんですけども、それはあす、宮崎議員のほうにやるということですのでそちらに任せるとして、基本的にこの事業仕分けがあったと。これは不要ですよと言われたということで、6月議会、私この

中で質問をさせていただきました。

その中で、執行部からの回答は、不審者情報を受けたときは、子どもはすぐに青色パトロールに巡回を要請して当該箇所を重点に見回っておりますと。いろんな人がおるで大丈夫やと言われたんですけども、この不要と言われて、市が今から将来に向けてこれは不要なのか必要なのかというのは後々に回すとして、そこで聞いたこととの整合性がなくなってきたのかなあとということに関してお伺いをします。

亀山市には今現在約42基ですかね、防犯カメラがあると聞き及んでいます。そのところで、基本的には不法投棄とかいろいろな監視目的、川の監視等も入っておると思います。

そこであるのが、基本的には児童とか通学路の安全も考えて、防犯カメラは抑止にもなるという回答を得ておりますが、いま一度、その現状として防犯カメラについてどのようなお考えでおるのか、お聞かせ願いたいと思います。市民部のほうでお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

石井市民文化部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

現在、市民文化部で管理しております防犯カメラにつきましては、合計9台を設置してございます。

そんな中で、防犯カメラの設置目的につきましては、その設置場所や被写対象によりさまざまですが、犯罪の早期解決や発生の抑止につながっているものと考えております。

しかしながら、防犯カメラはあくまでも日ごろの防犯活動を補完するものと考えておまして、従来から地域で行っていただいております防犯活動によって地域の防犯力を高めることが重要と考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

地域よっての防犯力を高めることが必要やと、それは一番に思うんですけども、その地域によって防犯力を高めるという、いろんな見守り隊とかいろいろありますが、基本的にその中で青色パトロールは不要やと言われた時点でがっくりくと思うんですよ。僕もがっくりきましたので。その中で防犯力を高めると、そこなんかでも話はちょっと違ってくると思うんですよ。

この5日の新聞以降が変わったといえば変わったんですけども、ここも不要と言われましたので、いま一度ちょっと市長にお伺いしたいんですけども、この不要と言われたことは一体どう思っておるのか。これは推定、役所の人から出てきたことを事業仕分けしたので、推定路線なのか。やっぱりこれは必要なのかという観点から、一遍市長にまずこれを聞いてから、次の質問に行きたいと思います。

市長、皆さんもご答弁するとき、この事業仕分けをされたということを念頭において答弁をいただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

高島議員のご質問にお答えをいたします。

青少年総合支援センターがやっていただく青パトの事業仕分けでの結果につきまして、ご指摘のような状況となりました。これは事業仕分けの過程で、この青パトの対応、それからもう1つは、かねてから一つの大きな議論になっておりました防犯協会、防犯委員会、そういう防犯体制をいかに再構築していくかという視点で、従来の事業、特に青パトのあり方について一定の見解を示していただいたものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、防犯の体制をいかにより強固なものにしていくのかということについて、今後本当にこれは総合的にいかに対応するかということが重要かというふうに思っておりますので、今回の結果を受けまして、これは教育委員会の所管ではございますが、それぞれ全庁的にこれは検討していく必要があるかというふうに考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

基本的に、総合的に判断をしていくということなんですけれども、青少年総合支援センターが不要と言われたらもうどうしようもないので、あと補完をしていくというんですけれども、結構この防犯カメラという必要性は皆さん認識してきたのかなあと、されてきたのかなあと思います。

大阪においては、寝屋川市で目を覆うような事件があり、いろんな事件があったり、そこでの防犯カメラの能力、警察の捜査の力にもなるんですけれども、その抑止という面を考えていけばそのようなことも、僕は防犯カメラ必要論者でございまして、そろそろその辺も動いていけばいいのかなあと思っております。

6月議会で他市の動向を調査すると言われていましたけれども、県や他市の動向、四日市はもうしておるようなことを聞きますけれども、そのような調査はされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

県や他市の動向はということでございます。

先ほど議員申されたとおり、現在、県内自治体におきましては四日市市のみが防犯カメラ設置に係る補助金制度を設けております。この制度は、通学路等の公共の場所に向けて自治会等が設置する防犯カメラに対して、それらの機器購入費及び賃貸借費の一部を助成する内容となっております。

また、三重県におきましては、仮称でございまして、三重県防犯カメラの設置及び運営に関するガイドラインの策定を進めております。このガイドラインは、防犯カメラの有効性とプライバシー保護との調和を図り、防犯カメラに対する県民の不安を緩和し、その設置を促進することを目的に、設置者が最低限配慮すべき事項をまとめたものを予定されております。

あわせて、カメラ設置に対する補助金制度の創設を検討していると伺っております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

三重県のほうもそういうのをつくって、四日市はもう現にそれで進んでいっておるということで

すので、よく皆さんが言われる他市の動向を見てというのは、もう合致してきたかなあとということになっております。

その防犯カメラの設置条項なんかは、三重県は今現在作成中やということを私も聞いておりますけれども、亀山市防犯カメラ等録画情報の管理及び利用に関する要綱というのは亀山市にもう既にあります。その中でもある程度網羅できておると思うんですけども、これを使えばプライバシーの問題、あとその情報の乱用の問題は、カメラの設置に当たっては、容貌に関しては適切かつ慎重に行わなければならないということも書いてありますので、亀山市はもうこれできておるんですね。僕ずうっと見ておりましたが、もう後は市長の腹一つというところまで迫ってきておると思うんですけども、それに関して、市民部の防犯カメラの支援策について何か考えておることはあるのかなのかということをもまず聞かせていただきます。

○議長（前田 稔君）

石井部長。

○市民文化部長（石井敏行君登壇）

支援策についてでございますが、今後、自治会等が設置する防犯カメラに対する亀山市の支援の方向性につきましては、先ほどの県のガイドラインの進捗状況や先進市町の取り組み状況を参考にいたしまして、市の防犯施策全体の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

政策を検討していくということでございます。

ここまで煮詰まってきたら、もう市長が何を言わんやということにはちょっと想像はしますが、市長に聞いておきます。

市長、この問題は黒か白かという問題でも、つけるつけやんという話でもないんですけども、この平成の世に、そういう方向性でこの世の中ちょっと回ってきて、防犯カメラの力もかりたいのかなあとということもあろうかと思っておりますけれども、市長としての腹のうちというか、その考えとしてはどういう方向性で持っていきたいのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

既に今答弁させていただいたように、県も新制度の制定に向けて検討を進めていただいておりますし、先進自治体の状況等々、課題も当然あろうかと思っておりますが、しっかりそれを見きわめたいというふうに考えております。

そして、防犯カメラもそうありますが、防犯灯、防犯団体への支援、そういう防犯施策全体として、亀山市として本当に何がベストか、そういうことについてしっかり対応させていただくよう検討していきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

防犯対策の支援と言われましたけれども、防犯対策の支援の一つとして青色パトロール、青パト、これ不要と言われたんですよ。腹立ちますよね、これ。これは腹立つわと思って僕見ておったんですけど、まあそのことはいいんですけど、腹立つだけで。

ただこれは続けるべきやと、僕は基本的に思います。この仕分け自体を仕分けたったらいいと思うんですよ、逆にこんなことを言うんやったら。

それともう1つ、防犯対策事業費、防犯灯設置に係る2,127万円も要改善ということで、防犯、防犯に重なることばかりお金を使わんようにしていくというのも、僕はおかしい話やなあ。これは総合的に市長があと判断していくと思いますので、その辺の判断に委ねていきたいと思いませんけれども、次に通学路に関する問題でございます。

先般は、ある程度の見守り隊とか青パトを重要視するという考えであったんですけども、今これだけの社会的事件が出てきて、そこの中で抑止とかいろんな面から考えて、やっぱりその辺も通学路に要るのかなあと教育長も思うてきたと思うんですよ。

その辺のところを一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

答弁願います。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

議員が申されましたように、寝屋川市の本当に残念な事件につきまして、防犯カメラが有効利用されたといいますか、結果的に非常に犯人逮捕につながったということで、この防犯カメラの持つ意味合いというのも十分に感じさせていただいているところでございます。

それから、先ほどの青パトの件なんですけれども、その青パトが今非常に私も重要な役目を果たしていると思っております、何かその機能のかわりになることができるという、全く将来的な、何年先というわけではございませんで将来的な話ですけども、そういうふうな体制ができれば青パトについては順次事業仕分けの話の中に入っていく可能性もあるのかなあと思っておりますけど、きょう、あすということでは決してございませんので、そのあたりはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

何かすんなり行ったのでびっくりしましたけれども、確かに必要やと思います。

亀山市はそういう事件は起こさせないという気概のもとやってあれなんですけれども、それと今青色パトロールと言いましたけれども、その重要性も再度認識してもろうて、また一度ご議論願えればなあと思っております。

そうしたら、次に行かせていただきます。

防災井戸設置について。

東北の震災から4年半もうたって、もはやではなくて、もうたっております。その中で、亀山市はいろんな防災計画を立てて、いろんなものを一步一步進めてきておると思います。その中で、今回は防災計画の中の一環としての防災井戸設置についてお伺いさせていただきます。

四日市市とか鈴鹿市は、基本的に防災井戸というものを補助して、いろいろ何カ所かつくっておくのが現状でございます。他市のことを言えば切りがないんですけども、近くの市では四日市市、鈴鹿市がもう始めております。東京のほうは、ようけしておるみたいな感じを聞き取りますが、この亀山市においてそういう防災井戸をやっているかという意識はあるのかどうなのかを聞きます。

○議長（前田 稔君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

大規模災害時におけるトイレの流し水や洗濯、清掃等の水、飲用水以外の水を総称しまして、すなわち生活用水でございますけれども、議員提案していただいております生活用水を確保するために防災井戸、主に手動ポンプのようなものをイメージしておるわけなんですけれども、その設置につきましても、先ほどご紹介いただきましたように鈴鹿市、四日市市等で、主に都市部で制度設計をされているものでございます。

本市におきましては、市全体の生活用水の現状から判断をいたしまして、亀山市の地域防災計画の中では位置づけてはございません。

ただ、大規模災害時における飲料水であるとか生活水に対するの取り組みは大変重要、大切であるとの認識のもと、現在、応急給水マニュアルの作成などにも着手している現状でございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

そのマニュアルをつくっていくんだということなんですけれども、それは去年の議会ですか、これ聞いたことがあるんですけれども、基本的にそれは入ってないといえどもペットボトルあたりじゃなくて、体を拭いたりとかするのは基本的に必要だと思います。それについての補助も出していくべきと思っております。

それと、亀山は都市部じゃないと言われてまして、田舎ですので、うちのところの井戸もあります。井戸とかあるんです。その中で認定をしていくとか、そういう多種多様な運用の仕方もあるのかなあと思います。

最後に1点、市長に聞きたいと思えます。

この防災井戸は必要で、認定なり、その地域が必要とするならば、ある程度そういう方向で考えていく段階やと思えますよ。僕、4年半もたって何にもしてないというのはちょっと嘖然としたんですけれども、そういうのが必要やなあとおもうと思えますけれども、いま一度ちょっと聞きたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のように、都市部で非常に先行してきておるということを承知しておりますことと、我が家にも井戸が存在しておりますので、本市の場合、今少しご提案いただきましたようなその地域における井戸の有無というか、それをうまく活用できるような仕組みというのも一つの考え方で

あろうというふうに思っております。

各地域の自主防災の組織からのご意見とかご要望を踏まえて、その結果を踏まえて考えていきたいというふうに思っておりますし、もし仮にその地域自主防災がそういうことを要望ということであれば、現在も自主防災組織に対する防災資機材購入等の補助金の交付要綱でいろいろ支援をしておりますので、こういうものが適用できるか否かという議論も今後必要になってこようかというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

今後、議論が必要やと。僕は去年の段階で、いろいろそういう防災の方たちに聞いて、これは必要じゃないかと、認定していかなあかんのじゃないか、掘るんやったら掘らなあかんと違うかと言われたんですけども、今後議論が必要やと。前から言うておるのに、議論してないだけの話であって、今後議論をしてテーブルの上はどうしていくのか、認定していくのか、掘っていくのかということをし添えて、終わりたいと思います。

○議長（前田 稔君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次にお諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

あす9日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

なお、現在台風18号が接近しております。状況により、あす以降の会議の日程に変更が生じる可能性がありますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。

（午後 5時12分 散会）

平成 2 7 年 9 月 9 日

亀山市議会定例会会議録（第 4 号）

●議事日程（第4号）

平成27年9月9日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	高士和也君
医療センター 事務局長	落合浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関支所長	坂口一郎君
子ども総合 センター長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教育長	伊藤ふじ子君	教育次長	佐久間利夫君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長 松 井 元 郎 議事調査室長 渡 邊 靖 文
書 記 新 山 さおり

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田 稔君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

現在、警報が発令しておりますので、状況に応じて会議を閉じ、延会することもあり得ますので申し上げます。

なお、災害対策本部設置により、消防長と危機管理局長はその任務に当たるため欠席しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

きょうは、生活困窮者の自立支援についてと、そしてもう1点、子供の貧困対策について、2点についてお聞きをしたいというふうに思います。

最初に、生活困窮者の自立支援についてでございますが、生活保護の受給世帯は、新聞でも報道されておりましたが、2012年11月から2年半で約5万5,000世帯ふえております。そしてまた、2015年3月現在で、全国で受給世帯というのが217万4,000世帯で過去最高になったというようなことでございます。ちなみに、亀山市については203世帯とのことですが、今後もこの生活困窮者は年々増加していく傾向にあるというふうに思っておるところでございます。

多重債務者や失業者など、生活が苦しい人の自立を自治体が支援し、生活保護を受ける状況になる前に困窮状態から脱してもらうことを目的とした生活困窮者自立支援法が本年4月1日から施行され、新たに生活困窮者自立支援制度がスタートしたところでございます。

そこで、生活困窮状態の市民への対応について、きょうはお聞きしたいというふうに思います。

まず最初に、同法施行前から生活困窮状態の市民から市役所に対して相談は数々あったと思うんですが、その件数、過去3年間でどのぐらいあったのか。また、生活の相談のあった方に対する相談の結果、どのような対応をして、どのような成果があったのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

6番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

水谷健康福祉部参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

おはようございます。

中崎議員のほうから、過去3年間の相談件数及びその支援の対応、それから自立に結びついた方はどの程度かというふうなご質問であろうかと思えます。

1点目の過去3年間の生活保護に関する相談件数でございますけれども、平成24年度は85人、平成25年度は78人、平成26年度は103人で行いました。

次に、自立に結びつけた支援の内容でございますけれども、生活保護の中でおおむね65歳以下で就労可能な方を対象として、毎月2回、鈴鹿公共職業安定所（ハローワーク鈴鹿）の職員の方に亀山市に出向いていただいて、そこで直接就職の相談、あっせんを実施しております。

また、平成23年度から非常勤職員1名、就労支援員を配置しまして、日常的に求職活動の把握とか助言とか指導を実施しております。そのことから就労に結びつき、自立された方につきまして、平成24年度は12名、平成25年度は9名、平成26年度は8名の方が自立に結びつき、就労されたところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

そういうふうに、法施行前からいろんな相談があったと。そしてまた、いろいろハローワークとも連携して、自立に向けて非常に対応をしていただいたということはよくわかりました。

そして、同法が施行されてから、この法自体が非常に画期的な法だというようなことを世間で言われておるわけでございますけれども、この制度をより積極的かつ有効に活用するためには、市民が発するSOSを見逃さないというようなことだと思うんですが、すなわち相談に呼び込むということが重要と考えるわけですが、この市民のSOSをどのように今後もっと充実させて把握していくのかということについて、お聞きしたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

制度について、庁内体制及び周知の方法についてのご質問であろうかと思えます。

生活困窮者の自立に向けた支援を行うためには、まずはさまざまなその方の問題に対して、包括的に対応しなければいけないと考えておりますことから、去る4月26日に庁内関係の14室と所管室である私ども、それから自立相談支援機関の亀山市社会福祉協議会との間で制度の説明会を実施したところでございます。また、広報「かめやま」4月16日号に掲載し、市民の方々に制度の周知に努めております。

一方で、自立相談支援機関であります亀山市社会福祉協議会におきましては、かめやま社協だより7月1日号で掲載するとともに、先月末までに市内16団体の制度の説明会を開催し、周知に努めておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、参事から答弁をいただいたんですが、そのSOSをどのようにして把握していくのかと私も思うんですけども、例えば一番SOSというのがよくわかるというのは、兆候というのは、住民税とか国民健康保険税とか給食費とか、またほかのいろんな税があるわけですが、そういうふうな滞納ですね、それが一番SOSを発しているのかなあというふうに思うわけですが、とにかく市の組織が縦割り、横のつながりを、横軸をさすと市長もよく言われるんですが、そういうふうなことで、横断的な組織の連携、今、参事も言われましたが、税の関係とか、そういうところから連携をしていただいて、その辺のことを、プライバシーの問題とか、いろんな問題があるわけですが、そういう情報を共有して、組織の横断的なつながりを持って困窮者の対応に積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、次は法の内容の中に入っていきわけですが、3番目としまして、従来から生活困窮者への支援策として、国の全額負担で事業が実施されてきたわけですが、この同法施行後は、国が全額負担していた事業費を自治体も一部負担することになり、この制度では、自治体が必ず実施しなければならない事業と任意事業に分けられたというふうなことを聞いておりますが、この地方自治体で必須とされる事業は何なのか、そしてまた任意事業にはどのような事業があるのかというようなことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

今回の生活困窮者自立支援法につきましては、必須事業と任意事業の2種類ございます。必須事業では、自立相談支援事業、それから住居確保給付金の支給という2事業でございます。それから、任意事業につきましては、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習相談事業という4事業がございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、そういう任意事業と必須の事業があるということをお聞きしましたが、ここでちょっとお聞きするんですけど、9月議会の市長の現況報告の中で、生活困窮者自立支援事業について触れられております。

その9月議会の中で、先月末までに目標や支援内容について4件のプランを決定したと。そして、その中で4件の具体的なプランと目標というのを掲げられておりますが、それはどういうものかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

4件のプランの内容ということでご質問いただきました。

相談支援員という専門員がおりまして、個々の生活困窮に陥っている状況を把握して、その中で対応すべき課題とその背景や要因について分析し、解決の方向を見定め、その結果を踏まえてご本人と相談の上、相談支援員との共同によって自立に向けたプランというものを作成するものがございます。

そのプラン案をもとにしまして、課題解決に向けた内容となっているかを、行政もその中に参画して支援調整会議という会議を開催しております。その会議でプランを決定した件数が4件ということでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

私も勘違いというか、私の理解が進んでおらんということで、4件のプランと言うものですから、任意事業のプランを示したかなあとってお聞きしたわけですけども、今、参事からそういう答弁をいただきました。

そうしたら、自治体の任意で実施の是非を判断できる任意事業、これ全国的に言われておるわけですが、財政難の自治体が事業を縮小したり、廃止するおそれも指摘されておるということで、任意事業、今、参事の答弁の中で4つぐらいあったんですが、全部が全部なかなか任意事業を、財政難の折、実施できないというようなことを聞いておるわけでございますが、4月から制度が始まったばかりですが、本市が行う任意事業というのはどういうものを考えておるのかということを知りたいと思います。

○議長（前田 稔君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

本市が行う任意事業の内容ということでございますけれども、先ほどご答弁させていただきました任意事業4事業のうち、亀山市としては2事業に取り組んでいるところでございます。

1点目に、家計相談支援事業でございます。これにつきましては、家計の状況の見える化、それから抜本的な課題を把握して、相談者みずから家計が管理できるように支援する事業でございます。

もう1点、子供の学習支援事業につきましても亀山市は取り組んでおります。生活困窮の家庭の子供に対して、学習を中心としまして、進学に関する支援等も行っております。教育委員会部局でこちらは実施しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、任意事業の2事業を聞いたわけですけども、その任意事業の中で2事業をやるということでお聞きしたんですが、あとの2つ、1つは就職に必要な訓練をする事業、それから住まいのない人には、しばらくの間、宿泊とか衣食なんかの世話をするというような事業があと2つ残っておるわけですが、こういう事業についてはどうですか。検討しているのか。将来的にはこういう事業もやって、任意事業は4事業とも全部亀山市は実施していくんだという考えなのか。当面、今言われた2事業だけでやらないよというのか。

私は、皆4事業は大事な事業だと思うんですが、住まいのない人の支援の事業とか、就職に必要な訓練をする事業というのももちろん重要なことですが、あとの残りの2つ、これはどういう考えに基づいて、今後これ、将来的には実施していくよというのか、全然検討もしないのか、2事業だけで任意事業は終わるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

亀山市が取り組んでいない就労準備支援事業、それから一時生活支援事業について、今後どうあるべきかという亀山市の姿勢を問われたわけでございますけれども、この法律ができたのが本年4月1日でございます。まだ半年の期間しかたっておりませんので、今後の動向を見きわめながら、まずは必須事業の2事業及び任意事業の2事業について、全力で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

そういう答弁をいただいたわけですが、この法の趣旨からいって生活困窮者の自立支援というようなことで、やっぱり私は残りの2事業も検討していただいて、まだ制度が始まったばかりですのでどうこうというのはまだ決まらないと思うんですが、将来的にというか、近い将来は、ぜひとも任意事業の残りの2事業も事業化をしていただきたいというふうにお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、4番目に移らせていただきます。

相談窓口の運営事業ですね。これは、自治体が社会福祉協議会とか、社会福祉法人とか、NPOなどに任せてもいいという、法の中でそういうふうになっておるわけでございますけれども、本市は社会福祉協議会に任せると。支援に直接かかわるといようなことになっておるわけですが、ちょっと私もいろんな新聞とか雑誌とかいろいろ見ていますと、ちょっと人に聞いたりしますと、全国の大半の自治体ではこの法への対応が、まだ始まったばかりでももちろんなんですが、手探り状態というふうなことを聞いておるわけでございますけれども、相談窓口に対する社会福祉協議会の対応とかが物すごく重要なことになってくるわけですが、対応する社会福祉協議会への支援と申しますか、助言と申しますか、そういうふうなことは今後どのように行っていくのかというふうなことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

水谷参事。

○健康福祉部参事（水谷和久君登壇）

生活困窮者自立支援法による必須事業の自立相談支援事業及び住居確保給付金の申請の受け付け、並びに家計相談支援事業につきましては、議員おっしゃいましたとおり、亀山市におきましても、社会福祉協議会のほうに委託しておるところでございます。

先ほど、私、プランの決定で答弁申し上げましたけれども、個別の支援プランの決定につきましては、支援調整会議という会議を開催しております。月1回の割合で開催しております。この会議

の構成員につきましては、社会福祉協議会職員及び行政の職員、健康福祉部高齢障がい支援室長、子ども家庭室長、それから地域福祉室長で構成しております、社協に全て事業を委託しているわけではございません。個々の方の、例えば国民健康保険税の滞納、それからいろんな市税の滞納等がある方につきましてはそのほかにも会議に保険年金室長、それから納税室長も参画して、社会福祉協議会と共同して取り組んでいるところでございます。幸い「あいあい」につきましては、社会福祉協議会と健康福祉部が一体となった施設でございますので、今後も連携をとりながら進めていきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、答弁をいただきましたんですが、社会福祉協議会と市の健康福祉部、あらゆる部署との連携を通じて、一人でも多くの方が法の趣旨にある生活保護を受ける前に困窮から脱せるようにいろいろと手を打っていただいて、事業の成果を上げていただきたいというふうに思います。

次に、子供の貧困対策についてお聞きをいたします。

日本は、総じて豊かな国であろうというふうに思っておるわけでございますけれども、その豊かさが国の隅々まで行き渡っておらんと。そのことが格差社会を生む、貧困問題が生じる一つの原因にもなっているというふうに思っておるわけでございますが、子供の貧困対策についてですけれども、親から子への貧困の連鎖を断ち切ることを目指す子供の貧困対策法というのが成立してから2年経過しております。平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子供の割合、すなわち貧困率というのは、1980年代以降右肩上がりで実に16.3%、6人に1人が貧困状態にあると言われております。

また、ひとり親世帯の貧困率というのは5割を超えておる。ひとり親世帯の5割を超えておる中で、そのうち8割以上が母子家庭であり、平均年収は約180万円余りとのことであります。

きょうは、子供の貧困対策の取り組みの現状と今後の課題について、聞きたいというふうに思います。

まず初めに、児童扶養手当についてであります。ここでちょっと訂正をさせていただきますが、質問通告書を見てもらいますと、児童扶養手当の一番右、受給可能な世帯数とありますが、これはちょっと私のミスで、認定請求者数というふうに置きかえていただいて、この認定請求者数と受給世帯数についてお聞きしたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

児童扶養手当につきましては、18歳までの児童を監護している母や父、または児童を養育している人で、条件を満たしている方が受給できる制度でございます。

手当の月額額は4万2,000円から9,910円までとなっており、請求者の所得の額に応じて全部支給、一部支給、全部停止の3つの区分となります。

平成27年8月31日現在の受給資格の状況につきましては、総受給資格者数343世帯、そのうち全部支給が146世帯、一部支給が144世帯、全部停止ということで、条件に合わなかった

方の世帯が53世帯となっております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

もう一遍お聞きしますが、ちょっと計算をようしませんのであれですけど、そうすると、認定請求をしてくるという認定請求者数というのがありますよね。今いろいろ分けを言っていたんですが、その中で受給世帯数ということで、受給世帯になった世帯というのをお聞きしたい。その受給世帯数の合計は幾つになって、そして満額支給、次の質問があるんですが、請求を認定していただきたいという請求した人と、あなたは受給できますよというのはどれだけ、その世帯数を教えていただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

児童扶養手当の認定請求者数、つまり受給できる資格のある方が、343世帯のうち、手当が満額支給されます全部支給の受給資格者は146世帯であり、全体の42.6%となっております。参考までに、一部支給が144世帯で42%、全部停止が53世帯で15.4%となっております。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今答弁いただきまして、受給世帯数が三百五十数世帯と。そして、満額の世帯数の割合が42.6%で50%にいてないわけですね。

それで、これ満額で4万2,000円ということになっておるわけですが、所得制限が非常に厳しくなっておるというようなことで、満額を支給される世帯が非常に絞られているというふうなことで聞いておるわけですが、本市で三百五十数世帯の中で42%、半分近くが満額の支給をされておるわけですが、今、非常にこの児童扶養手当が新聞報道とかいろんなものでちょっと厳しいと、少ないというような意見もあるわけですが、2人目は5,000円、それから3人目以上は3,000円ずつ1人につき増額をされるというようなことになっておるわけですが、満額をもらえるというのに所得制限で非常に範囲が絞られておるというようなことでございまして、この児童扶養手当の拡充というのが非常に大きな問題になっておるというようなことで、これ市長にもお願いしたいと思うんですけれども、全国市長会とか、そういうところでまた提案をしていただいて、この児童手当の拡充については市長会でも提案していただいて、政府のほうへ要望なり何なりというのを積極的に働きかけていただきたいというようなことをお願いしたいというふうに思っております。

そして、2番目としまして、児童扶養手当以外のひとり親家庭に対する福祉制度の主な事業と現状について、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

亀山市が実施しておりますひとり親家庭等に対する福祉施策につきましては、児童扶養手当のほかにも幾つかございますが、主なものといたしましては、ひとり親家庭の高等学校等に通学する児童の通学費用の一部を助成する一人親家庭児童高等学校等通学費援護金、ひとり親家庭の父、母が就職の際に有利となる資格の取得を促進するための高等職業訓練促進給付金、この2つや、そのほか、ひとり親家庭の父、母、児童の医療費を助成いたします一人親家庭等医療費助成などの制度がございます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

児童扶養手当以外の主な事業というようなことでお聞きしましたが、これは私もよく思うんですが、この児童扶養手当、いろんな事業を展開していただいておりますけれども、貧困の実態を積極的に調べるといいますか、調査をするということで、そしてまたその当事者である子供や支援者らの意見を聞く仕組みづくりというのが非常に大事じゃないかというふうに思っております。

それはなぜかというと、いろんなことを知ることによって、今事業を展開していただいておりますが、実際にその事業でどういう事業が必要、今実施されておる事業にかわる事業は何かないのかとかというようなことで、その事業のこれからの展開に今言ったようなことを、実態を積極的に把握するということが非常に大事だと思うものですから、そういう仕組みづくりも大切じゃないかなあというふうに思うもので、これはひとつ提案としてお話をさせていただきたいというふうに思います。

次に3番目の問題ですが、前段でも述べましたんですが、ひとり親世帯の8割以上が母子家庭であるというようなことを申しました。そのうちの8割の世帯が働いているわけでございます。お母さんが働いておるわけですが、パートなど非正規雇用が5割以上というようなことで、非常に所得も少ない、給料も少ないというようなことがあるわけでございますが、ひとり親で子供がいることが就労の条件など不利である。そういうことがあって、なかなかシングルマザーの働く場所というのが非常に限られておるといいますか、給料も安いということで、私、思うんですけど、シングルマザーの就労支援策として、優先的に企業が雇用するような助成金を出すなどして、市としてシングルマザーの就職支援、何らかの支援ができないかというようなことを思っておるわけですが、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

若林センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

議員がおっしゃいますひとり親家庭の母親を企業が優先的に雇用できるようにする補助金につきましては、市では実施しておりませんが、ハローワークにおきまして、特定就職困難者雇用開発助成金という制度がございます。この制度は、高齢者やひとり親家庭の母などの就職困難者を、ハローワークの紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れてくれる事業主に対して助成金が支給されるもので、その額は、中小企業には年間60万円、中小企業以外は年間50万円が支給されるもので、助成対象期間は1年となっております。

亀山市におきましては、現在のところ新たな補助金等の創設は考えておりませんが、既にひとり親家庭の父、母の就労を支援する制度といたしまして、高等職業訓練促進給付金というものがございます。この制度は、ひとり親家庭の父、母が就職の際に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減を図るため支給するもので、市民税非課税世帯の場合、月額10万円を上限に2年間支給するものでございます。これまでに看護師、作業療法士、介護福祉士等の資格を取得されておりまして、県内で現在ご活躍をされております。

亀山市としましても、各種施策を通じまして、ひとり親家庭の父、母に対する経済的な支援や就労支援を行ってまいりたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今のセンター長の答弁で、国のハローワークの制度、それから市ではこういうことをやっているよということで、非常に今聞いた時点で、私も全然わからなかったわけでございますけれども、充実した支援だなあというふうに思いますので、これをますます発展、展開といいますか、充実をさせて、そういう人のために支援をしていただきたいというふうに思います。

次に4番目の、社会全体で意欲と能力のある子供を支える。これは社会の常識ではないかというふうなことを思うわけでございますけれども、厚生労働省が調査したデータがあるんですけれども、2013年3月に高校を卒業した生活保護世帯の子供のうち、大学や短大に進学したのは19.2%、同時期に卒業した全生徒の進学率が53.2%、これを大きく下回っているわけでございます。生活保護世帯の子供については、ひとり親家庭の教育費の家計負担を軽減するために、また一人でも多くの生徒さんが進学できるように、我が国ではいろんな奨学金制度があるわけですが、これは貸し付け型なんです。私が提案したいのは、市として新たな返済不要な給付型の奨学金制度、こういうものが創設できないだろうかというふうに思うわけですが、その辺はどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

高等教育にかかわる経済的支援といたしまして、高等学校等へ進学する場合で申し上げますと、各家庭の収入状況により国の高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の制度のほか、三重県によります高等学校等修学奨学金制度がございます。さらに、三重県立高等学校の在学者には、各家庭の収入状況により授業料の免除、減額の制度もございます。これらの制度の内容につきましては、中学校を通して保護者に通知しているところでございます。

また、大学教育機関に関しましては、近年、学生確保のために給付型を含めた大学独自の奨学金制度を持っているところがふえておりますし、企業や民間団体におきましても実施しているところがございます。

亀山市ではこれまでも、将来を担う子供たちが健やかに成長できるよう、中学生までの医療費無料化など市独自の手厚い子育て支援策を実施しているところでございまして、教育委員会といた

しましては、現段階で独自の給付型奨学金制度の創設は予定してございませんので、それら各機関の制度活用についてご検討いただきたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今答弁をいただいた中で、企業の給付型の奨学金制度があるとか、大学でも給付型の奨学金みたいなものがあるというような答弁をいただいたわけですが、これもやっぱり市の行政も学校も含めてPRといいますか、周知、こういうものがあるよ、こういうものがあるんだよと。市では奨学金制度がないけど、こういうものがありますからというようなことを、やっぱり大学へ行きたい、行きたくても家計の事情で行けないというような生徒に対して、しっかりとそういうふうな周知を今後とも図っていただいて、一人でも多くの困窮世帯の学生が大学とか短大に進学できるように、自分は弁護士になりたいんだとか、いろんなものになりたくても家計の事情で断念する。そんなかわいそうなことは本当にあってはならないというふうに思っておりますので、そういうふうなことの周知をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、生活困窮者自立支援法の中でも水谷参事に質問して答えをいただいたんですが、経済的に塾に通えない子供たちはたくさん見えると思うんですけども、こういう子供たちに無料で勉強を教える場を提供できないかというふうなことを思っておるんですが、教育委員会でそういうことに取り組んでおるというようなことですが、その辺の現状、また取り組みの方法、いろんなことがあると思うんですが、それについてお答えを願いたいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

経済的な理由で不利な状況にある子供たちに対しましては、先ほどおっしゃいましたとおり、今年度から無料で勉強を教える場といたしまして、教職員OBの方々のご協力によりまして、生活困窮者自立支援法に基づいた学習支援事業を実施しておりまして、学習教室という名称で中学生を対象に開催しているところでございます。まずは、8月から亀山中学校の生徒を対象にスタートさせたところでございますが、今後、11月ごろをめどに、市内のほかの中学校区でも開設できるように準備を進めてまいります。

○議長（前田 稔君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、教育次長から答弁をいただいたわけですが、そういう制度が始まるということで、充実した学びの場というふうなことで、塾に行ける子も行けない子も勉強ができる場というのをしっかり充実をさせて、今後もしっかりと行っていただきたいというふうに思います。

そしてまた、余談でございますけれども、新聞報道でもありましたが、鈴鹿市役所ではひとり親家庭の学習支援というようなことで、新聞記事を持ってきたんですけど、「まなび一の」というようなものがスタートするということですので、亀山市もしっかり、塾に行きたい、勉強したいという子供さんが家庭の事情で塾に行けないと、そんなことは本当にかわいそうなことで、子供に貧困

の責任はないわけでございますので、しっかりと今の教育次長の学びの場の充実というものを願っていたというふうに思います。

以上で、きょう質問させていただくことはみんな終わったわけでございますけれども、本当にプライバシーの問題もあるんですけれども、実際に子供がどういう家庭でどういう生活をしているのか。これ、プライバシーの問題にもかかわってくるわけですが、できるだけ実態把握に努める。そして実情をより反映した事業展開をしていく。これとこれの事業をやっておるからこれで十分なんだということを思わずに、この事業はもう廃止してもいいんじゃないかと。いや、そうやけど実態把握した結果、こういう事業のほうがええんじゃないというようなことも出てくるわけですから、プライバシーの問題はそこには発生するわけですけど、それを乗り越えて、やっぱり実態把握、そしてその実情を反映した事業展開というようなことも、今の事業に満足せずに展開をお願いしたいということをお願いして、きょうの質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

6番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時43分 休憩）

（午前10時53分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問に入ります。

まず、デリバリー方式による中学校給食についてであります。

この中学校給食については、3月と6月に福沢議員が取り上げていますが、その答弁を聞いていると、教育委員会がこれまでの方針や議論の積み重ねの上に立っていません。教育委員会として、これまでの方針や議論の積み重ねの上に立たずに、白紙の状態である現在の学校給食検討委員会に結論を委ねようとしているように私には思えます。

そこで、これまでの方針や議論の積み重ねの確認を含め、中学校の給食の方向性について質問することにいたしました。

亀山中学校と中部中学校へのデリバリー方式の導入を決めた当時、平成19年12月議会の教育民生委員会で当時の伊東靖男教育長の答弁は次のようなものでありました。とりあえず早期実施となりますと、本会議でも申し上げましたように、用地確保とか給食室を建てるというふうなことが早急にできるものではございませんので、今回はデリバリー方式の学校給食を実施するというのを考えたわけでございます。このことは、これをずうっと実施していくというのではなく、何年か実施して見直すときが出てこようと思います。こういう答弁でありました。

そこで、まず確認ですが、この見解自体は変わっていない、この確認をしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

教育委員会といたしましては、現在もその考えに変わりはありません。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

非常に簡潔な答弁ありがとうございました。

当時を振り返ると、平成17年の合併後、関中学校は小学校と同じような一括調理による完全給食をしていることもあって、亀山中学校と中部中学校でも完全給食による中学校給食を求める声が大きくなりました。

そこで、教育委員会は学校給食検討委員会を設置して、旧関町、旧亀山市の不均衡を調整し、市民サービスの均等性を確保というような目的で設置をされ、議論が始まりました。その後、この検討委員会の意見を受けて、教育委員会では、亀山中学校と中部中学校についてはおいしく安全な中学校給食を早期に実現するため、実施までの期間が短期間で初期投資の少ないデリバリー方式により実施をいたします。関中学校については、現行を維持しますということと言われた。初期投資が少なく、早期にやれるからデリバリーだと、こういう結論を出されたわけです。伊東教育長の当時の答弁というのは、こういう経過があつてのことです。

もう1つ確認をしたいんですけれども、平成20年に小学校及び幼稚園の給食に関する意見書というものを教育委員会が出されました。この中には、亀山市立幼稚園及び小学校における学校給食の実施方針というものが決まっております。この実施方針では、小学校給食について自校調理方式で市が雇用する職員が調理する直営方式を継続していくと。つまり自校直営方式を継続していくと、こういうことが決められました。

そして、さらにつけ加えて、給食による地域交流としての食の提供、それから災害時における避難場所である学校での食の提供も進めていくためには、この方式が最適である。今回のような避難というようなことが出てきた場合に、学校の給食調理室を使って避難者に食が提供できるという意味でも自校方式というのはいいんだということ言われました。

これが平成20年9月の方針であります。これも変わっていないかどうか確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

これにつきましても、教育委員会としては現在もこの方針に変わりありません。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

2つのことが確認できました。1つは、亀山中学校、中部中学校でやっているデリバリーはとりあえず実施をする。今後見直しもする。スタートをしていく。小学校については、引き続き自校直営を維持するということが現時点での教育委員会としての方針だということがこの間の積み上げで

議論として確認をされておる。方針として確認されている。

そうすると、問題はいつまでこのデリバリーを続けるのかということになってくるわけです。デリバリーをどういう方針に変えるのやということになるんですけども、今、学校給食検討委員会で検討中ということではあるんですけども、私は、もう既に結論がはっきり出ているのではないかということをお願いしたいと思います。

それは、平成24年7月に教育委員会が実施をしました中学校給食に関するアンケート調査結果を見ますと、はっきりと答えが出ているんです。このアンケート調査は、現在の中学校給食の実施検証並びに今後の中学校給食の運営の参考とするためという目的で行われております。

幾つかのアンケート調査結果の項目を取り上げますが、まず現在の方式に満足していますかという問いに、完全給食をしている関中学校の保護者は、73.6%が満足をしている。デリバリー方式の亀山中学校では、保護者の13.4%、中部中学校では保護者の11.6%しか満足していると答えていません。つまり完全給食とデリバリーの満足度の違いは歴然としているわけであります。

また、給食のあり方、提供方法ですね。例えばデリバリーであるのか、完全給食であるのかというような、これについての保護者の問いに、小学校のようにみんなが同じものを食べる方法、これは関中でやっている方法ですけども、これについて、関中学校では91.1%がこの方法でいいと。それから、亀山中学校では66.2%、中部中学校でも66.7%と圧倒的に完全給食がいいということを保護者が言っているわけですよ。デリバリーをやっているときにやったアンケート調査です。だから、どう見ても完全給食に向かうということしか結論はないのではないかというふうに思います。

それからもう1つ、このアンケートから見て非常に興味深かったのは、デリバリーの議論を市としたときに、盛んに教育委員会が強調したのは、家庭からの弁当持参と業者のデリバリー弁当との選択ができる、そういう食の選択をする能力がどうのこうのというような話を随分されました。

ところが、このアンケートで見ますと、学校給食に求めることは何ですかというところの問いで、食を選択する能力の向上、こういう項目が入っています。これに対して、亀山中学校では9.1%、中部中学校でも6.4%、つまりほとんどの保護者は学校給食にこういった食の選択ができる力など求めていないということですよ。あなた方が盛んに、デリバリーは食の選択ができる、そういうことがメリットだと言われたんですが、保護者の中ではこんなことを求めていないんですよ。当たり前ですよ。食べに行ったら誰でも選択するわけですから、食は。だから、そんなことをわざわざ学校教育でやってもらう必要はないということですよ。当然のことです。

そこで、教育長に聞きたいんですが、このアンケート結果を見ると、やっぱり関中学校の保護者、現在の完全給食を支持する人が圧倒的に多い。それから、亀中、中部中でもデリバリー方式の満足度は低い。それから、7割近い保護者が小学校と同じ給食を希望している。こういうことから考えたら、当然デリバリーをやめて、完全給食にするという方向しかないと思うんですが、その点、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

以前もたしか、予算決算委員会のときに服部議員のほうからご質問いただいたかと思うんですけ

れども、まさに給食検討委員会でその件につきまして非常にたくさんのご意見をいただきつつ、検討結果をまとめている段階でございますので、その結果を参考にして、また結論を教育委員会で提案し、協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

何のために私が今まで言ってきたのか、10分間。つまり、これまでのいろんな教育委員会としての方針、それから保護者のアンケート、こういうものを踏まえたら、検討委員会の結論を待つまでもなく、もう答えは出ているのではないですかということを知っているんですよ。

じゃあ、あなたは、もし検討委員会でこういう積み重ねとか、今までの方針と違うような検討委員会の案が出てきたら、それを受け入れるんですか。今までの方針、考え方、それから保護者のアンケート、これについてはどう受けとめるんですか。検討委員会よりもこれは重いと思うんですよ、私は。いかがですか、教育長。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

24年に保護者向けのアンケートをさせていただいておりますけれども、今年度、中学生に対して、つまり生徒自身に対してもアンケートをさせていただいております。

その中で、さまざまな興味深い結果も出ておりますし、その結果も参考にさせていただきつつ、給食検討委員会で本当に完全給食ということから、いろんなさまざまなことのご意見を頂戴しておりますので、今その件について、こちらでも検討をさせていただいている段階でございます。よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今、子供たちの意見を聞くと言われましたけど、それなら土曜授業をやるときに聞いてやってくださいよ。聞いてないやないですか。土曜授業を勝手に、一方的に子供らの意見も聞かんとやったやないですか。こういうときになったら、子供たちのアンケート結果がどうのこうのと。自分たちの都合のいいようなアンケート結果が出ればそれを使う。そうでないところは子供らの意見なんか一切聞いていないですよ。こんな手前勝手な話は私はないと思います。

もう1つ、完全給食をやるしか私はないという根拠を示したいと思います。

皆さんに資料をお配りいたしました。これ文部科学省の平成21年3月31日の告示なんです。この告示というのは、学校給食法で第8条に学校給食実施基準を定めることが規定されております。その学校給食実施基準がこの告示で定められております。

1条を見ていただくとわかるんですけど、「学校給食は、これを実施する学校においては、当該学校に在学する全ての児童または生徒に対して実施されるものとする」というんです。「することができる」でもないんです。「するものとする」ですよ。つまり、1つの学校に在学している生徒・児童については、同じものを全てやりなさいよということなんです。弁当とデリバリーの

選択性って、これに該当しますか。まずそれを聞きますわ。どうですか。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほどおっしゃいました平成21年4月の学校給食実施基準の改正につきましては存じ上げております。

亀山市は、関中学校がセンター方式の完全給食、亀山中学校と中部中学校は選択式デリバリー方式のミルク給食ということで、いずれも学校給食法第3条第1項に基づく学校給食として、それらの学校に在学する全ての生徒に対して実施しているものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そんなむちゃくちゃな解釈がありますか。これを読んだらわかるやないですか。全ての児童または生徒に対して実施されるものとする。だから、デリバリーならデリバリー、完全給食なら完全給食ですよ、これは。違いますか。弁当を持ってこない子はどうなりますか。給食はなしですよ。現実にいるやないですか、そういう子も。そういうことが起こらないように、学校給食は全ての児童・生徒に対して実施されるものとするということがうたわれているんですよ。だから、当然デリバリー方式や弁当の選択性なんていうのはこれに該当しないんですよ。だから、文部科学省や県の調査があったときに、亀山市の2校の給食については学校給食の中にカウントされないんですよ。当たり前やないですか。こんな状態をいつまでほっておくつもりなのか。本当にこれは改めるべきやと私は思いますよ。

それで、もう1点聞きたいことがあるんです。

合併から10年が経過をいたしました。大々的に10周年の記念事業も行われました。しかし、いまだに中学校給食だけは統一をされておられません。合併後、苦労しながら同じような組織やとか、例えば社会福祉協議会であるとか、それから江戸の道シティマラソン、こういうような行事を1つにしたり、それから保育料の住民負担の額の異なるものを統一したり、いろんな調整を合併の調整としてやってまいりました。その中で、なぜこの中学校給食だけは10年たってもいまだに別々なのか。このことをお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

なぜ10年たってもというご質問の答弁の前に、先ほど学校給食に入っていないというお話がございましたが……。

（「それはええわ。時間の無駄」と16番議員の声あり）

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

10年たってもなぜ別々かということなんですが、教育委員会といたしましては、中学校の給食方式が異なることについては検討課題の一つであると捉えておりますので、現在、学校給食検討委員会において、その課題も含めて議論を重ねているところでございます。

会議では、全中学生を対象に実施したアンケート調査で子供たちの弁当を望む声が多かったことを受け、子供が弁当を望むならつくってあげたいという保護者もいるのではないかという意見もございましたし、現在の弁当とデリバリー給食の選択方式は、導入以降工夫や改善に努めており、各家庭の事情や個人の希望に添えるものであるとの意見もございました。

その一方で、全国的にも完全給食の実施率が高まっていることや、心身の成長が著しく、また義務教育期間だからこそ栄養バランスの考えられた給食をどの子もひとしく摂取することが大切であるとの意見もございます。このような委員からの意見をまた第2次意見書として取りまとめていただく予定としておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まだ検討中って、関中の完全給食をやめるという選択肢もあるんですか。ないでしょう、これは。統一するんだったら、関中学校でやっている完全給食を亀山中学校、中部中学校も完全給食をするしか選択肢はないですよ。それとも何ですか、デリバリーにするんですか、関中を。できないでしょう、そんなことは。大変なことになりますよ、そんなことをやったら。

だから、どう考えたって、統一するというはどこかに合わせるということですよ。だったら、今考えられるのは、完全給食がふえていると言われましたよ、今。全国的にそうですよ。県内でもそうです。本当にデリバリーをやっているところ、四日市もこの2日前の議会でデリバリーの質問が出て、喫食率は20%です、四日市のデリバリー。いよいよ四日市もデリバリーを見直さなあかんような時期に来ています。

だから、こういうふうに見ていくと、やっぱり完全給食に向かわざるを得んのですよ。その理解が本当に教育委員会にあるのかということをお聞きしたいんですよ。

それで、特に費用の問題が出てくると思います。例えば、亀山中学校と中部中学校にそれぞれ給食室を2つつくればできるわけですから、何もたくさんのお金は要らないんですけど、まさに合併特例債というのはこのためにあるようなお金なんですよ。いわゆる新市になって一体性をつくるために使うお金が合併特例債。和賀白川線なんか違いますよ。合併特例債の本来の趣旨とはね。だから、こういうのを使ったらいいですよ。合併特例債というのは、例えば国庫補助が3割出る、残りの7割は市が持たんならん。この7割の分を合併特例債ということは可能なんですよ。国庫補助と併用が可能なんですよ。

だから、給食調理室をつくるのに確かに数億というお金がかかります。しかし、その財源として、国庫補助が一部、それから残りは合併特例債、これでいったら十分できるんですよ。その合併特例債も平成31年まで使えるわけでしょう、延長されたので。だから、今残っているお金も、今使途が決まっていなくて、使うことが可能なお金も11億円あるんです。このうちのわずか数億を、合併特例債を充てるだけで、補助金と合併特例債でほとんど市の持ち出しなしで2カ所給食調理室をつくれます。

この5月から鈴鹿市が、センター方式ですけれども中学校給食をスタートしました。これは、中学校10校の大きなセンターです。費用を聞きましたら、センターの建設費用とか、それから学校での改修を合わせて26億のお金を鈴鹿市は投入しています。それでもやっぱり完全給食をやろう

という決断をされているわけですよ。だから、やっぱりこれは早期にやっていただきたい。最後に市長の見解を求めておきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

学校給食、特に中学校給食における取り組みについては、私も就任させていただいて、従来の方向、方針の過程で、中部中学校の選択性デリバリーを21年の秋からスタートさせていただいたところでありまして、今、教育委員会が進めてくれておりますさまざまな検証の結果とか最新の動向や、今議論がありましたような視点から、給食のあり方について検討委員会で積み上げていくということは大変大事な検証過程であろうというふうに思っておりますので、しっかり積み上げていただきたいというふうに思っております。

一方で、私個人の給食に対する考え方というのは、小学校の自校方式についてもさまざまな取り組みをさせていただいてまいりました。

それから、今の議員のご指摘を聞いておりますと、中学校の3校を自校方式にするべきだというご持論であろうというふうに今聞かせいただいたところであります。

今の保護者の視点、あるいは子供の視点、あるいは今財源のことをおっしゃられましたが、お金のこと以外のさまざまな要素が多分この学校給食にはあろうかと思えますし、1市1町の長い長い歴史の中でこれをどのように考えていくのかということについては、また議論があるところであろうというふうに理解をいたしておるところであります。

いずれにいたしましても、今、教育委員会が進めてくれております検討委員会、さまざまな視点から一定の考え方が示されることを期待いたしておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

1市1町の統一については、私も思いがあるんですよ。例えば、関が元旦マラソンをやっていました。ずうっと私も旧関町の時代から子供を連れて行って行っていました。1月1日の日にああやってやるのは非常にいいんですよ。そういう思いはあります。

でも、これが1つの市になった。江戸の道が亀山市にはある。関は元旦マラソンがある。どうしても1つにせざるを得ないやないかということで、泣く泣く江戸の道一本にしたわけですよ。そうでしょう。だから、そういうことを経過としてたどってきているんですよ。学校給食だけ何で10年たってもこのままなのか。おかしいでしょう。だから、これは早急にやるべきですよ。

それは、やっぱり関中の完全給食というのが全国的に見ても流れであるし、当然これは潰すことはできませんので、やっぱりそっちに広げていくという方向しかないということを申し上げて、次に移りたいと思います。

次に、棕川流域での宅地開発の問題であります。

きのうから台風18号の影響で雨が降っております。思ったよりも雨が少なくて安心はしたんで

すけれども、台風でなくても、いわゆる前線の影響とか雨の降り方などで河川が増水をして、避難勧告や避難指示が出されることはたびたびあります。

全国、最近100ミリを超えるというのが非常に当たり前なことに我々の感覚としてなっていました。非常にこの地域というのは、避難勧告だとか避難指示が出される。新椿世から川合町にかけての地域が特にそういうことが起こります。

きょうも聞きましたら、9時過ぎに避難準備情報が出されたと。本当に雨としてはそんなに強い雨は降っていないですよ。全部見ていませんけれども、それでもこの地域はやっぱり避難準備情報が出されるという、こういう実態にあるわけです。確かに、河川の改修も行われています。しかし、その一方で河川に負担をかけるような開発が進んで、排水する水がやっぱり椋川に流れ込んでいる。

それからもう1つは、今回の質問には上げていませんけれども、上流ですよ。シャープ初めテクノヒルズ、あそこの土地が33万ヘクタールでしたかね。あの土地が、一気に森からああいいう工業団地になったわけですよ。そこで受けておった雨が一気に椋川へ流れ込むと、こういうことを言われる方も見えます。この辺は検証したわけでありませぬのはっきりしませぬけれども、やっぱり原因の一つであろうと思います。だから、椋川流域の開発問題というのは、やっぱり私は大きな問題だというふうに捉えております。

そこで、この10年間の椋川流域での宅地開発の件数がどれぐらいあったのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高土建設部長。

○建設部長（高土和也君登壇）

15年間の宅地開発の状況についてご答弁させていただきます。

椋川流域の宅地開発の状況でございますが、平成14年度から平成27年現在までの約15年間で、現在工事中のものも含めまして、宅地開発件数21件、現在工事中が4件ございます。それと、宅地分譲戸数309戸、工事中が84戸、開発面積は約10ヘクタール、工事中が2.4ヘクタールとなっております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今の答弁は数字だけなので、わかりにくいので、私、パネルを用意しました。皆さんにはお手元に配付してあると思います。

まず、このパネルを見ていただきたいんですけども、この青いのが椋川です。そして、この土色の上のほうの椋川と並行に走っているのがいわゆる国道1号線、バイパスです。それから、もう1本下に走っているのが、いわゆる旧国道1号線ということです。それから、縦に走っているのが306です。あと、わかりやすいように、ここが市役所を意味する青なんです。その上の2つは、あいあいと医療センター、こういう位置関係になります。

そして、宅地開発されたところを赤でずうっと記してあります。椋川よりもこの地図でいう上のこういうところですね。それから、ここからこっちにもまだ開発は結構数があるんです。だから、

件数としては非常に多いですね。いわゆるこういった開発されたものが流れ込むということになるんですけども、そこでこの宅地開発によって、どれぐらい椋川へ流れ込む排水がふえたのかというのをお聞きしたいと思うんです。

○議長（前田 稔君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

雨水排水対策を所管します上下水道局からご答弁申し上げます。

一般的には、雨水の流出量の算定につきましては、降雨が浸透せず、流出する度合いである流出係数を用いて計算いたします。宅地造成等の開発行為によりふえた量につきましては、この流出係数の差により求めることができます。間地、いわゆる手を加えていない土地を宅地造成した場合として、三重県が策定しています宅地等開発事業に関する技術マニュアルでは、流出係数は造成前が0.3から造成後一般的には0.6となることを見込まれます。

先ほど建設部長がご答弁申し上げました開発面積10ヘクタールの土地に総雨量100ミリの降雨があった場合、1万立方メートルの雨量になりますが、流出量は造成前の3,000立方メートルから造成後6,000立方メートルとなり、その差3,000立方メートルふえることとなります。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これもあくまで試算ということで、一つ一つのところをはかって、それがどれだけ流れ込んでいくかというのは正確には出ないと思う。だから、1つの設定をしていただいてお聞きしたんですけども、開発前であれば3,000が開発後は6,000で、3,000が要するにあふれるという、排水として3,000立方メートルの水が出るということですね。幾つも団地がありますので、本当にすごい量が椋川へ流れ込むというようなことが起こっているということだけはわかるんではないかなあというふうに思います。

今回、椋川の増水との関係で宅地開発の問題を取り上げたんですけども、この宅地開発という問題はこの流域だけの問題ではないんです。だから、椋川の増水と宅地開発ということも関係ありますけれども、亀山市全体でこの問題を考える必要があるんじゃないかというふうに思っています。都市計画の問題、土地利用の問題、まちづくりをどうするかという、大きく言うところの問題が亀山市にあるんです。その中の一つがここに縮図としてあらわれているということですね。

少し説明させていただきますと、亀山市の都市計画区域というのが6,447ヘクタール、大体市の中の面積の34%ぐらいが都市計画区域と言われる区域ですね。この都市計画区域の中で用途が指定されている地域、用途地域という、例えば住居しかあきませんよ、商業しかあきませんよというふうな用途が指定をされている用途地域というのが1,149ヘクタールで、この都市計画区域の約6分の1ぐらいが用途指定をされているということですね。だから、そういうところについては、建築基準法によって建蔽率、容積率が決められていますので、その範囲でしか建物が建てられない。例えば3階までしか建てられないとかいうような規制がおのずと変わってくるという、そういう用途地域ですね。それが、いわゆる都市計画区域の6分の1のところに亀山市の場合は用途地域があるということですね。

都市計画区域というのは何かということなんですけれども、これ非常に法律の言葉なのでわかりづらいかもわかりませんが、聞いてください。

自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域として指定しているということなんです。つまり簡単に言うと、ある程度総合的に整備をし、開発し、保全する必要がある地域というのを亀山市の中でも都市計画区域だというふうにしているわけですね。

亀山市のような都市ではやっていませんけれども、鈴鹿市なんかを例にとりますと、市全体を市街化区域と市街化調整区域という2つに分けているんですね。線引きとよく言うんですけど、境のところに線が引かれるので線引きというんですけども、市街化区域というのはもう既に市街化を形成している区域であるとか、おおむね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る地域だというふうに言われている。市街化調整区域というのは市街化を抑制するという、つまり片方で市街化をつくっていく、片方で市街化を抑えるという、そういう線を引いているのがこの都市計画でいう線引きなんですけれども、亀山市はこれはやっていません。都市計画区域だけが定められているということですね。線引きがされていないために、用途地域が全く指定されていないところは、いわゆる白地と呼ばれるところで、全然建築基準法でも規制がかからないというようなことで、建物についてはかなり自由に建てられるという実態があります。

だから、亀山市自体の都市計画での規制とか誘導が本当に極めて緩いというのか、土地の持ち主とさえ業者が話がつけば、そこに一定の条件さえクリアすれば宅地開発ができると、こういうことが可能なんですけれども、こんな形であらゆるところに開発が進むという実態が亀山市の都市計画の問題として私はあるんやと思います。

こういうことがどういう問題を引き起こすかという、きのうも質問で出ていましたけれども、空き家の問題等の問題ですね。宅地開発で確かに若い人が家を求めてということですから、これを進めていきますと、今現時点でも世帯数よりも家の戸数は上回っているんですね。そうすると、今後高齢化が進んで空き家がふえるということが言われている中でますます市内全体で見ると、空き家をふやす要因になるのではないかな。こういう宅地開発を進めることが空き家をふやすことになるのではないかと。

市長に聞きたいんですけども、宅地開発を進めて住宅戸数をふやして、空き家をふやす要因をつくるという、先ほどからずっと都市計画の問題の話をしましたけれども、現時点での都市計画とか土地利用、まちづくり、これをどのように市長は認識してみえるのか。このままでいいと思われているのか、やっぱり何らかの策を打たなきゃならないと思ってみえるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この人口減少社会でありますとか、空き家の問題でありますとか、中心市街地の空洞化でありますとか、こういう問題を考えますときに、どのように都市計画を運用していくのか、これは大変重要な政策課題であるというふうに認識をいたしております。

亀山市の場合は、民間の大規模な住宅団地開発というのは、昭和から平成、このあたりぐらいで

とまってきておりますけれども、本当に今の線引きとか用途区域の問題とは別に、今、非常にこれは大変ありがたいことでもありますけれども、ミニ開発であるとか、あるいは若い皆さんが定住化のために家を新築していただいておりますという状況が続いておりますということは、私は大変喜ばしいことであろうと思います。ただ、一方で、今ご指摘のような空洞化の問題とかございますので、これを本当に適正に整備をしていく、誘導していく、このことは大変重要なことであろうと思います。

今、椋川流域の開発のお話がありました。雨の降り方も異常でありますけれども、やはり土地利用のあり方によって、そしてまた私の感覚的には、平成7年5月に椋川は氾濫をいたしました。ちょうどあの年の4月に1号バイパスが開通をいたしましたところであり、さまざまな多分土地利用上のいろんな計画が影響しておるということをしっかり認識させていただいて、今後の都市計画をしっかり運用していくと。次期の総合計画等々に、あるいはマスタープランのあり方にどう生かしていくかというのは大きな課題であるというふうに認識をいたしております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長も大きな課題だというふうに言われました。

例えば、立地適正化計画だとか、コンパクトシティというようなことを今国のほうが言っています。これは、私はどうも見ておりますと、行政のサービスを中心地に集約して、国から地方への財政支出を減らすということに目的があるような気がするんですね。だから、そうすることによって何が起るかということ、周辺部が本当に寂れてしまうということが起こってしまうことを非常に懸念します。だから、これ本当に慎重にやらなきゃならないというふうに思っています。

やっぱり、今市として必要なことは、こういうまちをつくりたい、こういう土地利用をしたいんだ、こういうところにはこういうことをしたいんだというビジョンをやっぱり明確に持って、それができるように、開発やとか土地利用の規制、もしくは誘導というようなものをきちっと条例とかそういうようなもので定めていくということが必要ではないでしょうか。

私は、すぐに鈴鹿市のような線引きができると思っていませんし、これはやっぱりやろうと思えば住民の合意も得なければなりませんので、そういうことは求めませんけれども、少なくとも、例えば例として出すのは、伊勢市の特定用途制限地域ということができないかということなんですね。特定用途制限地域というのはどういうことかということ、都市計画区域の中の用途地域が定められていない区域、先ほど言いましたように、亀山市の都市計画区域の中の用途地域は6分の1定められております。6分の5は定められていない、こういう状態なんですね。だから、定められていない区域において網をかける。要するに住居系であるとか商業系であるとかというような、非常に法的にどれだけの効力があるのかという問題はあるんですけれども、やっぱり網かけをして、市としては、まちとしてはこういうところにはこういうものを作りたいやと。例えば、ここは自然を残したいんだというようなものを、いわゆる特定用途制限地域ということで、条例もちゃんと制定をして伊勢市はやっているんですね。こういうことが亀山市はできないのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

高士部長。

○建設部長（高士和也君登壇）

先ほど議員申されました特定用途制限地域、これは白地地域において特定の建築物の用途を制限する手法でございます。県内では、伊勢市さんが平成24年に、明和町が平成27年に定めております。

伊勢市の当時の背景としては、遷宮を控え、都市のありようが大きく変わる可能性があったことや、明和町では用途地域を初めから定めていなかったなど、それぞれ市町の特徴や実情があったものと思われまます。

亀山市においても、コンパクトシティ、町なか居住、空き地・空き家、にぎわいづくり等、さまざまな都市課題に対し、総合的な観点から亀山市の実情に合った手法や施策を今後も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長がぼやっとした感じの答弁をされると、部長も皆それがうつるのか、何か曖昧模糊のような言い方をされます。ぜひこれは検討していただきたい。

伊勢市を参考にさせてもらいましたけれども、やっぱり都市計画区域でありながら、全く何の規制もかかっていないという、都市計画区域というものの自体が意味をなしていないのではないかというふうな意味もありますので、これはぜひやっていただきたい。

それからもう1点、市長は、最近の宅地開発で若い人がというようなこと、喜ばしいと言われましたけれども、先日の議案質疑のときも、3,800万円の増収があったというような、あれは固定資産税やと思うんですけれども、ただ市長がいつも言われるのは入ばかりを言われるんですよ。ところが、例えば川崎地区なんかではこういう宅地開発は物すごくふえていますよ、ミニ開発が。

どういうことが起こっているかという、1つは水道の問題。圧が非常に少ない、それから管が細い。だから、従来のあれでは賄えたんですけれども、これだけふえてくると水の出が悪くなった、圧が落ちたというようなことを言われてくる。そうすると、水道としてはそれに応えるために、水道管の太いものを入れ直さなきゃならない。また新たな投資ですよ。投資すれば、当然水道料金の値上げにかかってくるわけです。そういう支出が生まれてくる。

これははっきりしていると思うんですが、若い世代というのは子育て世代ですよ。そうすると、子供が生まれれば保育園、幼稚園というところが、いわゆるたくさん入所者が出てくる。小学校へ行けば学童保育、それから場合によっては小学校の教室の増設もしなきゃならない、こういう行政の需要ですね。行政支出も同時にふえるんだということですね。だから、3,800万円入ってくるだけで、出ていく金はなしなんだということではないんですよ。3,800万円入ってくるけれども、ひよっとしたらそれ以上に行政支出があるかもわからない。だから、そういうこともやっぱり考えていく必要がある。

ただ、若い人が住むこと自体を私は否定するわけではないので、若い人が亀山市に住もうというのは私は歓迎したいと思いますけれども、ただ、どこでもいいから住んでくださいよという話では、やっぱりこれは都市計画としてはまずいだらうということですね。

それからもう1つは、椋川の問題については、やっぱり本当に流域全体を一度見直してください。

今回のような程度の雨でなぜ避難準備情報が出るような事態が起こるのか。これは、ほかの議員も言っていますよ。今回はまさか出ないやろうと。この程度の雨やったらというふうに思っているんですよ。ところが、それが出るんですよ。だから、本当に上流から下流まで、きちっと椋川についてはどこにどういう負担があるのか、どう手を打ったらいいのか。この点は河川の改修だけではなくて、見直していただく必要があるんだと思います。これから人口減少社会に合わせてまちづくりをしていくわけですが、やっぱり市長、こういうことも含めて、一度椋川流域について検討していただくということについてはいかがですか。上流から下流までの全域を一遍見直すということについての見解をお聞きしたいと思います。突然で申しわけない。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

いずれにいたしましても、椋川の河川自体の構造は、県のほうで今改修をしていただいております。もうしばらくかかるとは思いますが、従来の状況であれば、多分今回の雨でもかなり危ないところであったのかなと思います。それはそれで進めていただくように今後も申し上げていくんですが、椋川流域全体の土地利用とか、あるいは多分今おっしゃられるような下水道とか学校施設とか、さまざまな総合的な判断といいますか、これはまさに都市計画制度の運用であります。今の亀山市の人口重心は、今の北町とか椋川のちょうど南側ぐらいに多分くるんだらうというふうに想定をしておりますが、そういう意味で、土地利用のあり方、都市計画のあり方、これは椋川流域だけに限りませんが、しっかり整理をして適切な対応をしていきたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

最後に、今、市長が言われましたように、本当にこの問題って単に防災というのか、災害をどう防ぐかという問題だけではなく、やっぱり亀山のまちづくりをどうするか、都市計画をどうするかという、やっぱりここにかかってくるんですね。

その中の一つとして、集中的にこういう場所が起こり得るということをきょうは取り上げたんですけど、やっぱりぜひ都市計画についてもしっかりと議論をしていただいて、亀山市はこういうまちをつくりたい、そのためにこういう規制をします、こういう誘導をしますというものをやっぱり出していただくことを求めて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

12時33分、警報が解除となり、災害対策本部は廃止となりましたのでご報告します。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ぼぶらの西川でございます。

理事者の皆様には、昨夜からお泊まりでお疲れと思いますけれども、よろしくお願いたします。

私、本日は、亀山市の将来像についてということで、文化振興ビジョン、亀山市定員適正化計画、そして亀山市の広報のあり方、国民宿舎関ロジジについての4点を上げさせていただきます。

この文化振興ビジョンについてですが、こちらのほうは亀山市の大きな政策の中で、やっぱり市長のマニフェストにもありますように、市長が一番に押している政策ではないのかなあと考えております。

この文化振興ビジョンの中身を読んでみますと、非常にすばらしい内容であって、まさに目指す姿、伝統の文化と創造の文化の調和・発展を目指したいいいビジョンになっているんだろうなあと感じます。その中で少しずつ確認をしつつ、この文化のあり方と、それから亀山市の将来像、今亀山市が目指す政策の姿などをきょうは質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

国の方針でこの文化振興ビジョンもできてきたということで、文化とは、人間の自然とのかかわりや風土の中に生まれ、育ち、身につけていく立ち居振る舞いや、衣食住を初めとする暮らしや生活様式、価値観など、人間と人間の生活にかかわる総体を意味するというふうに言われています。

また、亀山市には3つの基本方針があって、文化による創造と交流のまち、個性を生かした魅力あふれるまち、次世代を育み創造するまちというものを目指しているというふうここに書かれております。

その中で、まずは文化振興ビジョンの目指すものというのは今言ったところにもあるわけですが、その中で特に力を入れていくものは何か、そしてこの文化政策の活用によって見えてくる将来の亀山市のあり方とは何なのかについてお伺いしたいと思いますので、お願いたします。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

文化振興ビジョンでございますけれども、本市の文化振興の基本的な考え方や文化政策を実施するための施策をまとめ、効果的に推進するために策定しております。

大きな、重点的なのというところでございますけれども、先ほど議員申されましたように、基本方針がございまして、それに基づきまして、重視すべき施策を3つの文化の見える化プロジェクトとして重点的に取り組んでおります。

まず、かめやま文化年プロジェクトでは、昨年第1回目となるかめやま文化年事業を行ったところであり、順調にスタートをいたしました。

また、歴史的風致のまちづくりプロジェクトにつきましては、亀山市歴史的風致維持向上計画に基づき、国の支援を受けながら着実に進めております。

最後に、未来に羽ばたく人づくりプロジェクトでは、亀山市歴史博物館における郷土学習や文化会館におけるアウトリーチ活動など、充実した取り組みを行っているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

先ほど、文化の見える化プロジェクトということで、この文化振興ビジョンの進捗を図っておられるというところでもございました。

先ほど言っていたように、文化年というのを去年はやられました。こちらについては、今岡議員のほうも質問されておりましたように、やっぱり亀山市の特徴として、3年に1度の大きなプロジェクトということでやられていると。

そして、歴史的風致のまちづくりプロジェクトということで、亀山市歴史的風致維持向上計画というものがご答弁の中で出てきました。こちらのほうも読ませていただいたんですけども、すごい分厚い資料でありまして、こちらのほうもやっぱりたくさんいいことが書いてあります。特に私が感銘を受けたというのは、次世代を担う人づくりと歴史・文化の振興を行っていくんだと。それが、歴史的風致維持の向上のための施策として位置づけられているんだというようなことも書かれておりました。

歴史的風致維持向上計画、ちょっと言いにくいんですけども、この難しい計画のほうにも、文化振興ビジョンと同じようなことが書かれています。わかりにくいのが、ビジョンと計画という日本語と英語みたいな感じでわかりづらいんですけども、どちらが上位計画というわけではないんですけども、どちらのほうが主体的に動かれて、どちら付随的なのかはわかりませんが、この歴史的風致維持向上計画との整合性、それと同じようにしてどのように進捗されているのかという点についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず、歴史的風致維持向上計画でございますが、平成20年に施行されました地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に位置づけられるもので、本法律は、文部科学省、農林水産省、国土交通省の3省が所管をしております。

亀山市歴史的風致維持向上計画では、平成20年12月に策定し、平成21年1月に法律施行後初めてとなる国の認定を受けました。市におきましては、これと前後して、東海道歴史文化回廊保存・整備基本計画、また観光振興ビジョン、都市マスタープラン、文化振興ビジョン、景観計画などが本計画との整合性を図りながら策定されてきており、相互の連携により歴史まちづくりを推進しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、説明されたとおり、この計画の中身にはいろいろな省庁からの部分と、それから市の庁内においてもいろいろな部署が所管をしているということで、これ多分、まさに全庁一丸の取り組みのモデルなのかなあと、そんなふうに感じます。これ、資料を請求したときも、僕、まちなみ文化財室が持ってきてくれるのかなあと思っていたら、この資料は建設のほうから届いたというような感

じがありまして、全庁一丸となって続けていくということでは、やはり亀山市を代表する施策なのではないかなあと考えております。

次に、この中でこの施策を振興していく上で、現在の振興についても今ご説明いただきまして、今現在、亀山市には文化財の指定がたくさんあって、この歴史的風致維持向上計画の中には、文化財指定を受けているものに対しては、保存のため、あるいは維持のために補助金が出たり、またその団体に対しても支援をしているというようなことが書かれております。

ただ、その中で、今、県の指定文化財が11件、亀山市指定文化財が126件ということで、またその中に無形文化財として11件あるということですが、民俗文化財ということですが。この辺については、指定を受けていないところに対する補助とか支援というものについては、やっぱり自治会、保存会にお任せしている部分があるということが書いてあるんですけども、その点について、どのようなことを亀山市はしていかなあかんのかということをお聞きしたいと思っております。今、現にやられていることについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず、先ほど議員申されましたように、市の文化財等に指定した伝統芸能につきましては、用具の修理等に対する補助金の交付であったり、伝承活動に対する謝礼金の交付などの支援を行っており、保存団体の皆様にも積極的な伝承活動等を進めていただいているところでございます。

また、そういった以外でも、地域に受け継がれるべき郷土芸能や伝統行事につきましては、理解の浸透と後継者の育成が大切であり、伝統行事等の広報活動を初め、小学校や公民館における講座や講演会の開催など、子供や若者を含む市民が伝統文化に触れ、親しみ、学ぶ機会の充実に向け取り組んでいるところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

多くの活動をしていただいていると。補助もしていますよということなんですけれども、この文化振興ビジョンの伝統芸能の継承と活用という部分を見ますと、活動が消滅、衰退している郷土芸能や伝統行事の発掘と復興のための取り組みの促進をしていくんだと。子供や若者が地域の伝統文化を学ぶ機会の充実をというふうに書かれております。また、学校における文化・芸術鑑賞機会の充実ということでは、子供たちが本物の文化・芸術にじかに触れることのできる機会の提供というふうなことも書かれております。

ちょっと教育委員会のほうにお聞きしたいんですけども、学校教育ビジョンの中には第4章で亀山の文化・歴史や芸術・芸能を生かした教育、地域の宝を生かす教育というもの書かれております。具体的にどのような活動をされているのかについて確認したいと思いますので、お願いいたします。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

学校教育ビジョンにおきまして、亀山市の文化・歴史や芸術・芸能を生かした教育を基本方針と位置づけまして、他の関係部署との連携のもと、さまざまな施策、取り組みを行っております。

具体例を申し上げますと、まず亀山の文化や歴史を生かした学習といたしまして、各小・中学校が地域の史跡や伝統文化について調べたり、地域の方を講師としてお迎えして指導を受けたりするなどの地域学習に取り組んでおります。そのほかにも歴史博物館と連携し、子供たちが博物館を訪れて学習したり、博物館の歴史的な資料を教材ユニットとして学校に貸し出しを受けたり、歴史博物館の職員に出前授業を行ってもらったりする取り組みも行っております。

さらに、地域資源を生かした子供の芸術・芸能活動といたしまして、先ほどおっしゃいました亀山市小・中学校音楽会の開催や、亀山市文化会館と連携いたしまして、小・中学校へのアウトリーチ活動という授業を行っております。これは、文化会館の事業で招かれますプロの音楽家による出張コンサートを小・中学校のほうへ出向いて行うものでございまして、本年度は、アルパやピアノなどのミニコンサートやすぐれた指導者による合唱指導などを行っているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、教育委員会のほうからもご説明いただいたとおり、まさに全庁を挙げて取り組んで、この文化の継承というものについて、亀山市は一生懸命やっているんだということがわかりました。

ただ、今度は、歴史的風致維持向上計画のほうの問題点も書かれているんですよ。少子・高齢化や若者の地区外への流出による後継者不足といった問題から、空き家・空き地化が進んでおる、貴重な歴史建造物が失われつつあるとか、それから後継者不足ということもここに書き込まれております。熟練者の高齢化・減少化が進んできている。これからやっていくのには、旅人による活動の取り組み、積極的に交流を果たしていくことが極めて重要である。まさに、亀山市の抱えている問題、空き家の問題もあります。それから、観光で来訪者を呼ばなきゃいけないという問題もあります。そして、少子・高齢化の問題があって、地域に根差した文化伝承を守っていくことがどのように大切なのかということが、この文化振興ビジョンと歴史的風致維持向上計画からはわかるんです。

ただ、これを現実にやっているのは、今も言われたように、小学校の教育であったり、保存会に対する補助であったりということで、もう一歩前に進んだところというのがなかなか見えてこない。特に文化振興ビジョンの最初のところで、文化力で地域をつくるということが書かれています。市民力、地域力、そして文化力という言葉が使われております。まさに、市長がよく言われる市民力で地域力を上げていくんだと。その根底には文化を持ってきているんだということがここではよくわかります。

そこで、市長にお伺いしたいんですけども、今現在全市的に取り組まれている中で、やっぱり問題点が出てきています。後継者不足であったり、空き家の問題であったりとか、それから建物に対してお金のかかる部分というものも出てきていると思います。これから市長はどのような文化を目指していくのか。そして、今の問題点を文化の力でもってある程度解決していこうというビジョンがここに書かれているんですけども、具体的な政策として、私は保存会とか自治会にお任せするだけではなく、もっと市が積極的に関与して行って、小学校区にある文化はその小学校だけではなくて、違う小学校の子たち、あるいは自治会の中にある文化を違う自治会の子たちに広めたり、

若者が参加できる機会の創出なんかも必要ではないかと。地域にあるからこそ地域に任せるのではなくて、亀山市にある文化を包括して亀山市がバックアップしていくんだというようなお気持ちがあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

西川議員のご質問にお答えをいたします。

まさに、今ご指摘のようなことが大変重要だという認識を持って取り組んでいかななくてはならないというふうに思います。

少し触れていただいた、例えばこのまちにあるさまざまな歴史とか、あるいは伝統とか、暮らしの中の生活文化であったり、食文化であったり、こういうものは本当になかなかわかりにくい、あるいは実感しにくい。こういうことを本当にしっかり再発見・再認識して、これを磨き上げていく。また、それを次の世代へしっかり伝えていく。このことがまちの輝きとか持続的な発展にとっては大変重要であろうというふうに考えておるものでございます。

まちをよくしようと思えば、やっぱり地域の文化力を高めなくてはならない。そのことは、本当にそのように思って今現在取り組みを進めておるところでございますし、なかなか見えにくいからこそ、この文化振興ビジョンで3つの見える化プロジェクトということで、歴史的風致維持向上や文化年の事業を組み込みながら展開しておるところでございます。

なかなかこれは課題もでございますし、難しい問題であろうと思いますが、今少し触れていただいた、例えば関宿のお祭り等々、本当に次の世代へ伝えていくようなことを、保存会はもちろんであります。地域を挙げてこれを理解し、支えていくと。このことは、ご指摘のように大事な視点であろうというふうに思うところであります。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長も大事だという認識は当然この文化ビジョンをつくられたのであるということで確認いたしました。

私は、この中でやっぱり今保存会や自治会に負担を任せている部分をできる限り市がバックアップしてあげて、より一層の力を入れていただきたいというお願いと、それから文化振興ビジョンにもありますように、亀山市文化振興条例の制定を目指すとか、具体的な政策もありますので、やはりもう1歩も2歩も前に進めていきながら、住民の方だけに頼るのではなく、住民の方々の自主性をより一層引き上げるような政策をしていただきたい。それは、やっぱり市民協働参画とかいったところと市の目指すところと、市民がこれを残していきたいという思いと似たようなところに入ってくるのかなあと感じておりますので、よろしく願いいたします。

そこから、こうやって言うと、また市職員の仕事量もふえるんじゃないかというところで、私は市の定員適正化計画についてのご質問を次に用意させていただいているわけですが、今、国は地方創生を掲げて、自治体の独自性のある政策、それから国の仕事を自治体にお任せするというか、委託する形で地方自治を進めているということでもあります。

今回、この定員適正化計画というのは、22年度から26年度まで1つ出てまいりました。そして、27年4月から新しい適正化計画がスタートしております。22年から26年の適正化計画の中身といいますか、目的は、確実に職員の定数削減を目指した計画であります。段階的に職員の数を減らしていくのが第1次の計画。第2次の計画で私が思うのは、今も言いましたように、仕事量はふえていくんじゃないのかなあと。適正化計画の中にも、多様化する行政需要に対応するため、今後ますます業務量が増加することが見込まれますと書かれています。にもかかわらず、この計画は、27年度から5年間にわたって定員を一律に保つというための計画が書かれています。これ、私考えるに、仕事量がふえていくとわかっているにもかかわらず、定員は変わらない。これはどういうことなのかなあと。この辺について、仕事量と職員が本当に今の数で適正だとお考えなのか。今後の仕事量の傾向を見た上で、この適正化計画は妥当なのかということに疑問を感じましたので、お伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員申されますように、本市の仕事量につきましては、地方分権の推進で継続的な推進による権限移譲に伴う業務の増加でありますとか、先ほどご指摘いただきました地方創生による人口減少を克服する総合戦略への取り組み、こういったことによりまして、仕事量というのはますます増加するものと認識しているところでございます。

このような中で、昨年度策定いたしました第3次の定員適正化計画は、中・長期的な視点に立ち、今後の業務量の増加を踏まえた上で、まずは職員をふやすのではなくて、計画にお示した最適な定員配置、人材育成の充実、組織機構の見直しなど、こうしたことに取り組むことで、現状の職員数を維持し、効果的・効率的な行政運営を目指すことといたしているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

私の出した資料をちょっと見ていただけますでしょうか。

こちらのほうは、定員適正化計画から抜粋させていただいた数値でございます。定員適正化計画に書かれている数字というのは何種類かありまして、医療部門を抜いた数字、教育、消防を抜いた数字とかいろいろあるんですけども、こちらは会計部門に限って、一般行政部門と教育部門、消防部門、そのトータルである普通会計という意味での456名という数字で比較されていた表から抜粋したものです。

比較対象となっている真ん中の数字は、指標と実数があるんですが、指標というのは、人口、面積でその市の妥当な職員数はこれぐらいという数字で出したものです。455というのは、類似団体との比較の実数であります。右側は、その差を書いております。

これを見ると、普通会計分456人に対して、比較の指標では461人ですのでマイナス5人、他の団体と比較すると455ですので、1人多いんだというふうになっている。でも、下を見てください。一般行政部門302人、教育75、消防79となっております。消防については、比較対象の類似団体は39ですので、40人多いんですね。一般行政部門については302人ですけれ

ども、他団体との比較で341、指標でも317になっていますので、15人少ない。あるいは39人少ないという、これは定員適正化計画に載っている数字ですので、市役所の理事者も当然ご承知の数字だと思います。

これを見る限り、やっぱり一般行政部門、いわゆる事務職の方の数が他団体と比べて39人、指標で出しても15人少ないと私は見ましたけれども、この表についていかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回、第3次の定員適正化計画でお示しをしております定員回帰指標、これ、議員が申された総務省からの指標でございます。それと、類似団体の実数ということで、亀山市と同程度の自治体というか、5万人規模の自治体の職員数ということで比較をいたしましたものでございまして、この数字というものは、一つの自治体の職員数をはかる上では適切な数字であるというふうな認識は持っているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、山本部長が言われたように、この表で見て適切な指標だというふうに言われたということは、一般行政部門のマイナス39人、あるいは指標だけ見てマイナス15人少ない今の現実で、15人も少ない中で、15人って300人のうちの15人ですから、5%ぐらい変わってくるわけですよ。そうすると、やっぱり今言われたように、今後仕事量が増加していく中、職員の人材育成とか、効率的な運用とか言われましたけれども、それだけで、今現にカバーしているだけで手いっぱいじゃないのかなあと。やっぱりこれは、適正な数字、適正な比較対象をした上で見ているのであれば、今後ふえていくのに対して、やっぱりある程度増加していくという部分を考えなあかんのかなあと私は思うんですよ。

この間、私が議案質疑したときに上田部長は、市税が146億円あったときと比べて今は109億円だから、そのときに膨らませた業務量を縮小し切れていないところが亀山市の歳出の問題点の一つだというふうに答弁されたと思うんです。

そうすると、やっぱりこれも、今度は逆に予算がふえていた時期と予算が今減っている時期においては、当然人員は減少させなきゃいけないと。この辺の矛盾点もあると思うんです。けれども、現実には仕事がふえているわけですから、たとえ予算が足りようが足らまいが、やっぱり仕事はしてもらわなあかん。それで、仕事をするために当たっては、ある程度の人員を確保しないと職員には余裕が出てこない。そうすると、何が起こるかということ、ミスが起こったり、何らかのトラブルが発生したりということになりかねないと思うんですよ。

先ほど文化のところでも出ていましたね。クオリティー・オブ・ライフ、暮らしの質の向上という意味で市長が目指しておる一つだと思うんです。市民の暮らしの質の向上を市長は目指していらっしゃるけど、職員の暮らしの質の向上というものをどのように考えてみえるのかなあと。やっぱり職員とはいえ、市民であつたり、また逆に言えば、市長の手足となって市民のために働いてくださる戦力ですので、特に私が思うのは、評価シートなんかを見ていると、総事業費の中には職員の

人件費も含まれています。ということは、やっぱり職員の働き方、職員一人一人のパフォーマンスの向上性というものは、どうしたって総事業費の中に含まれる以上は、亀山市全体の予算の中においても重要な部分を占めてくる、そういうふうに思いますので、やっぱりこの定員適正化計画をもっと見直すべきじゃないのかなあ。

それから、ここには非常勤職員のことが数としては上がっておりません。ただ、正規職員をふやさないと非常勤職員をどんどんふやしていくというのでは本末転倒になると思います。やっぱり妥当な数字を出していただいて、また非常勤職員においても効率的な雇い方というか、働き方というものに対してはどのようにお考えなのか。市長、お願いいたします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まずは、職員のクオリティー・オブ・ライフについての配慮はいかがかということでございましたが、今、議員ご指摘のように、本当に市民の満足度を上げるためにも、これはやっぱり全庁職員が本当にやりがいと生きがいを持って頑張っていていただいておりますが、当然公私にわたるワーク・ライフ・バランスでありますとか、クオリティー・オブ・ライフについては、当然最大の配慮を今後もさせていただく必要があろうと思っております。

行政経営の、これは企業経営もそうであります。人、物、金というか、このバランスが大変重要でありますので、いつも予算、財源の話になってしまいます。なぜこれができないのかできるのか。これは予算だけの話ではなくて、やはり今ご指摘のように、マンパワー、体制の問題があり、そして事業の中身があり、このバランスを適正に組み上げていくことがやはり経営であろうというふうに考えておまして、そこのところは市長の責務としてしっかり全うさせていただきたいと思っております。

その意味で、人員の適正化につきまして、さまざまご提案をいただいておりますが、今後におきましても適正に管理をし、運用していく必要があろうと思っておりますし、非常勤職員につきましても、今までも所属長からのヒアリング等、こういうものを通じまして毎年実施をいたしておりますが、必要な部署に適正に配置をしてまいったわけですが、今後も引き続いて適正配置に取り組んでまいりたいと思っております。

また、非常勤職員の賃金とか、あるいは休暇制度等待遇面での見直しも実施をして、非常勤職員が働きやすい職場環境に向けても、これは正規の職員はもちろんであります。あわせて考える必要があるというふうに捉えさせていただいております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

前向きに考えていただくとご答弁いただきましたけれども、やっぱり大事なものは、どれだけの仕事を亀山市が全体としてこなしていくかだと。

そして、市長が、スピード、コミュニケーションと言われるように、職員間での余裕がなくなってくるとスピード感もなくなってくるだろうし、職員同士でコミュニケーションをとり合う時間もない。残業で毎日帰るのが9時、10時になってきたら、本当に生活の質の向上なんてあり得ない

と私は思います。

市長が言われるように、経営者としても市長の責務があるということですので、ただ予算がないから定員をふやすことができないではなくて、本当に適正な数というものを見きわめていただいて、今後、亀山市の職員の数、それから職員の働き方、そういうものも考えていっていただきたいなあというふうに思います。

そういう意味では、次、亀山市の広報のあり方についてというところなんですけれども、亀山市の広報という意味で、広報紙という冊子だけの話ではなくて、全体の広報という意味で私聞かせていただくんですけれども、その中の一つが広報紙です。ホームページの閲覧とか、それから今はフェイスブックもされているということでございます。

市の広報については、どれぐらいの配付数なのか。それから、配付先によっては何か郵送しているということも聞いておりますので、その点、配付数、それから郵送数などを教えていただきたいなあと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、広報「かめやま」の配付部数でございますが、1万6,666部でございます。それと、郵送による配付数といたしましては887部ということで、合計いたしまして1万7,553部を配付させていただいております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今、1万7,553部の広報の配付を行っている。郵送が887であると。1万6,666については、自治会を通しての配付ということで確認をいたしました。

そうすると、郵送の887、どこへ郵送されているのか知らないですけれども、これは市外・市内もあると思うんですけれども、この郵送の配付先、それから具体的に言いますと、封筒の中に入れていると思うんですけど、そのやり方についてお願いします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、広報の郵送の配付先につきましては、市議会だよりや外国語版広報紙「亀山ニュース」の発行時にこれを含めて郵送を行っているところでございます。送付先といたしましては、多くの市民の方の利用が見込めますスーパーマーケットでありますとか、コンビニエンスストア、また集合住宅などの所有者や管理会社に送っているところでございます。

それと、送付方法でございますが、広報秘書室の職員2人でおよそ半日を費やして封入等の作業を行っているというのが現状でございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

スーパー、コンビニ、集合住宅などに郵送しているということで、これは、自治会に入っていない方々に対してのケアの部分もあるんだろうというふうに理解しております。

この広報紙そのものは、市民の皆さんに対する連絡であったりとか、市からのお知らせというものが主体を占めるとは思うんですけども、やっぱり亀山市全体のPRの意味合いもあるので、いろんなところに送られて、見ていただくということも大事だと思います。

問題なのは、先ほど言われました職員2人による封筒入れをしているということで、先ほども定員適正化計画のところでも言いましたけど、適正な人員の配置であったりとか、仕事の中身の問題もやっぱりこれからは問われていくんだろうと。細かいことなのかもしれないですけども、郵送するために封筒に入れるお仕事が市の職員の妥当なというか、正当なといいますか、給与に見合ったといいますか、本当にやっていただきたい仕事なのかなあと。市の職員の方を雇って働いていただくということは、市民サービスの、これも市民サービスの一環ではありますけれども、市の職員がやらなければならない市民サービスの一環ではないと思います。アウトソーシング、外部発注して印刷をお願いする、郵送も一緒をお願いするというやり方もあると思う。まさに、こういうところを1点1点見直していただくことが行革であったりとか、また人員の適正配置、あるいは先ほども言われましたように、効率的な運用につながるのではないかと思います。その点について聞くとちょっと時間がないので、まとめて聞きます。

それで、次にホームページですけど、どのような閲覧の工夫をされているのか。フェイスブックも含めて、今度はインターネット、電子媒体における広報のあり方の工夫というものについてお伺いしたいので、答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、封入作業につきまして、アウトソーシング、いわゆる業務委託等ができないのかというご指摘でございます。

先ほども答弁申し上げましたとおり、月によっては広報「かめやま」とかめやま市議会だより、亀山ニュースの3紙の封入を行っているところでございまして、全てが同じ発送先ではないというところもございます。

しかしながら、これらを調整しながら、封入作業を含めた郵送、宅配も含め、サービスの比較・検討を行いまして、委託に向けた検討を行っていきたいというふうに考えております。

それともう1点、今度はホームページでございます。ホームページにつきましては、市制10周年でリニューアルをさせていただきましたが、これに対してどのような工夫を行っているかというお尋ねでございます。

ホームページは、スマートフォンなどの携帯端末の閲覧に対応できるようになったことから、外出先などといった場所にとらわれることなく閲覧いただけるようになりました。これによりホームページの閲覧者数は、リニューアル前の4万5,000件から先月には5万5,000件ということで、リニューアルを通じまして1万件ほどアクセスがふえたところでございます。

しかしながら、より多くの方に閲覧いただくためには、掲載記事内容などが重要であると認識しております。そのことから、ホームページのリニューアルに合わせ、ユーチューブを活用した動画

配信を初め、視覚的に市の魅力を発信するとともに、アンケート機能をつけ、閲覧者からいただいた意見をページ更新に反映させるなど、ホームページの魅力更新に努めているところでございます。

続きまして、フェイスブックでございますが、亀山市公式フェイスブックは、市として初めて市民等との双方向情報発信ツール、双方向で意見がとり合えるという初めてのツールとして開設をいたしたところでございます。これ平成25年6月でございます。本市の魅力や行政情報を発信するシティープロモーションの機能とともに、市民が市の施策等についても意見を投稿できる場となるよう取り組んでいるところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今ご説明いただいたように、やっぱり亀山市の広報として、ホームページ、それからフェイスブックにいろいろ取り組んでみえます。

でも、今、さっき後ろで聞こえたように、フェイスブック、そんなんあるのという声が議員の中からも聞こえるぐらい、まだ浸透が図られていないのではないかなあと私は感じています。

このフェイスブックの人気度というか、閲覧のあれをはかるのに、「いいね」の数というのがあるのは皆さんご存じだと思うんですけども、これずうっと見ていますと、私がざあっと見ただけなんでこれが正確な数字とは言いません。最高が95人だったんですよ。大体30とか15とか、50を超えたというのは本当に限られたところしかなかったんですわ。

やっぱり何でこれがこんな数字なのかなあというのを考えますと、まず1つ、先ほど言われましたように、ホームページのリニューアルをしたりということですけど、やっぱりこれはリアルタイム性とか、そういうのが必要だと思うんですよ。その中でホームページを見ていても、市長のページとかはほとんど変わらないですね。変わっていくのは今月のお知らせとか、そういうところだけなんですけれども、そういう意味ではやっぱりもっと変更されるところを工夫しないと、1回見に来て、1カ月後に見て来て変わっていないと次は来ないよという感じになっちゃうので、1週間に1度、毎日変えていっていただきたいなあとと思います。そういうところをもっと工夫していただいたらどうかなあというのがまず1点。

それから、フェイスブックについては、先ほど「いいね」がないねという話だったんですけども、市の職員の数もいっていないんですよ。やっぱり市の職員が無関心なのかなあというのが非常に気になるところです。市の職員全員が「いいね」を押せば、先ほども出ましたけど、450人ぐらいはすっと押せるわけですから、やっぱりその辺も必要なんじゃないのかなあと。

それで、ついでに言えば、その人たちが今度はそれをシェアするという事で拡散していただく努力をしていただければ、より一層広報の媒体が広がって多くの人に見ていただけると。

そして、一番大事なところは、最初に部長が言われましたね。双方向でやるところに意味があるんだと。ということは、フェイスブックで発信したものに対して、フェイスブックで市民の意見、ないし何らかの回答、アクションが帰ってくるということが大事なんだと私も思います。ということは、やっぱりそれだけ拡散していく必要があると思うんですけども、その点について、お考えをお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、ホームページに対するご提案でございましたが、まさにそのとおりでございまして、リアルタイムに情報を送っていくということが最大の優位性だと思っております。

その中で市としては、市のよさ、市をPRする。これは若者の定住、そういったものにもつながりますことから、シティープロモーション、こういったものを重視するような形で、今後ホームページについては取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、フェイスブックでございますが、いい記事が出ると「いいね」というのを押していただけるということで、最近ここ数カ月、その「いいね」の数が減っておるというご指摘でございました。お木曳きでありますとか、NHKののど自慢、これをフェイスブックに掲載させていただいたときは100を超える「いいね」をいただいております、やはりフェイスブックに載せる記事、内容によって皆さんの関心が違ってくるんだなあと思っております。

その中で、双方向の意見交換につきましては、きのうもありましたが、若者の意見、こういったものをしっかり聞かせていただく場としてもこのフェイスブックというは有用なものと考えております、今後そういった施策も考えていきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

確かに前向きに考えていただいて、シティープロモーションですか、亀山市を売り込んでいく、それがやっぱり亀山市に移り住もうかなあという人をふやす、あるいは企業誘致にもつながると私も思います。

この中で、もう1点市長にお伺いしたいんですけど、フェイスブックの記事とかを見ていて、あるいはホームページを見ていても、市長ページって余り更新されていない。フェイスブックに至っては、市長が発信した記事というのはほとんどないと思うんですよね。市長のところへ表敬訪問に来ましたという記事は秘書室あたりから出ているんですよ。

ということは、やっぱり市民との双方向ができるせつかくのツールでありますので、市長みずからが市民に発信するいいチャンスではないのかなあと思うんですけれども、ここに余り書かれないのは、市長は興味がないのかなあというふうにもちょっと勘ぐってしまうんですけれども、市民との対話を重視される市長が興味がないということはないと思いますので、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

情報発信の重要性は承知をいたしておるところでございます。

市の公式ホームページに政治家としての市長の非常にタイムリーな情報を載せていくことがいいのか悪いのか、ずうっと悩みながら今日に至っておるところであります。しっかりまた見きわめて対応させていただきたいというふうに考えておりますが、ただ総論として、市長の今のページにつきましても、非常に記録として提供していこう、アカウントビリティーとしてということを重視し

ておりまして、なかなかおっしゃるようなタイムリーなものを発信していないというのはご指摘のとおりでございますので、その点は今後の課題とさせていただきたいと考えるものであります。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

課題と考えるというよりも、これは市長がやろうと思えばすぐできることで、予算がついてくるわけでもないし、庁議にかける必要もないことですので、ぜひやっていただきたい。

きょうの一般質問では西川議員にこんなことを言われたとちょっとぼやくぐらいでもいいと思うんですよ。でも、それを市民の人が見て、どんなことを言われてこういうぼやきの声が出たんだろうということが、市議会の本会議で何をやっておるんだろうという興味につながったり、市議会の中で市の予算はどうなんだとかいうところにまでつながっていくとは、そこまで行くとは思いませんけれども、でもそういう話題を市長が提供していくことは大事なのではないのかなあと私は思います。

例に出していいのかわかりませんが、例えば三重県知事なんか毎日のようにフェイスブックにアップして、知事本人が書いているのかわかりませんが、でも知事の名前でフェイスブックを上げることによって、多くの人がそこに「いいね」を押して、僕も見ているよというアピールをしているということは、やっぱり今政治離れと言われていても、政治に興味がないのではなくて、きのうの今岡議員の話ではないですけども、若者を集めるために、おもしろさとか、おしゃれさとかいうものが必要なんだということを言われておりました。やっぱり若い人の感性は若い人の感性ではあると思いますけれども、そんな中に市長もやっぱり努力をしていただく、あるいは協力をしていただく、市のPRに市長みずから先頭を切ってやっていただくという姿勢を見せていただくのが大事なのではないかと私は思いますので、課題として検討するではなく、ぜひ前向きにやっていくという思いでやっていただきたいとお願いしておきます。

最後に、国民宿舎関ロッジについてという質問を残しております。こちらについては、関ロッジの第2回目の検討委員会のほうが行われたと聞いております。

それについて、今の段階でどこまでお話しできるのかわかりませんが、この前全協でお話しいただいた以上のことが聞けるのかわかりませんが、やっぱりこちらリアルタイムでスピード感を持って伺いたいということで質問に上げさせていただきました。今の段階で関ロッジがどのようになっていくのか、市民の関心も高いところでありますので、ご説明いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

国民宿舎関ロッジの在り方検討委員会につきましては、現在休館中の国民宿舎関ロッジにつきまして、状況が変化する中、今後のあり方を改めて決定するに当たりまして、有識者や市民代表などの外部委員の方々による幅広い見地にてご検討いただくため、設置をさせていただいているものでございまして、去る8月10日に第1回会議が開催されました。

第1回会議では、10名の各委員から関ロッジの今後のあり方について自由闊達な意見交換が行

われました。そして、一昨日、9月7日に第2回会議を開催いただき、第1回会議で出された意見も踏まえ、今後のあり方についてさらにご議論いただいたところでございます。

検討委員会としましては、次回9月18日に第3回会議が開催され、検討委員会としての意見の取りまとめを行うことを目標に進めていただいているところでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

検討委員会ではまだ結論には至っていないけれども、9月18日には結論を出す、取りまとめる方向であるということですね。ぜひ出していただいて、しっかりとした今後の方向性を早く決めていただきたいと思います。

もう1点、庁内の中でもワークショップが開催されていると思うんですけど、こちらについての報告は一度も聞いたことがないんですけれども、庁内においては坂口支所長がリーダーとなって話し合いをされていると思います。その点についてはどのような話し合いがなされているのか、お願いします。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

このたびの国民宿舎関ロッジのあり方の検討に当たりましては、外部委員により組織する在り方検討委員会とともに、庁内職員により組織するあり方検討の調査・研究グループを設置して検討を行っているところでございます。

この調査・研究グループは、私関支所長と庁内関係室長9名の10名で組織しておりまして、内容としましては、関ロッジの現状と課題の整理、あるいは施設運営についての幅広い視点での可能性の検討、また在り方検討委員会に提出する資料の作成、さらにあり方の方向についての検討などを行っているところでございまして、これまでに4回会議を開催しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、粛々と進めてまいりたいと思います。

まず、今回は主要事業の評価シートについてと全国学力・学習状況調査についての2件について行いたいと思います。

まず、順序をちょっと逆にさせていただきまして、学力テストのほうを先にやらせていただきました。

いと思います。

昨年の9月議会でも全国学力テストについての質問をさせていただいております。今回も同様の質問をさせていただくこととします。

本年8月26日の新聞に、4月1日に行われました全国学力テストの三重県の結果が出ておりました。その中には、中学の理科を除く全てで全国の平均正答率との差が縮まったものの、4年連続で全教科の平均正答率が全国平均を下回ったと新聞に記載されておりました。また、9月4日の新聞には、お隣の鈴鹿市が全国学力テストの結果を公表しておりました。平均正答率は小・中学校ともに全教科で全国や三重県の平均を下回ったということが記事に載っておりました。そしてまた、直近では9月5日に津市の全国学力テストの結果がまた新聞に出ておりました。

昨年も聞きましたんですけども、亀山市の今回の結果についての質問に入りますが、全国学力テストの亀山市の結果について、どのように受け取られたのか教えてください。お願いします。

○議長（前田 稔君）

5番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

4月21日に実施されました平成27年度全国学力・学習状況調査の結果が8月25日に公表されました。調査結果における全国の傾向といたしまして、議員おっしゃられましたように、昨年度よりもさらに平均正答率の差が縮まり、文部科学省は学力の底上げが図られているというふうに捉えております。

亀山市の調査結果は、全国の平均正答率との比較において、昨年度よりも平均正答率の差が小学校では全教科において縮まりました。中学校でも一部の教科でその差が縮まるなど、全国と同様の結果というふうに捉えさせていただいております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

昨年の結果よりはよくなったというふうにお聞きしました。

それでは、次の要旨2の結果から見た課題と問題点についてと要旨3の今後の取り組みについてを一緒にやらせていただきたいと思います。

本年度の結果が出たばかりで課題や問題点についての細かな分析はできていないと思いますが、昨年に伺いました課題と問題点、5つほど上げていただいております。その5つは、小・中学校とも基礎的な知識の定着を確かしながら活用力を高める指導方法の改善、2番目として、経験年数の浅い教職員が多い、3つ目で、学校図書館の業務を担当する学校司書が少ない、4番目に、ゲーム・携帯電話・スマホ等にたくさんの時間を使っている、5番目に、学校の授業時間以外の学習時間が短い子供が比較的多いなどということが前回の昨年度で伺いました課題と問題点だったと思います。

また、その課題の改善に向けて強化していく点ということで、授業改善に取り組む、2つ目に読書指導の充実、3つ目に総合的な学習時間のカリキュラムを精選し見直すとありました。

また、それに対する具体的な方策ということで4つの点を上げておられます。その内容は、キャ

リア教育のより一層の充実を図る方策、2番目として、厳しい家庭環境の中で生活している子供たちへの支援の方策、3点目が、地域と学校とが目指したい子供の姿を共有し、連携した取り組みを進め、特にコミュニティスクールという形態をとって進めたい、4点目として、家庭・地域への情報発信や啓発を積極的に行い、学力向上も含め、子供たちの生きる力のための取り組みを推進していくというような点を上げられております。こういったことを踏まえながら、細かいことは分析ができていないと思いますけど、前回こういった点を上げられたことを踏まえまして、今後についての取り組みについて再度お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

本年度の調査結果につきましては、現在のところ詳細な分析を進めているところでございますので、現時点でお答えできる範囲でご説明をさせていただきたいと思っております。少しお時間を頂戴いたします。

本市の課題といたしまして、国語では、文章を書く力や自分の考えを具体的に表現する力に課題があるということ。それから、算数・数学では、基礎的な計算は比較的できるものの、根拠を論理的に考えて説明する力に課題があるということ。また、今回は理科が実施されましたけれども、理科では、実験・観察の結果を踏まえた考察や説明の部分を苦手としているということなどが上げられます。全体を通じまして全国の傾向と同様かと思われましても、知識の活用力や記述問題に課題があるというふうにして捉えさせていただいております。

それから、いわゆるテストと並行して学習状況調査がございますが、その結果からはっきりと出てきたこともありますので、そのことについてお伝えさせていただきたいと思っております。

今回の学習状況調査の結果から、授業の初めに目当て・狙い、つまり目標ですが、示されていたか、それから授業の最後に学習内容を振り返る活動をよく行っていたかのこの2つの項目につきまして、「当てはまる」と答えた児童・生徒が昨年と比較して大幅に増加いたしました。これは、また後ほどの件とも関係してくるわけですが、昨年の11月に亀山市の学力向上推進計画を立てさせていただいた中で、授業改善の一つに、目標を最初に示し、授業の最後に振り返る、そういう授業を徹底してやっていこうではないかと計画の中に打ち出したわけですが、その件につきまして、特に教職員を集めまして指導・講習もやらせていただきまして、その結果が明らかに今回の学習状況調査の結果にあらわれているんだなということ感じさせていただいております。また、こういう授業のやり方につきまして、亀山版の学習スタイルをもとにした授業改善が、このほかにもいろいろと定着しつつあるのではないかなと感じさせていただいております。

また、顕著でございましたテレビの視聴時間や携帯・スマホの利用時間も減少しておりまして、学校・家庭・地域が連携した取り組みの成果のあらわれが少しずつ出始めているのではないかなというふうに、昨年度の結果から比較して、そういったところが特に顕著に改善をされつつあるかなというふうにして考えております。

昨年度いろいろと課題として申しあげました点なんですけれども、まず学力向上推進計画をもとにいたしまして、亀山版の、先ほど申しあげました学習スタイルというもの、それから算数・数学、それから国語の学習の手引というものを作成させていただきました。それをもとに亀山市の小・中

学校を挙げて、こういったことをもとに今現在授業改善に取り組んでもらっているわけですが、そういった対応が少しずつよい形であらわれてきているのではないかなというふうに感じさせていただいております。

読書につきましても、今年度から各中学校に学校司書という形で、今まで図書館に配属されておりました職員を教育研究室の所属とさせていただきまして、各中学校に配置をさせていただきましたけれども、それも一つ昨年度と変わっていることで、これは今すぐに結果がどういう形であらわれるかということは難しいかと思っておりますけれども、これも変更させていただいた点です。

それから、やはり家庭の教育力の向上ということで、先ほどの子供たちの生活の実態から照らし合わせまして、ゲームやスマートフォンを使用する時間帯が非常に多いということでありましたけれども、これはやはり家族や本人の自覚ということが必要でありますけれども、例えばある中学校では、生徒会とPTAと協力しまして、自分たち自身で家庭生活でそういったものを使う時間を減らしていこうということで、実際にそういった結果が出てきつつあるということも感じさせていただいております。

それから、若手教員の指導ということで、やはり現実的に教員の配置から見まして若手の教員が多いところがあるわけですが、そのあたりは教育研究室を中心にいたしまして、若手教職員の指導ということでたくさん研修会・講習会等も持たせていただき、その力を高めていく、あるいは学校の組織として若手教員の指導に当たっていくといった対応もとらせていただいております。

まだまだこれからということではございますけれども、全体的に、各学校を訪問いたしましても、そういったことに向けて上向きといたしますか、そういった状況にあるように感じさせていただいております。また、引き続きこういった実践を深めていきたい、このように考えております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

昨年にお聞きした強化して取り組んでいきたいという点のまず1つ目に上げられていたのが、先ほどお話もありましたように、1時間の授業の中で見通しと振り返り活動ということで、何を学ぶのか、また学んだ結果について生徒自身が考えて判断するといったようなことを中心に進めていただいたということと、学校司書を各中学校に配置していただくようになったというような点。

昨年聞いたのは家庭でのことなんですけれども、全国平均よりも10%、亀山市の中学生とかその辺のテレビを見る時間とか、休日の時間というのもそうなんですけれども、多い人は平日の1日にビデオやテレビを見ている時間が4時間以上というのが21%いたということで、3時間以上の20%を含めると、約四十何%の方がテレビやそういう時間に費やしていると。また、ゲームをしている時間はテレビとは関係ないとする、1日に4時間以上が17%、3時間以上が14%という数字が出ております。やっぱり学校だけの問題ではなくて、家庭でのこういった学力向上のためのことも大事だと思います。

最後にお聞きしたいんですけれども、この全国学力テストの結果がよくなることはいいと思うんですが、この学力の平均正答率を上げるために、中学校3年生や小学校6年生になった新学学期の4月になっても新しい教育を行わずに、学力テストが終わるまでは前年度の復習をやって、新しい教科書を使わずに、学力テストに向けての授業をやっているところがあると聞きます。確かに

そういうところは学力テストは上がったんですけども、決して学力テストだけが全てやないと思いますので、私個人の意見としてはこういうようなことはやってほしくない。通常の仕事でやっていただきたいというふうに感じております。

また、この学力テストの結果を公立高校の入試の内申点をつけるときの基準に、学校ごとの学力テストの校内平均を仕組みにするということも出てきております。これは文科省は余り推薦しているようなことはないんですけども、こういった学力テストは、その人個人の学力を見て、どのように勉強を進めていけばいいかという指針だと思いますので、これについては私は賛成はしていません。

それとまた、私の感想では、中学校の先生とか小学校の先生についても昔と違ってやるのが非常に多くなってきておるのではないかなあというふうに感じます。そういったことから、民間の企業のほうではもう今年が65まで延長というところまで来ている中で、公務員の方というのは60歳が定年になっておりますし、私も66歳になっておりますけれども、決して60歳とは余り変わらないという感覚も持っているんですけども、そういう先生の負担を減らすためにも、退職された先生の活用ということをやっぱり進めていっていただきたいというふうに思います。これは、現職の教員の方の負担を減らすためにも、ぜひそうしていただきたいという意味で申し上げます。

以上で質問は全て終わったんですけども、先ほど申し上げました定年退職した先生の活用とか、内申書に使うとか、4月になっても新しい教科書の勉強をせずに復習をやるとか、こういったことについてのもしコメントがありましたら最後をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

まず、前段のほうのお話、ご意見に関してお答えをさせていただきたいと思います。

今後も全国学力・学習状況調査などの結果向上を目指しては、当然先ほどの学力向上推進計画をもとに進めさせていただくつもりでおります。

ある県では、4月に入ってから学力調査の問題を徹底してやって、そして県の順位を高めたというところもあるわけですけども、全体的な教育課程の中で、やはりそれは取り入れるべき時間帯とか、そういったものもございまして、私はそういう、いわゆる学力調査の過去問は、小学生ですと1枚の単元テストをやって、それがテストと、ふだんはそういうふうな実態でございまして、問題集を見ていただきますとご承知のように非常に分厚い、本当に最後まで頑張って解かなくてはというふうな、ああいった問題になれることは必要だと思っておりますので、それは適宜、学校のいろんなカリキュラムの中でやる必要はあるかと思っておりますが、そのことだけに終始するというのはやはりいかがなものかと私は自身は感じているところでございます。ただ、県によってもさまざまな状況がございまして、それをこちらが批判するものではございませんが、亀山市といたしましては、過去問も勉強しつつ、いわゆる日常のカリキュラムを大事にしていきたいというふうに考えております。

それから、高校の入試に反映させるということにつきましては、これは県の県教委の段階の話ではございますけれども、やはり文科省の学力調査の持つ意味合いというのを大切にしていきたいな

というふうに考えております。

あと、退職された先生方の活用ということで、現在させていただいていることを少し申し上げたいと思っております。

午前中の質問にもございましたけれども、学習教室を、中学生を対象にですが始めさせていただきました。これはまだ始まったばかりではございますけれども、生徒や保護者の反応を聞かせていただきますと非常に喜んでいただいております。その子その子に合った、勉強はしっかりしたいけれどもやり方がわからない。基礎的などころから力がついていないという子供さんにとって、この授業につきましては非常に興味を持っていただいておりますので、ほかの2中学校でも順番に進めてまいりたいと思っております。

それから、放課後子ども教室というのを今までからずっと実施させていただいておるわけですが、最近、各学校で地域の方々が、この放課後子ども教室の時間を利用いたしまして学習指導ということをしていただいている学校がふえてまいっております。これも非常にいい形で進んでいるかと思っております。

それから、学力向上推進計画の中にもございますけれども、日常の授業の中で教職員のOBの方に来ていただいて学習支援をしていただくということも計画の中にはございますが、これをもう先取りして進めていただいている小学校もございまして、そこではかなり効果も上げているし、現職の先生方も非常に助かっているというふうに聞かせてもらっておりますので、いろいろな取り組みを合わせつつ、また頑張ってもらいたいと思います。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

ぜひ、積極的にやっていただきたいと思います。

それでは、主要事業評価シートについての質問に移ります。

今回、代表質疑ということで、どういったことを話そうかなあと思って、いろんな資料を初めて徹底して読もうということで読ませていただきました。

それで、まずいろんな後期基本計画にのっておりますことを、具体的な施策で目指す姿に持っていくというようになっているかと思えます。それで、それぞれの施策評価シート、これはいろんな評価をする対象があります。

それで、まず私が疑問に思ったことを納得できるような姿でお返事をいただきたいと思うんですけども、まず皆さん方がお持ちの主要施策の成果報告書の26年度、この評価シートの見方というところが、たまたま26ページに快適な都市空間の創造（企業活動の促進・雇用の創出）というのを書いてあるんですね。

それで、まずこの後期基本計画には企業活動の促進・雇用ということで、課題と基本施策が目指す姿ということでいろんなことが書いてあります。その中で、まず基本施策が目指す姿、これは受け取る方によって違ってもいいと思うんですね。だから、この一つのあれを捉えてみますと、多様な企業が市内に立地し、それぞれが特色を生かして活発に事業活動を展開していますという、これが目指す姿になっているんですけど、恐らくここにおられる部長に、最終的な姿はどういう形だと言ったときに、恐らくみんなばらばらの答えが出てくると思うんですね。

ところが、これに向けてというのは、それぞれがイメージした施策を打ち出したり、成果指標と
いうを出してくるんですけど、このことについてちょっとお聞きしたいのは、この中の企業活動
の促進・雇用の創出の中には製造品出荷額等の額というのが目標になっております。それと、製造
業の従業者数、製造業の事業所数、これが22年度では、細かく言いますと製造品の出荷額が1兆
850億円、そして製造業の従業者数が1万523人、現状値というので22年、製造業の事業所
数が135と出ております。目標値はそれぞれこれを上回った数字が入っているんですけども、
大体この亀山市が、亀山市内にある工場とか企業の出荷額等の額を目標にしたり、製造業の従業員
数及び製造業の事業所数というのをコントロールできる、市ができるというのはどういうことなん
だと、目標に上げて。これは各企業がそれぞれ努力して工場を広げたり、出荷額に応じて、また
少なくなれば縮小するというのは企業活動であって、亀山市がここのどこに絡んでいるんだと。大
体、コントロールできないような数字を目標に上げているというのは私は余り感心しないと思うん
ですね。

ですから、これでいけば、事業所数をふやすとえば、企業誘致をやればいいわけだし、現在あ
る数を減らさないようにというのであれば、倒産企業が出ないようにすることは言えるんですけ
ど、ここにこういう目標が上がっていて、ちなみに製造業の従業員1万523人を5年間で1万6
00人にすると。それで現実には減ってきております、25年度でいくと9,498名ということ
になっております。

それで、こういったものを数字に上げるというのは、もし上げるとすれば、年度別の、例えば5
23名を600にするには、77名をこの5年間にどのようにふやしていくかとかいう、やっぱり
年度別の計画も必要だと思うんですけども、こういった目標を上げたり、こういった現状値から
目標値に達するまでの5年間の間の数値目標を立てる以上は、その1年ごとの数値目標が必要だ
と思うんですけども、この辺についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

主要施策の評価シートの中で、まず成果指標についてお尋ねをいただきました。

まず、成果指標そのものがどのような位置づけであるかということをまずご答弁させていただき
たいと思います。

基本施策の成果指標につきましては、基本施策の推進の成果を定量的に、量的に把握するための
指標として設定しております。設定項目につきましては、基本施策全体の成果をあらわせる指標が
理想とは考えておりますが、定量的な数値の把握が可能なものでの設定は難しいものもありますこ
とから、基本施策の一側面をあらわす指標としての設定となっております。今回、尾崎議員が例で
挙げていただきました製造品出荷額でありますとか従業員数、これにつきましては、まさにおっし
やられるように、市が恣意的にコントロールが非常にできにくい目標であるというふうに認識をし
ておるところでございます。また、事業者数ということであれば、確かに企業誘致等の推進・促進
によりこういったものの数値が上がってくるということは考えられるところでございます。

しかしながら、成果指標そのものにつきましてはの考え方、先ほど申しあげましたように、市が全
てコントロールできるものが成果指標としてふさわしいというか、その施策の中でマッチングして

おるのかという、これはさまざまでございますもので、今回はこういう形で上げさせていただいたところでございます。

それと、年度別に1年ごとの目標を設定してはどうかというご提言でございますが、確かに1年ごとの目標を設定できる指標もございますし、5年後のトータルを見ての判断というものもございますことから、今回の成果指標についてはそのような形で設定をいたしたところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

国であれば法人税を下げれば収益も上がるし、どうのということ言えるんですけど、亀山市自体がこの数字はどうか。従業員数とか出荷額等、こういったことはやっぱり管理できないと思いますんで、もう少しこれにかわった数値をやっぱり立てるべきかと思います。

次に、市民アンケート関連というがあるんですけど、これをほとんどめくってみても、この欄ではたまたま企業活動が活発に行われているというのが、満足度でいくと20%とか十数%で、満足度を見る限り、後ろまでめくっていてもほとんど満足するような数字が出ていない。だから、これはひょっとして無作為にもしやっとなしとしても、亀山市にどんな企業があり、そういったところが活発という、またこれ自体が何を捉えて言うのかがわからず、わからんからこういう数値になっているのではないかなと思うんですね、重要度についてはかなり高いんですけども、こういった点ですね。それと、働く場が充実しているなんかを見れば76.8とか78.9%なんですけれども、満足度は11.1%とか、そういう11%台の数値しかあらわれていないですね。だから、これもやっぱりアンケートのやり方に問題があるのではないかなという気がします。

それと、飛ばすと、その次に取り組みと成果というのがあるんですけど、取り組みは、どのような施策を行ったとか、どこどこに補助をやったとか、こういうことをやったというのが出てくるんですけども、ほとんど成果というのがないですね。例えば何かの人数をふやすということで取り組みをやったのであれば、お金を出して終わり。そういう取り組みをやったという後に、例えば人数であれば、去年は100人だったのが、今回このようなことをやって110人になりました、150人になったという成果を確認して初めてその施策の評価が出ると思うんですけども、この取り組みと成果の中はもうほとんど、寄附をしたとか、何かの講演会をやったとか、そういうことで終わって、その辺のその後の効果というのが全然確認されていないんじゃないかと。やるのが成果になっているような気がするんですけど、その辺のところの考え方についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

2点ご質問をいただきまして、まず市民アンケート関連項目でございますが、今回市民アンケートとして対象といたしておりますのは、平成23年2月に実施しました後期基本計画策定時のアンケートと、平成26年2月に実施しました中間アンケート、この2つを記載させていただいております。尾崎議員からは満足度が全体に低いというご指摘をいただきまして、この評価シートだけではなくて、他のシートにおきましても全体的に満足度が低いということについては私どもも認識を

しておりまして、これらの分析をしますと、結果的には、例えばどちらでもないとか、わからないとか、こういった項目が満足度のところにはたくさん付記されておりまして、こういったところがアンケートのパーセントを下げている原因なのかなというふうに認識をしておるところでございます。

アンケート方法につきましては、ご指摘のとおり無作為抽出でやらせていただいております、1,000人単位で実施しているところでございますが、お話にもありましたように、興味を引ける内容かどうかといった点もございますので、今回アンケートにつきましては第1次総合計画全体の総括ということですので、次のアンケート調査の内容を変えていくと、前2回やったアンケートが反映できなくなりますので、第2次総合計画で実施するアンケートにつきましてはそういった点も勘案して進めていきたいなというふうに考えております。

それと、総合評価の中の成果と取り組みでございまして、ご指摘の中で、ほとんど成果の記述がないというようなことではございましたが、今回ちょっと取り組みと成果の中で、基本施策が目指す姿に向けて施策を推進している観点から、評価要素を勘案して定性評価として整理するというのが今回取り組みと成果の中のやり方でございますが、定性評価といいますのが、成果の数値化できない評価でありますとか、さまざまな要素の内容を総合的に判断して行う評価ということでございまして、少し抽象的な表現になっておるかと思いますが、こういった点も次回の評価にはまた検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

総合評価の右側に括弧して総合判定というのがあるんですけど、これ議案の質疑でも話したんですけども、35の施策がありながら、32が圧倒的多数でB、これは「まずまず進んでいる」なんですけど、あと3つがAであると。Aも、ちょっと聞き取りのときにも話したんですけども、ここに上がっている成果指標にのる数字が上回っていても下回っていても余り関係なく答えがAとかいうふうになって出ているのもあれば、評点が割合いいかなと感じるような内容の文書を見てもBになっているというのはあるんですけど、これは、例えばこの判定する部長、例えばその前に室長段階でやられて、部長が最終的に判断してBとかその辺をつけて、またトップの方ともうこれは報告した上で決まっていく、最終的なものは決まるんかがわからないんですけど、やっぱり通信簿も一緒に、人事考課やあの辺をやりますけど、やっぱり部下になった人の上の人、上の方が、評点の甘い方もおれば、評点の非常に辛い方もおると。そういうところで一般職員の方の評価が決まるということはおかしいことで、私らの企業では、例えば1等級から5等級までいても、1等級で100人いても、その100人について全て管理職が持ち寄って、それでその中で協議して1番から100番まで決めるというような作業をやっているんですよ。そうすると、もう2日間ぐらい、半日以上かかって2日、3日で決定していくんですけど、最後にこれをまた本社へ持って行って、全員でその等級、工場から上がってきたのと全社的によその事業所から上がったのと、その中でも順位づけの甘い辛いというのを見るようにして、そこまでやっているんですけど、ここについているBとかAというのは、部長になったときとか管理職になったときに、この辺の評価づけのポイントとかそういう決めごとが全部あるのか、そういう指導をやったのか、その辺からまず聞きたいと

思います。

○議長（前田 稔君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、総合判定の中で、議案質疑でもいただきましたが、基本施策の進捗状況、進みぐあいをAからDの4段階で表示しておりまして、今回、「進んでいる」というAが3つで、「まずまず進んでいる」というBが32でございまして、これにつきましては、まずこの総合判定をするまでに、主要事業と標準事業の事務事業評価をまず室長が評価いたしまして、その事務事業評価をもとに施策評価を部長が評価すると、そういうような仕組みになっておるところでございます。

議員ご指摘の、この各部長の評価のばらつきでありますとか、評価の方法について、そういう指導があったのか、統一的な見解を示したのかということでございますが、今回、総合評価、総合判定をするに当たりましては、経営会議等でこうした施策評価のやり方につきましては意思統一を図っておりまして、同じ考え方のもとで進めさせていただいておるといふ、そういう認識を持っておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

あと1年半ぐらいで後期基本計画は終わると思うんですけど、やっぱり当初から「まずまず進んでいる」を目指しているのと、やっぱりA評価の「順調に進んでいる」、これ順調もまずまずもどの辺で判断するのかわかりませんが、こういう余りはっきりしない判定でやるのは、順調に進んでいる、まずまずの、このまずまずがどの辺のもんなかというのは本当にその人の裁量にかかるもので、こういったことはやっぱりまずいんではないかなと。はっきり「いい」「中間」「悪い」とか、その3つぐらいの判定なら答えははっきり出ると思うんです。さらにいいのは、「もっといい」とかいうので、大体3つに分けて評価するのが一番楽だと聞いているんですけど、それを下回ったのが一番悪いと、通信簿で言えば5段階評価なら普通に2、3、4で判定するのが一番楽やと。これは普通や、悪い、いい、さらにいいというのを5と、さらに悪いというのを1にするというのが一番簡単な評価方式やと思うんです。

また、始まりますけれども、これも同じ事業を、何がという亀山市をよくするためにとか、そういうことでやる以上、やった施策が、例えば関宿に大勢の人が来てもらうと。いろんなことをやるかもわかりませんが、去年は10万人やったやつが、ことしは15万になったとか20万とか、やっぱりそういうきっちりした数字を市長、副市長のもとで正しい判断をしてもらおうと思えば、やっぱり正しい結果を伝えるということが一番大切なことやと思いますんで、今後もこれを利用していくのであれば、ぜひともそういったことも頭に入れて、そういうふうにはやってはどうかということを申し上げているので、また自分の思ったことがありましたら話させていただきますけど、今後ぜひともこの成果があと1年半後に全部Aになるように、あと1年半頑張ってくださいということをお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

5番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 2時45分 休憩)

(午後 2時55分 再開)

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。ちょっと順番が変わりますけれども、その点をご了解いただきたいと思います。

質問に入る前に、朝日新聞でちょっとおもしろいことがありました。サントリーの創業者がこういうようなことを言わはった。「やってみなはれ、やらなわかりまへんで」ということで、これはずうっと代々使われたらしい。前向きな失敗は問わず、やらざることの罪を問えと。そういう心構えで説いて、サントリーという会社はおおらかな気持ちが漂っていったと。リーダーの役割とは何やと。リーダーとは、みんなを率いる人ではなく、部下らの背中を押して、そして支えていくのがリーダーの役目であるとサントリーの創業者の方が言われて、それで今のサントリーができてきたということです。

もう1点、藤さんという人が言わはったんだけど、「欲しいのは人だ。必死で探している」と、こういうようなことを言わはった。注釈で、これはあなたの仕事やと。私の仕事ではないといってはばからぬ組織はもろいと。他人任せ。誰の仕事でもないが、誰かがそっとやっておかなければならない仕事が実は全体を支えている。どこかに油断はないか。誰かにしわ寄せが行っていないか。そんなふうに全体を案ずる人がいるかないかでその組織は決まる。これは十和田市の現代美術館の館長さんからふっと出た言葉らしい。そういうようなことに基づいて、亀山市でも運営して欲しい、そうするとやっぱり市民も安心して市政に対して信頼して、いろんなことに協力して欲しいと思います。

そのような中で、1点目に亀山市の行事について。

行政が関与する事業がたびたび重複することがあるんですわ。どのように調整されておるんか。例えば20年に1度のお木曳きのときに盛大にやったと。そこで、東小学校の運動会を同時開催したと。それで、私もお木曳きに消防団の警備で出させてもろうたんやけれども、一部の東小学校区の方は、今から小学校の運動会やもんで、あっちも行かんらんもんでと、それで行かはった。

市長は、さきの6月の定例会にお木曳きのことをちょっと言わはった。これは20年に1遍のえらいイベントやと。それはもう亀山市を挙げてというようなことを言わはった。何でほんなら小学校の運動会をすんのやな。市内の連携はどうなっておるか。

市長にやっぱり聞きたいんですわ。当然、市長に各種行事が逐次スケジュールに入ってくると思う。重複した場合にはやっぱりちょっとその部局に言うて、こういうような事業のどちらが優先かと。優先というよりも、やっぱりこんな日やで、これはちょっと後日に移したらどうやと言うて、そういうのはやっぱり調整するのも配慮というか、そういうようなものがあると思う。市長、どうですか、そんなことは今まで思いもよらんことでしたかな。一遍市長、どうやね。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをいたします。

1年間、さまざまなレベルのさまざまな行事が市内で動いておりますので、例年開催される行事については重複をしないように担当部署間で連絡調整をしながら行事の開催を決定しております。また、新規の行事や、今触れていただいたような複数年に1回開催されるような行事につきましても同様に、例年の行事と重複がないかを意識しながら各担当部署で開催を決定しております。なかなかそれぞれ主体が民間であったり、さまざまなレベル、さまざまなものが動いておりますので、そこは重複しないように、おおらかな気持ちで調整をしておるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おおらかな気持ちでやっていかれるのは結構なことですけど、ほんならちょっと例を挙げましょうか。私、議長をさせていただいたときに、平成25年5月27日月曜日、ホテルオークラ、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会が午後2時、会長は愛知県知事大村さん、市長はこのとき欠席やった。リニアの誘致の先進地として基金まで積んで亀山市にリニアをとってやってやった。その期成同盟会に市長が出やんと、私の記憶では担当の室長さんが出ややった。

そのときに、私よく覚えておるけれども、京都府がリニアの路線変更をJR東海に申し込んだ。そのときに奈良の知事が、こんなこと、京都府はけしからんことを言うておると。何とか三重県、奈良県で共同体を組んで、何としてもこの路線変更はさせやんとという大演説をやらはった。そういうような会合に、三重県で唯一リニアの基金を立てておる首長がその総会に、何の用事がある、このリニアを優先せんのか。何でここへ出られへんのや。リニア誘致とって基金まで積んで、それがおおらかにやっていった調整かな。リニアを一体何と思っておるのかな。リニア中央新幹線建設促進期成同盟会、関連自治体の長が、名古屋まで決まった。名古屋から大阪までの沿線、それで愛知県の知事が会長や。その席に市長が欠席しよった。私は行かせてもろうたよ、議長の職務として。何で来れやんの。おおらかな気持ちで欠席なんかな。

やっぱり重要ものというのはきちっと選択せなあかん、あなたが。選択と集中というようなこと言うておるけど、欠席しましたな、これ。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

リニア新幹線の全国の沿線の期成同盟会の総会、これは25年5月27日でしたが、当時、櫻井議員は議長としてご出席をいただいたもので、敬意を表したいと思っております。

例年、市長就任以降も毎年4年間出席をさせていただいておりますが、ちょうどこの平成25年の当日、亀山市議会の議員年金受給者懇談会が早くから日程をロックオンしていただいております。

たし、これはこれで大変重要な年間の行事でございますので、リニア案内以前に依頼を受けたほうを優先させていただいたということでございます。

同時に、市長名代で副市長をとということでしたが、鈴鹿建設部との事業調整の重要な会議がございましたので、そちらへ出席をしたということでもあります。あわせて、当時の企画総務部長であります、まちづくり基本条例推進委員会の第1回目の会議が動いておりましたので、担当部長として当然それに出席をいただいたということで、当日は企画政策室の室長が出席を東京のほうへ上京してさせていただいたということでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

通告もしていないのに、すらすらとやられて、どこかから漏れたと思うけれども、そうやけど、年金受給者会とリニア建設の積立金をしておる会議とどっちが大事やと。僕はリニアやと思っておるよ。あなたが積み立てをやっているのやから、これは必要やと言って。リニアの歴史は長い。年金受給者会はほかの部署の担当者でよろしいやないの。あなたが行かんらんことない。リニアは行かならん。これ、行く必要がないと思って、日程調整がと言うが、ほんならその日程調整やけど、その年金受給者会に、リニアの総会があるもんで、ほかの者を代理に出させるでよろしく頼むというふうなことが首長としての役割やと私は思う。あとの評価は市民の人に任せたいと思う。

次に移りたい。関ロッジについて。

いろいろ西川議員も聞いていただいて、会合の内容だけを聞いていただいたんですけども、さきの定例会のときに、在り方検討委員会の非公開を公開にしたらどうやということを議会から要望があったけれども、その結果、市長はどういうふうな形で、任命権者としてこの非公開・公開はどうなったんか、その報告はないんですよ、これ。

市長、在り方検討委員会の座長にこれを公開したいということは申し出て、これ9月7日に協議しておるけれども、どうなったんですかな、これ。市長。

○議長（前田 稔君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

国民宿舎関ロッジの検討委員会、私、9月7日ですけども、副委員長という立場で参画をさせていただいております。

会議の冒頭に、高井委員長のほうから会の皆様方に公開・非公開ということでお諮りをいただきました。説明の中では、やはり裁判に影響するおそれということと、自由闊達な意見交換が行えなくなるといった心配があるといったことや、顧問弁護士の意見もあるといったことを委員会のほうで諮っていただきまして、非公開というふうにさせていただいたところでございます。このことにつきましては、本日、議長のほうにお答えをさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長に報告して、私は聞かせてもろうていないけれども、別に冒頭に市長が議長に発言を求めて、

その旨、本会議の議場で、こういうような申し出があったけれども、こうこうこうやといって、市長なり副市長が冒頭にやったらいいんですよ。

それで、裁判に影響するって、何も裁判はしてませんやんか。しておるんですか、裁判。それで、公開して何があかんのですか。ただ、あなたの理由は、裁判に影響するからといって、裁判はしてないがな。訴えはないんでしょう。裁判が既に起こっておるんやったら、その理由もつくけれども、裁判がないのに、それで自由な意見が言えやん。自由な意見が言えやん会議をしておるんですか、この会議は。人に聞かれて悪い会議をしておるんですか。どうですか。議員とか市民の人に聞かれて悪い会議をしておるのかな。都合の悪い会議をしておるんで聞かれないかな。僕は、裁判をやっておるといことは、これは絶対認められん、非公開も。

どうですか、副市長。副市長より市長、まあ副市長、出てくんははれ。久しぶりやで。

○議長（前田 稔君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

私がちょっと申し上げましたのは、簡略をして申し上げましたけれども、既に9月4日付で高井委員長の方から議長宛てに回答はさせていただいておるとおりでございます。現実にはまだまだ裁判にはなっていないが、亀山市と元指定管理者との間で訴訟となる可能性が非常に高いといったところでもございます。

それと、審議途中において各委員が発言をされたことに対しまして、傍聴されている皆さんから批判を受けるといったことも考えられますので、そういったことから非公開というような形にさせていただいたところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、そんなんおかしやないかな、批判を受けるとかさ。そうすると、批判を受けたら困る、発言をするのを怖がってござるメンバーを選んだということやな。いろんな部内調整で、4回の庁内調整をやって、資料を出した。その資料を求めても、その資料すらも出てこん、いまだに。資料に基づいて協議したと。さきの議会で私が直営ありきかと言うたら、直営は絶対ないと市長が明言した。直営はない。そうすると何を議論するんやな。わからん。それを私らは公開してくれと言うた。それを公開するには、批判を受けるから公開してもらうたら困ると高井さんが言うたと。裁判は何もまだ起こっていない。要素がだんだん消えていきますやんか。

議長に報告したと。議長の責任になるのかな、私らに言わんのは。それはないよ。議長は私ら議員側の執行権に対するチェック機能の長やで、議長が報告を怠ったということで、そんな逃げてもらうたら困る、あなたらの報告義務をここでしなかったことを私は問うておるのや。議長の責任にしてもらうたら困る。

だから、やっぱり最終日の前の9月24日に全員協議会ではっきりその検討結果を、18日にまとめられますので、24日にその結論を明確にさせていただくということで、再度、議会運営委員会等で緊急質問等も認めていただきましたので、決めましたので、そこで25日にもう一遍議論したいと思えます。

ほかにもまだ2人の方が質問されますので、2人の方にお任せして、時間の都合上、次に移りたいと思います。

そうしたら、次に、次世代の子供たちに市長はどのような方針で臨むのかと。まあびっくりこいて、今回の教育委員会委員長の現況報告で、川崎小学校の新築において空調設備を判断しましたという現況報告がありました。現況報告の中に、いろいろ言われたけど、設計業務の中でさまざまな設備の導入による効果を検討するとともに、学校環境のあり方、気候状況などを総合的に勘案した結果、全ての普通教室に設置するとして設計を進めてまいりました。

まず教育長に聞きたい。今まで環境、自然エネルギー、うんちく言うてですな、風はちゃんと通るとか、うんちく言うておって、そもそもこれがなったんは、しつこく質問したからか、ほかの議員の人らも質問をしていかれた。その中で根負けしたんかどうか知りまへんけれども、川崎小学校は新築やよと。そうすると、まだ未整備の幼稚園・小学校・中学校も学校環境のあり方からいうと、気候状況などを総合的に勘案した中でやっぱりやっていかんなんらんとするけれども、教育長に聞きたい。ここではっきり言うてほしい。教育委員会の今後の方針、この川崎小学校の空調化ということが実施設計に導入された中で、教育委員会の報告をこの壇上で明確にしてください。再度、この教育委員会委員長さんの現況報告に基づいて、教育委員会の今後の、未整備についての幼・小・中の普通教室の空調導入について、教育委員会の方針をここではっきり言うてください。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

これまでの市議会でご説明申し上げておりますとおり、各学校の普通教室の空調に関しましては、平成24年度までにサマースクール対応教室と特別支援教室への設置を基本としてまいりました。今回、現況報告の中で、川崎小学校の改築校舎の全ての普通教室に空調機を設置することをご報告申し上げましたとおりでございます。このことは、川崎小学校だけでなく、亀山市の学校施設全体に共通した整備内容と考えております。教育委員会で検討いたしまして、そのように考え方を決定させていただいております。

川崎小学校改築におけます空調機に関しましては、私は、これまで市議会におきまして、近年の気候状況を注視しながら、空調機に限らず、さまざまな設備による手法を検討いたしたい、こういう旨でご説明をさせていただいております。

この今回の改築事業に当たりまして、改めて学校環境について鑑みてみましたときに、これは服部議員のかつてのご質問にございましたけれども、近年の夏季におきます気候状況は、過去と比較いたしますと上昇傾向にあるというのはもう皆様方ご承知のとおりであります。それに伴いまして、教室の室温も高くなってきております。今後もさらに上昇する可能性があるということも想像されます。

現在の子供たちの状況ということを考えてみましたときに、やはり家庭など、学校外における子供たちの生活環境というのは、空調機、エアコンのある生活が日常的になってきておりますということも現実でございます。そのほかさまざまな面から検討いたしまして、その結果、教育委員会といたしまして、学校の普通教室に空調機を設置するということが適当であるというふうに判断をさせていただいたところでございます。

議員お尋ねの、他の学校施設はどうであるかということでございますけれども、教育費全体の予算や市の財政状況、さらには個々の学校の環境条件も違いますので、そういったことも考慮しつつ今後検討いたしてまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

終わりまではいいい答弁やけど、最後に「検討」という言葉が出てきたもんで、ちょっとあれやけれども、どうですか、市長。教育委員会はそういうような考えを持っておると。市長として、確かに教育長の任命権者、今は旧の制度を使うてやっておるんですけども、これから教育長等は市長が任命権者になる。

それで、予算関係で教育委員会はお金を持ってない。やっぱり金の決裁権は市長にあると。財政的な見地から見てというような答弁であった。やっぱり財政的に一番、その財政のやりくりができませんので、やってやりたくてもやれやんという考え方や私は理解してますのや、さっきの答弁でね。基本的に市内の子供たちは、あなたがよく言う平等であらなあかんと。市民は一人一人平等でなきゃならんと言わはるのやんかな。一気にやるのは無理やと前も市長が答弁しておる。それやったら、年間大体8,000万ぐらいをめどに3カ年計画で、順序はいろいろありますよ、今、教育長が言うたように。その学校の環境によって、涼しいところは後回しにしよう。それで余りにも暑いところは早うしよう。その順番はあなたが決めたらいい。大体年間8,000万でやっていくようにするのは、やっぱり市長の裁量権やと思うておる。いかがですか。今、教育委員会は、家庭はクーラーがついておるけど学校はついていない。暑い思いをして子供たちがやっておると。そういうような中で、市長、どう思いますか。年間8,000万やったら十分、総会も行かんリニアに5,000万も積むんやったら、それをやめておいて、建てもせん庁舎に5,000万も積むんやったら、それをやめておいて、それで1億ですやん。その1億に8,000万を3年間リニアと庁舎に積んだつもりで、次世代を担う子供たちのための空調の設備に回すという気持ちを持ってくれんかな。一遍市長、お答えください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回、川崎小学校の改築事業において全ての普通教室へ空調機を設置すると決定をいたしましたところでございますが、これは私自身といたしましても、この川崎小学校だけに整備するものというふうに考えておるわけではございません。当然でありますけれども市内の学校施設全体のバランスもございまして、あるいはそれぞれの学校におけるハード的な整備のニーズの優先度も全部違うわけでございますので、これについては今後検討いたしてまいりたいと考えておるものであります。当然これはもう議会と執行部との関係も踏まえ、他の学校につきましても、市の財政状況を的確に見きわめた上で、どのように中期的な計画へ組み込んでいくのか、どういうふうに位置づけていくのかにつきましては、今後の検討とさせていただきますと考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いつまでも検討をやっておりなされ、本当に。検討検討って、拳闘はリングの上だけでいいのや。検討する余地がないと私は思うておるの。前回は、地球温暖化、熱中症、PM2.5、そういうことにつきましては、その認識中やと。PM2.5、この間、北京で陸上大会があった。空、きれいやったわ。何したんやというたら、生産規制をやったと、政府が。だから、空、きれいやった。マラソンを走っておっても、PM2.5、スモッグもなかった。それで終わったらあつとまた来るやろう。

その前に、川崎小学校ですな。検討というけど、もう検討の余地はない。本当にリニアの5,000万と庁舎の5,000万足したら1億あるのやで、3年間、それこそ凍結して、その分を空調機に回したら、恐らく今おる子供たちは、今の市長はいい市長やのうと言うてくれると思うけどな、私も孫に恨まれんしな。

それで、一言ちょっと言いたい。この間、川崎小学校の学校運営協議会から一つの文書をもろうた。あんた、一体何言うてんのやいうて。私ら、いろんなワークショップでいろんな質問やつたと。昇降機とプールの位置のことについても言うた。私らが一生懸命教職員と汗かいてでき上がった過程を理解してくださいという文書が来たん、6月29日に。一言だけ私は言わせてもらいたい。小学校の学校運営協議会、ワークショップ、地域の声を聞く、意見を聞くことは私はこれはいいと思う。決して否定せん。だけど、地域の声を聞くのに、8,500万も出しておる委託業者、設計業者、これ専門家ですよ。地域の声を聞いて、その専門業者である連中が何をしておったんかということに対することですよ。それを誤解してもろうておる、この人ら。私は再三、川崎小学校に対して、仕様書を出してくれと、議会に。何遍言うても仕様書が出てこんのだ、議会に対して。どういふうなものを作るか。最初に出てきたときは基本設計書や。それで、意見を言うて、いろんなこと言うたら、こういうような文書が議長宛てに来た、6月29日。

執行者として、それで教育委員会の職務として、やっぱりきちっと果たしてほしい。果たしていない。地域に丸投げでやるから、あなた一つも意見言うていないでしょう。だから、こういうような文書が議会に対して、また私に対して来るんや。私も長いこと議員をさせてもろうて、こういうような抗議文は二、三十年やっていてもろうたことない。あなたがぐだぐだぐだぐだやっついて、空調のことをぐだぐだぐだぐだと、検討するとか、ほかの学校、総合的な判断、ばかなことばかり言うておるから、こういうような抗議文が来るわけや。地域の声を聞くというのは大事や。大事やけれども、もう一遍言う。8,500万も出した設計業者は地域の声を聞いただけで何をしておったんやというの。その8,500万を地域に出しなはれ。そして、あんたら好きなように設計をつくりなさいと。だけど、やはり地域の人も設計の素人ですから、専門的な耐震、構造計算、いろんなレイアウト、デザイン、そのことについてはやっぱり専門家がそれなりの知識を地域に与えて、そして図面というのが出てくるもんや。それをみんな、あなたは任せ、地域任せ、そういうようなことやっておるんで、市長も意見もなかったし、別に、私自身が自分の身を守るために、私はここで立たせてもろうて物は言うてまへんで。あくまでも市民の1人が不満を抱いたら、きょうも玄関で大きな声を出してやっていた市民の人がおる。隣におった人が、おっちゃん、あんたやかましい、黙っておれと、こういうようなことがあったんや。そういうような行政ではあかんのや。行政というのは、やはり一人一人大事に育てていくのが行政の仕事なんや。その先頭に立つのはあなたな

んや。だから、あえて冒頭に、リーダーというのは後ろから支えるものやねんと。それがリーダーの職務やと思うておる。それをあなたがしないもんで、私がこういうような文書をもたらうのや。

だから、やっぱり前向きに検討するとか、そんなもんやない。やっぱり川崎小学校の空調化を決めたら、順次未整備の施設には年次計画でやっていきますというような答弁をここでできやんのかね、君は。どうなんや、もう一遍言うてくれ。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

川崎小学校について、空調につきましても、これはもう一貫して総合的に判断をさせていただくということで今日に至ったところでございます。これはもう一貫して申し上げてきたことでございますが、先ほど申し上げたのは、いずれにいたしましても、今後、普通教室までこの空調を考えていこうと。そのためには市の財政状況やバランスや、そういうこともひっくるめて、中期の次期の計画の中へ年次計画として検討していきますということを申し上げたところでございますので、そこはそうようにご理解をいただく必要があろうかと思えます。

また、学校の配置、教室の配置とかレイアウト等につきまして、議員のご所見というのは伺っておるところでございますけれども、これは私ども教育委員会としても地域に丸投げとかという考え方ではなくて、丁寧に、専門家、それからワークショップ、学校関係者、保護者、そういう中で計画を練り上げて今日に至っておるところでございますので、そこのところはおおらかな気持ちでご理解をいただく必要があろうかと思えます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんな、私ほどおおらかな人間はおらんけどのう。やっぱり物事というのは右か左、イエスカノ一、真ん中はないというのが私の生き方や。いいことはいい、悪いことは悪い。中途半端な総合的なというようなことをやっておっては行政は前へ進んでいかん。職員もあんたの下についていかん。いつ落とし穴があるかわからんで。それで、これも一つの課題として、また詰めます。全教室の空調ができるまで、私が議員をさせてもろうておる間、追うていきますもんで、検討結果をね。

ちょっと通告が多くて申しわけないけど、開発事業をやりたかったけど、ちょっと開発事業はできやんかわからんで、そこら辺だけご了承いただきたいと思う。

「ザ・点検～亀山モデル～」、これは検証ですけれども、いろんな形で勉強もさせてもらいました。聞き取りのときにいろんなことを言うてくれというけれども、もう時間がないもんで単刀直入に入らせてもらいますけれども、平成26年11月23日、亀山市事務事業の仕分け、「ザ・点検～亀山モデル～」において、団体支援事業、観光振興事業に対しての意見、亀山市の補助金の適正化に関する改正方針を踏まえてやると。その点検業務の内容、市民の方々もどこまでご存じかわかりませんもんで、あえて言いますけれども、当日は、事務事業の1事業当たり50分、担当者からの説明5分、質疑が30分、評価シートの記入が5分、評価理由の取りまとめが10分で50分、この内容でやられた。

そこで、1点聞かせてほしいんですけれども、観光振興事業の中で対象イベント補助金の中にど

れとどれとどれが入っておったか教えてください。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

ザ・点検の対象としましては、観光協会の補助金のうちの亀山市桜まつり開催費、関宿祇園夏まつりの開催費、それから関宿納涼花火大会開催費、そして亀山市納涼事業補助金、もう1つ、東海道関宿街道まつり実行委員会補助金、以上でございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今、5事業を上げてもらうけれども、桜まつり、祇園まつり、納涼花火大会、納涼会。私も関の納涼花火大会には20年ぐらい携わったことがあります。下働きですね。これはそれぞれ内容は違うんですけど、パネルはあるかいな。関宿街道まつり、これ今出してもらうておるのやけど、もう1つ出して。あれ、みんな寄っておるんだ、あれだけの人がね。ああやって買い物をやったりね。これ商店。ああやって大名行列やっておるの。こうやって、みんなが盛大にやっておる。市長も県議会議員のときにあそこで仮装行列に出てもらうたと思うけど、私の記憶が間違っておったらあかんけれども、あめ売りの格好をしたいろんな衣装を着て、関の町民の人と街道まつりをやったと思う。

街道まつりは、これ祭りとして書いてあるけれども、確かに実行委員会から出ておるけれども、これ聞くところによると、平成25年、去年は街道まつりに事業費が600万ぐらいあって、わけのわからん補助金というか、定額で490万出て、それで協賛金は94万。平成25年以前は旧関町のときも、旧関町の街道のイベントではない。東海道関宿で7月には祇園まつりがある。だけど、11月には文化の日に挟まれて、何もイベントがないので、何か考えなあかんというて街道まつりを行った。それを関町のときは全額町費でやっておった。25年までは合併後も市費でやっておった。たまたま去年は規模が大きくなって、金がなくて、資金が不足で、協賛金は後から寄せられたという経緯があったけれども。市長、街道まつりはどういうふうに思っておるの。これ、ザ・点検にかかって見直しになっていますな。財務部長、これどうなっておるの、点検内容、街道まつりの。それで、これ関町から、二十何年だったと思うな、二十何回。点検って、どういうふうなことになったんかな。

この納涼大会、花火とか、祇園まつり、それで亀山の納涼大会と。亀山納涼大会、それから関の納涼花火大会、これは商業者が日ごろのご愛顧に対してお礼の意味で地域の人のおういようなイベントに協賛をしておると。街道まつりは協賛事業でやる事業ではないと私は思っておる。それに、これ市長のチェックが入っていますやろう。どういうふうなチェック表を出したんか、一遍教えて。

○議長（前田 稔君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

亀山市事務事業点検制度で街道まつり等について、どんな経緯で今に来ておるのかというお話だというふうに思いますけれども、昨年秋、中堅どころの職員で、その観光イベント等、団体支援事業、観光振興事業について議論をしていただきました。

班としての統一見解は、要改善という形の中でどんな意見が出たかといいますと、観光協会については平成22年度の事業仕分けの結果から進展が見られると。今後はより多くの自主財源の確保に努めるとともに、近い将来には市と一緒に亀山市全体の観光をコーディネートできるようにも促してほしいと。それとか、過去からの経緯もあり、イベントの実施主体や市のかかわり方、補助率が異なっているため、各イベントの継続的な実施を可能にするためにもイベントの内容とあわせて見直しが必要である。また、実施主体については、将来的には観光協会へ移行していくことも観光協会と協議して行ってほしい。イベントの企画・実施にできるだけ多くの市民の協力を得ることがまちづくり観光を活性化させることにつながると考える。観光協会及び実行委員会の工夫を期待したい。最後に、来場者にアンケートをとる、観光関連施設の売り上げを調査するなどにより、イベント開催による地元への経済効果を初めとした観光振興事業の効果を確認する必要があるというような意見が職員から出てまいりました。

この意見をまず各担当部に、こういう意見が出たので各部署で考えてほしいと。どうやっていくんですかというような意見をまず各部へ投げかけることになっています。

うちの市民文化部関支所観光振興室のほうからは、亀山市観光協会については、自主財源の確保、コーディネート、コーディネーター強化に向けて、組織体制の強化、職員のレベルアップが図られるよう促し、支援していく。各イベントについては、伝統文化の継承や市の魅力の対外的な発信、市民の娯楽の場の提供といった市の事業を代替・補完する事業であることから、ほとんどが100%補助で実施してきた。今後は市民主体の持続的なイベントとしていくことが望ましいが、実施団体は母体組織を持たないイベント開催のための実行委員会であるなど自主財源に乏しいため、まずは団体の育成や事業を奨励する目的から、納涼会と同様、補助率5分の4で補助率を交付するような制度に変更していきたい。また、見直し時期としては、平成26年度中に補助率5分の4となるように関係団体と協議し、補助率交付基準等を改定し、平成27年度から適用していきたい。また、イベントの内容や規模の見直しについてもあわせて協議をしたい。

市が事務局を担っているイベントがあることについては、観光協会を中心に、移行する団体を検討するが、相当の事務量、多数のスタッフ確保が必要であり、この支援方法について検討をあわせて行う。イベントの企画実施は、より市民参画が進むよう実行委員会を促す。イベントの効果の検証については、イベントごとの開催目的、目指す効果を明確にして、その目的・効果の達成成果が示せるような指標を検討し、結果の確認により、平成27年度の実績報告に反映できるようにするというような提案が関支所のほうから出されました。

これを内部で議論した結果、これでいったらどうやという形でこのように決まったことでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

関支所の者が決めていったということやな、観光室の。そうすると、その関支所の担当者が決め

たことに、市長は、はいそうですねと言うたのかな。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この事業仕分けにおきましては、当然まず担当室の議論、それから仕分けによります各メンバーの議論を経て、要改善という結果になったところでもあります。その心は、先ほどもありましたが、過去からの経緯もありまして、イベントの実施主体や市のかかわり方、補助率が異なっていると。各イベントの継続的な実施を可能とするために、イベントの内容とあわせて、補助と支援のあり方を考えていく必要があるという結論になりました。

これを受けて、最終的には平成27年、本年の2月の行財政改革推進本部会議におきまして、私が本部長をさせていただいておりますが、市の考え方として決定をさせていただいて、議会の皆様、市民の皆様にその考え方をお示しさせていただいたところでございます。それは平成27年度から取り組んでいくということでございまして、当然、事業仕分けのプロセス、それから推進本部会議を経て、市としての考え方を整理させていただいたという流れでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長は、昔、あめ売りをして仮装行列やあそこを歩いたときに、にこにこ笑うて歩いておったと思うけどな。そうすると、あの街道まつりは、たかが関の一地域の行事やという認識を持ってみえるのか。

思い起こしたら、街道まつりの起因は、先ほども申し上げたように、関宿の一つの夏まつりと、7月と11月に何かのことをやって関宿を全国に知らしめようという一つの行為なんですよ。ハード的なもんやなしに、ソフト的な事業としてやっていこうというて関宿を売り出しておるんですわ。だから、さっきパネルを出してもろうたように、あのよう、にぎわうんですよ。納涼大会とこの街道まつりは全然違うんですよ。それを理解してほしい。

なぜこんな質問をさせていただくかという、あるコミュニティの総会へ行った。清ちゃんこれはえらいこっちゃと。寄附をせな街道まつりはできやんが、どないすんのやという声があった。金や寄附、協賛金をせんことには街道まつりはできへんと。それで、今のその事業仕分けの中に、不可能であった場合は廃止したほうがよいのではないかという意見も出ておるな、判定理由の提言書の詳細の中に。不可能やったら廃止せいと。僕も言うた。そんな協賛金まで寄せたら各企業が困るやないかと。やっぱり協賛金というのは、協賛金を申し出る人が顔を見て協賛金を出すもんなんや、協賛金というのは。大きな声で言えんけど、私も過去に百七、八十万の金を寄せたことがある。おまえやで出したるわ言うて、それで納涼大会をやりましたわ。そうすると、協賛金を、ほら街道まつりや、納涼大会や、亀山の納涼大会や、ほら何やかんやと言って、それで地区のイベント、盆踊りやと、あっちこちから一企業にどんどこんどこ来たら、ええころにしてくれんかと、こうなってくる。

あなたは5分の4を補助金に出すということを決めてますな、この中で。街道まつりというのは、絶対に、亀山納涼大会、関の関宿花火大会とは性質が違うということをお前は認識してろうて

おるのかな。もし認識しておったら、これはやはり市の事業として予算も限度額があると思う。そんな未曾有に出せとは言うてへん、そこら辺の判定は市長としてのやっぱり決断をせなあかん、あなたが言う総合的な判断で。違いますか。

もし協賛金を寄せられやんだら街道まつりはなくなるということでもいいのやな、市長。今、確かに百数十万円の協賛金をあの手この手を使うて寄せてもろうてます、既に。だけど、この協賛金を寄せられる者がおらんようになったら、この街道まつりは廃止でもいいのやな、市長。それだけ一遍、そうなくてもいいのやな。櫻井義之市長のときに、この街道まつりはなくなったというふうに後世に伝えたい、私は。それも、市の事業として街道まつりを、協賛金はあくまでも足らず前を協力してもらおうという方向で、やはり定期的な予算というのを組んだ中での街道まつりの継承をしていってもらわんことには、私は死んでも死に切れんわ。返事をくれ。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

本市の秋の風物詩として、この街道まつりが果たしてきた役割や今後についても全く同感でございますし、ぜひ継続をしていくことを考えていく必要があろうと思います。その意味で、実行委員長、実行委員会の皆さんが、今おっしゃるように、従来は100%補助金でありましたが、そういう協賛金を求めながら、協働の中で進めていこうということについては、市としてももしっかり今後とも応援をしていくということでございまして、そういう基本的な立ち位置で答弁させていただいておるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時49分 休憩）

（午後 3時59分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

昨夜の災害対策に続いてのお疲れのところ、最後になりましたが、もう少しおつき合いをお願いしたいなと思っております。

昨今、子供を取り巻く環境が非常に難しい、犯罪に巻き込まれるという事案がございます。ここに上げております大阪の寝屋川市での中学生の誘拐事件、それから岩手県の中学生の自殺問題ということ等で亡くなられたお子様に対しての弔意をあらわしたいと思っております。

それでは、まず1番目ですが、教育行政についてということのタイトルで8項目にわたって質問させていただきます。その後、時間が許されれば、高齢者生活支援についてお聞かせ願いたいなと思っております。

まず、教育行政についてでございますが、先般、大阪の寝屋川市で中学生の誘拐事件、また死体遺棄事件という事件がございましたが、この事件に対して、子供さんが夜の徘徊等のときに誘拐されたんだろうというふうに報道もされております。そういうふうなものをどのようにして教育委員会は受けとめておるのか。また、同じく見解でございますので、岩手県の中学生の自殺問題、これについてもあわせてどのように受けとめられておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

寝屋川市の事件、それから岩手県の事件、それぞれ結果は違いますけれども、非常に極めて厳しい思いで受けとめております。

まず、寝屋川の件でございますが、中学1年生の女子生徒が先に13日に遺体で発見されました。そして、同じく行動をともしておりました男子中学生も21日に遺体で発見されるという事件が発生いたしまして、容疑者が逮捕されまして、事件の詳細については今捜査中ということではございますけれども、本当にとうとい命がなくなったということにつきまして、本当に痛恨のきわみに感じておるところでございます。

今回の事件は、殺人ということですが、夏季休業中の深夜徘徊行為が容疑者との遭遇場面である可能性が、今、議員おっしゃいましたように高いという報道がなされておまして、家庭や学校、地域の大人たちがもう一步踏み込んで対応していれば、ひょっとして事件を未然に防ぐことができたのではないだろうか、子供たちの命を守ることができたのではないだろうか、そういう思いを持っております。

教育委員会といたしましては、子供たちが犯罪に遭わないために、深夜の徘徊や無断外泊の危険性についてさらなる啓発を行うとともに、危険を予測し、回避できる判断力や行動選択ができる能力を身につける重要性を感じているところでございます。

また、岩手県の、みずからの命を絶つということにつきまして申し上げたいと思いますけれども、いじめの実態が明らかにされる中で、幾度となく子供からのサインが送られていたということが新聞報道等でわかってきております。いじめを生まない学校づくりが第一であるということはもちろんでございますけれども、いじめの早期発見、早期対応の視点から、特定の教員のみではなく、学校全体でチームとして対応する体制の必要性を改めて感じさせていただいているところでございます。

教育委員会といたしまして、今回の事案を受けまして、児童・生徒及び保護者に対してのいじめの相談窓口の周知や、これは今までもやっているところではございますけれども、さらにということと、それから、子供からのサインを学校全体で見落とすことがなく、早期につかんで対応することを徹底するように、2学期が始まりまして、そのように指示をしておるところでございます。

また、いじめを生まない学校を実現していくためには、一人一人の児童・生徒の居場所づくりや人との触れ合い、協力の大切さを感じることができる学校行事、体験活動の実施、人権教育や道徳教育の充実などにより、自己肯定感を高めていくことも大切であるというふうに、そのように考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

当然、国民の皆さん方も、また我々もそうですが、このような事件は、いつもいつも耳にする、新聞で見ると胸を痛めるところでございます。特に教育関係者の方々については、これからどのように対応していこうかなというような考えを持たれておると思っております。

特にこの寝屋川での中学生の誘拐事件で、私がこれを通告した後の新聞によりますと、亀山市がやっておる青パトのパトロールが事業仕分けでなくなったと。事業仕分けによって不要と判定されたということでございます。資料が今出ておりますけれども、新聞では、この間の土曜日の中日新聞の記事でございますが、外部点検の判定結果ということで出ておりましたが、私はちょっとショックを受けました。なぜならば、このような青パトを亀山市が事業として入れて、やはり今、いまだかつてこのような犯罪がないということが非常に私はありがたいと思っておりますし、また民間にもそういうようなものをお世話になって、また子供の見守り隊とか、各地域でそれぞれ組織化されて子供を見守っていただいております。

特にこの青パトについては、南部地区の、私どもの地区でございますが、コミュニティで青パトで特にお世話になっておる方が巡回していただきまして、年齢も重ねておりますので、現在は登下校なり、放課後の時間帯を利用して地域をパトロールしていただいております。和田もあつたかなと私は記憶にございますが、その後、亀山市が青パトを立ち上げて、補導の中で夜の徘徊なりも見守っていただいております、また非行防止にも力を入れていただいておりますこのような事業がザ・点検で不要になった。このようなことが私はどうも合点がいきません。やはり子供たちを守ってあげる、また非行防止にもやはり力を注ぐということが教育委員会としては非常に大事だと思っております。これについて教育委員会としてどのように受けとめられておるのか、お願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間教育次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

今回のザ・点検、外部点検での青少年総合支援センターの補導業務につきまして示された結果につきましては厳粛に受けとめておるところでございます。まだ結果が出たばかりで、市としての正式な方向性が出ておりませんので、あくまでも現段階での教育委員会の私どもの考えとして申し上げます。

お示しいただいた不要というご判断につきましては、これからの青少年総合支援センターが青少年の居場所づくりにより重点的に取り組むこと、地域の子供たちは地域みんなで守るという意識のもとで、見守り活動は地域に担っていただくべきとの道筋を示していただいたものと考えております。この方向性につきましては、教育委員会でも昨年度の内部点検後に課題としてきたものであり、既に青少年総合支援センターのあり方の検討に向けて、情報収集や地域との関係構築のための連携強化に着手しておるところでございます。

ただ、お示しいただいたのはあくまでも最終的な形であり、この形になるには、青少年総合支援センターのあり方はもちろんのこと、地域の皆様とか団体の合意形成、制度設計など数多くの課題

があると存じております。この課題の克服に向けて、いつまでに何をどのように進めていくかの課題検討を早急に着手したところでございます。このため、教育委員会といたしましては、直ちに廃止に向けてパトロールを停止するというのではなく、先ほど申し述べました地域を主体とした体制確立ができて、初めて青少年総合支援センターによるパトロールが移行できるものと考えております。

なお、青少年総合支援センターのあり方にかかわらず、現行の見守り体制が後退することがあってはならないものと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

教育委員会の受けとめは当然そういうような考えになろうと思います。

地域にという話は出ておるんですが、地域には今までからも既にお世話になっておると思います。それぞれの地域で子供見守り隊的なものが登下校でもお世話になっておりますが、その地域でも、そういう青パトは現在多分2カ所やと思うんですけども、やはりその見守り隊でも限界がございます。夜中までは無理だろうと私は思っておりますが、その中で、やはり行政がある程度かわらなければならないだろうと私は思っております。

先般、テレビでちょっと見ておったんですが、一般の方が、ある公園で女子生徒が12時ごろベンチに座っておったら、早く帰りなというような声かけをしたら、声かけ事案として、その子供さんは警察を呼ぶぞというようなことを言われたというようなこともやっておりました。そうやで、一般の方がそういう声をかけての補導的な、指導的なものをやろうと思ってもなかなか難しゅうございます。そういうような中で、このザ・点検～亀山モデル～でなぜこのような形になったのか、行革の担当の部としてはどのように考えておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

青少年総合センター運営事業につきましては、まずは昨年度の中堅職員による内部点検において、要改善と判断をされたところでございます。内容につきましては、主に補導員による巡回パトロールを行政主導から、愛の運動や地域の自主防犯組織等を活用した地域主導のパトロールに順次移行し、現在の体制を見直すべきという意見でございました。

これに対しまして、教育委員会の担当部署では、補導業務を地域の関係団体へ移行するには相当な時間を要するということから、まずはパトロールデータの数値化と地域関係者との情報交換を行いながら今後の方向性を位置づけるとしたところでございました。この方向性につきましては、補導に関するパトロールを地域へ移行することで地域の負担がふえることも想定されることから、市民や学識経験者等による外部点検において再度意見を聞いたほうがいいだろうという形で、この外部点検にかけたところでございます。

しかし、この本事業につきましては外部点検において不要と判断をされておりますけれども、その中身は、少し「不要」という言葉が先行したように私は考えていますけれども、班としての意見は、パトロール事業の重要性に対しては誰も異論がないものの、当該事業を生涯学習室が主体とし

て行うべき事業かといった点に多くの疑問があったことから、不要と判断をしたと。したがって、今後は類似のパトロール事業を行っている機関と協議し、事業の統合化等を進めるべきである。具体的には、地域まちづくり協議会等が行っている防犯パトロールの中に位置づけられることなどが想定される。その際、留意すべきは、例えば地域まちづくり協議会に移管するにしても、地域には体制整備に差もあることが想定されることから、地域の負担をいかに軽減するかといった点も考慮されたい。また、教育委員会等、関係機関との連携はこれまで同様に確保されたいという班の意見で、不要と。ただ、やめろというような不要の意見ではございませんでした。

少し私がさっき申し上げましたとおり、「不要」という言葉が少し先行したのはどうだったのかなあという点はあるかというふうに思いますけれども、この事業そのものは誰も異論がない重要な事業というふうな認識は変わらないものというふうに理解をしておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今、ここまでに至った経過を聞かせていただきました。

しかし、教育委員会としては必要があるだろうというような意見だったと思うんですが、そう理解させていただきますが、違いましたら教えてください。私はそう思いますけれども、やはり市長もどんなように考えておるのか私も聞きたいんですが、この制度については、私も総務委員会に所属していますので、委員会あたりでもっと詰めていきたいなど、かように思っております。

とにかく、市長の考えがありましたら聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、部長が答弁させていただいたことに尽きようかと思っております、例えばその重要性は当然私もこれは変わらず大切であるというふうに思っております。例えば南部地区と和田、この地区で今展開をしていただいております。地域の住民の皆さんの、これは自主的な展開、まち協ではございませんが、こういうその地域の中でのいろんな人的なネットワーク、これを統合させて、いい形で地域を主体としたものが展開できないかということについて改善をしていこうという趣旨でございます。

青少年総合支援センターのあり方自体をどのようにしていくか、本来の生涯学習室が担っておる、例えばひきこもりであるとか、あるいはさまざまな問題を抱える20歳を超えた青少年たちのサポートのあり方については、これはこれでしっかり整理をしていく必要があると思いますが、青パトの運営につきましては、先ほど答弁させていただいたような方向で展開をしていくということで私自身も認識をさせていただいております。防犯全体の取り組みについても、総合的に判断をさせていただく必要があるかと考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この問題については、私だけやなくして、ほかの議員も同じような考えを持たれておると思いま

す。また、聞いていただいている市民の方々もそのような方向がいいやないかというような考えを持たれておると思いますが、何しろ点検でそのような結果が出たというのは、私、非常に残念でございますが、いずれにしましても、子供を守る、地域でお世話になる、行政でお世話になる、寝屋川とか岩手県のような事件・事故が起こらないように、また頑張ってくださいというふうをお願いしておきます。

それじゃあ、次に3番目の児童・生徒の通学路整備の進捗状況でございますが、これもどこということじゃなしに、通学路における整備はPTA連合会なり、また教育懇談会等でいろいろ出てくるだろうと思っておりますが、その中で進捗、例えば高島議員が前回でしたか、中部中学校の通学路の歩道の問題等が出ておりましたが、そのような一つの例をとって一遍進捗状況を聞かせていただきたいなど。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

通学路の安全確保につきましては、地域・PTA・学校が協議により取りまとめていただいたものを、市PTA連合会を通じて、要望として教育委員会にいただいております。これをもとに、県及び市の道路管理者、警察、学校、PTA、教育委員会による合同現地確認を実施し、要望の箇所がどのような状況であるのかをそれぞれが十分掌握して、その上で県、警察、市などの担当部署がそれぞれ対策を講じているところでございます。

具体的な例を申し上げますと、先ほども議員がおっしゃいました中部中学校区の歩道の件で申し上げますと、市と教育委員会、道路管理者、県でございますが、連携して関係地権者に協力依頼を行っておりまして、今月、先月と2回に分けて関係地権者のところへ連携してお願いに上がったというところでございます。要望の早期実現に今取り組んでいるところでございます。

また、これらの要望等の進捗のために、昨年12月に通学路の安全確保に関する取り組み方針として策定いたしました亀山市通学路交通安全プログラムに基づきまして、関係部局、機関による通学路安全対策関係者連絡会議を開催いたしまして、安全確保の早期実現に向けての情報の共有と意思疎通も図っているところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今、るる聞かせていただきましたが、いずれにしましても、教育委員会では工事を施工するとか、そんなわけにはいきませんので、関係機関へ要望等、強くお願いして、この項は終わりたいと思います。

続きまして、4番目に、学校施設整備についてでございますが、先ほども櫻井議員が川崎小学校への空調の導入ということで質問されております。また、他の学校はどうなるのかということを探ねられました。大体聞かせていただきましたが、今まで我々議員が質問の中でいろいろ聞かせていただいたり、要望をさせていただいたり、その中で、時にはだめよだめよで、検討の検討という言葉さえ聞かなかったと思うんですが、このたび急遽導入された。これは私は嬉しいことだと思うんですけども、今後は、川崎小学校は新築ですが、他の学校については、やはり一遍にというわ

けにはいきませんやろうけれども、計画を立てられてやっていくのか確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

先ほども教育長のほうから答弁申し上げましたとおり、教育委員会といたしましては、ほかの学校のほうにも計画的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

空調については計画的にされていくという答弁をいただきましたので、これはこれで期待をしたいと思います。

それから2つ目に、学校グラウンドの芝生化について、これはもう数年前、もっと前になりますか、もう八、九年前ですかね、亀山市が学校グラウンドの芝生化ということで事業を立ち上げて、まず南小学校に初めて芝生化ができた。そのときの校長に今の伊藤教育長が校長で見えまして、これを南小学校でやってもらうというふうに手を挙げたんやということを聞きまして、私もそれまでに教育民生委員会のほうでいろいろ研究もしておった中で導入を要望してきたもんでございます。

その後の経過については、管理の問題、また校舎の気温がたとえ一、二度でも落ちるだろうという想定の中でこれは来たわけでございますが、今後、他の学校にもどのようにやっていくのか、計画があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

亀山南小学校のグラウンドの芝生化につきましては、平成22年度当時、市内の小・中学校のグラウンドで問題となっておりましたでぼこや排水不良、雑草の繁茂、砂の飛散などを解決するとともに、児童の屋外活動促進を目的にモデル的に実施したものでございます。その後、5年が経過しようとしているところでございますが、効果といたしましては、砂の飛散防止ができたこと、児童の屋外活動の促進につながったことなどが上げられ、児童や保護者にも大変喜ばれているところでございます。

その一方で、芝の管理につきましては、当初、芝刈りやエアレーション、施肥などの管理の大部分を業者に委託しておりましたが、芝の生育状況等を見ながら、草取りなどではPTAや地域の方のご協力をいただいて、徐々に学校による管理に移行してきたところでございます。現在は芝刈り機を購入いたしまして、教職員が芝刈りを行うとともに、芝を最適な状態で維持していくために、施肥については業者に委託しているところでございます。

グラウンドの芝生化につきましては一定の効果があるとは考えておりますが、芝生の維持管理面を考えますと、日常の管理が大切になることですから、これを今後他校に広げていくためには各学校の実態、そして学校長の経営の考え方、そして何よりも保護者や地域の方の理解を含めて、それらの方々のご意向を尊重して検討していく必要があるものと存じております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

この芝生については、私も、学校開放の中でナイターでグラウンドをお借りしてソフトボールをやっております。その中で、使わせてもらっておる中では非常に私も感じがいいわけなんです。他の学校でも開放とかやっておられるし、そういうような中で、学校と地域とやはり力を合わせて管理をしていけば何とかなるだろうと。私も13日にそこの草取りかと思うんですが、ソフトボールクラブとして出合いの要請が来ていますので出ていきますけれども、やはりこういうような感じ、また地域のPTA・学校とやはり手を取り合って、先ほど言いました地域の子供たちの見守りも含めて、またスポーツを通じて道徳的な行儀作法とか、そういうのも教えるというのもやっておりますので、非常にいいかと私は思っております。

特に私が教育長の名前を最初に出したのは、当初、実践されようという意欲を持たれた方で、今、教育長という立場に見えますので、私はその感想が伺えるかなというふうに思っておりますので、よろしく。

○議長（前田 稔君）

伊藤教育長。

○教育長（伊藤ふじ子君登壇）

私は、かつて亀山南小学校、最終年度の務めのときでございますけれども、このことを、本来ですと時間的なスパンで非常に短い時間で決定し、実践に移させていただいたわけですが、亀山南小学校の運動場の現状は、当時本当にちょっと風が吹くと砂ぼこりが舞う。なかなか運動場が使えない。それから、子供たちが外で遊ぶということが少ないなといった亀山南小学校の実態を鑑みて、芝生ということに決断させていただいたわけです。ですから、後の管理のことも含めて、いろいろその当時話し合いもさせていただきましたし、結果的に芝生の運動場ということが子供たちによい結果、本当にけがもしませんし、はだしで走ることとか、そういったことも含めて、それなりの一定の効果を持っていると思います。

同時に、そのときに亀山東幼稚園も運動場を芝生化していただいております、やはり東幼稚園を訪れましても、その芝生の子供たちにもたらす効果というのは非常にいいものがあるなと思っております。

ただ、私が思いますのは、そのときの学校の担当者、教職員、それから子供たちの願い、地域・保護者の願いが本当に一つにならないと、いいものをずっと継続してつくり上げていくには、そのあたりが非常に大事かと思っております。ですから、私といたしましては、こちらからトップダウンでやりなさいというよりも、やはり地域や保護者の方の声、それから、例えばある小学校の運動場はよく駐車場がわりに使われるとか、そういったことがありますと、やはり芝の生育とかにも影響してくると思いますし、だから、そういった運動場の使い方も地域全体がご理解いただければならないこともございますので、そのあたりしっかりと合意形成のもとに、ぜひ芝生の運動場にしたいというご要望がありましたら、当然こちらとして強く推進していくものではありませんけれども、そのあたりが今後進めていく上では非常に大事かと思っております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

それじゃあ次に、5番目に、家族交換日記、家庭約束手帳の取り扱いということで、教育現況報告でこの間報告を受けた中で、生涯学習の中で、夏休み前に要望者に渡したということも報告を受けていますが、これについて一遍お聞かせ願いたいなと思っております。

○議長（前田 稔君）

佐久間次長。

○教育次長（佐久間利夫君登壇）

家族交換日記、家庭約束手帳につきましては、学力向上推進計画の取り組みの一環として、子供たちの基本的な生活習慣確立のための家庭への働きかけとして実施したものでございます。また同時に、家庭約束手帳に伴う家庭内でのルールづくりのための話し合いや、家族交換日記に伴います家庭内でのコミュニケーションづくりによって子供の自己肯定感を育み、家庭が子供にとって一番の居場所となるようとの願いを込めたものでございます。このような取り組みにつきましては三重県下では初めてで、全国的にも数少ない家庭教育に対する一歩踏み込んだ取り組みであろうと自負しておるところでございます。

この夏休み前に、保育所、幼稚園、小・中学校に通う子供さんと、そのご家族を対象に募集を行いまして、家族交換日記は67件、家庭約束手帳は61件のお申し込みをいただきました。年度末には取り組みいただいたご家庭にアンケートをお願いいたしまして、その成果につきましてフィードバックをしていただく予定としておるところでございます。

今回のこの取り組み数自体は決して多いものではございませんが、基本的な生活習慣の確立と子供の居場所づくりのための方策の一つとして、今後も少しでも多くのご家庭で取り組んでいただければよい継続してまいりたいと考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

県下初めて、前向きな形で発案され取り組まれておること、敬意を表したいと思います。

次に、6番目の全国学力テストの結果ということで、先ほど我が会派の尾崎議員が事細かに聞かれたので、私はここでは省略させていただきたいなと思っております。新聞によりますと、鈴鹿がちゃんと公表されておるといのもございますが、その点はまた今後よろしくお願したいなと。

次に、7番目でございますが、歴史博物館での夏休み企画の成果について。

ケーブルテレビを見せてもらっておった中で、夏休みの中で企画展というのか、中学生を対象に、小学生も含めておるのかちょっとわかりませんが、企画をやられておったんですが、その成果を聞かせていただきたいなと。

○議長（前田 稔君）

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

歴史博物館におきましては、学校の夏休み期間は、子供たちに郷土の歴史を学んだり、知ってい

ただくチャンスと捉え、さまざまな工夫をしながら来館を促しております。その一つとして、本年度で5年目を迎えます夏休み博物館学校では、授業形式で国語、理科、社会などの科目ごとに歴史を学べる工夫を凝らしており、参加者は2日間で延べ297人でした。また、昨年からは開始しました亀博ナイトミュージアムでは、暗くした常設展示室の中を懐中電灯を頼りに展示物を探すという企画で、参加者からは大変好評を得ており、2日間で174人の参加がありました。このほか、身近な歴史テーマを掲げ開催しております亀博自由研究のひろばでは、本年は災害をテーマにしておりますが、夏休みの自由研究としても取り組めるように研究ノートを設置し、会期中には延べ1,212人の来場がありました。

このように、夏休み期間に博物館への来館を促すことで、子供たちに自分の住むまちの歴史に興味を持っていただく機会となったものと考えております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今、報告を受けたところで、かなりの人数の生徒さん、子供さんがこれに参加されたと。成果は非常に上がったんじゃないかというふうには私は思っております。今度もいいことはどんどん発案して、企画して、このように子供さんに夢を与えてやっていただきたいなど、かように思います。

教育問題の最後でございますが、亀山子ども条例の制定の考えはないのかということで、次世代を担う亀山の子供たちが健やかに育つことができるように、地域社会づくりの中での子ども条例をつくったらどうやという私の考えでございますが、三重県にも子ども条例がございます。県下を調べますと名張市がつくっておるということでございますが、本市としまして今後どのように、考えはあるのか。私は、前に人権条例的なものの中にも一部入っておると思うんですが、その部分とちょっと違うと思いますので、一遍考えを聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

若林子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（若林喜美代君登壇）

子ども条例につきましては、子育て応援プラン後期計画におきまして、その制定に向けた取り組みについて検討するというふうにしてまいりました。その後、検討をいたしました結果、個別の事項としては条例を制定せずに、平成25年に制定されました一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例に含めることとしたものでございます。

しかしながら、本年3月に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画には、三重県の子ども条例や亀山市の一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例に基づき、基本理念を定めております。1つには、子供が地域の宝であることから、子供の健やかな育ちを支えることが重要であるということについて、また次に、子供の目線に立ち、子供にとって最善の利益が実現・保障されるよう目指して基本理念に記載をしております。このように、市全体の条例に子供のことを含んでいることや子ども条例の考え方を計画に落とし込んでいることから、新たに条例を制定するという方向には至らないものと考えております。このような考え方でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今、るる聞かせていただきましたが、やはり形としては条例化して、市民全体だけやなしに、やはり関係者なり、全体で取り組んでいくべき時期かなというふうには思っておりますので。その基本理念の中身はよくわかります、子育て応援プランの中での基本理念の中でうたわれておるのはよくわかりますけれども、今後さらなる研究をしていただいて、時期がまだちょっと早いのかなというふうには今の答弁の中から受けとめるんですけれども、今後よろしくお願ひしたいなど、このように思っております。

教育について8項目にわたりましていろいろお聞かせ願ったり、要望をさせていただいたり、やはりこの教育問題、子供を守る中、また育てる中での教育問題については教育委員会だけに任せるんじゃないかと、やはり行政、市長の考えを出していただいて、執行については教育委員会にお世話になるんですが、やはり金銭的にも伴っていく、財源的にも伴っていくものもございまして。そこからはやはり市長の考えも出していただいて、今後よりよい教育行政をつくっていただきたいなど、かように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、高齢者生活支援、何とか聞くことができました。

市政の現況報告の中で、高齢者の生活支援の中で亀山QOL支援モデル事業についてというのが出ておりますが、この事業とはどのような事業なのかお聞かせ願ひたいなど、かように思います。

○議長（前田 稔君）

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

亀山QOL支援モデル事業は、QOL、クオリティー・オブ・ライフ、つまり生活の質を維持するために高齢者の健康管理と日常生活の支援に取り組む事業でございます。今年度、シャープ株式会社を代表団体とする共同事業体である亀山QOLコンソーシアムが、コンソーシアムといいますのは共同事業体でございますが、経済産業省の平成27年度健康寿命延伸産業創出推進事業というのがございます、それに応募し採択されました民間主導の実証実験でございます。

もう少し具体的に申し上げますと、シャープや亀山市シルバー人材センターなどの民間企業や団体が連携し、タブレット端末を介しまして、自身の健康管理や健康相談、認知症予防など介護予防やシルバー人材センターの会員によるタブレット活用に関するサポート、あるいは買い物などの生活支援サービスを一定の利用していただく方の負担をいただきながら提供するヘルスケアビジネスモデル、健康に関する事業を実施するものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今、聞かせていただいたら、やはりそれぞれの企業にも協力を求める、またシルバー人材センターとかいろいろとお互いに協力してやっていく事業やというふうには理解しました。高齢者の健康な生活支援の中での事業かなというふうには思いましたが、今後、手がけるんですか。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

現在でございますが、既に動き出しております、この事業に参加していただける市内の65歳以上の高齢者、今年度につきましては200人を募るため利用者募集説明会が開催されるところでございます。この実証実験につきましては9月もしくは10月ぐらいから始めさせていただきまして、来年1月までということで今進めておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

200人を1月までという話ですが、これ事業がよかったら延長するんですか、それとももうここで一遍やって、打ち切るんですか。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

この事業の実施に当たりましては、これまでからずうっとシャープと私ども、一緒に研究してまいりまして、いろんな手法がタブレットを活用してできるんじゃないかということで研究してまいりました。

議員がおっしゃるように、この実証実験は1月までとなっておりますが、実証実験が終了後も継続して取り組んでまいりたいと思っておりますし、さらにはこれに地域の見守りや在宅医療、そういうものも組み合わせることができないかということも含めて研究してまいりたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よろしくお願ひしたいなと思っております。

最後になりましたが、高齢者敬老手帳というのは、テレビを見ておりましたら、名古屋市だと思うんですけども、高齢者敬老手帳をお渡しして、高齢者の生活の中へ取り入れてよかったなという声を聞かせていただいた。それをどのような、これは名古屋市だけかちょっとわかりませんが、そこら、何か思いがありましたらお聞かせ願ひたい。

○議長（前田 稔君）

伊藤部長。

○健康福祉部長（兼）医療センター理事（伊藤誠一君登壇）

議員が言われておりますのは、先般テレビで紹介された名古屋市における事業でございます、高齢者敬老手帳の交付、この中にさまざまな高齢者に対する制度などが記載されておまして、さらに敬老優待券をその手帳の中に挟み込んでお使いいただくと。割引等で入場できるような、そんなものでございます。私どもでちょっと調べさせてもらったところ、全国では、私どもが調べさせていただいた限りでは名古屋市だけで、以前に札幌のほうでもやってみえたんですが、現在はもうやられていないということでございます。

市の思いということもあわせて、私どもにつきましては、高齢者を対象にした福祉施策や手続を

行う窓口など、いろんな制度についてを記載させてもらった暮らしのガイドブックというものを1月に全戸配付させていただきました。さらに、議員が言われているようないろんなものにつきましては、割引制度なんかは白鳥の湯でやったり、歴史博物館でやったり、それぞれさせていただいておりますので、こういうさまざまな制度、全国でやられておるもの、これについてはさらに研究はしてまいりたいとは思っておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす10日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 4時50分 散会）

平成27年9月10日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成27年9月10日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井義之君	副 市 長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財 務 部 長	上田寿男君
市民文化部長	石井敏行君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊藤誠一君
環境産業部長	西口昌利君	建 設 部 長	高士和也君
医療センター 事務局 長	落合 浩君	危機管理局長	井分信次君
文化振興局長	広森洋子君	関 支 所 長	坂口一郎君
子ども総合 センター 長	若林喜美代君	上下水道局長	草川博昭君
財務部参事	松本昭一君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会 計 管 理 者	西口美由紀君
消 防 長	中根英二君	消 防 次 長	服部和也君
消 防 署 参 事	平松敏幸君	教育委員会委員長	肥田岩男君
教 育 長	伊藤ふじ子君	教 育 次 長	佐久間利夫君
監 査 委 員	渡部 満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長 松 井 元 郎 議事調査室長 渡 邊 靖 文
書 記 高 野 利 人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田 稔君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

日程に先立ち、お諮りします。

1番 今岡翔平議員から、8日の一般質問において、副市長に関する質問のところで不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申し出がありましたので、会議規則第63条の規定により取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

今岡翔平議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

おはようございます。

台風18号がきのうこの辺、東海を過ぎて、今、関東で茨城・栃木に特別警報が出ておること、大変今、猛威を振るっておるわけでございますが、何とか災害が少なければというふうに願っておるところでございます。また、災害等につきましては、私のきょうの通告の中に一部入っておりますので、関連につきましては、そのときに質問させていただきたいなというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一般質問は、基本的に市長の市政に関する考え方を問うのが本来の一般質問であって、見解の相違もあろうかと思えます。質疑とは違いまして、一般質問の場合はあくまでも市長の姿勢、市長の考え方をお聞きする場であらうかと思えますので、できる限り市長の判断でご答弁をお願いしたいというふうに思っております。

まず最初に、関ロジの問題につきましては、るる、この3月議会までの経過についてはいろいろ物議を醸し出して、いろいろ議論はあったと思えます。それからまた6月議会でも、引き続きそ

の後の経過、取り組みについての予算化についても議論をされたと思いますけど、3月議会で決議を出し、そしてからまた6月議会では予算決算委員会でロジックについての意見書も申し上げております。その中で、当然今日に至ったことに関する検証は何にもしてないやないか、報告がないということから、今日までの経過、3月議会以降、エムアンドエムから請求書も出されて、それに対して裁判をする用意もしておるといようなことも報告は受けておりますけど、その3月の決議に対する見解、それから6月議会の予算決算委員会での意見書に対して、何ら具体的な方向性なりが聞かせていただけない。今回も2名の方が質問されておりますけど、より具体的なロジックの方向性について、何ら検証についても報告がなされていないので、その6月議会から以降の今日までの経過と、今後の、今の現状について、どのように検証されて今に至っておるのかということ、まずお聞かせ願います。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

おはようございます。

関ロジックにつきまして、6月議会のほうでも在り方検討委員会の予算と、また休館中の管理費についての予算についてお認めをいただきました。その中で、在り方検討委員会につきましては、議会のほうからご意見もいただいたところでございます。

その後につきましては、在り方検討委員会、また庁内の検討組織のほうを設置して、現在検討を行っているところでございます。在り方検討委員会につきましては、これまで2回の会議を開催し、第3回目を9月18日に開催して、そこで何とか在り方検討委員会としての結論を出していただくというのを目標に進めさせていただいております。そこで提言が出ましたら、市として早急に判断をし、議会のほうへ速やかに市としての考え方を示しをさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

私はそんなこと聞いておらへんや。どのように閉館に至ったことについての検証をしたんかと言うておるんですわ。どのような検証をして、このように至ったのかということ聞いておるんですよ。

今まで再三、議会のほうから、どのように検証したというのは、3月議会も6月議会も出たと思うんですよ。それでも出なかったから決議を出させていただいた。議会の検証してくれという決議に対して、また予算決算委員会での附帯意見についてをどのように受けとめて、議会に対して答弁されるのかということをお聞きしたいのであって、在り方検討委員会にどうこう言うつもりはないんです。それは執行部の判断だろうと思うんです。

だから、そのことについてどのように検証されたのかということと、それから私は3月議会で、今日に至った1億5,000万の損失をこうむったことについての行政責任と、市長としての責任はどうとるんだという質問に対しても、何ら答弁はもらわんだ。遺憾に思ったということだけであ

って、市長の答弁は。これは合理性はあったんだと、要するに議会でいろいろ審議された中で、現時点では合理性があったけど、経過に至ったことは遺憾であったというだけであって、行政責任、市長の責任には、何らこの議会で、私への答弁に対しても、また議会に対しても、何ら説明責任も何もしないということに対して、市長としてはどのように考えておるんかということをお聞きしておるんであって、今、その在り方検討委員会の中身を聞いておるわけじゃない。市長にその辺のところを先にお聞きしたいと。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

小坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、検証結果についてどうだということ、今日に至るまでにもう考え方はお伝えをさせていただいてきておるところでございますけれども、いわゆる釈迦に説法でございますけれども、例えば交渉事、あるいは裁判が始まる以前にその手のうちを明らかにすること、あるいはそこに至るさまざまな、これは公の議論も含めてでございますが、先方がこれを利用するということにつきましては、慎重であるべきだという考え方を申し上げてきたところでございます。本市の利益が損なわれるおそれがあることに対する、そこは慎重に対応させていただく必要があるということをお議会にもお願いをいたしてまいったところでございます、その点には深いご理解をいただきたいというふうに考えるものでございます。

また、今、例えば6月の議会のご意見もいただいて、私どもは関ロッジの方向性について、一つは幅広い検討を行うこと、もう一つは9月議会の閉会日までにその結論を出すようにと、附帯意見を6月議会で頂戴をいたしておるところでございます、この議会の意見を最大限尊重いたしまして、タイトなスケジュールではございますが、現在、真摯な検討を進めておる段階でございますので、この点もご理解いただきたいと存じます。

それから、1億4,000万円のこの支出、指定管理を決定いたしてからのこの支出の責任は誰がとるのかということで、議員からも、これは3月の議会でもございましたか、ご質問いただきました。そのときにも考え方を申し上げたところでございますが、改めて申し上げたいというふうに思います。

平成24年度に、開業後45年の関ロッジを市直営から民営に移行させるに当たっては、本議会におけるさまざまな議論と提言を経て、私自身もその政策判断を行い、また真摯なご審議をいただき、実行いたしてまいりました。その際、関ロッジの長年にわたる利益等の蓄積であります内部留保資金約1億5,000万円を原資として、関ロッジの民営による継続を決定いたしましたものでございます。また、民間の指定管理者に運営を委ねるに当たっては、当然の行政責任として、未実施でもございました耐震化を施すことが不可欠でもございましたので、平成24年、25年度に耐震補強工事などを実施いたしました。この設計・工事が約1億400万円でございます。その後、6月末をもちまして国民宿舎事業会計の打ち切り決算を行い、残りの内部留保資金を一般会計に移行させたことはご案内のとおりでございます。ちなみに、企業会計から一般会計へ引き継がれました実質的な額は約1,900万円でもございまして、こちらもご案内のとおりでございます。

以降、5年間の協定締結をいたしました指定管理者への指定管理料は約700万円でございます。再オープン前後に想定外の施設修繕、備品買い替えなども含め約3,000万円を支出いたしました。これら合計約1億4,100万円のうち、内部留保資金分から1億2,300万円、税金であります一般会計負担額が約1,800万円でございます。つまりは、この2年間で内部留保資金を全額使い切る形となり、以降においては全額市費の投入が必要となっているというのが現状でございます。

誰の責任かというお尋ねでございますが、今日に至る過程におきまして、それぞれの時点においてオープンな議論を経て、合理的な判断を実行したものであるというふうに考えておるところであります。

一方で、まずはこの現在の局面におきまして、今後に向けた責任ある政策判断を行うことが最も肝心であるというふうに認識をいたしておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今、合理的な判断をしたということで、合理的ではなかったんです、結果的には。その合理的な判断を誤ったがためにこうなったわけであって、私が検証するのは、やっぱりその、向こうがやめるという申し出がある前に、企業努力についても、それから行政努力についても、どのように努力はしたけどできなかったという、その辺の検証は全然してない。

それは指定管理したときに、7月にして、その12月には大変評判は悪かったです。料理は悪い、サービスは悪い、非常に評判は落ちた。それで客は、リピーター客はどんどん減っていったという、その12月に既にもう客はかなり離れておった。それに対する行政の指導なり、それから企業努力も全然なしにほったらかしておったがために、結果的に利益が上がらなかったから損害賠償という形に出てきておると。

そういうところを検証した上で、在り方検討委員会に出しておるのか。ただ、今の状況だけを、在り方検討委員会にしておるのでは、ちょっといろんな意味で検証をした上、議会に報告して、それから今後の方向を考えるというふうに答弁されておるんです。だから、検証したというのは、今のは経過だけであって、検証をしてないんです。指定管理者の営業努力、それから行政指導をしなかったことが、結果的に今日に至ったということに対する検証はしていない。だから、今、検討委員会としても結論は出てこないと思うんです。

であるならば、3月に市長は、いずれにしても関ロジは存続をさせ、市長の責任において、行政の責任において、公の施設として今後維持していくという考えであると、このように答弁されておるんですよ。この言われた言葉、今、在り方検討委員会ではどういう結論が出るのか、これも秘密会議で出てこないということは、この市長の答弁に反する結果は出てこない、この範疇の範囲内で在り方検討委員会はしておるのか。

その辺について、今の在り方検討委員会です市長のこの答弁、今後も維持していくと、公の施設として維持していくんだと、存続させるという市長の答弁はあったわけで、それに対する今の在り方検討委員会の、どういう結果かわからんけど、相反する結果になることはないということですか、その辺をお伺いします。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、いずれにせよ、関ロジは存続をさせ、市長の責任において、行政の責任において、公の施設として今後維持していくという考え方を3月に市長は言うたけれどということを前提でおっしゃられましたが、この発言は、平成24年の6月の定例議会で、私が質問にお答えをさせていただいた答弁の発言でございます。それも仮に、当時、指定管理が撤退をするようなことになった場合どうだというご質問でございましたので、私は、その状況とか情勢によっては、その時点で判断させていただく必要があると思いますがという前提のもとに、今の発言を申し上げたところでございます。

いずれにいたしましても、現時点に向かって今検討委員会、本当にこの議会からもご意見をいただいております。この9月定例会の閉会に向けて、委員会はもちろんでありますし、内部で積み上げていくことを総合的に、これは市行政として判断をさせていただいて、議会にお示しをさせていただくということで、今、建設的に積み上げてきておる段階でございますので、今後に向かって責任ある判断をさせていただきたいと、このように考えております。

現段階で、本当に熱心に検討委員会のほうもご議論いただいておりますし、私どもも精いっぱい努力をさせていただいて、最終的に市の方針を決定させていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今そうやって言われたが、その気持ちを、意見がそのとおりになったら、そのつもりでロジを運営していくんだという市長の考え方は、それは結果的に変わったと。状況の変化で、もう指定管理は解除されたら変わったというのであれば、市長はその都度その都度、その状況によって変わっていくんだと、考え方は。それでは、なかなか公の施設を管理するということは難しいと思いますよ。

それで今回も、在り方検討委員会ということなんですけど、在り方検討委員会もそうですけど、きのうのザ・点検でも、全てが行政がつくったことを、都合が悪くなったら、ザ・点検だとか、それからまた今度は在り方検討委員会だとか、第三者に全て丸投げですよ。そしてその結果を尊重して、議会の意見を聞くやなしに、要するに諮問委員会だとか、それからいろんな在り方検討委員会とか、いろんなことを言うて、今回は秘密ですよ、それから。何が議論されているか、わからへんです。その在り方検討委員会、市長はどういう方向で検討してくれという、その何もそれもないです。丸投げしたわけです。どうしたらいいかということ。それも、我々から見れば肩書きは立派やけど、ロジに関する素人ばかりですよ、寄っておるのは。経験年数も何もない人ばかりが10人も寄って検討しておると。過去の経緯とか、あと中身も知らない者ばかりでやっておっつては、それも秘密ですよ。言うたらあかん、裁判のために、裁判もまだやってないんですよ。相手が、エムアンドエムから請求書が出てきたと。応じなければ裁判すると、あくまでも受け身でという、これも6月に私は質問させていただいたんです。

市として損害をこうむったわけですよ。1億5,000万かけたやつが、今塩漬けになっておる

んですよ。5カ月間、何ら利益もなしに、利用もされていない公の施設が塩漬けになっておる。管理費に、カメラを設置したり、見回りしたりするのに約100万円以上の経費をかけて維持管理する、これも税金ですよ。何ら生かされていない。塩漬けになっておる土地を、何ら放置して、そして全ては、どういう方向で検討してくれということも言うてない。丸投げしたような格好で、それも傍聴すると思ったら、今度の傍聴させてくれと言うたら、できないと、裁判に影響すると。

どう裁判に影響するのや。裁判する意思があるんやったら、どのような裁判を起こす、損害賠償を起こす予定があるのか。それについて、まずお伺いします。

○議長（前田 稔君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、検討委員会に丸投げをしておるのではないかとということでございますが、議会の意見を尊重せずにとということでございますけれども、先ほど申し上げたように、議会でのこのご議論も含め尊重する中で、現在どうするべきかという作業努力をいたしておるところでございます。その点のご理解いただきたいです。当然、自由闊達な検討委員会におけるご議論、これは議会としても幅広い検討をするようにというご意見も頂戴をしておるわけでございます。そういう意味で自由闊達な議論ができる環境を当然整えていくというのは、重要であろうかというふうに思っております。

その意味で先ほどの、公開等させていただいていない部分につきましては、最終的にその方向・方針の決定を市の責任においてしてまいりますので、その過程で、当然そのプロセスについても市民の皆様に説明をする責任があるかというふうに思っておりますので、現在、9月のこの定例会の最終日に向けて、私どもも最大限の努力をしまいつておる最中でございますので、その点は深いご理解をいただきたいというふうに考えるものでございます。

また裁判は、まだ訴えられていないではないかというようなご質問でございましたけれども、既にご案内のように、これはご報告もさせていただいておりますし、本年度になりましてからも、元指定管理者の代理人弁護士から、元指定管理者が約2年間の関ロジ運営においてこうむった損失について市に支払うようにという請求書が送付されておるわけでございます。そういう意味で法的な、そういう裁判の可能性が高いというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、この公の議会の場でさまざまなご議論をさせていただく部分は、当然お答えさせていただく部分はさせていただくんですが、ある意味その交渉事が始まる前に、全て私ども、当亀山市としての考え方やそこを全部この場で全てお出しすることは、先方を利することにもなる、本市の利益を損なうおそれにもつながる可能性がありますので、慎重であるべきであるという考え方につきましては、これは本当に釈迦に説法で恐縮でございますけれども、深いご理解をいただきたいと思うところであります。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

今の段階で公にすると市政の利益を損なうと今言われましたけれども、利益を損なうか損なわんかというのは、市長の判断かもわかりませんが、やはり損害をこうむって、今塩漬け状態になっ

ておる、投資したことが塩漬けになっておることに対して、多大な損害は市にあるわけですよ、業者やなしに。業者は業者の言い分ですよ。業者の営業努力が足らなかったことが大きく左右しておる。しかし、市は多大な資金をかけて、そして契約を破棄されておることについては、市が多大な損害をこうむっておるんですよ。相手によって訴えられたら訴えるというようなスタンスでは、これは市としての主体性は全然ないと思うんですよ。市としての、今日までの損害は今あるわけですよ、6月から。

6月16日に言われたときからあるんやったら、やっぱり市は先に損害賠償を当然申し出すべきであって、そこらの判断については、二言目には弁護士って、弁護士には相談せん、弁護士には訴訟を起こすからよろしくというのであって、どうしたらよろしいと聞くんやなしに、市長が裁判を起こすべきと判断したらば、弁護士はそれについて弁護するんであって、弁護士に言われるままのこの成り行きを見守っているようでは、物の解決にならん。やはり市長が、この辺を判断して、これは危機管理ですよ、一つの危機的状態にあるんですよ。やっぱりそれには、人物と情報と決断が危機管理を打開する一つの三要素なんですよ。最終的にはやはり決断なんですよ、市長の決断。それが危機を回避するという大きな問題であろうかと思う。

やはり、このままでは全然解決はしないだろうと思うんです。在り方検討委員会も秘密にして、何にも情報は出てこない。3回したらそれで結論が出ると、その結論を尊重して、今度の来る24日に議会へ報告すると。それを了としてもらえるか、もらえんか、これもわからんです。どのように生かされておるんか。だから私は、その答えが、市長の思っておった存続という、公の施設として存続するという思いは変わっておるのかという話なんですよ。

であるから、今回また別件で、先月ですか、今月初めですか、ロッジの解体をするという見積もりを市内業者に出した。これはどういうことなんですか。今、在り方検討委員会で、今検討しておると、前向きな存続をしようという段階で、あのロッジを取り壊すための見積もりを市内業者からとっておると。これはどういう判断で、誰が、どういう内容で解体するという方向性の中で見積書をとったんか。これについてお伺いします。

○議長（前田 稔君）

坂口関支所長。

○関支所長（坂口一郎君登壇）

関ロッジの解体見積もりをどういう判断でとったのかというご質問でございますが、関ロッジの今後のあり方につきましては、幅広い視点で検討を行ってまいりたいと考えております。

そのような中、先月開催いたしました第1回在り方検討委員会におきましては、建築後約50年が経過し、老朽化が進み、設備更新も必要である現建物を、前向きな意味で取り壊して、民間による新しい宿泊施設、あるいはレストラン等の建設を誘致してはどうかというようなご意見もいただいたところでございます。

また、今後どのように活用を行っていても、いずれ近い将来には取り壊すことが必要となりますので、参考として、事務レベルである私の判断におきまして、取り壊す場合必要な費用というのを把握するため、見積もりをとらせていただいたものでございます。

決して取り壊しを前提に今後のあり方について検討しているものではございませんので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

取り壊す前提がないのに、あるかもわからんでとったんだと。そうしたらこれは公の公文書でとったのか、個人的な書類なのか、それは一担当がとったんだということで、市長は知らんということですか。そのことが私にとって、ロジックは取り壊すんだと見積もりを出したと。これは一担当者でできることなのか、それはあくまでも取り壊すという前提が仮定の中にあるのか、ないのか。それは一職員の判断で、市長、よろしいんですか、これは。そんなことが、今やっぱり世間に、見積もりをとること自体が、今まさに非常に議論しておる中、在り方検討委員会をしておる中で、方向性も決まっておらん、そういう意見が出たからとったんだというだけで、これどういう、公文書でとったのかどうか知りませんに。これは一職員の判断で済まされることなのか、市民にとっては大きな問題だと思います。それについて市長はどう思いますか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の検討委員会においては、議会のご意思も含めて幅広い検討を行うように、その中で本当に今までの経過もございます。先ほど1億5,000万の考え方を申し上げましたが、長年に本当に蓄積された原資を活用して、これを直営から民営に転換をしてきた。しかし、その後さまざまな残念な状況に至ったところであります。こういう経過も含め、今の局面でどのようにあるべきなのか、このことを今、英知を結集したいというふうに作業をしておるところでございます。その中の一環として、これは今の、支所長も申し上げましたが、検討の過程での材料として見積もりをとったということでございまして、幅広い可能性の検討の過程の一つというふうに考えております。

これを前提に全てが動いておるということではございませぬので、その点をご理解いただきたいと思ひますし、あくまでも今後、この関ロジックの現状をどのように将来にわたって考えていくのかという、本当に整理をする中でのことであつたということは理解をいただきたいと思ひます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

あくまでも選択の判断の一つであつたというにしては、慎重さを欠いておるのやないかと。やはりこれは、取り組んでおる担当部はいろんな意味で、職員が率先して動くんやなしに、やっぱり市長の指示、市長の部下として、市長の方向性の中でそれぞれの組織が動いておる。部下が勝手にしたということだけでは市民に説明できない。やっぱり混乱を招くだけであつて、不安要素を募つただけであつて、決してええ方向ではないと思ふ。

やはり在り方検討委員会が秘密であるということになっておる、公開していないと。その中から出てきたことの手段が公に出てくるということはおかしいでしょう。傍聴はさせませぬよ、秘密ですよと言うておることが、秘密会で出たことに基づいて見積もりを出すということは、どこが秘密会なんか我々はわからんですよ。だから、秘密会にしておること自体がわからん。秘密会でしておることが公になっておるのや、これ。

今言われたように、秘密会で選択の中の一つとして参考としてとったと。何のために秘密会をやったんですか。秘密会であったことを現実に見積もりをとって、業者が見積もりを出したということをお聞きしておるんですよ。それしたら、秘密会じゃないじゃないですか。都合のいいことだけをすな、出してきたんでは秘密会にならん。片やこっちは会議は秘密会ですよと言って、秘密会で言われたことをより具体的に市民から見積もりをとること自体が、つじつまが合わないでしょう。それは担当者も困るやろうし、市民はもっと困惑すると思う。

だから、市長はそれは関知しておったことで、了解したことなのかということは、もっと暗黙のうち、それなら全て秘密にしておいてもらったらよかったですよ。だけど、明らかに見積もりは、依頼されたから出したということをお聞きした以上、何ら秘密会でもないやないかと公にしないと。裁判もしないのに裁判に影響するという話も、全然我々は理解できんですよ。だから公にしたらええやないかということで、今度18日ですか。当然、公にするべきだと思うんですよ、私は。

きのうは副市長が今そのように答弁されました。それは同じ答弁だと。やっぱりそんな隠す必要はないんですよ、もう。秘密にする必要は何もないと思うんです。それでも秘密にしなきゃならんという理由は何ですか。秘密にしたことを公に漏れてくるということ自体がおかしい。そのことについてどう思いますか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、ご発言がございましたけれども、解体の業者さんに、今、私どもが見積もりを依頼したと。その業者さんから議員はお聞きになられたことだろうというふうに思いますけれども、いずれにせよ、今少しその前段で触れられましたさまざまな幅広い検討をするに当たって、自由闊達な議論、このことが必要であろうと思いますし、その過程ではそれぞれの考え方や利害やいろんな思いがある中で、これをより複雑にさせて、それこそ今後のあるべき姿がきちり導き出せない、あるいは市民の混乱を招くということがあってはならないという考え方のもとに、今日まで取り組んできておるところでございます。

したがって、今、議員の幅広いおつき合いの中でのそういう情報をもとにされてご質問いただいておりますけれども、本当にもう今月の月内に、議会の閉会日までに当然、検討委員会としてもさまざまな自由闊達な議論を経て、考え方を当然積み上げていただくように努力いただいておりますし、市としても内部の検討、それから最終的に市の考え方として、これは議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただくということで、現時点で今努力をさせていただいておりますので、何度も繰り返しになって恐縮でございますけれども、この点につきましては深いご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、ログの問題については不透明、明快な市長としての方向性というのはなかなか聞き取れない。我々が聞き取れなければ、市民はもっと聞き取れない。だから、ログはどうなるんだと、きのうも聞かれた。24日には方向性が決まるらしいというだけで、我々は市民に対し

て、地域の人に対して、明快な回答は出ない。ということは、我々の役目はなおさら果たすことはできないということで、改めてきょう聞かせていただいておりますけど、十分とは言いませんけど、24日には方向性が決まると。

それが是か非かというのはまた議会で議論するとして、いずれにしても、いい方向で今の公の施設として活用することが、やはり1億4,000万投入したことに対する公の施設としての運営を維持することが、最もベターであるだろうというふうに私も思いますので、その辺のことを申し上げて、ロジックの件については終わらせていただきます。

それから次に、公共関連事業について、主要幹線道路の整備ということで出させていただきます。

合併して10年がたちまして、文化事業だとか、それから合併10周年記念事業だとか、確かに市長はそういうところに一生懸命力を入れて、何ら住民の生活基盤、生活環境の基幹をなす主要幹線道路の整備が、市道も含めて一向に進んでいないというのが現状ではなかろうかなあというふうに思っています。

私も、合併して10年、再三申し上げております。25号の問題、フラワーの問題、1号線バイパスの問題、それからそれにかわる市場阪東線、それから亀山関線についても申し上げたけど、10年間、1メートルも、測量も一切なし、何ら進んでいないということについて、どのようにこの主要幹線道路を整備していくお考えなのかを聞く前にですけど、今、まち・ひと・しごと創生事業で進められております。その将来人口ビジョンを立てるにおいても、今の生活基盤をより維持、向上させなければ、定住、また住み続けたいという意欲は湧いてこない。まず定住する、亀山市に住みたいと、また住み続けたいという居住地、自分が住もうとする、その選択する条件は、まず第1に言われておるのが交通の利便性のよさというのは第1番なんです。その次は自然環境のよさ、3番目に医療・福祉環境の充実した、4番目に商業施設の充実などのよさが上げられておる。その中でトップにやっぱり利便性、住むには利便性と自然環境のよさというのは、やっぱりどうしても1番、2番に入って、行政サービスの水準の高いところがいいんだというふうなことは言っていないですよ。それはついてくるものであって、やはり住もうとするためには、交通の利便性をまず第1に上げておるとするのは大きな、この間聞いた講演の中でも言われておりました。

そのためにも主要幹線道路、特にフラワーについても今、川崎白木線についてはいろいろ事故もあって、これを県道へもう一遍戻したらどうやと話もありますけど、そこへつなぐ関工区のフラワーは、住友商事がしたところから今のわかば全体の交差点のところまで約300メートル。これも再三私は言いましたが、この土地がなかなか解決しなかったのが、先ほど解決したということを知っています。しかし、あのフラワーは今の住友商事が通ったところは、工事は住友が施工して、オーバーレイは県がするということになっておるんですけど、土地が解決したらすぐにするのかと思って県会議員に言いましたが、これは住友さんの話であるということやけど、これは住友さんなのか県なのかかわからんでは、あれは300メートルするとシャープからすぐにまっすぐ行って、あのカーブが全部解消されるわけです。これについても、何ら解決の方法を聞いても担当のほうも全然進んでいない。

それと1号線からセメダインまで来るそれらについても、1号線のバイパスに900メートル供用するから、その1号線バイパスができればということで、これも1メートルも進んでいない。

それから災害についても、25号がとまることについては、25号そのものの災害を解消しなきゃならんけど、バイパスとして加太が孤立するから、市場阪東線についてもあと200メートルか300メートル、これも諸戸林業が土地を提供するから、バイパスとしてもらっても結構ですという話を私も再三質問させて具体的な案も出していただけど、何ら解決しない。

それから支所から、シャープへ抜ける関亀山線についても、これは田中亮太氏のときから地元説明まで行ってルートを決めた。しかし、そこに家があったりなんかすると立ち退きがあるからということだったんですけど、いつまでたっても話が来ないから、もう新築の家が建ってしまった。これは元職員ですよ。こんなことをしておったんじゃ、何ら主要幹線道路の整備はできないと思うんですよ。

これらについて、市だけでは和賀白川線はできたとしても、これもまだ完成ではない。野村布気線はまだ10年かかって、やっと解決のめどがついたというだけで、市長になってこの10年間で、何ら市長らしい主要幹線道路の整備は一向にできていない。このことについてどのように、市長は県会議員を通じて、市を挙げて、地域の声をどのように反映して物の解決に当たろうとしておるのか。何らその辺については働きかけもしない、結果も出ていない、今後もないという可能性が大いにある。それについて、市長の考え方をお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、主要幹線道路の整備に当たって、全く進んでいないではないかという議員のご所見でございますけれども、当然本市といたしましても、交通施策や基幹となる道路整備については最大限の努力をいたしてまいってきておるところでございます。

先ほど触れられました、例えばフラワー、あるいは野村布気線の整備、あるいは国・県でいきますと新名神に始まり、あるいは今、鈴鹿亀山道路の整備、今後のこれは将来的な展開でございますけれども、それと連動する地方道の整備につきましても、さまざまな機会を通じながら、市としての考え方を要請を関係機関にいたして、今日に至っておるところでございますし、全てが全てすっかり前へ進んでおりませんが、一定の前進を見ておるものというふうに考えております。

関バイパスの進展につきましても、これは国の直轄事業でございますが、亀山市としても期成同盟会を通じましてもしっかり申し上げてきておるところでございますし、この点につきましても最大限の努力を、これは国において、あるいはいただかなくてはならないことがありますので、引き続きお願いをしていくことになろうかと思っております。

いずれにいたしましても、市長は文化とか子育てとか健康・医療とか、こういうことを重視して、なかなか道路整備に力を入れていないではないかと、こういうことをおっしゃっておられるんだろうと思いますが、市道や関係する生活道路につきましても、さまざまな工夫を凝らして展開をきておるところでございますし、市のマスタープランや後期基本計画や、こういう年次計画にしっかりと組み込んで、どの路線を進めていくのか、これについてもお示しをさせていただきながら、今日全力で取り組んできておるものでございます。財政面とかさまざまな要因もあるかと思いますが、今後においても道路整備につきましては引き続き努力をしていくという、そういう基本的な考え方でございます。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

私は、新名神とか鈴鹿亀山道路のことを言うておるわけではないですよ。私は、フラワーと25号と市場阪東線、それから関亀山線についても何ら、私は何遍も議会に出させてもらってやっておるんやけど、何らペーロケもなければ、何にもしてない。だから、何にもしないというのは、私の実感なんですよ、合併後10年にして。たとえ和賀白川線ができただけでも、これは完成してないですよ、まだ。そういった意味で、確かに国管事業もあれば、県事業もあると思うんです。そこをやはり市長としては、きのうも副市長と役割分担をして、やはりもう少し責任のある見込みの立つような行政手腕を出していただかなければ、何年たっても開通しないだろうと思うんです。

きのうも災害でいろいろ出まして、椋川は、きのう服部議員が言われたんやけど、あんな状態で避難準備が出ると。これは、災害が出るたびに25号はとまる、椋川は避難指示が出る、それから関西線はとまると。ここらは長年抱えた亀山市の一番災害に弱いところを何ら解決しようとしていない。砂を上げたとか、ちょっとしたとか言うておるけど、結果的に抜本的な解決になっていない。だから今回も、椋川についても、長期的な判断でやるんだと言うものの、今度、椋川の上流には豊田織機が約40ヘクタールの土地を造成するんですよ。そうすると、これは椋川の最上流で、それから前田川の最上流なんですよ。明らかにそこからまた水は出てくるはずですよ。だから、それに対応する、市でできなければ、県で、やはり抜本的に災害をこうむらない方策を講じなければ、毎回毎回、大雨が出たら必ず椋川と鹿島、加太は孤立する。それに対する解決策は何らとっていない。であるならば、災害に弱いところを、やはり重点的に国・県と災害の危険箇所を、おたくら視察をしておるだけで、それに対する対応を何もしていない。国と県と国交省が来て、危険区域を回っておって、その解決策は何もできていない。この結果が何も報告されていない。だから、物の解決をしていないから、雨が降れば孤立する、床下浸水になるという災害に対する事前の、やっぱりそれに対する対応をする防災工事は当然するべきやと思います。

その災害の原因が、やっぱり流域河川の砂防堰堤の土砂排土、これができていない。特に、鈴鹿川の最上流の大滝林道沿いの十何カ所の砂防堰堤は全て詰まっています。だから砂は全部出てくる。水も出てくる。それから加太川についても、大山田加太停車場線についてのあれも、県が2年前に300万かけて排土処理もしました、やりましたと県は言うてましたけど、一遍大雨が降ったら一遍で詰まってしまったと。だから、抜本的に砂防堰堤の排土をしていただかなければ河川は荒れる、かんがい用水も潰れる、そういったことに、担当者、市長を含めて、本当の現場を見て、防災に対する意識。だから山も荒れる、田畑も荒れる。県がつくった砂防堰堤全てが機能を果たしていない。そのことについて、やっぱり抜本的な防災工事を率先してやる。市でできないときは県、県でやれなければ国ということでやらなければ、抜本的な解決をしなければ、何ぼ下流で避難するにしても解決しないと思う。そこらについて、市長は根本的な防災に対しての考え方、今後どうしていこうという考えがあるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

防災を重要施策として後期基本計画に組み込んで展開をいたしておるのはご承知のとおりであろうと思いますし、今ご指摘のように全く何もしてこなかったということではなくて、鈴鹿川の南鹿島の、ああいう毎回浸水、あるいは越水するようなエリアに対して、これは国が大変ご努力いただいて、河川改修や現在の鹿島橋との連携の中で国・県・市がそれぞれの役割の中で、今努力をしてくておるといってごさいます。そういうことは、ぜひ実態としてご理解をいただきたいというふうに思いますし、椋川の改修につきましても、これは県において15年かかっておりますが、現在も拡張事業等々ご努力いただいておりますことはご案内のとおりでございますので、市としてもしっかり関係機関に申し上げていくし、市としてやるべきことは当然対応させていただきたいと思ます。

砂防堰堤の土砂排出につきましてお話がございましたので、考え方を申し上げたいと思ますが、県が管理しております加太、坂下、市瀬地区の砂防堰堤が52カ所ございませけれども、議員ご質問いただくその砂防ダムの土砂の除去でございますが、土砂を堆積させることで溪流の勾配を緩やかにして、危険な土砂の流出を防いでいるものでございませ。また、この土砂災害が懸念される場合におきましても、堆積土砂を撤去いただいておりますというふうに伺っております。これらは刻々と変化をいたしてまいりますので、適切な管理がいただけるよう引き続きお願いを県のほうへ、パトロール等状況把握をして、必要に応じて堆積土砂の撤去を行って、適正な砂防ダムの管理を努めていただくということをお願いしてまいりたいと思っておりますし、多分地元のご要望もたくさん頂戴をいたしておるところでございませ、これらもあわせて、随時要望をしてまいりたいというふうに考えておるところでございませ。

いずれにいたしましても、今後におきましても、この砂防堰堤の土砂排土なり防災対策につきましては、亀山市として可能な限りの努力をいたしてまいりたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、市長はもうちょっと現場を見て、市長みずから危機感を持って国・県等へ働きかけて、具体的な結果が出ることを望みますので、要望して終わります。

○議長（前田 稔君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時51分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 前田耕一議員。

○13番（前田耕一君登壇）

前田耕一でございます。

9月議会、一般質問最後のバッターになりました。

大きな問題でもないんですけども、今回は私が常に申し上げておりますスポーツ施設の充実についての1件のテーマのみで質問したいと思いますので、明快な答弁のほうをよろしく願いいたします。

今回、スポーツ施設の充実についてを質問項目に上げさせてもらっております。

その中身につきましては、あす9月11日から、天皇賜杯第70回全日本軟式野球大会というのが、三重県内の会場を使って開催することが決定されておいて、もうあしたからスタートするわけでございますけれども、この大会の内容、中身、具体的にどんなものなのか。恐らくご存じない市民の方もたくさん見えると思います。亀山も会場の一つとして決定されておいて、試合そのものはあさってからスタートするんですけども、この大会の内容についてご説明よろしく願いいたします。

○議長（前田 稔君）

13番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

広森文化振興局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

議員おっしゃられますように、あす開会式となります、天皇賜杯第70回全日本軟式野球大会でございますが、土曜日の12日から水曜日の16日の6日間におきまして、全国から57チームの参加により、本市のほか四日市市、鈴鹿市、津市、伊勢市、松阪市、伊賀市の県下7市、全8球場を会場として開催されます。

本市会場となります西野公園野球場におきましては、12日、13日の両日、全7チームによる1回戦から3回戦の6試合がとり行われる予定でございます。

大会の主催は、公益財団法人全日本軟式野球連盟及びスポーツニッポン新聞社、主管は三重県軟式野球連盟、後援団体として三重県を初め会場を担う各市及び各教育委員会、体育協会や新聞社等となっております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

今の説明によりますと、私も多少は情報は得ているんですけど、県内7市の8会場で、全国から57チームが参戦しまして大会が行われると。

各県の代表チームと地元開催地としてのチームを入れて57チームということで、ほとんど各県の代表チームが県予選を勝ち抜いて来ている大会というようにお聞きしております。亀山では、7チームが1、2、3回戦を行うと。来亀されるチームは、三重県地元開催チームが、地元というより三重県という意味の地元開催チームが1チームと、そして広島県、熊本県、そして神奈川県、岩手県、石川県、兵庫県からの県代表チームがこちらへお越しいただいて大会が行われるということで、大会としては非常に大きな大会だと私は理解しておりますし、主催者としても全国ナンバーワンのチームを決定する軟式野球の大会だというように位置づけている大会とお聞きしております。

それで中身を見ますと、現在の軟式野球界において最もレベルの高い権威がある大会と、天皇賜杯の争奪戦ですから当然最も権威ある大会やと思うんですけども、参加チームはほとんど企業と

か団体チーム、クラブチームですね。で、社会人軟式野球の日本一を争う大会と。硬式野球の場合にはプロ野球等のプロもありますけれども、大きい大会というと都市対抗野球とか、東京ドームで行っているのがありますけれども、軟式野球ではこの大会が日本一の大会というようにお聞きしているんですけれども、亀山市としてこの大会をどのように認識して大会運営に携わっていくかということで、認識をどのように持っているかどうかというのをまず確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

本大会の認識についてでございますが、先ほど議員からありましたように、全国から多数の選手や関係者の方々も参加される、軟式野球の全国大会の中でも天皇賜杯が下賜される最もレベルの高い、歴史と伝統ある大会であると認識しているところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

本当にレベルの高い、日本一を争う大会ということを知っていただいておりますけれども、そういうことで、三重県で開催される会場を見ましても、先ほど7市8会場と申し上げましたが、県内の会場を見てみますと、例えば四日市でありましたら霞ヶ浦の第一野球場、それから松阪は県営野球場、それから鈴鹿市は石垣池の野球場、あと津は津球場、それから伊賀は上野運動公園の野球場、それから伊勢は倉田山の公園の野球場と、そして津でもう1カ所、安濃の中央公園の野球場と、非常に施設の整った立派な競技場で行われるわけでございますけれども、唯一、亀山につきましては、多分ほとんどの方がご承知かと思っておりますけれども、野球なのか何かわからない、外野の芝生が撤去してあって、ソフトボール場と言っているような球場ですけれども、そこが入っていると。

その中で、ほかの競技場とレベルを合わせて大会開催をしていくのが本来であると思うんですけれども、非常にちょっと寂しいなという感じがしております。その球場を使って大会をすること、一応亀山市としては後援もされて受け入れをされたわけですね。当然そうすれば、ほかの球場とレベルを合わすということも考えていくのが当然のことだと思うんですけれども、その辺のところの認識はどのような認識で、この開催を受け入れたかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

本大会に当たりましては、平成25年度に連盟の方から大会開催に当たりまして要望をいただいております、従前からの西野公園野球場の課題でもあったことも踏まえ、その要望に沿って平成26年度の予算を立て、準備を行ってまいりました。決算では、今回決算を出しておりますけれども、設計監理、工事、備品、合わせて約2,700万円でございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

私、野球は全然やっていませんから、野球のグラウンドはちょっとプレーしたことないですから、これがいいか悪いかということは十分理解しておりません。しかし、プロ野球を見たりとか、あるいは高校野球を見たりというようなことで、球場へ足を運ぶことは当然のことあるんですね。その中で過去に私が見てきた球場と比較して、明らかに見劣りするというよりも、それ以前の問題と私は理解しています。

それを当然受け入れた以上は、ほかの球場とある程度はレベルを合わせた施設に改修していく、改善していくというのは当たり前のことかと思うんですけども、受け入れた以上は当然その辺のところの心づもり、対応は検討されてみえると思います。

今、2,700万の予算を組んで対応されたということでございますけれども、具体的にどういふところに対応したか、細かくご説明願いたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

平成26年度におきましては、西野公園野球場整備工事として本部席及びダッグアウトの改修、フェールポールの移設、スコアボードの改造修繕工事を実施いたしましたところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、四、五カ所の改善といいますか、改修といいますか、対応されたということは今お伺いしましたけれども、この辺のところについて、当然のことながら開催主管団体、全日本軟式野球連盟三重県支部ですか、それから主催の全日本軟式野球連盟、公益財団法人でございますけれども、この辺との調整もされているんじゃないかと思うんですけども、その辺のところの改修・改善でオーケーという了解というか、それはいただいているのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたけれども、まず平成25年度に連盟のほうから要望をいただいていた事項については、26年度に予算を立てて準備を行っております。

26年度に入りましてから、6月に中央競技団体の視察がございまして、外野に芝生がないことを指摘されました。指摘の事項をクリアするためには、芝生の全面改修か芝生を剥いで土のグラウンドにするか、いずれの場合でもグラウンドの全面改修になるわけですので、開会まで1年間の期間の中で、平成26年度の、先ほどご要望いただいた工事を行った上で、さらに全面改修を行うには、たとえ9月または12月の補正を行ったとしても期間が足りません、できないので、できない旨をお伝えし、選手の安全面の配慮から、内野グラウンド等の一部改修を平成26年度の工事改修後、平成27年度の大会開始まで行うことと了承をいただき、改修を行ったものでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今のお話ですと、外野のライト側、それからレフト側に芝生がないということで指摘も受けられたということでございます。改修を考えるにしても、時間的な余裕がないから無理であったということらしいんですけども、この大会を受け入れるということを決めた時点、25年ですわね、その時点で判断できませんでしたか、あのグラウンドが、球場が、野球をするにふさわしい球場かどうかということ。

文化振興局長であれば、ほかの施設もいろいろ見ているんじゃないですか、野球場がどんなものなのかということ。日本中探しても、あんなグラウンドないんですよ。私、過去に申しあげました。

だから、25年の時点で検討すれば2年間で十分に合いますよ。26年であっても、年度当初に計画していけば、例えば私は過去には、方法としては、倉田山の野球場が人工芝に変わっていると、それも一つの方法よということもお話しさせてもらったことがあります。3カ月、4カ月あれば十分対応できますよ。

それを、きょう8月末、先月末に一遍見せてもらったら、非常にみつともない。かえってみつともなくなってしまった状況に今なっております。あれを見て、日本一を争うチームがゲームをするような施設として出せるかどうかということ考えたことは、局長、ございますか。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

先ほどからご答弁させていただいておりますように、現時点で対応できる改修を行ったところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

対応できる精いっぱいというような、今答弁でしたね。ほかの方法はなかったですか。対応しなければならぬんじゃないですか、無理をしてでも、大会に合わせて、本来であればね。それを何もやってないじゃないですか。

それで、とりあえず応急的な処置かどうかわかりませんが、議員の皆さん、それから理事者側の方は見てもらったらわかると思いますけれども、外野の芝のないところへグリーンサンド、西小学校にもグリーンサンドをまきましたね、ほこり抑えも兼ねるということで。あのちくちくする、はだしで走り回れないとか遊べないようなグリーンサンドが外野の芝生にまいてございます。深さ5ミリやったかな、1センチやったかな、まいた砂の厚さ。それで理由を聞きましたら、外野の芝と似た色の砂であれば、何とかごまかしはきくからということで、グリーンサンドは多少緑っぽいからグリーンサンドをまいたらしいんですけども、あそこで日本一の野球をするんですよ。

それで、昨年度予算編成のときにいろいろ確認したら、本格的にやるには予算的な措置もしてもらえないということだったらしいんですけども、とりあえずグリーンサンドをまくだけの予算は財務のほうでも認めてもらったらしいんですが。

例えば財務部長は、グリーンサンドをまいて、天皇杯の野球大会をするにこれで十分かというよ

うなことを、判断を当然されたと思うんですね、要求があったときに。こんなもんでいいか悪いかという判断は、することは不可能だったんですか、可能じゃなかったんですか。その辺のところ。

今の現状を見てもらったかどうかわかりませんが、ご所見がありましたら。ああ、立派なグラウンドになったと、これやったら全国からどこから来てもらっても恥ずかしくないというようなグラウンドになったかどうか。ご所見あれば、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず、そのグリーンサンドをなぜ敷設したかということについてお答えをさせていただきます。

先ほど来申し上げておりますように、ソフトボール場の内野の問題につきましては、昨年6月に実施されました中央競技団体視察において芝生がないことを指摘されておりましたが、大会までの1年間の期間の中で芝生グラウンドに変更することは困難なことから、対策案として、緑色の着色であるとかグリーンサンドを敷設する方法を検討いたしました。その上で連盟とも協議を行い、大会後の運用にも支障が生じないグリーンサンドの敷設を決めたものでございます。グリーンサンドは、広く一般的にスポーツ用グラウンド等に用いられているものであり、軟式野球を行う上で支障はないであろうというふうな判断のもとでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

支障はないというのは誰が判断したんですか。野球連盟ですか。

野球連盟は、これだけしか予算もないし、これしか方法がないからということで、しょうがないということで了解したと。してもらえやんたらしょうがないわなというようなことを、私は確認しました。

それで、結果としてまかれて、今の状態ですわ。

財務部長、それから市長もあのグラウンドを見て、どうお感じになられるか、ありましたらご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前田議員のご質問にお答えをいたします。

私も軟式野球に携わってきた一人でございますけれども、この天皇賜杯を本市で受けるということについては、本当に大変光栄に感じておるところでございますし、ご案内のように、今平成25年度のお話でしたが、これを決定する前段階で、私どもとしてのご案内の平成33年度開催予定の三重国体における本市としての何を誘致するか、競技種目を受け入れるかということで、ご案内のウエイトリフティングと軟式野球の受け入れを、方向づけをいたして進めておったところであります。

その過程の中で、この平成27年度開催の天皇賜杯の最終的な、これを受け入れるということは、その後決定をいたしましたところでございますが、先ほど局長が申しました去年の6月に中央競

技団体のほうの視察を受けまして、この中で先ほど昭和50年代にあそこのグラウンドが多目的グラウンドとして整備されたことによりまして、野球専用球場でないと、ソフトボールが2面使える、そういう外野の芝生のああいう整備について、これは全国でこういう形態が珍しいというご指摘の中で、これを解消してほしいということでございました。

これを芝生に変えるということにつきましては、時間的なもの、それから数千万の予算がかかりますので、そういうことも含めて少し難しいという中で、全国軟式野球連盟並びに三重県支部のほうからご提案がございました。それは、グリーンサンドを活用するような形態のご提案でございましたので、私どもとしてもそれを導入したところでございます。

結果としては、少し人工的なこの今の状態、こういう竣工状況というのは少し違和感がございますけれども、いずれにせよ、あした開会式で、あさってから試合が開催される過程で、本当に気持ちよくチームの皆さんがプレーできますように、これは環境を整えてきたところでございまして、そういう経過につきましてもご案内いただきたいと思いますし、バックネット裏の整備でありますとか、ダッグアウトの整備でありますとか、さまざまな連盟のほうからも指示をいただいていたものにつきましては、その運用も含めて協議をしながら準備をしてきたということでございまして、その点をご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

今、市長から説明がございましたけれども、いずれにしましても、大会はもうあしたから始まりますから、今から改修してとかやり直してとかいうことは、これは不可能な問題ですけれども、私が今回申し上げているのは、理事者側のスタンスの問題ですわ。今、局長もおっしゃいました、要望があってグリーンサンドがいいということでこれにして、今の答弁ですと、とりあえずは十分な施設だというような答弁に私は受け取りました。

どこが十分なのか理解できません。

確かに、ダッグアウトとか、それから本部席とか改修もされました。

しかし、あそこでプレーするのは選手なんですよ。本来であれば、まず最初に手をつけるのはグラウンドだったんだと違いますか。芝のかたさとか、水はけとか、フラットかどうかとか、みんな選手が試合するんですよ。本部席を幾ら立派にしても、役員は試合しません。その辺の認識が本当にあるのかどうかというのは、私は疑問に感じます。

今の室長が非常に苦慮してみえるようではございますけれども、局長は当初からその辺のところに絡んできたわけですから、話があったときから十分その辺のところを認識してもらわなくては困るんだと思います。

例えば今回7会場が、8会場か、亀山を外すと7会場ですね。どこかのグラウンドを見にいったことがございますか、局長。そして実際に球場内へ入って、芝生の上を歩くとか、内野を歩くとか、そういうことをされたことがありますか。何もしていないでしょう、恐らく。しておるんであれば、どこの施設を見て、どう感じたか、ご答弁願いますわ。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

今回の軟式野球の開始に当たって視察をしたということではございませんけれども、議員のほうから、前々からさまざまな施設について現場を見てくるようにということもご案内いただいておりますので、例えば、このために行ったということではございませんけれども、鈴鹿市の石垣池の陸上競技場であったり、野球場であったり、また東員町の運動広場等々に見せていただいたことが、このために行ったということではございませんけれど、見せていただいたことはございます。石垣池のときは、野球場は野球はきょうやっておりませんので入れませんでしたけれども、グラウンドのほうはあいておりましたので、了解を得て陸上競技場のほうは入らせていただきました。そのときの芝生の状態というのは、余り所見として言わせていただくのはどうかと思いますけれども、冬の芝生でございましたので、そのような状況の芝生でございました。芝生そのものについては、以前に鳥取のほうで芝生の関係でさまざまな施設は見学してございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

石垣池のほうをグラウンドを見に行くと。ゲームをやっていなかったからしまっていたと。あけてもらって野球場へ入ったらよろしいやないか。それから、行く時期にもよりますね。天然芝ですから、12月に行くのと3月に行くのと8月に行くのと10月に行くのと、全然芝の状況は違います。行くのであれば、この9月の大会に合わせて、例えば去年の9月の時点で、芝の状況とかそういうのを見るのが当然のことやないですか、施設管理の所管の立場とすれば。そういうことをやってないですね。野球場、それから石垣池の競技場のほう、芝は全然違います、芝の種類も。そんなん見ても何の参考にもなりませんよな。

その意識を、認識をもっと持ってください。実際に動いてもらえなかったら、そういうことが理解できないと思うんですよ。そんなことやから、例えば野球場が51年の8月にできて、いつのころからか芝を剥いでソフトボール仕様が変わって、もう多分、これ20年以上、もっとたつかな、今の状態になってから、疑問も感じずに多分来られたと思うんですよ、行政としては。

確かに、昔はソフトボール場はなかったです。ですから、ソフトボール仕様で、ある程度は大会をすることもあって、ああいうことが必要やった時期があったかもしれません。しかし、平成6年に東野のほうへ専用のソフトボール場ができました。そして、その隣の多目的運動広場かな、あそこへも、あそこも全面芝やったのを内野の部分で芝を剥いでソフトボール仕様に変えました。バックネットもつくりました。いつとき、私も相当かりかり来て質問したことがあるんですけども、あそこはサッカーはしたらだめですと、ゴールは出さないでください、危険ですからという時期もあったんですけども、ちゃんとソフトボールできる施設があるんですね。であれば、今の野球場、早急に本来の野球場の姿に戻すのは当たり前じゃないですか。

確かに、国体を云々申されました。国体のときには当然もっと状況が変わるかと思っておりますけれども、今回の大会は国体よりも大きな大会ですよ、国体以上の大会としては。そういう認識が本当にあるかどうかということは、非常に私は疑問に感じます。多分、国体の時期になったら少しは変わると思っておりますけれども。

いずれにしても今回、全国から多くのチームがこちらへ見えられて、あそこで2日間にわたり試

合をされます。恐らく7チームですと選手は30人ぐらいの登録ですね。それでチームの関係者も含めれば、250人から300人の方が県外から亀山へお越しになります。恐らく、その人たちは亀山だけじゃなしに、開会式はあしたかな、四日市であります。四日市の霞ヶ浦の球場であると思うんですけど、そこで開会式をされて、亀山の会場で試合をされるチームはこちらへお越しになります。何じゃこれとは恐らくなるんじゃないかと。ひょっとしたら、きょうぐらいに施設の下見にチームが入ってくるかもわかりませんが、そういう方々が本当に幻滅して、あさっての大会に臨むんじゃないかと思うんですけども、非常に恥ずかしいと思います。

その辺のところの認識が本当にあるかどうか。多分持っていないでしょう、今の局長の答弁であれば。やっぱりその辺の認識ね。

だから、それを今さら言ってもしようがありませんから、もう言いませんけれども、であれば三重県へ、あるいは亀山へお越しになったチームの皆さんが、亀山はグラウンドは悪かったけれども、いろいろな心遣いというんですか、接待とかおもてなしは結構あったなあと、あるいはええまちやったなあとというような評価を得て、そういうイメージで帰ってもらわなければ、何のために亀山で開催したか、亀山市は受け入れたか意味ないですよ。確かに一昨年3月の議会なんかで局長なんかは、私は同じような質問をさせてもらったときに、過去の大会も含めて、亀山市が誘致・招致した大会やないから、余り積極的には動かないというような答弁があったと私は理解しているんですけども、やっぱりどの種目団体が受け入れ、あるいは開催を招致しようが、亀山でやる以上は亀山としてのプライドを持って、やっぱりいい気分帰ってもらう、いいまちやったということを理解してもらわなかったら寂しいですよ。

ですから、ほかの議員さんも私もよく言うんですが、トップセールスといたしますけど、わざわざセールスに行かなかつても向こうから来てくれるんですよ、企業の方が。多分、企業の代表者の方も結構来てくれると思います。市長等がトップセールスをするのも非常に大事なことでございますけれども、こういうのも、行政としてのトップセールスの大きな手法の一つじゃないかと思うんですけども、その辺も含めて、局長、再度、この大会についての認識度、本当にどこまで理解して、本当に重要な大会やと理解しているかどうか確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

まず、施設の改修について、なかなか期間がないということでお答えをさせていただいておりますけれども、例えば現在の芝生を、2つの方法があるということは、天皇賜杯の場合は2つの方法があって、全面芝でもよろしいし、全面グラウンドでもいいということでございますので、例えば今の芝生を全部剥いでグラウンドにした場合には、大体7,200万ほどかかるというふうにお聞きしております。それと期間が120日程度でございます。全面、例えば人工芝のことと、人工芝もティフトンの芝も両方ともあるということで、議員のほうのご提案がございましたけれども、それでは全部ティフトン芝に改修する場合は、これも7,800万程度かかって、期間は120日程度で養生期間が100日程度かかるということでございます。人工芝の場合はまたさらに経費としてはかかるというふうにお聞きしております。

それと、ソフトボール場、東野公園のソフトボール場が整備されたので、そちらでいいではない

かというふうなご質問だったと思いますけれども、従来から、よく見ていただくと、夏休み期間中に開催されるソフトボール大会などにおきまして、東野公園のソフトボール場と併用して、西野公園の野球場も利用されている状況等がありますので、現在の運用を継続してきた経緯がございます。

大会の重要性ということについては、先ほど来議員が申されているとおりでございますけれども、なかなか翌年の6月ということは当然予算も当初予算しかございませんし、当然全面改修となるとやっぱり十分な計画もした上で工事にかかっていく必要がありますので、現状で対応できる範囲でということとさせていただきますところでございます。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

私、先ほどから言うてましたけど、もう改修の面については、もうあしたから大会が始まるんやから、今さら言うてもしょうがないと申し上げましたわね。で、今のお話の説明を聞くと、またしゃべってしまいたくなるんやけど、25年の段階で即、今の状況では無理やなということは判断すれば、2年間あったんですよ、時期は。そんな理由になりませんよ。

それから9,000万かかろうが、8,000万かかろうが、1億かかろうが、おたくが、局長が判断する立場じゃないでしょう。全庁的に相談されましたか。していないでしょう。所管部で判断して、これは高いからだめ、安いからいいというような判断では、施設改修はできないですよ。

恐らく国体に入ったら、また改修されると思います。これを今から確認したいと思っていたんですけども、これについては、これも局長の立場で、どういような対応をするかということと判断されるんですか。ちょっとその辺、確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

平成33年度に開催されます三重とこわか国体におきましては、西野公園野球場が軟式野球競技の1会場として予定されておるところでございます。

施設の改修につきましては、現段階におきまして、先ほど来問題になっております球場内の芝生の整備であるとか、バックネットの改修などが必要と考えておりますが、これもまた来年1月に中央競技団体の正規視察がございますので、そこでの指摘事項や各関係機関との協議を踏まえて、まず早急に具体的な改修計画を立て、国体の開催に向け計画的に改修を進める予定でございますので、現段階で決めているということではございません。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

計画、検討されるのは、どなたがされるんですかと聞いておるんですよ。時期のことを聞いていません。再度答弁をお願いします。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

いずれにしても、どのような事業でも同じでございますけれども、所管の所属のところで案を立てまして、庁内の協議ということになると思います。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

当然そうやと思いますけれども、それには十分に所管局で、その競技用施設はどんなのかということは十分検証して、研究して対応していかないと、できないと思うんですよ。中途半端な企画立案ではね。そういう意味で、こういう大会があったら、いろいろな施設を見てきて、実際にグラウンドへ入って、足で上がってみて、あるいは手でさわってみて、こんなもんかなという対応しなければいけないと思うんですよ。

それから、時間もありますので最後になりますけれども、改修計画は今のところまでできていないわね、これからのことについては、国体に備えて対応していくということでございますけれども、これから、来年ぐらいから、いろいろと調査・研究して進めるという話です。

しかし、先ほど言いましたグラウンドの面につきましては、ほかの競技場、多分この中の、今回利用する競技場の幾つかが国体会場になると思います。全部施設は整っておるんですね、現在のところ。芝の植えかえまでいくようなところはないですわ、見ておりましたら。だから、そういうところへ中途半端な労力をほかの施設は使う必要がないんですね。ソフト面とかいうところは、いろいろとこれから対応していかないと、思います。

ですから、亀山は来年とか再来年と言わずに、早速企画して、それから工事に入って、3年前、4年前でもよろしいやないか、完成するのは。そして、それでほかのある程度レベルの高い大会というのをまた招致して、種目団体に依頼するんじゃないしに、行政として。そしてそこで大会を、あるいは試合をしていただいて、その中で、ふぐあいが多分出ると思います。完全に一発で100%満足いく施設というのはできないと思いますので、それで1年、2年かけて改修・改善をしていくのが普通のパターンですよ。まだ5年先、6年先に大会があるから悠長に構えるというようなことでは、絶対追いつかないと思います。

ですから、今回なんかでも、そんな8月末に一応完成という形にしてしまうから、10日やそこから施設の見直しはできません。もし、これが4月、5月にグリーンサンドが入って引き渡しを受けて、種目団体が見たら、こんなもんあかん、やり直しせえと多分言われると思うんですよ。今回の場合は、もうできませんわな、期日がないですから。ですから、やむを得ずスタートすると思うんですけども、余裕を持ってやってもらわないと、絶対に、この施設だけじゃないですけども、ほかのところもそうですけれども、やっぱり問題が起こったときに対応できないということを肝に銘じてほしいと思います。

いずれにしても、対応は遅いと思いました。それから実際に、無理もないですけども、厳しい財政事情とおっしゃいますから、財務のほうへ遠慮しい、遠慮しいの施設の計画とか、それから予算要求をされているようですけども、やっぱりどんな施設でも、中身だろうと要るものは要ると。やっぱり対応できるところは思い切って予算をかけて、利用してもらう人によかったなあとというようなことを、ええ評価を得られるような施設にしないと、特に、どこへ顔を向けてやってお

るんやおっしゃられるかわかりませんが、せっかく県外から、本当にたくさんの県から、たくさんの選手や関係者にお越しいただいてということは、亀山をアピールする絶好の機会じゃないですか。そこで、何か評判を落として帰ってもらったのでは寂しいですよ。

最後に、約200から300人が三重県へお越しになりますけれども、その選手の皆さんへの対応なんか、ハード面は、これはもう遅いです。ソフト面でも、大会運営は競技団体がしますから、行政としては余り関係ないですわ。しかし、ソフト面でも選手に対するおもてなしとか対応について、何か考えているものがあれば、亀山をアピールする絶好の機会ですから、ありましたらお答えください。

○議長（前田 稔君）

広森局長。

○文化振興局長（広森洋子君登壇）

おもてなしの件でございますけれども、そちらのほうは私のほうもすごく気になっておりましたので、当市以外の会場を受け持つ四日市、鈴鹿市、津市、伊勢市、松阪市、伊賀市にも対応について聞き取りを行っておりますが、主催及び大会運営が軟式野球連盟等であるから特に対応しないとのことございました。また、連盟の亀山支部にも相談させていただきましたが、特に必要はないとのことをお返事をいただいております。しかしながら、先ほど議員もおっしゃられましたように、全国から当市にお越しいただく選手、監督、関係者に対して、当市のPRを行う機会でもありますので、市内観光を案内したパンフレット等400部を連盟を經由して配付いただくことになっております。

○議長（前田 稔君）

前田議員。

○13番（前田耕一君登壇）

亀山市としては、観光パンフ等の案内パンフを選手の皆さんに配付してということで、私はまた、希望するチームには行政のバスか何か利用するか、あるいは何らかの方法で関宿なんかの観光に案内していくのかなと思ったら、パンフを配付ということですね。

しかし、よその会場は余りそういうおもてなしはしないというらしいんですけども、今のお話ですとね。亀山はグラウンドでマイナスの部分と、何らかの形でプラスにせんとだめな状態なんです。ですから、地元の軟式野球連盟の亀山支部なんかが、もうええよと言うても、いや、こういうことだけはさせてくれと、あるいは、したいんやというような強い要望を連盟に出して対応していくぐらいの意気込みが欲しいです。もう、せんでもいいからと言われたから、もうせんとこうかぐらいでは、余りにも施設不備な市としては寂しいんじゃないかなと思いますので、ぜひ今からでもまだ対応できますから、あさって来るわけですから、一丸となって選手に対しての対応をしていただいて、少しでも亀山市がイメージアップになるような大会にしてほしいと思いますので、それを強く要望して質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

13番 前田耕一議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了しました。

これより、一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので関連質問を終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次にお諮りします。

あす11日から24日までの14日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

あす11日から24日までの14日間は休会とすることに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

休会明けの25日は午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。

(午前11時44分 散会)

平成27年9月25日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成27年9月25日（金）午後2時 開議

- 第 1 議案第57号 亀山市認定こども園条例の制定について
- 第 2 議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部改正について
- 第 3 議案第59号 亀山市手数料条例の一部改正について
- 第 4 議案第60号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第61号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について
- 第 6 議案第62号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第63号 平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 議案第64号 平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第65号 平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 議案第66号 平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 議案第67号 平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 12 議案第68号 平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 13 議案第69号 平成26年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第 14 議案第70号 平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について
- 第 15 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 第 16 議案第72号 財産の取得について
- 第 17 議案第73号 市道路線の認定について
- 第 18 議案第74号 市道路線の認定について
- 第 19 議案第75号 市道路線の認定について
- 第 20 議案第76号 市道路線の認定について
- 第 21 請願第 2号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
- 第 22 請願第 3号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
- 第 23 請願第 4号 防災対策の充実を求める請願書
- 第 24 請願第 5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書
- 第 25 議案第77号 人権擁護委員の候補者の推薦同意について
- 第 26 委員会提出議案第5号 市長専決処分事項の指定についての一部改正について
- 第 27 委員会提出議案第6号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について
- 第 28 委員会提出議案第7号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について

第 29 委員会提出議案第8号 防災対策の充実を求める意見書の提出について

第 30 委員会提出議案第9号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充
を求める意見書の提出について

第 31 常任委員会の所管事務調査の報告について

●追加日程

第 1 緊急質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1 番	今 岡 翔 平 君	2 番	西 川 憲 行 君
3 番	高 島 真 君	4 番	新 秀 隆 君
5 番	尾 崎 邦 洋 君	6 番	中 崎 孝 彦 君
7 番	豊 田 恵 理 君	8 番	福 沢 美由紀 君
9 番	森 美和子 君	10 番	鈴 木 達 夫 君
11 番	岡 本 公 秀 君	12 番	宮 崎 勝 郎 君
13 番	前 田 耕 一 君	14 番	中 村 嘉 孝 君
15 番	前 田 稔 君	16 番	服 部 孝 規 君
17 番	小 坂 直 親 君	18 番	櫻 井 清 蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻 井 義 之 君	副 市 長	広 森 繁 君
企画総務部長	山 本 伸 治 君	財 務 部 長	上 田 寿 男 君
市民文化部長	石 井 敏 行 君	健康福祉部長（兼） 医療センター理事	伊 藤 誠 一 君
環境産業部長	西 口 昌 利 君	建 設 部 長	高 士 和 也 君
医療センター 事務局長	落 合 浩 君	危機管理局長	井 分 信 次 君
文化振興局長	広 森 洋 子 君	関 支 所 長	坂 口 一 郎 君
子ども総合 センター長	若 林 喜美代 君	上下水道局長	草 川 博 昭 君
市民文化部参事	深 水 隆 司 君	健康福祉部参事	水 谷 和 久 君
会計管理者	西 口 美由紀 君	消 防 長	中 根 英 二 君

消 防 次 長	服 部 和 也 君	消 防 署 参 事	平 松 敏 幸 君
教育委員会委員長	肥 田 岩 男 君	教 育 長	伊 藤 ふじ子 君
教 育 次 長	佐久間 利 夫 君	監 査 委 員	渡 部 満 君
監査委員事務局長	宮 崎 吉 男 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	松 村 大 君

●事務局職員

事 務 局 長	松 井 元 郎	議 事 調 査 室 長	渡 邊 靖 文
書 記	村 主 健 太 郎		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（前田 稔君）

皆さん、こんにちは。

これより本日の会議を開きます。

なお、松本財務部参事は、都合により、本日は欠席する旨の通知に接しておりますので、ご了承願います。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

初めにお諮りします。

亀山市国民宿舍関ロッジについての今後の方針について、西川憲行議員、宮崎勝郎議員、服部孝規議員、櫻井清蔵議員の4名から緊急質問の通告があります。西川憲行議員、宮崎勝郎議員、服部孝規議員、櫻井清蔵議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

お座りください。

起立多数です。

したがって、西川憲行議員、宮崎勝郎議員、服部孝規議員、櫻井清蔵議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに決定しました。

会議の途中ですが、暫時休憩します。

(午後 2時02分 休憩)

(午後 2時18分 再開)

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、発言を許可することになりました緊急質問は、本日の議事の最後に日程を追加し、行うこととします。

それでは、去る8日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程

第1、議案第57号から日程第20、議案第76号までの20件を一括議題とします。
各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第58号 亀山市個人情報保護条例の一部改正について	原案可決
議案第72号 財産の取得について	原案可決

平成27年9月15日

総務委員会委員長 中村嘉孝

亀山市議会議長 前田稔様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第57号 亀山市認定こども園条例の制定について	原案可決
議案第59号 亀山市手数料条例の一部改正について	原案可決

平成27年9月14日

教育民生委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 前田稔様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第60号	亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第71号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第73号	市道路線の認定について	原案可決
議案第74号	市道路線の認定について	原案可決
議案第75号	市道路線の認定について	原案可決
議案第76号	市道路線の認定について	原案可決

平成27年9月11日

教育民生委員会委員長 新 秀 隆

亀山市議会議長 前 田 稔 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第61号	平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第62号	平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第63号	平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第64号	平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第65号	平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第66号	平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第67号	平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

認 定

議案第68号 平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

原案可決及び認定

議案第69号 平成26年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

原案可決及び認定

議案第70号 平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について

認 定

平成27年9月18日

予算決算委員会委員長 前 田 耕 一

亀山市議会議長 前 田 稔 様

○議長（前田 稔君）

初めに、豊田恵理総務委員会副委員長。

○7番（豊田恵理君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私のほうから報告をいたします。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、15日に委員会を開催いたしました。

まず、各議案ごとに担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第58号亀山市個人情報保護条例の一部改正について、個人番号カードの発行の際のセキュリティーについての質疑があり、これについては、カード発行は本人が申請し、番号照合や本人確認をしっかりと行って交付するので、セキュリティーは守られているとの答弁でありました。

次に、カードの再交付や5年、10年後の本人確認には、指紋照合が確実によいと思うが導入の考えについて質疑があり、これについては、国は顔認証システムの活用も検討しているが、市としては、家族への確認や指紋認証についても考えていきたいとの答弁でありました。

次に、社会保障・税番号制度の利便性について質疑があり、これについては、現在制度を活用するのは税、社会保障、災害の3分野で、2018年には口座にリンクさせるという改正法も通っている。利便性の具体例としては、児童手当申請時に所得証明が不要になることや、個人番号カードが免許証等にかわる身分証明書になることなどが上げられるとの答弁でありました。

また、条例改正後、逐条解説を提出してほしいとの意見が出されました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定いたしました。

次に、議案第72号財産の取得について、入札において、8者中4者が辞退した理由について質

疑があり、これについては、辞退届には仕様書を満たさないためとの記載があり、具体的には11トン未満の車両に4.5立米以上の水槽を設置することは、技術的に難易度が高いことが理由であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定いたしました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、西川憲行教育民生委員会副委員長。

○2番（西川憲行君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告をさせていただきます。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず、各議案ごとに担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第57号亀山市認定こども園条例の制定について、関認定こども園アスレの園児の募集について質疑があり、これについては、認定区分に関係なく一次募集より全市域からの申し込みを受ける方向で検討しているが、関小学校区の子供たちを優先的に受け入れることとしている。また、十分に関小学校区の子供たちには入園いただける見通しであるとの答弁でありました。

次に、アスレを認定こども園に変更しなくてはならない理由について質疑があり、これについては、保育園、幼稚園の子供が新しい制度の中でともに学び、定員の範囲内であれば1号、2号の異動等があっても対応が可能で、引き続きともに園生活を送れるという利点があるとの答弁でありました。

次に、アスレには保育園も幼稚園もあり、認定こども園に移行しやすいが、今後市内の認定こども園は、保育園、幼稚園のいずれを主体に考えていくのかとの質疑があり、これについては、認定こども園には4つのタイプがあり、今回の幼保連携型認定こども園を基本とするが、他の類型も可能性としてはあるとの答弁でありました。

次に、市内の保育所を認定こども園に変更していくことは、施設の規模や老朽化等物理的な問題があるが、これからの方向性について質疑があり、これについては、この5年間では新たな設置を考えているとの答弁でありました。

次に、アスレの中にある子育て支援センターについて質疑があり、これについては、これまでと同様に運営していきたいとの答弁でありました。

また、討論では、今アスレをどうしても認定こども園にしなければならない必要性が感じられない、ほかのやり方があるのではないのかとの理由から反対討論があり、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

次に、議案第59号亀山市手数料条例の一部改正について、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の根拠について質疑があり、これについては、総務省からの事務連絡において、それぞれのICカード等の購入原価を考慮され示されたとの答弁でありました。

次に、総務省の取り扱いでは手数料を徴収しないことも可能となっているが、市として無料とす

る議論はなかったのかとの質疑があり、これについては、県内の各市町担当者によるワーキンググループにおいて徴収する方向で検討がなされたものであるとの答弁でありました。

次に、個人番号カード紛失時の対応について質疑があり、これについては、本人がコールセンターに連絡するか、市町村の窓口届け出ることによって一時停止の措置を行い、なりすましやカードの不正利用を防ぐことができるとの答弁でありました。

また、討論では、マイナンバー制度自体に反対であり、国民が心配している情報漏えいの危険性についても心配が払拭できるものではないとの理由から反対討論が、また地方分権が進んでいく中で市の特色を出していくことに関しては、これからは議論の対象にしてほしいとの意見をつけて、この条例には賛成するとの賛成討論があり、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告とします。

○議長（前田 稔君）

次に、中崎孝彦産業建設委員会副委員長。

○6番（中崎孝彦君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員長の都合により、副委員長の私から報告をさせていただきます。

去る8日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、11日に委員会を開催いたしました。

まず、各議案ごとに担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第60号亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について、受益者負担金の額を定める際に材料費等が上がっているが、単価を上げる議論はあったのかとの質疑があり、これについては、下水道使用料等検討委員会で検討していただき、第5負担区までの単価基準を基本とするが、消費税の引き上げや工事費等の増加も見込まれるため、建設工事費デフレーターを用いて今後の景気の動向や物価上昇を見きわめ、慎重に決定されたいとの意見書が提出されていることから、それらの試算も行った上で判断したとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第71号工事請負契約の締結について、一般競争入札ではあるが、入札が1者だけで競争があったと言えるのかとの質疑があり、これについては、亀山市競争入札参加資格登録をしている業者は11者あり、競争がない中での入札ではなく、結果として1者のみの参加となったものであるとの答弁でありました。

次に、入札のあり方について質疑があり、これについては、一般的に広く参加者を求めて競争を促すという意味では、一般競争入札が一番最適な入札方法だと考えているとの答弁でありました。

次に、工事実施業者が設計するということが、チェック機能はどうするのかとの質疑があり、これについては、担当部署で行うが、し尿処理場専門のコンサルタントにチェックを含め委託することになっているとの答弁でありました。

また、結果として競争になっていないことについて、一般競争入札の論理とはかけ離れているのではないかとの意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第73号市道路線の認定について、議案第74号市道路線の認定について、議案第75号市道路線の認定について、議案第76号市道路線の認定について、審査の前に現場確認を行い、審査の過程では質疑なく、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、前田耕一予算決算委員会委員長。

○13番（前田耕一君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る8日の本会議で付託のありました議案第61号及び議案第62号の平成27年度各会計補正予算2議案、並びに議案第63号から議案第70号までの平成26年度各会計決算の8議案の審査に当たるため、17日、18日の2日間にわたり委員会を開催しました。

まず、議案第63号から議案第70号までの平成26年度各会計決算について審査を行いました。

初めに、代表監査委員から各会計決算についての審査の経過並びに審査の所見報告を受け、続いて財務部長から報告第15号健全化判断比率の報告について、報告第16号から報告第20号までの各会計資金不足比率の報告について、そして環境産業部長から報告第21号亀山市一般会計継続費精算報告についての説明を受けた後、質疑に入り、慎重なる審議を尽くしました結果、議案第63号平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第68号平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての6議案については反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、議案第69号平成26年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について及び議案第70号平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定については、いずれも原案のとおり全会一致で可決及び認定することに決定しました。

なお、委員会として、1つ、審査の過程において指摘のあった事項及び意見を真摯に受けとめ、次年度の予算編成とその執行に反映されたい。また、事業完了後に不用額が生じた場合は、速やかに減額補正等の措置を講じられたい。

2つ、市税、国保税、使用料及び負担金等については、公共性の観点より一層の徴収努力を行い、収納率の向上に努められたい。なお、徴収に当たっては、生活困窮者など滞納者の個別の状況に応じて慎重な対応に努められたい。

3つ、財政運営の基本である歳入に見合った歳出の実現に向け、的確な事業の選択と集中を行うとともに、経費の削減や基金の有効活用を図り、持続可能な健全財政に取り組まれたい。特に特定目的基金については、積み立て、取り崩しについて一貫性のある基準を定め、安全かつ効率的な運用に努められたい。

また、国民健康保険給付費等支払準備基金については、基金残高がわずかであることから、国民健康保険事業が安定的かつ継続的に運営できるように予算措置されたい。

4つ、委託料については委託の効果を見きわめるとともに、各種計画等の策定については、可能な限り職員で行うなど経費の削減に努められたい。

以上、4点の意見を申し添えたところであります。

次に、議案第61号及び議案第62号の平成27年度各会計補正予算2議案については、総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会にそれぞれ審査を分担したことから、審査の経過内容について各分科会長から報告を受け、その結果、議案第61号平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について、議案第62号平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）については、いずれもやむを得ない補正と認め、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結します。

会議の途中ですが、暫時休憩します。

（午後 2時37分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第57号から議案第76号までの20件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第57号亀山市認定こども園条例の制定、議案第58号亀山市個人情報保護条例の一部改正、議案第59号亀山市手数料条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

まず、認定こども園条例です。本条例は、亀山市関乳幼児センターアスレを市内初めての認定こども園とする設置条例です。亀山市の子ども・子育て支援事業計画では、平成31年までの5年間に全部で3つの認定こども園の設置を目標としていることから、民間のこども園の突破口ともなり得る重要な条例であると認識しなければなりません。民間による設置の場合は、設置条例は上がってきません。

国は、保育所を認定こども園へ移行することについて、推奨はするが強制はしていません。本議会での議案質疑でもただしましたが、認定こども園となるデメリットを一言で言うならば、保育に対する自治体の公的責任が後退し、保育の格差が拡大し、保育の質の低下が心配されることです。

児童福祉法第24条1項には、保育しなければならないと公的責任がしっかり明記されているのは保育所のみであり、認定こども園などその他の保育事業については、2項にまとめられ、措置を講じるという表現の後退した形での責任のとり方となります。

契約の仕方も保護者にとっては一見何も変わらないように見えますが、保育所以外は施設との直接契約となるため、法律上は園の都合で入所できない、退所を迫られるなどの可能性が出てきます。支援制度のスタート時期に当たって、国は当面市が全ての施設、事業の申し込みを受け付け、入所先を振り分ける、これを利用調整といますが、このように言っていますが、しかし、この利用調整はいつまでも続くのかわかりません。

また、認定こども園になり、公費の支出が給付金に変わるということは問題です。保育所の委託費のように、保育事業以外には使えないという用途規制がかけられなくなります。

また、認定こども園は、民営になりますと公定価格から保護者負担金を差し引かれたものしか代理受領できず、保護者負担金については園で集金することとなるので、事務量の拡大と経営の不安定を生み出すおそれがあります。これらは、まさに保育の格差拡大、質の低下につながるのではないのでしょうか。

どんな状況であろうと、監査もあり、保育の質を下げるようなことはしないとの答弁でしたが、法律の文言がそうは読み取れない以上、拙速に認定こども園への移行を進めるべきではないと考え、この条例には反対するものです。

次に、個人情報保護条例、手数料条例です。

今回の条例改正は、マイナンバー制度導入に伴い、特定個人情報等にかかわる規定や通知カード、個人番号カードの再交付の手数料を新たに設けるものです。このマイナンバー制度は、これまでも質疑などで取り上げ、情報流出などのおそれが100%ないということでない限り、導入すべきではないと求めてきました。

ところが、政府の対応は、このマイナンバー法の利用開始が来年1月からであり、施行もされていないのに法律の改悪案を提案し、自民、公明、民主などの賛成多数で可決してしまいました。この改悪案では、さらにプライバシー性の高い個人の預貯金や特定健診情報なども利用対象に拡大してしまいました。ただ、日本年金機構の年金情報が大量に流出するという事態が生じたため、年金の基礎年金番号との連結は最長1年5カ月延期しました。情報は蓄積が大量になるほど攻撃されやすくなり、範囲を広げるほど情報流出の危険は高まります。市民の個人情報が一たび流出すればもとに戻すことはできず、取り返しのつかない事態になります。マイナンバー制度は実施すべきではありません。

今回の条例改正は、これほど多くの問題を抱えたマイナンバー制度導入のためであり、この制度を利活用しやすくするためのものであり、到底認められません。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田 稔君）

8番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第63号平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定、

議案第64号平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定、議案第65号平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定、議案第66号平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定、議案第67号平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、議案第68号平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての6議案に反対の立場で討論します。

平成26年4月から消費税が8%に増税されました。この増税の影響は、一般会計だけでも1億4,000万円ほど歳入より歳出が上回り、財政が苦しくなったとのことであります。特別会計や企業会計については、具体的な数字は示されませんでした。やはり歳出が上回り、財政に負担をかけたと思われます。

これらの議案に共通するのは、この決算には昨年4月からの消費税の増税が含まれ、市や市民の負担増となるのに何らかの手だてがされていないため、認められないということであり、この点が6議案の決算の認定に反対する理由の第1です。

次に、一般会計など3議案について具体的に述べます。

まず、一般会計決算です。

消費税増税に加えて、年金、介護、生活保護などの改悪で市民生活が大変苦しくなるのに、櫻井市長は、消費税の増税に対して、負担増に対する対応は基本的に国が考えるべきだと述べ、市民生活を守る市としての手だてをしませんでした。これは、市民生活を守る防波堤となるべき市のとるべき対応ではありません。

格差社会の拡大の中で、この2年間だけでも市民生活はますます苦しくなっています。例えば、生活保護受給者は、平成25年度の177人から26年度には206人へとふえ、また就学援助を受ける児童・生徒は、251人から277人に大幅に増加しています。このように、市民生活を守る決算とは言えない点が反対の第2の理由です。

また、亀山市の職員体制も異常です。

予算決算委員会で県内14市の正規職員と非正規職員の割合を示しましたが、亀山市は正規職員の割合が県内で最低の51%でしかありません。他市は、四日市市の7割を初め多くの市が6割台であるのに余りにも異常な職員体制です。これは、本来正規職員を配置すべき事務職、保育士、看護師、給食調理員などが非正規職員とされ、図書館司書や学芸員などの専門職も含め、非正規職員化を進めてきた結果です。これでは市が責任を持って市民サービスを行うことになりません。これが反対の第3の理由です。

さらに、個別の事業では、リニア基金のさらなる積み立て、保護者の願いである完全給食に背くデリバリー、検証もなく進められる地域コミュニティの仕組みづくりなど問題のある決算があります。

以上の理由により、平成26年度の決算の認定には反対するものです。

次に、国民健康保険事業特別会計決算です。

国民健康保険の現状は、国保税を滞納している世帯の8割以上が200万円以下の所得しかありません。こうした所得水準では、国保税は払いたくても高く払えません。保険税を高いままにしておけば滞納者がふえるのは当然です。国保税を1世帯1万円引き下げるのに必要な予算は、わずか6,400万円です。こうしたわずかな引き下げすら実施しませんでした。

その上、国保の支払準備基金の残高が64万円しかなく、いよいよ底がつく状態となっているのに何らの手だても示されませんでした。市民生活を守り、社会保障としての国民健康保険制度を維持するためには、高過ぎる国保税を引き下げ、払える額にするしかありません。こうした国保世帯の命と暮らしを守るための国保税の引き下げが行われなかった決算の認定には反対するものです。

最後に、後期高齢者医療事業特別会計決算です。

私たちは、後期高齢者医療制度そのものの廃止を求めることから、この決算の認定には反対するものです。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それでは、討論のありました議案第57号亀山市認定こども園条例の制定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第57号亀山市認定こども園条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第58号亀山市個人情報保護条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第58号亀山市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決す

ることに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第59号亀山市手数料条例の一部改正について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第59号亀山市手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第63号平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第63号平成26年度亀山市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第64号平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第64号平成26年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第65号平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第65号平成26年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第66号平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第66号平成26年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第67号平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第67号平成26年度亀山市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第68号平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第68号平成26年度亀山市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第60号から議案第62号まで及び議案第69号から議案第76号までの11件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び認定すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第60号 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第61号 平成27年度亀山市一般会計補正予算（第2号）について

議案第62号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第69号 平成26年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第70号 平成26年度亀山市病院事業会計決算の認定について

議案第71号 工事請負契約の締結について

議案第72号 財産の取得について

議案第73号 市道路線の認定について

議案第74号 市道路線の認定について

議案第75号 市道路線の認定について

議案第76号 市道路線の認定について

は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

次に、日程第21、請願第2号から日程第24、請願第5号までの4件を一括議題といたします。

請願4件についての教育民生委員会における審査の結果は、お手元に配付の請願審査報告書のとおりであります。

請願審査報告書

本委員会に付託の請願を審査の結果、別表のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第135条の規定により報告します。

平成27年9月14日

教育民生委員会委員長 岡 本 公 秀

亀山市議会議長 前 田 稔 様

別表

受 理 番 号	請 2
---------	-----

受 理 年 月 日	平成27年8月27日
件 名	義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 小川 竜司 他2名
紹 介 議 員 氏 名	尾崎邦洋、櫻井清蔵、中村嘉孝、服部孝規、前田耕一
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採 択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 3
受 理 年 月 日	平成27年8月27日
件 名	教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 小川 竜司 他2名
紹 介 議 員 氏 名	尾崎邦洋、櫻井清蔵、中村嘉孝、服部孝規、前田耕一
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採 択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 4
受 理 年 月 日	平成27年8月27日
件 名	防災対策の充実を求める請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 小川 竜司 他2名
紹 介 議 員 氏 名	尾崎邦洋、櫻井清蔵、中村嘉孝、服部孝規、前田耕一
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採 択
措 置	関係機関に対し意見書を送付する

受 理 番 号	請 5
受 理 年 月 日	平成27年8月27日
件 名	子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求め る請願書
請願者の住所・氏名	亀山市みどり町52 亀山市PTA連合会 会長 小川 竜司 他2名
紹 介 議 員 氏 名	尾崎邦洋、櫻井清蔵、中村嘉孝、服部孝規、前田耕一
委 員 会 の 意 見	願意妥当
審 査 の 結 果	採 択

措	置	関係機関に対し意見書を送付する
---	---	-----------------

○議長（前田 稔君）

これより請願の審査報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ないようですので、質疑を終結します。

次に、請願4件に対する討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、請願第2号から請願第5号までの4件について、起立により採決を行います。

まず、請願第2号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第2号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第3号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第3号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第4号防災対策の充実を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第4号防災対策の充実を求める請願書については、採択することに決定しました。

次に、請願第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書について、起立により採決を行います。

本請願についての委員長の報告は、採択となっております。

本請願を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、請願第5号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願については、採択することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

(午後 3時03分 休憩)

(午後 3時12分 再開)

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第25、議案第77号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第77号人権擁護委員の候補者の推薦同意についてでございますが、人権擁護委員の宮崎みつ子氏は、平成27年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、平成28年1月1日から3年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。追加の提案となりましたが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

議案第77号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第77号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第77号について起立により採決を行います。

議案第77号人権擁護委員の候補者の推薦同意について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第77号人権擁護委員の候補者の推薦同意については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第26、委員会提出議案第5号から日程第30、委員会提出議案第9号までの5件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、櫻井清蔵議会運営委員会委員長。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第5号については、議会運営委員会からの委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

亀山市の私債権の管理に関する条例が施行されたことを受け、市議会では、平成24年6月定例会において、市の私債権の回収のための有効な手段となる裁判所からの支払い督促に対する異議申し立てによる訴訟の提起に関する事項について、議会の権限に属する軽易な事項として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき市長が専決できるように指定しました。

この指定に基づき、市が平成27年4月8日に津簡易裁判所に申し立てた、亀山市林業総合センター火災被害による損害賠償請求に係る支払い督促に対する異議申し立てによる訴訟の提起が専決処分されました。

このことを踏まえ、あくまで市長専決処分事項の指定については、議会の権限に属する軽易な事項であることから、改めてその範囲をより明確にするため、平成24年6月29日の議決による指定事項を改正するものです。

改正内容といたしましては、支払い督促に対する異議申し立てによる訴訟の提起に関することは、水道料金並びに医療センターの使用料及び手数料について、裁判所法第33条第1項第1号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下の履行を請求するものに限ることとします。

以上、委員会提出議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

次に、岡本公秀教育民生委員会委員長。

○11番（岡本公秀君登壇）

ただいま上程をいただきました委員会提出議案第6号から委員会提出議案第9号までの4件については、教育民生委員会の委員会提出議案でございますので、委員長の私のほうから提案理由の説明をいたします。

まず初めに、委員会提出議案第6号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが制度の趣旨です。

1985年以降、義務教育費国庫負担金の一般財源化が推し進められ、2006年からは、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源の中に組み込まれています。しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下しています。2007年度における措置率の全国平均は65.3%（三重県49.0%、東京都164.8%、秋田県26.9%）となっており、地域間格差も広がっています。2014年度三重県内小・中学校においては総額で約7億円が教材費として措置されましたが、これは地方交付税上の予算措置額の58.5%（各市町調べ）にとどまっており、まだまだ低い状況です。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続とさらなる充実が求められます。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

1. 国の責務として「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」に必要な財源が確保されるよう、義務教育費国庫負担制度を存続し、更なる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第7号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書。

三重県では、2003年度から小学校1年生の30人学級（下限25人）が実施されており、その後も小学校2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生の35人学級（下限25人）と他学年への弾力的運用等、拡充しています。少人数学級が実施されている学校では、「個の学習状況を把握しやすい」「実技教科での安全面への配慮が細やかになる」等の教職員や保護者の声があり、大きな成果を上げています。

一方、国においては、2011年4月の「義務標準法」改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実現しました。

2015年度については35人以下学級の拡充が措置されず、教育課題に対応するための定数改善も十分とは言えない状況です。国際的に見ても、日本の1クラス当たりの児童・生徒数は小学校で28人（OECD平均21人）、中学校で33人（同24人）と、平均を大きく上回っているのが現状です。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや「障がい」のある子どもたちへの対応、いじめ・不登校などの課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

6月2日の参議院文教科学委員会、3日の衆議院文部科学委員会においては、教育現場の実態に即した教職員定数の充実を求める決議が与野党全会一致で採択されています。

また、2011年における日本の教育機関への公財政支出の対GDP比は3.6%で、経済協力開発機構（OECD）加盟国中、データ比較が可能な30カ国において5年連続で最下位で、加盟国平均の5.3%に遠く及びません。教育予算を拡充し、教職員配置の拡充も含めた教育条件の整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決を図り、子どもたち一人一人を大切に、子どもたちの豊かな学びを保障することにつながります。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望いたします。

1. 子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第8号防災対策の充実を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

防災対策の充実を求める意見書。

三重県では学校構造部材の耐震化が着実に進められており、小学校・中学校の一部を残すのみとなりました。

一方、2012年9月4日、文科省は「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて（中間まとめ）」を受け、国公立学校施設の屋内運動場等の天井等の落下防止対策については2015年度までの速やかな完了を目指して取り組むよう、各教育委員会等に要請しています。しかし、2015年4月現在、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については県内小中学校で100棟中8棟、県立学校132棟中1棟にとどまっていますし、2015年度中の計画においても全棟の完了はできない見込みです。またそれ以外の非構造部材の耐震対策も、県内で2014年度末において、幼稚園で33.3%、小・中学校で36.9%、高等学校で17.2%、特別支援学校で18.8%にとどまっています。

さらに、三重県教育委員会の調査によると、2015年2月現在、公立小・中学校と県立学校のうち、校内の備品等転倒落下防止対策が「全てできている」は40.5%（前年度比16.3%増）、次、校内のガラス飛散防止対策が「全てできている」は22.8%（同6.6%増）となっています。

子どもたちの安心・安全の確保を迅速に進めるために、国としての財政措置が求められます。

2012年8月29日、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、第2次報告として、南海トラフで発生する巨大地震による津波高及び浸水域等の推計結果を公表しました。これによると、三重県鳥羽市では津波が最大27メートル、尾鷲・熊野市では最短4分で第一波が到達などとなっています。また、最大の死者数は約4万3,000人とされ、三重県が2005年に取りまとめた想定約4,800人を大きく上回るものとなりました。2013年5月28日に国の中央防災会議の作業部会が発表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、ハード面の整備に加え、防災教育を初めとする「事前防災」等の対策を具体的に実施すべきとしています。

学校は、子どもたちを初め多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点です。災害時には県内の公立学校の91.3%が避難場所となる等、重要な役割を担っています。その安全確保は極めて重要であり、非構造部材への対策が急がれます。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があります。巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務です。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

1つ、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、委員会提出議案第9号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書。

近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちの暮らしや学びに大きな影響を与えています。

2011年度における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は9.1%であり、経済協力開発機構（OECD）加盟国でデータのある31カ国中、30位となっています（OECD平均12.9%）。他方、日本の全ての教育支出に占める私費負担の割合は30.5%で、OECD平均の16.1%を大きく上回っています。

全国で16.3%、6人に1人の子どもが貧困状態にあり（2012年度厚労省）、三重県においても8.9人に1人の子どもが就学援助を受けています（2012年度三重県）。厳しい状況におかれた子どもたちに寄りそう教育や、一人一人の人権・学習権を保障する支援策が喫緊の課題となっています。

このような中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2014年1月に施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。今後、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置拡充等、国による支援策が必要です。

高等学校段階においては、入学料・教材費・部活動のための経費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題です。

昨年度から高等学校等就学支援金制度が導入されました。また、三重県内においては高校生等奨学給付金制度が導入されました。その一方で、貸与型の奨学金については、卒業後にその返還が大きな負担になっているという課題も出てきています。

高等学校等就学支援金制度の充実、奨学金制度の改善などのより一層の支援策が必要です。

家庭での経済格差を教育の格差につなげないよう、制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

1つ、全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、委員会提出議案の提案理由の説明とさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田 稔君）

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本各案について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

なお、委員会提出議案第5号から委員会提出議案第9号までの5件については、会議規則第36条第2項の規定により常任委員会への付託はしないこととします。

次に、委員会提出議案第5号から委員会提出議案第9号までの5件について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、委員会提出議案第5号から委員会提出議案第9号までの5件について、起立により採決を行います。

まず、委員会提出議案第5号市長専決処分事項の指定についての一部改正について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第5号市長専決処分事項の指定についての一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第6号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第6号義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第7号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第7号教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第8号防災対策の充実を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第8号防災対策の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員会提出議案第9号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田 稔君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、委員会提出議案第9号子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第31、常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

各常任委員会委員長から各委員会における所管事務調査の結果報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

初めに、中村嘉孝総務委員会委員長。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ただいまから、総務委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

昨今の厳しい財政状況の中、行政サービスの原資となる財源確保のためには、市税を初めとする各債権の確実な回収と適正な管理が求められ、市では、新たに策定した第2次亀山市行財政改革大綱において、財政運営の改革として収納率の向上を掲げたところです。

そこで、総務委員会では、その所管に属する歳入に関し、収納率向上対策をテーマとして、市税を初めとする市の債権の徴収等に係る事務の現状を把握し、その課題解消に向け、調査・研究を行ってきました。

まず、市税を初めとする各債権の収納事務の現状について、関係室から聞き取り調査を行い、現状把握に努めました。

特に強制徴収公債権、非強制徴収公債権及び私債権の区分ごとに事務の流れや体制を確認するとともに、滞納整理等に係る庁内の連携体制や市の方針の有無についても現状把握を行いました。

8月には、生活に困窮する滞納者を債権管理の側面から支援する体制を整備した滋賀県野洲市を

視察しました。この視察からは、債権管理の一元化による効果や、債権管理の事務における生活困窮者支援の庁内連携体制のあり方について知ることができました。

このように総務委員会として、収納率向上対策についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、行政サービスを提供する室では、サービスに伴う債権の回収が2次的業務になりがちで、滞納整理が進んでいない債権が存在するとともに、庁内で債権の回収、管理事務について、情報やノウハウの共有が十分に図れていないことなど、6つの課題・問題点を抽出しました。

このことから、総務委員会として、亀山市における税を初めとする市の債権に係る収納率の向上に向けて、下記のとおり市長に対して提言を求めるものです。

1つ、市税の滞納解消のため、地方税管理回収機構に積極的に困難事案を移管して滞納整理を進めるとともに、法的に可能な範囲で関係室間の情報共有と徴収事務に関する連携、協力が図られるようさらなる体制整備に努めること。

また、生活困窮状態にある滞納者に対しては、自立支援の重要性から滞納整理マニュアル等に生活困窮者の情報把握等を追加するとともに、滞納処分等の判定時には、生活困窮者支援の観点からの意見も反映できる体制について検討すること。

2つ、帰国者や行方不明者に係る債権で、現実的に回収不可能なものを精査し、適宜執行停止や徴収停止、債権放棄、不納欠損を行い、債権の整理を図るように努めること。

3つ、収納率向上、滞納防止のための市の基本的な方針や各債権の回収計画等を定めたアクションプランを策定し、効率的・効果的な徴収事務に努めること。

4つ、市税の使途について、より市民生活に密着した視点から市民に説明していくとともに、滞納の増加が市全体に与える影響を伝えることで、納税に対する意識を向上させるための取り組みに努めること。

以上、総務委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、岡本公秀教育民生委員会委員長。

○11番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

国では、力強い日本経済を立て直すための成長戦略の柱として、世界に誇る魅力あふれる観光立国の実現に向け施策を推進し、観光にかかわるさまざまな産業が日本経済の成長の重要な一翼を担っていかなければならないとしています。観光ニーズの社会的変化により個人旅行が主流になり、ツアー形式から着地型観光として地域の観光資源に触れ、そこでしか味わえない体験を求める傾向になってきています。

亀山市では、亀山市観光振興ビジョンを平成21年度から28年度までの計画期間で策定し、観光誘致と住民生活の調和を目指したまちづくり観光を掲げて今日まで観光政策を進めてきました。平成29年度の観光振興ビジョンの更新を見据え、市内の観光資源を発掘、有効活用し、観光が人を育て、交流を育み、まちの発展につながる仕組みづくりを進める必要があります。

そこで、教育民生委員会では、こうした背景を踏まえ、まちづくり観光についてをテーマに設定し、計10回の委員会を開催し、調査・研究を行ってまいりました。

まず、市民文化部から当市の観光資源と情報発信の状況、観光への取り組み状況について聞き取

りを行い、現状把握に努めました。

また、7月には重伝建選定地区を初め、まちの観光資源を活用してまちづくりを推進している自治体として、福井県小浜市、若狭町、京都府南丹市を訪問し、官民一体での観光施策の取り組みや情報発信の手法などを視察しました。

次に、社団法人亀山市観光協会、亀山商工会議所、NPO東海道関宿、関宿案内ボランティアの会、石水溪観光協会、亀山宿語り部の会の代表と当市の観光の課題・問題点について、観光関係団体と行政の役割と連携について、まちづくり観光をビジネスにつなげるための取り組みと情報発信について意見交換会を行いました。

このように、教育民生委員会として、まちづくり観光についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、市内には貴重な多くの観光資源があるが、新たな資源の発掘と観光プランの作成の取り組みが不十分なため、関宿以外は余り観光に結びついていないことなど、4つの課題・問題点を抽出しました。

このことから、教育民生委員会として、亀山市の観光政策の基本であるまちづくり観光をさらに推進するため、下記のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、市長のリーダーシップのもと、観光関係団体と積極的に連携を図り、まちづくり観光を市民に浸透させて、市を挙げて観光振興に取り組む機運の醸成に努めること。

2つ、観光振興ビジョンの推進のために各部室が連携を強化し、観光関係団体とのコーディネーター機能を高め、さまざまな観光資源や団体を結びつけ、多様な人材や専門家を登用して、新たな視点による観光資源の発掘や観光プランの作成に努めること。

3つ、国・県の制度や補助金を積極的に活用し、観光駐車場、公共トイレ、歩道、案内看板、公共交通、Wi-Fi環境等の整備を行い、観光客の受け入れ体制の強化に努めること。

4つ、近年の情報化のニーズに合わせ、ホームページによる情報発信の手法を検討するとともに情報量を充実させること。

また、訪れてみたい、暮らしてみたいまちと想像をかき立てる魅力ある総合的な観光パンフレットを各関係団体と連携して作成し、積極的な情報発信に努めること。

以上、教育民生委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（前田 稔君）

次に、新 秀隆産業建設委員会委員長。

○4番（新 秀隆君登壇）

それでは、ただいまから産業建設委員会における所管事務調査の結果について報告いたします。

下水道事業は、安全で快適な市民生活と環境の保全を目的として整備されていますが、施設整備には多額の建設投資が必要であり、今後公費負担する一般会計からの繰り入れが市の財政を圧迫することが危惧される中、いかに持続可能な下水道経営を行っていくかが非常に重要な課題となっております。

亀山市では、公共下水道事業については、平成27年4月1日から地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計へと移行いたしました。また、将来的には農業集落排水事業への導入の方向性も示されております。

そこで、産業建設委員会では、下水道事業の公営企業会計をテーマに設定し、亀山市の下水道事

業の現状を把握し、公営企業会計化により見えてくる課題の解消に向けて調査・研究を行ってまいりました。

建設部上下水道局からは、公共下水道事業の地方公営企業会計の適用について、生活排水処理アクションプログラムの見直しについて、中期財政見通しについて、流域内の他市の下水道事業の現状について、さらに環境産業部からは市町村設置型合併浄化槽の現状について聞き取りを行い、現状把握に努めました。

次に、7月には、下水道事業において公営企業会計を適用している岐阜県美濃加茂市と長野県伊那市を訪問し、経営健全化への取り組みや市町村設置型合併浄化槽等の整備手法について視察いたしました。

また、同じく7月には、三重県と「亀山市の下水道行政について」をテーマに勉強会を実施いたしました。

このように産業建設委員会として、下水道事業の公営企業会計についてさまざまな議論を重ね、意見等を集約し、検討した結果、平成27年度から公共下水道事業を公営企業会計化し、経営健全化に向けて取り組むこととしている。しかし、独立採算が前提の中、当初予算は立てられているものの、経営方針や計画、財政見通しが明確でないことなど4つの課題・問題点を抽出いたしました。

このことから、産業建設委員会として、亀山市の下水道事業について健全で持続可能な経営を行うため、次のとおり市長に対し提言を求めるものであります。

1つ、独立採算を前提とした安定的かつ継続的な下水道経営を目指すため、経営基盤強化に向けた取り組みの一つとして、公営企業会計化したメリットを最大限に生かし、早急に経営健全化計画を策定すること。

2つ、今後、一般会計から公共下水道事業会計への繰出金の増加が一般会計を圧迫することが見込まれることから、基準外の繰り出しについては基準を明確にして健全財政に努めること。

3つ、生活排水処理アクションプログラムの見直しに合わせ、公共下水道事業の整備区域について費用対効果を十分見きわめて見直すとともに、整備手法についても市町村設置型合併浄化槽の活用等も視野に入れ再検討を行うこと。

4つ、公共下水道の使用料については、経費の削減や収入の確保など最大限の経営努力を行い、現在の使用料の維持に努めるとともに、将来の下水道使用料のあり方については今後も分析し、慎重に検討すること。

5つ、安定した経営基盤の構築のため、下水道使用料は下水道に接続して初めて徴収できることから、接続率のさらなる向上に努めるとともに、受益者負担金についても収納率の向上に努めるなど収入確保を図ること。

以上、産業建設委員会の所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（前田 稔君）

各常任委員会委員長からの所管事務調査の報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時57分 休憩）

（午後 4時07分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緊急質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問をいたします。

まず、3月議会で関ロッジの指定管理取り消しに至った経緯を全て明らかにするとともに、その原因を十分に検証することという内容を含む決議をいたしました。

まず、市長にお聞きしたい。

この決議の中にある検証ははまだ議会に示されておりませんが、されたのかされていないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

緊急質問、服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3月議会で市議会の皆さんから意見をいただいておりますが、それらも踏まえて対応させていただいてまいりました。今、その原因を十分に検証することという趣旨と、もう1つは、指定管理者制度を導入しております施設に対する協定や仕様書の見直しを求められてまいったところでございます。

この件につきましては、さきの6月の議会で見直しをさせていただいて、改正をさせていただいたところをご理解のとおりでございますが、前段のその原因の十分な検証ということにつきまして、このたびの方針の決定に当たりましては、外部委員による幅広い見地からご検討いただいた在り方検討委員会からの提言、並びに庁内検討結果を総合的に勘案いたしまして政策判断をさせていただいたものでございます。

これにつきましては、当然この約2年間の指定管理者による運営によって、撤退に至った状況についても検証を行いまして、当然これも踏まえて今回の判断につながっているものでございます。

そういう中で、議会による決議についても本当に真摯に受けとめさせていただいて、今日まで私どもとしても対応させていただいてまいりましたが、従来から少し触れさせていただいておりますけれども、相手方との問題もございますことから、そのご報告について控えさせていただいているところでございます。

この方向につきましては、昨日も福沢議員でしたか、少し触れさせていただきましたが、また議会に相談をさせていただいた上で、しかるべきときに対応させていただきたいというふうに考えておるものでございまして、この点をご理解を賜りたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が聞いたのは、検証をしたのかしていないのか、これをまず聞いているんです。検証はしたけれども議会には出していないのか、検証がしていないから議会に出せていないのか、どちらなのかお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、この2年間に至る内容につきまして、私どもとしても検証をさせていただいたということでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

検証したのであれば、先ほども市長は決議の重みということを言われましたけれども、私たちは決議でもって原因を十分に検証しなさいよと、議会にも報告をしなさいよということを決議させてもらった。全会一致です。検証はしてあるのにもかかわらず、議会には出さない。相手方があるからとよく言われますけれども、3月からずうっと相手方があるからと言われますけれども、いまだにまだ裁判というような事態にはなっていない。亀山市側も訴えを起こすこともなければ、相手側から訴えを起こすということにもなっていない。もう半年たつけれども、ずうっとそういう答弁です。これで議会の理解が得られるとお考えですか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

3月の議会の提言に対して、私どもが真摯に対応させていただいてまいりました。

今、十分な検証が、先ほど申しあげましたように、今回の政策判断に至ります総合的な検討する過程で、これは十分検証の上、今回の判断に至ったところでございます。この点については繰り返しになりますが、ご理解いただきたいと思っております。

さらに、6月の附帯意見も含めまして、議会の意向を踏まえて進めてまいってきておるところでございます。この点についてもご理解いただきたいと思っておりますが、議会のご理解が得られないということではありますが、ご案内のように、6月に先方、事業者、代理人弁護士のほうから請求書が届いておるところはご承知のとおりでございます。私どもとしましては、亀山として今後の先方との関係に影響を及ぼすようなことがあってはならないという中で、少しその内容につきましては控えさせていただいてまいりました。

先ほど、そして昨日も少し触れさせていただきましたが、今後その検証の内容について、議会とも相談させていただく場面があるかと思っておりますけれども、その点については、私どもとしてもそのような対応をさせていただきたいというように考えておるものでございます。

いずれにいたしましても、今回に至りますさまざまな過程がございましたけれども、これらも踏まえて総合的に判断をさせていただいて、関ロジのあり方につきまして、一定の方向性を昨日お示しさせていただいたということでございます。その中にはそういう検証も当然組み込ませていただいていた判断ということは、ぜひご理解いただきたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

納得できませんね。

なぜこれをくどく言うかという、何事もそうですけれども、何かをやって、その結果として今回の場合はいわば失敗をしてしまった。だからこそ、なおのこと、この原因がどこにあるのか、そのことの教訓はやっぱりきちっと明らかにするというのが次へつなげていくことになるんですよ。どんな事業でもそうですよ。そのこと抜きに、そのことは議会にも示さずに私たちは検証しましたというだけで済ましてしまって、新たに検討委員会が示してくれた提言書に基づいて進めていきますではやっぱり通らないですよ、何事でも。やっぱりまず、なぜそうなったのかということがあって、そのことを二度と繰り返さないということがあって次の問題が出てくるんだと思います。

で、もうこれを繰り返していても時間がたっていくだけなので、具体的に聞きたいと思いますけれども、この提言書の中の9ページに施設の状況というのがあります。それから、10ページにはその他の状況というのがありますね。施設の状況の中には、利用者のニーズに十分適合していない施設であるとか、和室が中心であるとか、バス・トイレつきになっていないとか、こういうような問題。それから、施設の老朽化の問題。それから、その他の状況の中では、市内のビジネスホテルが数多く立地した。つまり、当時から比べれば本当に今7件ですか、客室数にすると約1,000室あるんですね。こういう状況というのは本当に変わってきているわけですね。

こういうことがあったんですけれども、ただ、これは平成24年に指定管理者制度を導入するということを決めたということですから、平成24年の時点で、これらのことはもう既に明らかであったわけですよ。だから、指定管理する前の段階でこういう状況があったということですね。にもかかわらず指定管理をされたわけですから、やっぱりそのところを市長にお聞きしたいんですけれども、指定管理者制度へ移行したことに問題はなかったのかどうか、判断に誤りがなかったのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、これは触れられませんでした。平成20年度にあり方検討としての提言がなされております。その時点でも大変環境が変わってきている。それから、施設の状況について廃止も含めてという検討がなされておるところであります。

それから、22年の7月に、これは議員も当時メンバーであったかどうかちょっと定かではありませんが、議会としての公営企業経営問題の特別委員会を設置されて、この中で特別委員会のみならず、議会としての総意として提言をいただきました。これは、当時直営から公設民営化に向けた検討をされるようにと、するようにと、こういう提言でございました。これは、その当時も当然置かれた状況というのは厳しい認識を示された上で、なおかつその関ロジの営業の継続をやっぱり重視しようというご意向であったと受けとめております。

その後、20年でそれこそ耐震化ができていないという中において、当時としてはこの耐震補強のために約2億円ぐらいコストがかかるという中で、これをどのように対応してさまざまな提言や

検討を具現化していくかということが当時としての、本当にこの議会でもいろんな議論がありましたが、私どもも精いっぱい調査・研究をさせていただいて、平成24年の3月議会でいわゆる直営から指定管理者制度の導入をお示しさせていただきました。

そういう経過の中で、今指定管理者制度の導入が間違っていたのではないかというご指摘ですが、当時としては民間の活力を導入して関ロジを継続させていこうという判断の中で、指定管理者制度以外の選択肢が当時あったかという、それはなかったのではないかというふうに、こう考えておるものでございます。

例えば、民営化と言うても民間移譲とか、あるいは民間委託とか、当時、既に1,500万円程度の単年度損失が出ておりましたので、これを内部留保金で埋めるというような状況の中での、当時としては、この選択肢というのは最善の選択肢であったというふうに考えておるものでございます。

結果として、現在の状況については大変遺憾に思うところがございますけれども、当時の判断として民間活力の導入という観点で判断をしたことについて、これは一定の合理性があったというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり反省の上に立って物事を次組み立てないと、やっぱり私は過ちを犯すと思うんですね。

その点でこの指定管理にこだわるのは、1点、まず先に聞いておきますけれども、今回の今後の方針の中に、民間業者による現在の施設の活用というようなことが書かれていますけれども、この方針の中に指定管理者制度が含まれているのかいないのか、この点だけお答えいただきたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の方針の中で、国民宿舎関ロジについては、運営を継続しないものという決定をさせていただきました。

その運営を継続しないという意味合いでございますが、市によります関ロジの運営を継続しないということですので、指定管理者制度による運営も含めてその運営を行わないと。したがって、指定管理者制度は入っていないということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、民間に現施設を活用してもらおうというような方向は入っているけれども、そのやり方として指定管理者制度は考えていないと。どんな内容になるかわかりませんが、指定管理者制度は入っていない。つまり、これは指定管理者制度がやっぱり間違いだったということの裏返しですよ、これ。もしこれが、指定管理者制度がよかったんなら今度もやればええやないですか。

現に、3月の議会で今後の予定というところで議会に示された文書には、指定管理者の再公募も含めた今後の検討を行うと書いてあるんですよ。このときには、指定管理者の再公募ということも

言っているんですよ。ところがこの段階で、この提言書の中で出てきた方向としては、指定管理はないんだと言われる。というのは、結局、指定管理をやったけれどもやっぱりまずかったという判断に立っているんじゃないんですか。

私は、この指定管理者制度というのは全て否定するわけではありません。業種によっては、どうしても市がやらなきゃならないものは指定管理すべきでないという考え方を持っていますけれども、例えば宿泊とか、それから交流施設であるとかいうようなものは必ずしも市がやらなきゃならないものではないという意味では、そういうものも指定管理が全てだめだという立場はとっていません。

だから、そういう意味では、指定管理もあるのかもわかりませんが、ただ、今言われたように、やっぱりきちっと指定管理者制度を入れてやったことの検証もやって、その結果として今回はしないんだという方向が出されたということははっきり示していただかないとやっぱりまずいんじゃないかというふうに思います。

もう1点、この指定管理者制度、制度という問題が一つあります。それから、もう1つは、じゃあ業者はどうだったのかという問題なんですね。この点についても、業者のことについては余り多くこの中では触れられていません。制度に問題があって、今回の事態が生まれたのかというところではないんだとおっしゃる。制度に問題がないんだとすれば、今度は業者の経営、運営に問題があったと、こういうふうに理解するんですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

例えば、この在り方検討委員会におきましても、今後の運営の課題の整理がなされておるところでございます。それは、6点ほどこの中にも示されて整理がなされておるところでございますけれども、当然社会、経済環境の変化とか、あるいは指定管理者による経営力の不足でありますとか、経営の不振の問題、施設自体の老朽化の問題、あるいはそれ以外のさまざまな問題が整理されておりますけれども、何かこれ1点ということではなかろうかと思えます。さまざまな要素が重なっておるといふふうに理解をさせていただいておりますし、先ほどの指定管理者制度の、さっきくしくもおっしゃられたような公共サービスを、あるいは公共施設を民間の活力によって、例えば民間で担えるような公共事業について、指定管理者制度が一定の役目を果たすということについても評価いただける場面もあるということをおっしゃられましたが、まさにこういう関ロジのような、本来民間事業として成り立つような施設の運営に指定管理者制度が導入されるということについては、当時の判断もそうなんですが、一定の私は合理性やコンセンサスが当然あったというふうに考えておるものでございまして、ただこれだけではなくて、さまざまな要素が重なっておるといふことについては、我々も検証させていただいてきたこととさせていただきます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が言ったのは、要するにこの提言書にあるような状況ですね。老朽化であるとか、市内のビジネスホテルはたくさんできたとか、それからニーズに合わないような施設になっているという、このこと自体は指定管理をする前も後も変わっていないですよ、状況としては。だから、そういう

意味では、指定管理以外の方法ということが選択肢としてとり得たのではないかというふうに思うんですよ。指定管理者以外の方法というのはとれたんじゃないか。現に、この提言書の中には指定管理が外されているわけですよ。それ以外のことをいろいろ出しているわけですよ、更地化するとかいろんなことをね。だから、そういうことができたのではないか。そういう意味で、その当時の判断に問題がなかったのかということという。

やっぱりこれ、どうも大もとのところで指定管理すれば、公がやっていることも指定管理して民間に任せれば何とかうまくいくんじゃないかと。民間に任せれば何とかうまくやってくれるんじゃないかというような甘い期待が、私は理事者の中にあるのではないかと。だから、本当にこういう状況というのはわかっておりながら、指定管理で民間に任せれば何とかなるんじゃないかという甘さがあって、こういうような事態を招いたのではないかなというふうに私は思います。

それからもう1つ、今、指定管理者制度の問題、それから業者の問題も一部市長はお認めになりましたけれども、もう1つ問題は、やっぱり市の対応がどうだったのかということも私は検証すべきだろうというふうに思います。

指定管理の取り消しの後に、基本協定書ですね。市と指定管理者が結んだ、これを一部見直ししましたね。あれは、通告をすれば取り消しを認めていくというような、その通告の時期についてはうたっていない、決めがない。だから、それこそ3月になって来年度からやめますというようなこともできるような基本協定書になっていたと、そういうことを見直しされたわけですけども、やっぱりそういう意味でも、基本協定書の中身が指定管理をできるだけ引き受けていただきたいがために、業者に有利なような内容になっていたのではないか、そういうものが今でもほかの施設でもあるのではないやろうかというふうに思うんですが、そういう点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

3月議会のご提言を受けて、私どもは6月議会におきまして、先ほど触れていただきました、いわゆる指定管理者制度を導入しておる公共施設等々の運用における協定書や仕様書の見直しを行わせていただきました。これは、当時としては一定のスピードをもって対応させていただいたと理解をいたしておりますが、今、後段で触れられた指定管理の仕組みや対応によって、民間企業サイドに有利な項目になっておるのではないかというようなことが往々にしてあるのではないかという見解を問われておるわけでございますが、指定管理者制度そのものは、いわゆる公共サービスを民間の活力をもってより効率化したり、民間のノウハウを持ってサービスを向上させたり、民間企業の特性を生かそうという意図を持った制度でございます。

特に、こういう公営の宿泊施設については、当時でも全国で公営の宿泊施設が120ほどありましたが、既にもう8割程度は、いわゆる指定管理者制度の導入をされておったと。それ以外は、選択肢としては直営ということでございました。なかなか直営はやっぱり厳しい、そういう社会環境の中でさてどうするのかというのはございましたので、指定管理者制度を導入して、この継続を私どもは図ったということではありますが、先ほど民間と行政との役割分担、あるいはリスク分担というものを協定書の中でしっかり整理させていただいて、スタートをさせていただいておるものでご

ざいますので、今回につきましては、そういう民主的なプロセスも経て、そしてそのところは官民の役割分担・リスク分担を明確にさせていただいて、ご案内のように、当時としてはスタートをさせていただいたということで、少しご指摘の部分は当てはまらないのではないかとこのように考えるものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いや、全く理解できないですけど、じゃあ、なぜ5年の契約のところを2年で撤退して、今なお別に市は損害賠償請求を起こすわけでもないわけですよ。こういう実態が現実には起こっているわけですよ。これは、基本協定書に基づいて相手はやっているわけですね、これ。違いますか。だから問題があるのではないかとこのことを言っておるんです。こういうことが許されるわけですよ、今の基本協定書は。5年の契約をしていたけれども、2年で撤退してもね。で、その後、今27年度維持している予算は市が負担しているんですよ。全く道理に合いませんよ、これ。そういうことがまかり通っている。それは何かといたら、基本協定書にそういうことをしても、別に訴えられないような状況になっているんじゃないですか、これ。その問題点を私は言っているわけですよ。だから、そのところをきちんとやらないと、指定管理者制度でいけば何でもうまくいきますよという話にならないとこのことを私は申し上げている。

時間がないので最後に、今後の方向性を出されました。きのうのきょうなんで何ですけども、具体化をいつまでにどんな手順でされる予定なのか、お聞きしたいと思います。それとあわせて、28年度の予算がどうなるふうになっていくのか、このことも含めて時間がないのでお聞きしたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の具体的な対応でございまして、これはきのうも申し上げましたが、今回方向性、基本方針をお示しさせていただきました。これにつきまして、これを具現化していく過程で具体的なスケジュール等々、今後の進め方についても今後さらに検討の上、これはできるだけ早く方針をお示しさせていただきたいというふうに考えておるものでございます。

28年度の予算への反映につきましても、何らかの形で反映させるべく検討をしてみたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今後の方針のところ、民間に募集をかけるというようなことが書かれています。

そんな中できのうも聞きましたけれども、じゃあ今亀山市が負担をして維持管理している部分が28年度以降も続くのかどうかということをお伺いしました。やっぱりこれが決まるまでは負担をし続けるということですよ。

そうすると、本来5年という契約でもって指定管理を受けた業者が2年で撤退した。そのことに

よって生じた問題を亀山市が予算として負担をしている。亀山市が予算として負担しているということは、市民が負担しているということなんです。こういうことが28年度以降も続くということになったら、やっぱりこれは問題だと私は思います。だから、やっぱりそのところは大変でしょうけれども早く結論を出して、28年度の予算でそういうような事態ですね。要するに、まだ検討中だから引き続き維持管理費を持たなきゃならん、結論がまだ出ていないので維持管理を持たなきゃならん、それが29年も続くとか、そんなことのないように、やっぱりこういう対応については、本当に1億5,000万かけて耐震をやってこういう事態になっているわけですから、なおのこと、これ以上予算をかけない、そういうことを早くスピード感を持ってやるということをやっぱり求めたいと思いますが、最後、市長の決意を聞きたいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

既に内部留保金を消化して、既に1,800万円の一般会計からの税金が投入されておるところでございます。

したがって、こういう状況の中で本当に一定のスピードを持って、そしてこれは本当に未来志向で問題解決をしていく必要があるということで、今回方針をお示しさせていただきました。

今後につきましては、私どももその方針の具現化のために最大限の最善を尽くしてまいりたいと思いますので、議員各位のまたご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

○議長（前田 稔君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

次に、2番 西川憲行議員。

○2番（西川憲行君登壇）

お願いします。

それでは、この関ロジの問題、あり方というものが、方向性が出たということがきのう報告されました。今、先ほど服部議員の質疑の中でいろいろな答えが返ってまいりました。

私、まず最初に聞きたいのは、この在り方検討委員会が報告、提言を出されました。それを受けて市長が新たに方針を決定したと。それについては先ほどの議論の中でもありましたように、いろいろな総合的な判断をされたというふうにお伺いしました。

その中で、まず市長がもともと考えていた関ロジのあり方、今後関ロジをどうしてこうというプランがあったと思うんですけど、そのプランとこの在り方検討委員会の提言との中身については同じだったのか。違いがあったのならどの辺があったのかということについて確認させてください。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の在り方検討委員会は、委員長を先頭に10名の皆さんが非常にそれぞれの立場から建設的

な意見を活発に展開いただきました。敬意を表したいというふうに思いますし、一定の提言をいただいて、これをしっかり真摯に受けとめて対応させていただきたいと思ってまいりました。

この提言の内容と市長が思っておることとどうだったのかというご質問でございますが、当然検討委員会を尊重することではございますが、おおむねあるべき姿の方向については一定の共通のものがあるんだろうという、そういう感じを持たせていただいております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

私どもぼぷらのほうは、前にこの補正予算が出てきて、在り方検討委員会を立ち上げたいという予算に対して反対意見を出しました。そこにおいては、やっぱり市長が決めればいいじゃないかという思いがあったんです。

で、今確認させてもらうように、内容が結果提言も同じであるならば、やっぱり市長が前もってこういうふうに関ロジのあり方を持っていきたいというのを先に出されて、それから委員会の中でそれらをもむというのが今までのスタンスだったと思うんですよ。今回に限って変わってきたんじゃないかなあと私は思うんです。

今まで、平成20年も在り方検討委員会がなされたという話が先ほども出ていました。で、庁議を積み重ねてきたと。その中の経緯を尊重していくんだということも言われています。ただ、先ほどの話の中では矛盾点がたくさん出てきていますよね。前のときは、指定管理というのを一つの方向性だと。先ほど市長が答弁された中には、全国を見渡したところ、8割のところは指定管理をしていると。残りは直営だと。指定管理か直営かしか選択肢はなかったんだとたった今答弁されました。でも、今回は指定管理でも直営でもなく、民間に委託する、あるいは移譲する、民間からの公募による今後のあり方という方向性を出されました。

これ、平成20年の在り方検討委員会から積み上げてきた協議とは全く矛盾すると思うんです。その点について矛盾はないのか。あるいは、市長が今までやってきたことに対して、あるいは答弁されてきたことに対して、何らかの反省があって今回考え方を変えられたのか。在り方検討委員会の意見を受けて変えられたのではないということ先ほど確認しました。市長の考え方とおおむね変わっていないということですので、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

在り方検討委員会と市長の考え方が、当然おおむね独立した組織として頑張って検討いただいたその結果として、私どもも内部での調査・検討を重ねてきておりますので、そういう意味ではおおむねそこは共通の認識に近いということを申し上げたので、その点は誤解のないようお願いをしたいと思います。

それから、今、平成20年の関ロジ在り方検討委員会の提言にも触れていただきましたが、その間の検討や今まで発言をさせていただいておりますものにそごがあるのではないかと、こういうご指摘を今頂戴いたしました。

平成20年3月当時、これ私の就任の1年前でございますが、この当時行われました亀山市国民

宿舎関ロッジ在り方検討委員会より提言として、耐震性のある新館部分の機能を生かして存続の方向性を探るという提言がなされております。その際、今後に向けてという項目の中で、今後市は提言を踏まえ、実現可能性を検証するための調査・検討を加えていくと、こういうことが付言されておるものでございました。その後、市としてその提言の可能性を調査するため、平成22年、これは私が就任をさせていただいた翌年でございますが、株式会社百五経済研究所に対しまして、国民宿舎関ロッジの運営手法検討調査業務の委託を行いました。

調査結果といたしましては、条件つきで指定管理者制度への参入の可能性があるというものでございましたので、ただし、この折には前提となる耐震工事が未実施でございましたので、耐震工事をやる必要があると。そのためには、相当のコストがかかるということが明らかとなり、当時約2億円ぐらゐのコストがかかるということでございます。その後、平成22年7月に議会からのご提言をいただき、さまざまな検討の過程で民間活力によって関ロッジを継続させていく方向を模索しております中で、非常に安価なコストでもって耐震工事がなされる工法をこの議会からも提言いただいて、それを採用することで当時約1億5,000万の内部留保資金の範囲内でこれをなし得ることができると。これによって、指定管理による運営の可能性があると明確になりましたので、平成24年3月の議会で直営から指定管理者制度への移行の考え方をお示しさせていただいて、その後、具体的な作業に入ってきたということございまして、その間に申し上げてきたことと、当時の提言とか報告とのそごということについては、一定のリンクをさせながら前へ進めてきたというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

ご丁寧な過去の経緯をいただきました。

確かに言われるように、20年の提言の中には調査・検討を行っていけというふうに書かれております。で、それもやられてきたということは、平成24年に市の亀山市行政改革統括管理委員会というところの資料、きのうの資料の中に入っていますけれども、その中では計画的な事業の廃止に向けて進めていくべきであるとの考え方もあるというふうに書かれています。これは多分、今市長が言われた平成20年からの調査・検討を続けていった中での一つの方向性だと思うんですけども、この点については、市長はもともと関ロッジの廃止というものは頭の中に考えてみえたんじゃないのかなあと私は思うんです。3月と6月の質疑の中でも幾つかの質問の中で、市長は廃止も含めた幅広い検討を在り方検討委員会に求めていくと言われております。この廃止ということが市長の頭の中にあつたのは、平成24年当時からあつたんじゃないかと私は思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この24年の行政改革統括管理委員会の国民宿舎事業の方向性についてという、これは当時として内部での整理をさせていただいたものでございますが、決して関ロッジを廃止という方向へ向かわせると、こういう方向で全てを動かしてきたわけではございません。

ちょうど今触れておられるのは、この国民宿舎事業の方向性についての中で、廃止に向けて計画的に進めていくべきとなって記載がなされておりますので、このようなことをおっしゃっておられるんだろうと思いますが、これは、実は平成24年3月に指定管理者制度へ移行させる、これと同時に行政改革の視点で、その後5年間進めるわけでございますが、民間活力の導入により存続を図っていくこの方向は、もう既に、同時に同時進行しておるわけでございますけれども、おおむね10年の事業展開を想定して全てが動いておるところでございますし、あの中にも明記されておりますが、内部留保資金1億5,000万をその財源としてこれをなし遂げようということを経営の中で示しておるところでございます。それは、既に今から指定管理へ移行させる、いろんな検討をしながら前へ進める、それと同時にその事業の展開について一定の方向性を明記したものでございました。

当時、私自身に対してこの議会の議論もございましたが、地域振興の視点ではなくて、行政改革の視点でこの指定管理者制度の導入を進めるのかという厳しいご指摘をされた議員さんもお見えてございました。当然、行政改革の視点は持ちつつ、地域振興や観光振興の拠点としてこれを継続させようという考え方の中で当時動かしたものでございまして、廃止をどうこうということでこれが進んできたことではないということはずいぶんご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

市長の考え方の中に廃止はなかったということでございますが、ただ10年をスパンとして今後この事業を終息に向かわせていくための計画は、同時進行で進めていたというふうに言われました。

ということは、関ロジの寿命といたら変ですけども、施設の老朽化も含めて、10年後にはいずれ何らかの結論を、今の継続が無理になるということも考えてみえたと思うんですよ。それから、提言書の中にも建てかえの経費や、これからの施設の管理にかかる経費を長期的に見ていかなければいけないというようなことも書かれています。

ということは、今から逆に今後民間に委託するといっても、やっぱり今の現建物を使うのではなくて、やっぱり一旦更地にするという部分がまず第一の方向性になってくるのかなあというふうに考えているんですけども、ただ私が思うのは、今までも調査・検討はしてきたんだと今言われました。この20年のときに調査・検討を行わなければならないと提言書にあって、その調査・検討も行ってきたと。そうして、24年には庁内会議の中である一定の方向性として、事業の廃止も含めて民間の指定管理に移すことで10年先を展望していこうというふうに考えていたんだと言われました。そのときはまだ廃止はなかったと言われていたんですけども、でも今回、この指定管理が突発的に事業の廃止を求めることになりました。

で、今、先ほどの服部議員の話で、今後どのように具体化していくんだということも、今後計画をしていくというような答弁をされました、先ほどね。ということは、調査・検討はしてきたけどプランは何もなかったんだと。関ロジの今後について、未来のビジョンを市長は描いていなかったのかということに私は疑問を抱くんですけども、同時進行で関ロジがあと50年も60年もつものではないということはわかっているわけですから、その中でどういうふうな結末を迎えるべきなのかということは今まで考えていなかったのか。

そして、もし考えているのであれば、なぜ今回このように3月の時点から今まで半年間結論を先送りしてきたのかということが疑問なんです。市長が言われるように、スピードのある市政というのであれば、すぐさま手を打つべきではなかったのか。もし、今結論が出たように、建物をそのまま使うにしても更地にして使うにしても公募するのであれば、3月の時点から公募の準備にかかれれば4月以降公募ができていたんじゃないかと思うんです。その点、市長は何も考えていなかったのか、無策だったのかという点はいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員が議員にご就任いただく平成25年2月以前の当時のそれぞれの議会での、あるいは地域社会における、あるいは内部のさまざまな検討や議論の過程の積み重ねの中で、この関ロッジに向き合い、これを前へ進めてきたというふうにご考えておるところでございまして、その点については、先ほどの24年の方向性は、まさにさまざまなことを考えながら、そしてここでの議会の議論や地域振興や行政改革や、そういうことを本当に総合的に考えながら、将来に向けて内部の中で整理をされたものでございます。

そういうことも着実に前へ進めてきたわけですが、結果として今の現状の中で、私ども遺憾に思うところはございますけれども、これを、本当に今の問題を未来志向で問題解決して前へ動かしていくと、このことがより重要であるという認識のもとに現在その努力をしておるところでございまして。

その意味で、少し議員の勘違いとかいろいろあるかと思いますが、そういう経過の中で今日を迎え、そしてなおかつ、この関ロッジの今後のありようについて今方向を示しましたので、さらなる検討の中でこれを具現化させていくということについては、今後の対応をしっかりとさせていただきたいと思っております。

これ、スピードが遅かったんじゃないかということでございますが、当然民主的な手続やさまざまな専門家のご意向、英知を入れてこの問題をやっぱり前へ進めていこうという中で取り組ませていただいてきたことでございますので、その点もあわせてご理解をいただきたいと存じます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

今言われたように、市長、24年の意見・提言、庁内で検討を重ねてつくられてきたものでございますという言い方をされましたけど、まさに人ごとのような答え方はやめていただきたいなあと僕は非常に思うんですよ。それが残念です。市長が就任されてから出てきた検討の方向性でありますので、やっぱりこの言いようには市長の意向というものが少なからず入っていたと私は思うんです。

そこにいろんな議論を、市民の意見、議会の意見を積み重ねながら結論を出してきたと言われても、結局誰の意見を聞いたんですかという話になると思うんです。でも、変な言い方ですけど、市長の役職というのは多くの人の意見を聞いて、その中から1つの意見を選択して決めていくことが一つの仕事だと思うんですね。決断をするということだと思います。そのために選挙とい

う中で選ばれて、皆さんから委託を受けている、委任されている仕事だと思うんですよ。その中で、この3月から今に至るまで時間がかかったんじゃないかと。それもいろいろなプロセスが、手続があつてと言われるとそうじゃないですよ。こうしようと決める権限を市長はお持ちなんですよ。

ということは、市長が言われるように、スピード、コミュニケーションというのは、確かにいろんな人の意見を聞いてとられています。だけど、先ほど服部議員の中でもあったように、検証はやったけど検証の中身については報告できないと。これ、コミュニケーションなのかな、オープンなのかなあとその辺も疑問に思うところですよ。やっぱり市長の言われていることには、何か言動不一致というか、乖離があると思うんですよ。やっぱりそこが我々の不信感を招いていて、そこで理解してくれと言われても説明が十分に果たされていない中で本当に理解ができますかということなんです。

これからの関ロジを未来志向で考えていこうと言われてますが、でもずっと未来志向で考えられていたわけですよ、21年に就任されてから。その中でやっぱり一つの通過点として、指定管理者は間違いだった、あるいは指定管理者の業者の選定が間違いだった、その点について、先ほどの服部議員も何度も聞かれていましたけど、そのところを明らかにされていない以上、未来志向に進むことはできないんじゃないかと私も思います。指定管理を今回は、まず選択肢から外された。そして、民間に委託する分については変わらないんだと。そして、民間に委託して、民間の活力で行政の力を補っていくんだというような答弁もされておりましたので、ちょっと別の角度から聞かせていただきます。

市長の考える民間活力の活用については、市の行政の中でどのようなものはできて、どのようなものはできないのかという判断があると思うんですけども、市の行政の中で民間活力にこれだけは任せないよというものは逆にあるんでしょうか。ある意味、市の行政機関の中でほとんどのものを民間に指定管理なり、委託なり、移譲なりすることでできるのか、そういうふうには思うんですけど、例えば病院も今赤字で問題が出ていますけど、そういうものも民間移譲しているところもあります。ごみの収集や焼却についてもやっているところもありますので、逆に市の中で本当に行政がやらなければいけない、そういうものはあるんですか。市長、その辺のお考えを聞かせてください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょっとご質問の趣旨がわかりませんので、反問権でもう一度かみ砕いてご質問いただけたらと思います。

○議長（前田 稔君）

ただいま市長より反問権の申し出がありましたので、議長においてこれを許可します。

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

行政が行っている市民サービスの中で、民間に任せてはいけないものというのを市長はあるとお考えなのか。あるいは、全ての事業を民間に任せて民間活力を活用することで、市の行政は効率よく、あるいは経費が少なく、人的な労力も少なくできるとお考えなのかです。それによって、今の

直営がだめで、民間に委託することがいかにメリットがあるのかということについて私は聞きたいんです。市長の考えがわかりませんが、民間に委託はできないというものが市の中にあるのかなのか、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（前田 稔君）

ただいまの反問に対する答弁を願います。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、民間にアウトソーシングするようなことができない業務というのは、行政のサービスの中に、行政事務の中には当然あるというふうに理解をいたすものであります。

○議長（前田 稔君）

西川議員に伝えますけれども、緊急質問ですので、ログジの今回のあり方についての内容に要旨をまとめて質問をしてください。

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

言われましたように、アウトソーシングできないものもあると。そんな中で、やっぱり関ログジのことを考えてもアウトソーシングすべきなのかすべきでないのかということが、結局24年のときに出したお答えにつながってくるのかなあと思うんですよ。これは、アウトソーシングできなかったものなのではないのか。

先ほど服部議員も言われましたけど、24年の段階でビジネスホテルも7棟、1,300人からの宿泊客を収容できるものが亀山市にあって、関ログジのある一定の売り上げが落ちてきたという事実は変わっていません。平成20年に全てのホテルができ上がっていますのでね。で、老朽化の問題も年々古くなることは当たり前であって、新しくなることはありません。

それから、耐震の問題もありました。市長は、内部留保金、内部留保金と言われますけれども、逆に言えば、あのときにアウトソーシングせずに内部留保金で今の建てかえとか更地にする云々という議論がなされていれば変わっていたのかなあというふうにも思います。でも、市長はあのときは適切な判断だったと言われていまして、反省がない。私は、そこが非常に残念であります、残念です。

で、今後の話ということで、先ほど聞かれましたけど、計画をつくっていく上でタイムスケジュール的なものは示していかれると言われました。では、そのタイムスケジュールをいつ示すんですかということになると思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、その前段で、議員がアウトソーシングできたものではなかったのではないかと、24年の判断について触れられました。同時に、今も触れられた建てかえとか更地化する選択をしなかったことは、あのときにしなかったことはどうだったのかと、こういうことも触れられました。

しかし、議員は25年ご就任でございますので、当時のああいう中でのいわゆる公設民営化への展開というのは、さまざまな議論やさまざまな状況を踏まえて、みんなの英知の中で判断をさせていただいたものでございまして、じゃあ、指定管理者以外に民営化の選択肢がほかにあったのかど

うか、そここのところは、今議員は別の意味でおっしゃられましたか、かといって、じゃあ直営がその選択肢であったかということ、そういうことではなかったというふうに私どもは考えております。

そういう決断、あるいは判断の積み重ねの中で今日を迎えております中で、一定の今後の展開について方針をお示しさせていただきました。今、そのスケジュールをどうするんやということをおっしゃられました。今回、この9月議会の最終日に間に合うようにさまざまな検討を重ねて、方向性、方針を示させていただきました。この具体策に、具現化に向けてはさらなる検討をさせていただいて、可能な限り早い段階で議会並びに市民の皆様にお示しをさせていただくと、これはきのうから申し上げておることでございます。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

私が議員になる前の話だから私もわからないところはあるんですが、ただ、その場その場、そのときそのときで適切な判断をされて、そのときに必要な議論の中で積み上げてこられて今の結果があるということですね。

そのときに十分な議論はなされていますけれども、10年先のことを話して、10年先どうするんだという話の中での決定ではなかったと今の答弁からは伺えるんですよ。ということは、今の段階でこの議論をして方向性を示されても、今後の未来志向の話をしようと言われても、本当にじゃあ、今から5年先、10年先どうしていくんだという議論の中身は伝わってこないですよ。やっぱり過去の経緯、歴史から学ぶことがなければ未来志向はできないと私は思います。未来志向の話をするとということであれば、今後、民間にお任せして関ロッジの跡地利用、建物、もしくは更地にして利用していただくということですが、それについての市長のお覚悟というか、どこまでの本気度というのかをお伺いしたい。

例えば、シャープを誘致したときには、亀山市は40億円というお金を出して誘致しました。市長は、そういうようなお金を出してまで誘致して、あそこの観音山公園の関ロッジというものを再生しようと思われているのか。あるいは、うちは全くお金は出さないよと、税制優遇とかも考えてないよということなのか。

さらに言えば、今現にある観光振興ビジョンとか、後期基本計画の中にも関ロッジの位置づけというのがあると思うんです。これらは、今後年数が来れば変更もありますけれども、関ロッジの計画とあわせて早期にこの辺も変更しながらやっていくのか。これは膨大な事務的仕事が残っていますけれども、その点はどのように考えてみえるのでしょうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

観音山公園のあり方とか、それから地域振興・観光振興の視点から基本的な本市としての考え方を整理して、その上でこれをどうしていくのかということは、きのうの方針の中でお示し、考え方を申し上げたところでございます。

ただ、具体的にどこまでそれにお金をつぎ込むのか、あるいはどういう形で進めていくのか、そういうお問い合わせでございますが、先ほど申し上げましたように、今後具体的などういふ検討をし

ていくかというのは、次の段階で検討してまいりたいというふうに思いますので、きょうの時点でそれが定まっておるものではございません。

しかし、その決意を問われておるところでございますが、私どもとしては、この関ロジのあり方の方針をお示しさせていただいて、これは責任を持って具現化に向けた最善の努力をさせていただくということを従前から申し上げてまいっておるところでございますので、それはご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

西川議員。

○2番（西川憲行君登壇）

責任を持ってこれからのあり方を検討していくと言われましたけど、結局、指定管理にしたこと、それから指定管理の業者が5年契約を2年で打ち切られたこと、この点についての責任をとってないじゃないですか。とっているんだったら、今現にこの後どうするんだということを示して、早急に対応することが私は責任のとり方だと思うんですよ。そのことをされていなくて、今後は責任をとっていくと言われても、余り信憑性がないのかなあというふうに感じます。

で、予算決算委員会のときに、私、まちなみの歳入が少ないんじゃないかという指摘をしました。そのときに答弁では、観光客が伊勢神宮の遷宮でふえるだろうという見込みで歳入を大幅に見積もったけれども少なかったと。これ、結局、三重県は観光客が倍増して、よそはたくさんの観光客が来ている中で、亀山市だけが少なかったのかなあというふうに感じます。

これ、今市長が言われた観光政策とかも含めて亀山市が失敗をしているんじゃないのかなあというふうに、私は26年度の決算を見て感じたところで質問させていただきました。やっぱり、今市長は責任ある対応をとっていくと言われますけれども、決算の数字にもあらわれているじゃないですか、観光政策の失敗がね。800万円ぐらい入ってくるだろうと思っていたのが五百何十万しか入ってこなかったよというのは、これは明らかに見積もり違い、見込み違い、今の関ロジと全く一緒ですよ。民間の活力を導入すれば、関ロジが再生すると見込んだところが見込み違いだった。経営力があって、集客ができるだろうという業者を選定したけれどもそうじゃなかった。まさに、これどうなんですか、無責任なんじゃないですか、逆に。それは私のせいじゃないよと。社会情勢の変化だよと。業者が悪いんだよと。でも、あの当時は指定管理以外に方法はなかったんだよと。それは余りにも納得できないと私は思うんです。だから、今言われたように、観光政策全てから見直して関ロジのあり方を検討していくのではなくて、関ロジだけを検討しています。その中で関ロジだけが再生できると私は到底思えない。

それで、今聞いても、今後検討していく、これから示していく、責任を持ってやっていくということしか言われていないので、本当に不安に感じるのは私だけなのではないでしょうか。これからの市長の政治姿勢そのものが私はここにあらわれてくるのではないかなあと思うのでこの質問をしているのです。関ロジだけではなく、亀山市全体の政策にも市長のあり方が余りにも無責任に映ると見えるのは私だけではないでしょうか。責任ある答弁をしていただきたいと思っております。本当に28年度の予算で維持管理だけなのか、公募する予算も多分含んでくるだろうと思うんですよ。でも、それをいつの時点で示すのか。トータルのタイムスケジュールはまだ検討していくというお答えはわかります。ただ、早急にはではなく、いつまでに今後の再生プランを出されるのか、その点について、最後お聞か

してください。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

責任を持って対応をさせていただいてまいりましたし、今後もその思いでございます。観光政策を見直すとか、地域振興のあり方とか、ご指摘の部分は真摯に受けとめさせていただきたいと思えます。

ただ、今後具体的にどうしていくのか、あるいはそういう見直しの作業、いついつまでにどうなのか、このことについては、今後の検討の中でしっかり対応させていただきたいと思えます。これをきょう発言できないという中で、無責任だというご指摘については大変遺憾でございますけれども、ぜひこれに対して議会と本当に情報を共有しながらよくしていきたいという思いでみんな努力しておるわけでございますので、その点についてはご理解・ご協力をよろしくお願いいたしたいと思えます。建設的な議論をしていきたいというふうに考えておる中で努力を、最善を尽くしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前田 稔君）

2番 西川憲行議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 5時10分 休憩）

（午後 5時19分 再開）

○議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

この国民宿舎関ロッジを取り巻く環境は、昭和42年に建てられて、営業をやられて、関町の時代であったんですが、合併後、市営ということでやられたと。その中には、今日に至るまでにいろいろな経過はあろうと思えます。今も2名の方が質問された中でも、在り方検討委員会とか、議会からの提言とかいろいろあったわけでございます。特に議会の提言の中でも、やはりそのときには、まだこの宿舎は必要やと。それで、民活を入れてでもやったらどうやという提言はしております。

その中で、今回、1回この指定管理の中でエムアンドエムがやめられたということは、向こうの都合によってやめたわけですね。我々は、議会としては、民活を入れてやりなさいという提言をしておる中で、1回やられてもうやめようと。向こうがやめてきたので、もう一遍在り方検討委員会にかけるんやという話はいかがかなというふうに思っておりますし、その中でも、いわゆる今回の在り方検討委員会の提言の中でもいろいろ述べられております。この提言を市長としてはどのように受けとめられておるのか、再度確認したいと思えます。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先般も少し触れさせていただきましたが、高井委員長を初め今回10人のそれぞれの専門性を持たれた地域の皆さんも入っておられますが、委員の皆さんが本当に建設的に、真摯に限られた時間でありましたが活発なご議論をいただいて、提言としてまとめていただきました。このことについて、本当に敬意を表したいというふうに思っておるところでございます。

当然、この検討、先ほどもお話がありましたが、私どもの内部でもさまざまな検討を重ねてまいったところがございますけれども、これらを尊重して次の具現化に向けた取り組みを進めさせていただきたいと、このように強く考えさせていただいておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

その在り方検討委員会の方は有識者の方々でございますので、専門家の方も見えます。そのような中でこの提言が出てきております。

しかし、我々議会としても、22年でしたかな、提言させていただいておる。そういうのはそうすると軽く見られておるのか、確認したいと思います。我々の提言はどう受けとめておるのか、今の中で。いや、今回の在り方検討委員会に敬意を表されるぐらいなら、我々の議会の思いはどうであったのかというのを確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成22年7月であったと思います。改選の直前であったと思いますが、あのときにいただいた、これは特別委員会の調査・研究事項でございましたが、当時としては、特別委員会として全員協議会でお諮りをいただいて、全員協議会の総意として、議会の意思として議長から頂戴をした記憶がございます。あそこに書かれた内容、私どもも二元代表制の尊重というか、重要視を認識して今日に至っておりますが、当然十分認識をさせていただいて、特に3点目に記載されておったと思うんですが、公設公営から公設民営を視野に入れた民営化を早急に検討するよというご提言をいただいております。そういう中で、それも踏まえて耐震の問題とか、財源の問題とかさまざまな課題がありましたけれども、そういうものを整理しながら平成24年3月の直営から指定管理者制度の導入へと至ったということで、これは当然十分尊重させていただいて進めさせていただいてまいったというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私も特別委員会の委員の一人であったんですが、いろいろな角度からも議論して提言したという記憶がございます。

そういう中でやはり指定管理を導入され、エムアンドエムが辞退したので、そうするともう指定管理はノーやというような考えになったのか、そこらだけ確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

答弁願います。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

その後の今日に至るさまざまな状況の検証とか、それから検討委員会の検討とか、これは本当に総合的に勘案をさせていただく中で、私どもとしては先ほど申し上げたように、今後休館中の国民宿舎関ロッジについては運営を継続しないという決定をさせていただいたものでございまして、その意味は、指定管理者制度による運営も含めて市による運営を行わないということで考えておるものでございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

在り方検討委員会の提言の中にも、亀山市の観光振興、地域振興に寄与する交流施設として関ロッジに期待される役割は残っておるという中でも、赤字とかいろいろな収支の中で見て、また老朽化が進んでおると。老朽化にしても、我々が提言してからまだ10年もたっていませんし、そんな老朽化と言われるあれもないとは思うんですけれども、しかし、専門家が見たら老朽化しとるのやというふうにここに掲げられております。

そういう中で、やはりこのような最終的な提言は、今後については、まずは亀山市、特に関宿の観光振興、まちづくりの戦略としての観音山公園の位置づけについて検討すべきである。その上で、現施設の民間事業者による活用の誘致、現施設の取り壊し、更地化することによって生まれる空間への民間事業者による施設建設の誘致、あるいは市による跡地整備などにより、関宿と一体化した観音山公園の活性化を目指していくべきであるという提言をいただいております中で、これを真摯に受けとめられて、今度亀山市の方針が出されておったのか、まず確認します。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の検討委員会の提言、それから内部でさまざまな調査・検証もやってまいりました。議会でのさまざまな議論もありました。こういうことを本当に総合的に勘案をして、今回の方針の決定に至ったものでございます。

昭和42年開業の関ロッジ自体は、本当に多くの皆様に、市内外の皆さんに愛されて今日に至っておるところでございますが、経営環境の変化でありますとか、施設の老朽化等によってなかなか赤字運営の解消は困難な状況にあると理解をいたしております。

今後、この同施設を継続的に運営していくということについては、赤字収支に対する補填でありますとか、施設老朽化に伴い必要となってくるような設備更新費等に対して、もう既に内部留保金を消化しておりますので、1,800万円ほど税金が一部もう入っておりますので、今後これらの対応に多額の市税の投入が必要になってくるという局面が見込まれておるといのが現在の状況でございます。

こういう中におきまして、非常に国民宿舎関ロッジの持つ宿泊とか食事とか、会議の機能等につ

いては、民間事業者とも競合する領域でもございますので、こういった施設の運営を進めていくため、しかも老朽化した施設に対して継続的な公費の投入は非常に現状においては困難であると。こういうことも踏まえ、検討会やさまざまな内部の検証を総合的に判断させていただいたということでございます。その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

市の方針が出されております。今後は亀山市に、特に関宿の観光振興やまちづくりにおける観音山公園の位置づけを検討した上、市により更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行うとともに、あわせて民間事業者による現施設の活用について募集を行うと、このようなことが書かれており、方針として出されておりますが、やはり市により更地化するということは非常に金もかかるだろうと。きのうの全協の中でも、私らはそこはわかりませんが、7,000万とかいう数字が出ておりましたが、そういうものも市費でやらなければならないだろうと。今、先ほど来の質問の中にも、今後予算的にどうやっていくのやということで、私は明快な答弁が出ていなかったなあとと思うんですが、これぐらい方針に掲げておるのに、やはり予算的な措置はしていかならんだろうというふうに私は思いますが、考えをもう一度確認したいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後のことにつきましても、先ほどもスケジュールとか、その内容につきましても、今後の検討の中で整理をさせていただいて、できるだけ早くお示しをさせていただきたいと考えてございます。当然その中で新年度の予算でありますとか、対応につきましても、何とか反映したいという思いで検討してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この9月の定例会末までに一定の方針をお示しさせていただくという、議会の附帯決議も含めてタイトなスケジュールではございましたけれども、積み上げてまいったところでございますが、これを受けて、その具現化のために次の段階へ進めてまいりたいと思いますので、議員各位におかれてはご理解を頂戴したいというふうに思います。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

新聞にもこのように出されております。きのう、取材に記者が来てみえたと思うんですが、きょうの新聞にこうやって出ています。やはり市民は新聞を頼りにしますね。民間が入ってこなければ、参入がなければ解体しますよ、壊しますというタイトルですね。

そうすると、市長、もうはっきりここで答えを出しておかないとだめですよ。私思いますけれども、解体するには何千万かかるかわからんけれども、やはり解体して、新たな施設を民間を使ってでもやってもらうという考えだと思います。きのうの全協の説明の中でも、私はそう解釈したんですけども、今の施設を使うということは全く考えていないのか。私が質問を出しておるのは、関ロジの再生についてというものをいさしてもよろうてますので、再生はできないのかどうか、確認

したいと思います。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後については、亀山市、特に関宿の観光振興やまちづくりにおける観音山公園の位置づけを検討した上で、市により更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行うとともに、あわせて民間事業者による現施設の活用についての募集を行いたいと考えておるものでございます。

再生とおっしゃられました。当然、今日に至るさまざまな過程での現状も踏まえて、このような方向性をお示しさせていただきました。まずは、運営を継続しない中で今申し上げたような、これをどのように進めていくのか。具体的なことを検討の上、それを前に進めていきたいと、現在はそういう考え方でございます。

○議長（前田 稔君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

私はもうこれで最後にさせていただきますが、やはりこういう事業、再生的なものをやるにはスピード感が必要だと私は思います、特に。民間を募集するのにも、やはり解体するのも早く検討して答えを出して、スピード感を求めていってほしいなという苦言を呈して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田 稔君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

緊急質問という、亀山市議会例にない議会としての機能を果たす機会を得たことは、私、30年議員をやっておって喜ばしいことやと思うて、精いっぱい市長にお尋ねしたい。

昭和42年（1967年）、ちょうど私が18歳のときでしたわ。18歳のときに観音山に国民宿舎関ロッジができて、わしは関ロッジのネオンサインを見て66まで大きくなってきたんやけれども、たまたま1986年ぐらい、昭和62年ぐらいに関の町会議員にならせてもらいまして、30年、ずうっと関ロッジについていろいろ注視させてもうた。

今、我が会派の西川君からいろいろ質問してもろうて、いろんなことを言わはったけれども、五、六年やった市長に、30年、わしも見ておって、指定管理というものを選んで、議会の提言とか、平成19年から始まって平成24年までの検討委員会、議会でも検討委員会をやったと。その中で、議会の意見も尊重してというようなことを言わはったけれども、服部議員の質問の中で、今後の運営について、指定管理について考えておらんと。ほかのことでちょっと確認していきたいんですわ。

これは、きのう出してもろうた市長の方針、きのうの全協でも、この四角で囲んだ文章は市長の方針かどうかということ、市民文化、関支所、観光振興室の全協資料というようなことをかたくなにやらはった。答えてもらわんだ。きょう、たまさか議長宛てに市長からの議会への回答やという形で、そういうような文書が市長の名前で議会のほうに報告された。

ちょっと聞かせください。

この四角囲みの中の、現在休館中にある亀山市国民宿舎関ロッジ、運営について継続しないものとする。これは一つの判断やな、市長の。で、一番下に、また劣化が著しいブルートレインについては早期に売却等の処分を進めると。これも一つの方針ですな、市長の。これは一つの市長の考え方やで、あり方検討、この間37万8,000円を使こうしているんな、わずか8時間で10人がああでもない、こうでもないと言うてしてもうた結論が出てきた話。

ちょっと確認させていただきたいんですが、今後はというところの部分で、1行目はともかく、市により更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行いと、これはどういうふうに市長は方針を決められた。その内容を教えてください。ここにあなたの考え方が書いてある。これ一遍、わしの頭じゃわからへん。ちょっとかみ砕いて教えてもらわんと、わし頭が悪いもんで、総合的な判断とかそんなんじゃわからんのやわ。

きょう緊急質問をやるよというときに、関の方ですけれども、どないなるんやろうと。今、宮崎さんが示したこの新聞、関ロッジ。何とかせなあかんぞ、清蔵よという話やったんやわ。私も亀山市議会議員の一員ですから、そういうような方のお声も当然市長さんにお伝えせんならんで、今指摘させてもろうた部分、どういうふうに市長は方向性を判断されたか、一遍聞かせてくんなはれ。頼みますわ。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今の今回の方針の、市により更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行うという意味を教えてくださいということですが、先ほど来より申し上げてまいりました、約半世紀近く、開業後48年になります関ロッジの老朽化の問題とか、それから今の施設自体の機能の問題とか、この検討委員会等々のご提言でも、これに対して継続的な公費の投入によってこれを維持していくということは適当ではないという方向、結論を出されておるところでございます、これらも踏まえ、あるいは内部の検討も踏まえ、私どもとしては、現在休館中のロッジについては運営を継続しないものと決定いたしました。

そういう意味では、民間のノウハウをぜひ導入したいということではありますが、現在の施設を前提に考えるということになりますと、当然制約があるかというふうに思います。そういう意味で、更地化した上に民間としてのご提案を公募したいという意味でございますので、そこはそうようにご理解いただきたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

この検討委員会で更地化にするというのも、公費の投入はだめだよという議論は出たわけやな。そうすると、更地化するのは行政がするのかな、市がするのかな。新たな施設建設の誘致を行う中で、民間業者が更地化にしてもうてやるんかな。公費は投入したらだめだよこの10人の人に言われたわけやろう。そうすると、公費は投入したらだめやということは、更地化するためには、新たに施設を誘致する人が更地化するんかな。それはどうやな。これは市でつくるのかな。新たに誘

致した人らがするのかな。どっちだと思とる、その判断。簡単に言うて。頼みますわ。まだ聞きたいことようけあるで。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現状の施設に継続的に公費を投入していくということについては、困難であると。したがって、民間の公募をかけますけれども、当然なかなか民間として解体をしてまでやっていただくところがあれば、それにこしたことはありませんが、現状はなかなか難しいと思います。そういう中では、当然行政として更地化するという中でその後の提案を求めていきたいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、更地化するのは公費を投入することやな、一つ確認。それでよろしいな。公費によって更地化すると。これで一つ。

あわせて書いてある、これ並行したことや。どっちかわからん。民間事業者による現施設の活用について公募を行う。公募を行う期間を教えて。何カ月をもって公募するのか。当然方針を決めたら、スケジュール、コミュニケーション、オープン、スピード、行財政改革でもスピードを重視すると言うとるんやから、どんだけの期間を考えておるのか。総合的な判断でもう期間を決めてござるやろうね。あなたの任期は29年2月までしかないのや、市長の任期は。29年の2月に。あと1年半なんや。公募期間はいつまでやな。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど来から申し上げておりますが、具体的なスケジュールにつきましては、今後さらに検討の上、できるだけ早く方針をお示しさせていただきたいと思ひますし、平成28年度の予算編成や次の段階へ展開できるよう早急に検討し、お示しをさせていただきたいと、このように申し上げてまいっておるところであります。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、僕が聞いているのは無理か。募集を行うやで。行うつもりですとゆうてない。行うや。行うというのは、今から何日まで、何カ月というので行うのや。行うつもりですとゆうたら今の答弁でいい。行うとゆうて限定しておるんや。わしは国語の先生とちゃうでわからんけれども、よう字も読まん、字もあるか、募集を行うというのは、期間はどんだけやとゆうておるはずですよ。それを聞かせくださいとゆうておるんや、28年度の予算で。

大体、皆さん質問で聞かれた、28年度予算は維持管理費は計上する。これは一つやと思う。当然維持管理費がなければ、電気がとまったら浄化槽が動かんや、掃除をせんことには。そして、防

犯カメラの作動ができやん。だから、維持管理費が要るもんで、公募を、募集を行うと決めつけておるの、これ。そして、そういうような方針を出したんでしょ。それを聞きたいんや。28年度の予算で関係ないがな。それを聞いておるの、私は。言えやんのかな、これ。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

方針でもお示しをさせていただきましたが、まずやっぱり観音山公園の位置づけをしっかりと一回検討させていただくと。この上で、今申し上げております更地化後の民間事業者の誘致でありますとか、現施設の民間からの提案を受けていきたいというふうに考えておりました、きのう発表させていただいた私どもの見解、考え方につきましては、方向性をお示しさせていただいたと考えております。この具体的な中身につきましては、次の段階で早急に対応させていただいて、議会並びに市民の皆さんにお示しをさせていただくということで、これはご理解・ご協力をいただきたいと思いますが、まずは次の段階の検討をし、同時に今後の募集にしてもどういう募集の方式がいいのか、あるいはさまざまな今の土地の。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

はっきり言うてくれさ。

○市長（櫻井義之君登壇）

ですから、今方向を示させていただきましたが、具体的なスケジュールや中身については、今後の検討とさせていただくとはっきり申し上げておるところでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あなたが市長やなかったら、わしこんなことを言わへん。亀山市民5万人の首長でいろんな予算もやるんやから、方針を決めるんやから、何事をするにもあなたの判断、決断、選択と集中のもとによって判断していくのやで、募集を行うというのやったらいつまでに募集を行う。

そんなんやったら、更地化をするのが先か、募集をするのが先かどっちやね、それを聞かせて。指定管理はしない、そのかわり更地にして民間に移譲すると。あわせて、募集をかけて民間に委託みたいにすると、貸すと。借家みたいな借地にすると。その公募を行うと。これはいつまでやというの、ここでやっておる議員各位もわしは知りたいと思うがな。それで、市民の人も知りたいと思っておる。それわからんかなあ、わしの言うておること。28年度の予算編成とかそんなのは関係ないの。募集をかけるのはいつからいつまでやと。例えば、28年3月31日までを期限として募集をかけるのかどうかということを知りたいの、私は。そこを知りたいの。時間がないで頼むわ。ぐにやぐにや言うたらんと。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

前提として、これは今方針を示しましたけれども、観音山公園の中の位置づけを本当に整理しながら、その上で今後の民間の活力の提案を考えていきたいと思っております。

きのうも少しご質問ありましたが、土砂災害防止法の絡みがどうなるのかとか、さまざまな課題もあります。こういう中で、私どもとしてはどうするのが、どういう募集の形態、あるいはどういうことをどういう時期に対応するのがベストかということについて、きのう、きょう、方向、方針をお示しさせていただきましたが、次の段階で早急にその議論、検討を進めさせていただいて、お示しを早い時点でさせていただきたいと、前へ進めていきたいというふうに考えておるものがございます。具体的に何月何日からこの募集をさせていただくということ、それからその募集の内容は、中身はどうだということについては、今後の検討の中で整理をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんないい加減なことばかり言うておっは、亀山市はどこを向いているかわからん。頼むわ。やっぱりあなたが首長になって、19年から24年までいろんな議論をやった。で、指定管理として選んだ。これは、あなたがまた種やな。直営を指定管理にした。そういうふうに仕向けた。確かに議会からもいろんな提言があった。こういうようなことも、指定管理も考えた中で市長は検討すべき、選択すべきやという提言はしてある。その提言の結果、指定管理ということで指定管理を選定してやっとな。1億4,000万の金が投入された。内部留保金を使うたな。それで、指定管理が、途中で業者が逃げていったな。そうすると、あなたがまた種を誰が刈るんや。あなたがまた種を誰に刈らせるつもりやな。その金は、市長みずから手を汚してでも刈らなあかんやないかな、その問題を。それが首長の仕事と違うんかな、あなたの。その認識はないのかな。私のまたいた施策が、指定管理者制度というのは議会の提言もあったけれども、最終決断をしたのは私、櫻井義之、亀山市長が決断した。だけど、2年足らずで指定管理者である業者が撤退をしたと、赤字を理由に。その結果、今日に至っておるわけ。

前も言うたように、各市内に関ロジの休館の看板をかけよと言うても、いまだに看板はかかっておらん。一部はかかっておるけれども。看板をとりはったんや。休館の「館」もない。そういう中で、あなたのまた種を誰が刈るつもりや、誰に刈らせるんや。私はあなたが刈らなあかんと思っておるがな。そういうような思いはないんかな。刈るつもりがあるのかないのか、それを聞かせて。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市長の責任はどうだということをおっしゃっておられるんだろうと思います。

今日に至る過程でのそれぞれの時点において、オープンな議論を経て合理的な判断を実行してきたというふうに思っておりますし、当然行政責任として、私どもはその責任の中で最善の努力をしてきたというふうに考えてございます。

一方、現在のこの局面において、これを問題解決していくという1点については、当然責任ある政策判断をさせていただいて、これを実行していこうということで、昨日その方向をお示しさせていただいたということでございますので、そういう思いで臨ませていただくということで私どもも

努力をいたしますが、ぜひ議員各位におかれては、ご理解とご協力をお願いいたしたいと思っております。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それなら、この文章の確認をしましょう。おさらいします、私なりに。

関ロジは継続しない、指定管理も導入せん、募集もする、募集期間はわからん、何やら観音山の公園整備について検討すると。民間参入、更地にして山の中へ公園をつくるらしいけどなあ、あなたの考え方は。もう結構やわ、地域の人間として。更地にしてもうて何を植えるんやな。

もう1つ確認したい。

この事業計画の中に、昭和42年に本館ができた。昭和60年にブルートレインを設置した。平成9年にエレベーターを新設したんですよ。このエレベーターを新設するとき、関町議会のときに、かなりけんけんがくがくの議論があった。必要・不必要で。そのときの首長のときに、エレベーターを設置したらどうやというときにできなかったの。町長がかわって、新しい町長になったときに、エレベーターを設置して3階中広間の活用を図るべきやということで、5,000万をかけてエレベーターをつくった。そのときは、首長の判断やった。そのときに皆さんが、ええもんをつくってもろうと。これで関ロジの3階も楽に行けると。今までは3階を利用せんならんときは、高齢者の人らはみんながおんで運んだんや。活用もできやんだ。ええのができたのうという話で、そのときは町長ようやったなあという話やった。

それで、ブルートレインに戻りたい。劣化が著しいブルートレインというのは、早期に売却等の処分を進めると書いてあるけど、このブルートレインの処分、売却等の「等」とは何ぞやな。市長、どういう意味ですか、売却等の処分を進めて。意見の中で、まあこれに興味のある人らがおるで、その人らが買いますやろうという話や。ばかなことを言わんといてよ。

きのうも小坂議員が言われたけれども、800万円で買って、クレーンであそこへつり上げて、わしが関町議会議員に選出してもらう前の年やったんや。関町の町民は大騒ぎやった。このブルートレインは、この間、最後に全国で走っておった寝台車というのかな、最終ってさな、走ったわな。そのときに、鉄道ファンやとか旅行ファンがこれは乗らなあかんというて、ようけ列車に乗ってニュースにもなったんや。そのブルートレインが関にあるのや、関ロジの下に。あれを売って鉄くずにしてええもんかとわしは思う。やっぱり先人がしたことは、私らが守っていかなあかん。守る努力をせなあかん。

たまたま観音山公園の横にはSLの機関車があります。その横に倉庫があるんやわ。その横にトイレがあるんやわ。小坂さんもちよっと話しておったけど、あの倉庫を壊してブルートレインを下まで持って行って、そして機関車とブルートレイン、これは昔の寝台車やったんやぞと。わしは後世の子供らに伝えたい。それは関にあるのやと。そういうような考え方はないかな、市長。売ったらええのやと、鉄くずにして。あれ、何ぼで売れるんやな。わしはよう女房に怒られるけれども、あんた、何でもかんでも倉庫に入れて、ほるのは嫌い。今の若い連中はほるのが好きや。新しいもんがどんどん出てくるからな。だけど、古いものは残していく。ちよっと話は違うけれども、ブルートレインをそういうふうを活用するという気持ちは起こらんだんかな、市長、ちよっと聞かせてくれ。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私も大の鉄道ファンでございますので、思い入れは当然一人一倍でございます。

今回のブルートレインにつきましては、昭和43年の製造の非常に貴重なものでございますが、ご案内のように、施設の老朽化が著しくなっておるといふこと、それからこれもご案内のように、ブルートレインの地盤が傾いておるといふことの危険性、これも従来からの課題でございますが、こういうものもひっくるめてこの車両自体は、鉄道ファンにとっては大変貴重な車両であることも考慮いたしまして、早期に必要とされる方への売却等の処分を進めるのがベストというふうに考えたものでございます。

売却等の「等」というのはどうやということでもございましたが、おっしゃるように、これは必ずしも全てを売却できるとは限らないというふうにも思います。いろんな譲渡でありますとか、解体・撤去等も含めて、そこには「等」ということで記載をさせていただいたものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

がっかりしたわな。あんた、亀山市議会議員を4年やって、14年間県議会議員をやって、市長も五、六年やっておるのかな。観音山の位置図もわからんのか。私が置けばええやないかという場所は、今のところと違うんやで。今関ロッジの前に置いてあるけれども。私が置いたらええがて、どこってわからんのかな。二十四、五年、あなたも関・亀山地区をずうっと歩いてみえるけど、わからんのかなあ、私が言うた位置。思い浮かばんかなあ。もう一遍確認したいわ、私が言うたところ。反問権を使うて、絵を描いたろうか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然場所は理解をさせていただいておりますが、議員のご所見はよくわかりますが、最終的に私どもとしては総合的に判断をさせていただいて、先ほど申し上げましたようなことを考えますときに、売却等の処分をさせていただくという方針として確立をさせていただいたものでございます。当然、議員の考え方とは違うかわかりませんが、市としての方針として整理させていただいたものでございます。

○議長（前田 稔君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

櫻井市長の、私も同じ櫻井やけど、あんたの一番悪いところは、一部ではこうちくなんや。一部ではね。で、一部では総合的な判断とぼかして政治をやろうと思うとの。売却等という中で一つの指定管理になったときに、エムアンドエムにもう休館してもよろしいよと言うたときに、わしは関ロッジの存続は危ういと思うた、あんたに任しておつたら。

だけど、せめて関ロッジがあったというあかしのものはわしは残しておきたいねん。それがブル

ートレインねん。だから、下の相撲広場の上に機関車広場があって、その横に倉庫があるので、その倉庫をぶっ潰して、せめてブルートレインだけでも残して、昔、平成27年当時の市長櫻井義之という人が関ロッジを潰してしもうたと。だけど、あの山の上には、このブルートレインという、四十何年前に買った町長が、関ロッジの繁栄のために寝台車の客車部分をあそこへ設置したというあかしを私は残しておきたいのや。今の状況やったら、あなたの方針やったら、この関ロッジの存続、建物の存続というのは危うい。

そして、更地化にするというのは公費でやると今明言した。募集もいい加減なことを言うておる。そんな中で、せめてあかしだけは残しておきたいと思っておるの。そのあかしがブルートレインやと私は思っておる。違うかな。あなたに任しておいたら、この亀山市どこ向いていくかわからんわ、わしはもう。中途半端なことばかり言うなよ。あるところでは売却を決めたとかたくなに言い続ける。売って、その収益はどこに入れるのやな、一体。何ぼで売れるんやな、こんなもの。まだ売るのに金がかかると思う。

何はともあれ、時間もないので、経営会議もやるし、優秀な部下もお見えになるやろうで、精いっぱい皆が理解できて、さすがに市長やなという判断を下した中での返答をせめて28年3月定例会の開会日には示していただきたいと思うがいかがですか。

○議長（前田 稔君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今後の具体的な進め方についても早急に整理をさせていただいて、議員、市民の皆さんにお示しをさせていただくという考えで進めさせていただきたいと思えます。

3月の定例会の開会までにということで、当然それまでに整理をさせていただきたいというふうを考えております。

○議長（前田 稔君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

以上で緊急質問は終了しました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成27年9月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。

（午後 6時10分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年9月25日

議 長 前 田 稔

副 議 長 鈴 木 達 夫

3 番 高 島 真

1 2 番 宮 崎 勝 郎